

令和2年度  
茨城県包括外部監査報告書

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

令和3年2月26日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重

令和2年度  
茨城県包括外部監査報告書

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第1部から第3部に共通する事項

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 第1部 | 債権管理に関する財務事務の執行について             |
| 第2部 | 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について |
| 第3部 | 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について       |

令和3年2月26日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重

## 目 次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間 .....	1
第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
第4 監査の主な要点.....	4
第5 監査の主な手続.....	4
第6 監査の対象機関.....	5
第7 監査の実施期間.....	5
第8 監査従事者.....	5
第9 利害関係 .....	5
第10 その他.....	6
<b>II 共通事項</b> .....	7
第1 教育委員会の概要.....	7
第2 教育庁等の機構.....	9
（1）教育庁.....	9
（2）学校及び学校以外の教育機関等.....	10
（3）教育委員会事務局の所掌事務について.....	10
第3 茨城県の財政状況及び教育予算について .....	17
1 一般会計.....	17
（1）総 括 .....	17
（2）一般会計款別歳出決算に占める教育費の割合 .....	18
（3）地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等 .....	19
2 教育委員会の令和2年度の予算状況について.....	20
（1）令和2年度当初予算.....	20
（2）令和2年度の教育費予算項目.....	21
（3）令和2年度の教育庁課別予算.....	22
（4）教育費予算の推移.....	23
第4 教育委員会における未収債権の状況.....	24
第5 教育委員会における指定管理者制度.....	25
第6 県立学校の現状.....	26

(1) 中学校 .....	28
(2) 高等学校 .....	28
(3) 中等教育学校 .....	32
(4) 特別支援学校 .....	32

## I 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

### 第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間

#### 1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第1部 債権管理に関する財務事務の執行について

第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について

第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### 2 監査対象期間

令和元年度（自平成 31 年 4 月 1 日 至令和 2 年 3 月 31 日）。ただし、必要な範囲で過年度及び令和 2 年度についても監査対象とした。

### 第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

平成 30 年 11 月 26 日に中央教育審議会から「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が公表され、「第 4 次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、概ね 2040 年頃を見据えた総合的な検討が実施された。

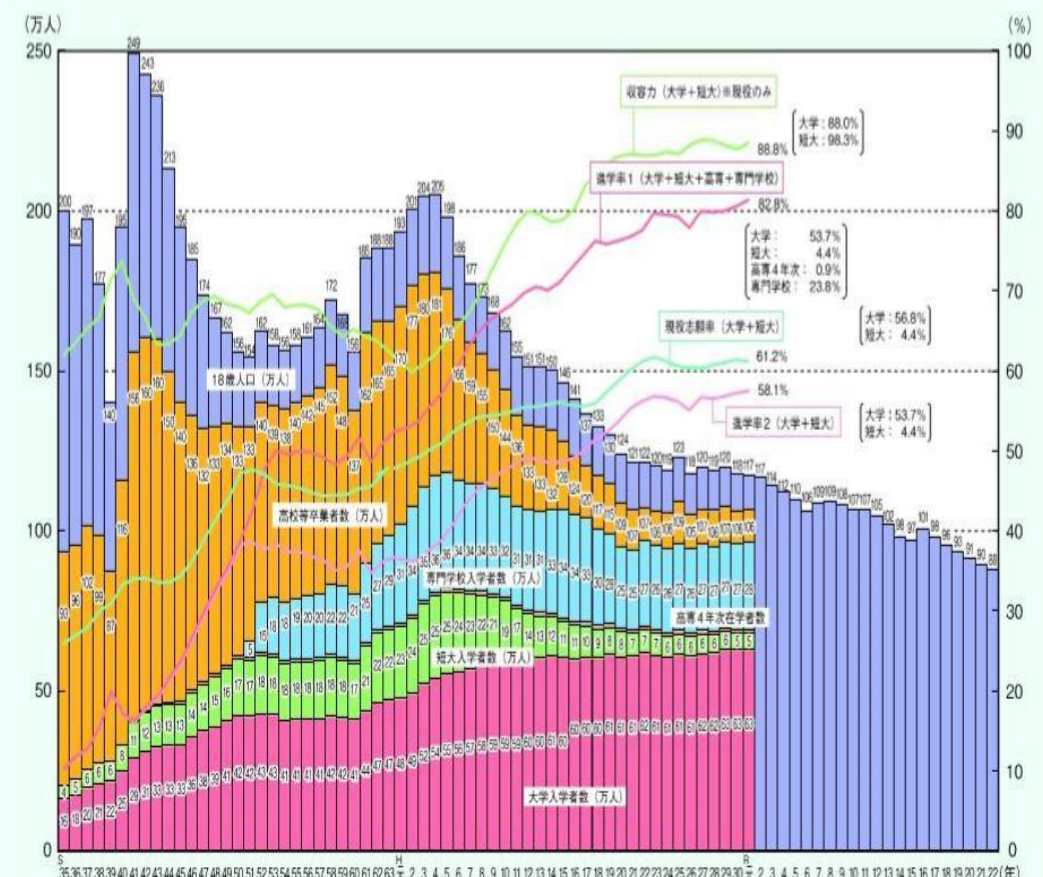
2040 年には、18 歳人口は約 88 万人まで減少すると予測されており、文部科学白書（令和元年度）において、「18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移」が開示されている。

図表 2-5-2 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃までほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

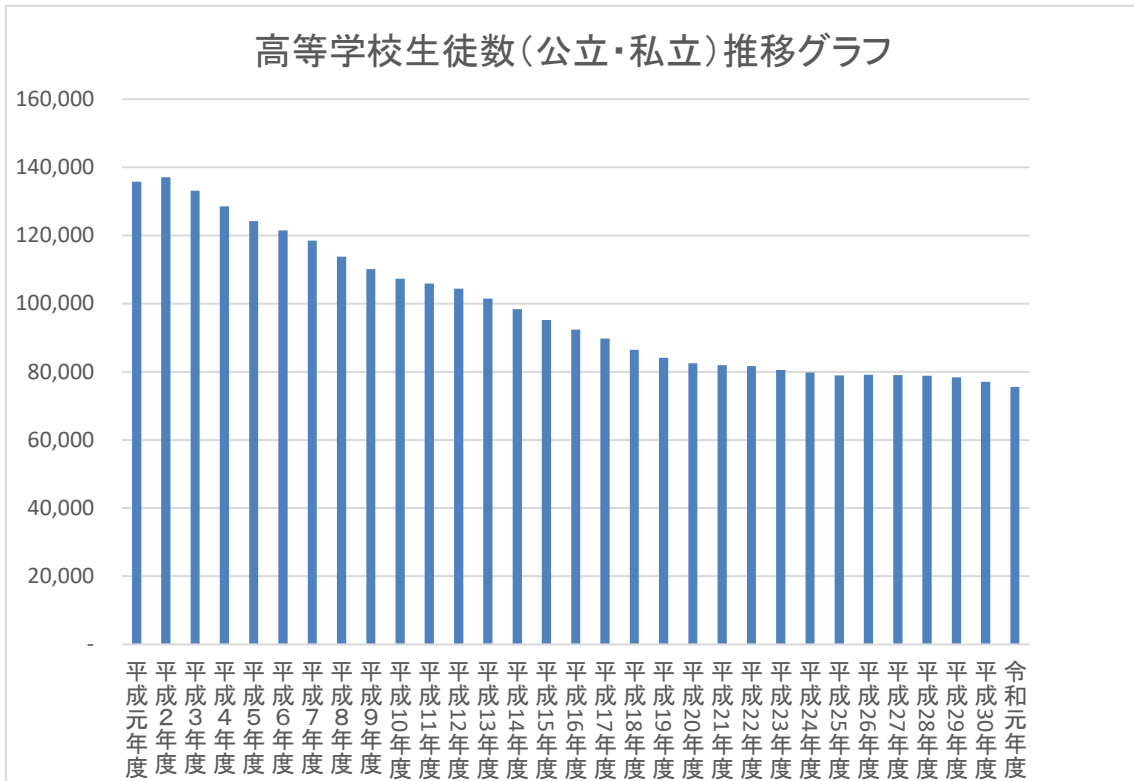
- 18歳人口＝ 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1＝  $\frac{\text{当該年度の大学・短大・専門学校の入学者数, 高専4年次在学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 進学率2＝  $\frac{\text{当該年度の大学・短大の入学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 高校等卒業生数＝高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率＝  $\frac{\text{当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数}}{\text{当該年度の高校等卒業生数}}$
- 収容力（※現役のみ）＝  $\frac{\text{当該年度の大学・短大入学者数（※現役のみ）}}{\text{当該年度の大学・短大志願者数（※現役のみ）}}$



※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。  
 (出典) 文部科学省「学校基本統計」、令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

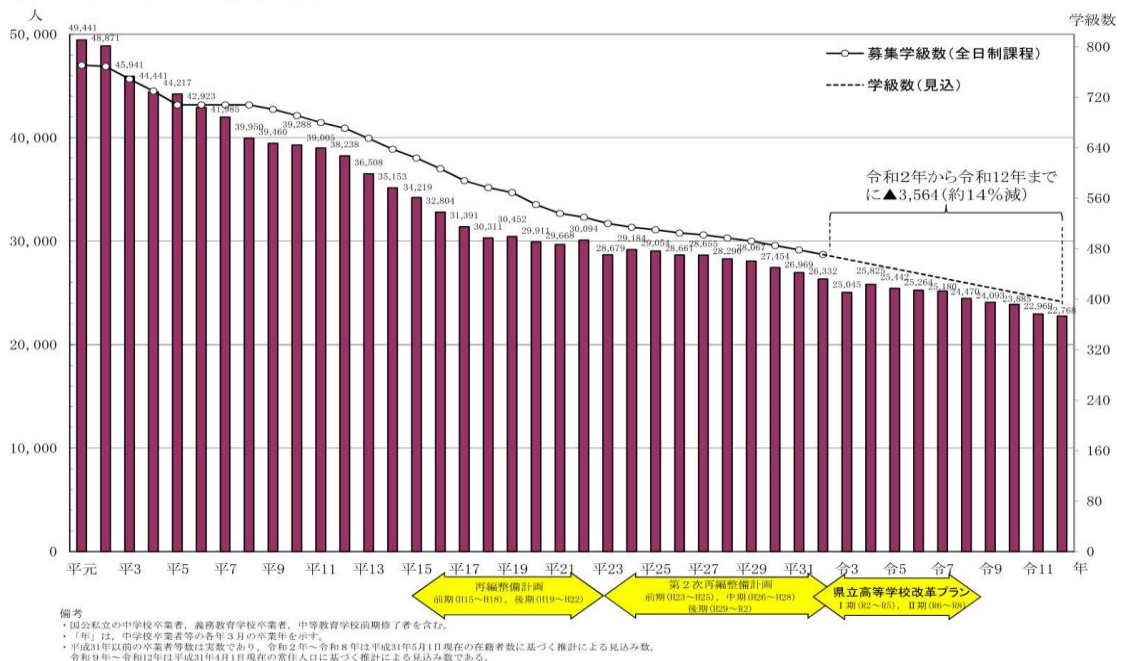
18歳人口の2040年問題は、県立学校においては、3年早く到来する問題ととらえることができると思う。

茨城県における平成元年度から令和元年度までの高等学校生徒数(公立・私立)の推移グラフは、次のとおりである。



また、「県立高等学校改革プラン実施プランI期(2020年度～2023年度)(第2部)」(令和2年8月茨城県教育委員会)において、予測されている茨城県の「中学校卒業生数等の推移」は、次のとおりである。

【参考2】中学校卒業生数等の推移



したがって、高等学校生徒数の減少傾向はさらに継続することになる。

このように、近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、大きく、また、急激に変化している。

茨城県教育委員会では、「いばらき教育プラン」において、「一人一人が輝く教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」をテーマに掲げ、「社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成」、「確かな学力の習得と活用する力の育成」、「生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進」、「誰もが安心して学べる教育環境づくり」の4つの基本方針のもと、茨城の未来をつくる「人財」の育成に向けて様々な施策を進めており、県民としても関心があるところである。

また、財政面においても教育費は、令和2年度当初予算では255,752百万円と、茨城県予算総額の22.0%を占めており、県行政における重要な歳出部門となっており、教育予算の適正な執行に対しても高い関心を持っているところである。

そこで、教育委員会の所掌事業は多岐にわたっているが、次の3点に着目して監査を実施することとした。

- ① 税外未収債権（特に延滞債権）の管理状況
- ② 指定管理者制度の運用状況
- ③ 県立学校の運営等の管理状況

以上の3点につき、独立した包括外部監査報告書を作成することとし、「特定の事件（監査テーマ）」は、次の3部構成とした。

- 第1部 債権管理に関する財務事務の執行について
- 第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について
- 第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について

なお、個別の「特定の事件（監査テーマ）」として選定した理由は、各包括外部監査報告書に記載している。

#### 第4 監査の主な要点

「監査の主な要点」は、各包括外部監査報告書に記載している。

#### 第5 監査の主な手続

「監査の主な手続」は、各包括外部監査報告書に記載している。



## 第6 監査の対象機関

教育庁，県立学校及び学校以外の教育機関等

※詳細は，各包括外部監査報告書に記載している。

## 第7 監査の実施期間

令和2年7月8日から令和3年2月26日まで

## 第8 監査従事者

### 1 包括外部監査人

資格等	氏名
税理士・公認会計士	坂本 和重

### 2 包括外部監査補助者

資格等	氏名
弁護士	白石 裕
税理士	水庭 清隆
税理士・公認会計士	坂本 祐輝
税理士・公認会計士	小川 哲
税理士	山口 烈

## 第9 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）につき，県と包括外部監査人及び包括外部監査補助者との間には，地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第10 その他

### 1 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

【指摘】 財務に関する事務の執行等において、合規性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適切でないこと）も含む。

【意見】 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

### 2 端数処理について

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

## II 共通事項

### 第1 教育委員会の概要

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関である。

この教育委員会制度は、常勤の教育長と一般市民(レイマン)である非常勤の委員で構成される教育委員会の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されている。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第3条において、教育長及び4人の委員をもって組織されるが、茨城県においては、「茨城県教育委員会の委員の定数を定める条例」を制定し、委員の定数を6人としている。

教育委員会事務局の組織は、本庁及び県内の5つの教育事務所(水戸、県北、鹿行、県南、県西)から構成されている。

#### ○地方自治法

##### 第二款 教育委員会

第一百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市

が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

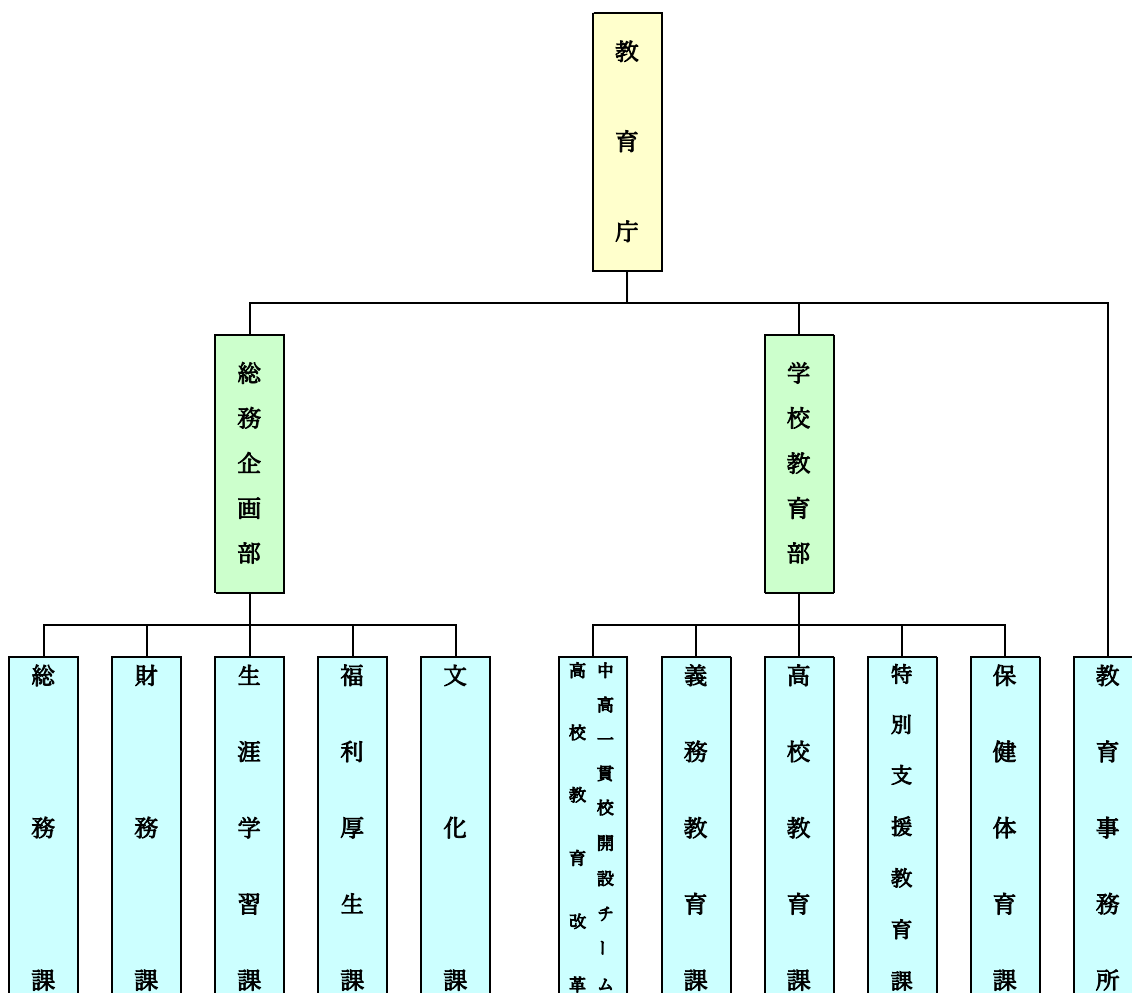
**○茨城県教育委員会の委員の定数を定める条例**

茨城県教育委員会の委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条ただし書の規定により、6 人とする。

## 第2 教育庁等の機構

### (1) 教育庁

教育庁の組織体制は、次のとおりである。



- ※1 総務課には、人権教育室が設置されている。
- ※2 生涯学習課には、就学前教育・家庭教育推進室が設置されている。
- ※3 義務教育課には、生徒指導・いじめ対策推進室が設置されている。
- ※4 高校教育課には、ICT教育推進室が設置されている。
- ※5 保健体育課には、健康教育推進室が設置されている。

## (2) 学校及び学校以外の教育機関等

学校及び学校以外の教育機関等の状況は、令和2年5月1日現在で次のとおりである。

### ① 県立学校

学校の種類	学校数
中 学 校	6 校
高 等 学 校	96 校
中 等 教 育 学 校	2 校
特 別 支 援 学 校	23 校
計	127 校

### ② 学校以外の教育機関等

- ア 図書館
- イ 近代美術館（つくば分館，天心記念五浦分館を含む）
- ウ 陶芸美術館
- エ ミュージアムパーク自然博物館
- オ 埋蔵文化財センター
- カ 教育研修センター
- キ 生涯学習センター（水戸・県北・鹿行・県南・県西）
- ク 青少年教育施設（中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家）
- ケ 歴史館
- コ 運動公園（堀原・笠松）
- サ 里見野外活動センター
- シ ライフル射撃場

## (3) 教育委員会事務局の所掌事務について

教育委員会事務局の所掌事項は、次のとおりである。

# 教 育 庁

## 総務課 教育政策室

- ・教育行政の基本的な計画に関すること。
- ・重要政策及び重要事業についての企画，調整及び進行管理に関すること。
- ・県議会との連絡に関すること。

- ・各課間にわたる事務又は事業に係る企画又は調整事務のうち教育長が特に命ずる事務に関すること。

## 総務企画部

### 総務課

- ・教育に係る重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- ・総合教育会議に関すること。
- ・教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。
- ・教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- ・職員の定数に関すること。
- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ・市町村立学校及び県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の給与に関すること。
- ・職員及び教職員の児童手当に関すること。
- ・職員及び教職員の子ども手当に関すること。
- ・職員に係る損害賠償に関すること。
- ・職員の研修に関すること。
- ・行政考査に関すること。
- ・事務の改善合理化に関すること。
- ・教育委員会の会議に関すること。
- ・秘書事務に関すること。
- ・儀式、表彰及び褒賞に関すること。
- ・陳情等に関すること。
- ・教育調査統計に関すること。
- ・教育に係る広報及び広聴に関すること。
- ・県域テレビ放送による教育情報放送の企画及び総合調整に関すること。
- ・教育行政に関する相談に関すること。
- ・教育行政に係る地方分権の推進に関すること。
- ・市町村教育委員会等に関する指導及び助言に関すること。
- ・市町村教育行政の広域化に関すること。
- ・公告式に関すること。
- ・公印に関すること。
- ・文書の管理に関すること。
- ・教育委員会規則等の審査に関すること。

- ・法令の解釈その他法制に関すること。
- ・訴訟事務処理の調整に関すること。
- ・教育に関する法人及び公益信託に関すること（芸術文化の振興を目的とする法人及び公益信託にあっては，学校教育に関するものに限る。）。
- ・職員団体に関すること。
- ・庁内取締りに関すること。
- ・教育事務所に関すること。
- ・県立専門学校に関すること。
- ・公益財団法人茨城県教育財団に関すること（他課の所管に属する事業の委託等に関するものを除く。）。
- ・庁内の連絡調整に関すること。
- ・教育情報ネットワークに関すること。
- ・教育委員会の情報化推進に関すること。

## 人権教育室

---

- ・人権教育に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

## 財務課

---

- ・県立学校及び市町村立学校の施設設備に関すること。
- ・県立学校に係る公有財産の取得，管理及び処分に関すること。
- ・教育委員会所掌の予算決算に関すること。
- ・県立学校及び市町村立学校に係る予算の執行に関すること。
- ・県立高等学校及び県立中等教育学校等の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金に関すること。
- ・公立特別支援学校の就学奨励費に関すること。

## 生涯学習課

---

- ・生涯学習の企画，調整及び推進に関すること。
- ・青少年教育，成人教育その他の社会教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- ・社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- ・公民館，図書館その他社会教育施設に関すること。
- ・視聴覚教育に関すること。



- ・教育の日に関すること。
- ・社会教育関係団体に関すること。
- ・県立図書館，県水戸生涯学習センター，県北生涯学習センター，県鹿行生涯学習センター，県南生涯学習センター，県西生涯学習センター，県立中央青年の家，県立白浜少年自然の家，県立さしま少年自然の家及び県女性プラザに関すること。
- ・就学前教育の推進に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- ・家庭教育の支援に関すること。

## 福利厚生課

---

- ・職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。
- ・職員の保健に関すること。
- ・職員，教職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害補償に関すること。
- ・職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。
- ・公立学校共済組合に関すること。
- ・一般財団法人茨城県教職員互助会に関すること。

## 文化課

---

- ・芸術文化に関すること(学校教育に関するものに限る。)
- ・文化財に関すること。
- ・銃砲刀剣類の登録に関すること。
- ・博物館に関すること。
- ・県近代美術館に関すること。
- ・県陶芸美術館に関すること。
- ・県立歴史館に関すること。
- ・県自然博物館に関すること。

# 学 校 教 育 部

## 高校教育改革・中高一貫校開設チーム

---

- ・県立高等学校，県立中学校及び県立中等教育学校の適正配置に関すること。
- ・県立高等学校，県立中学校及び県立中等教育学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。

- ・県立高等学校, 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜及び通学区域に関すること。

## 義務教育課

---

- ・市町村立学校(高等学校を除く。以下この項において同じ。)教職員の任免, 分限, 懲戒, 服務その他の人事に関すること。
- ・市町村立学校教職員の定数に関すること。
- ・市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ・市町村立学校の管理の指導及び助言に関すること。
- ・市町村立学校の適正配置に関すること。
- ・市町村立学校の設置, 廃止, 名称変更等に関すること。
- ・市町村立学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- ・市町村立学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- ・市町村立学校に係る教育課程, 学習指導その他学校教育に関すること(特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除く。)
- ・市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- ・市町村立学校教職員の現職教育に関すること。
- ・教科書その他教材に関すること。
- ・市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関すること。
- ・市町村立学校に係る教育研究団体に関すること。
- ・市町村立学校教職員の職員団体に関すること。

## 高校教育課

---

- ・県立中学校, 県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員, 技術職員, 学校栄養職員及び技能労務職員(以下「県立高等学校教職員等」という。)の任免, 分限, 懲戒, 服務その他の人事に関すること。
- ・県立高等学校教職員等の定数に関すること。
- ・県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ・県立中学校, 県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関すること。
- ・県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関すること。
- ・県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関すること。
- ・県立中学校, 県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程, 学習指導その他学校教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- ・県立中学校, 県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。

ること。

- ・ 県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関すること。
- ・ 県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関すること。
- ・ 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。
- ・ 教科書その他教材に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。
- ・ 県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- ・ 県教育研修センターに関すること。
- ・ 県奨学資金に関すること。
- ・ 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- ・ 市町村立高等学校に関すること。
- ・ 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

## 特別支援教育課

---

- ・ 県立特別支援学校教職員(事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。)の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。
- ・ 県立特別支援学校教職員の定数に関すること。
- ・ 県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ・ 県立特別支援学校の管理及び運営に関すること。
- ・ 県立特別支援学校の適正配置に関すること。
- ・ 県立特別支援学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。
- ・ 県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- ・ 県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- ・ 県立特別支援学校教職員の職員団体に関すること。
- ・ 県立特別支援学校の教育課程，学習指導その他学校教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- ・ 障害児の就学に関すること。
- ・ 教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関すること。
- ・ 教育職員免許法認定講習に関すること。
- ・ 教職員(私立学校を含む。)の免許に関すること。
- ・ その他特別支援教育に関すること。

## 保健体育課

---

- ・ 堀原運動公園及び笠松運動公園の管理に関すること。

- ・ 県立里美野外活動センターに関する事。
- ・ 県営ライフル射撃場に関する事。
- ・ 公益財団法人茨城県体育協会に関する事。
- ・ 教職員に対する学校体育の指導及び助言に関する事。
- ・ 学校体育に関する事。
- ・ スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事(国体競技力向上対策室の所管に係るものを除く。)
- ・ スポーツ推進審議会に関する事。
- ・ その他スポーツに関する事(競技力の向上に関する事を除く。)

## **国体競技力向上対策室**

---

- ・ 競技力の向上に関する事。
- ・ スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事(第 74 回国民体育大会に係るものに限る。)

## **健康教育推進室**

---

- ・ 教職員に対する学校保健, 学校安全及び学校給食の指導及び助言に関する事。
- ・ 県立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。
- ・ 学校保健, 学校安全及び学校給食に係る関係団体に関する事。
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- ・ その他学校保健, 学校安全及び学校給食に関する事。

### 第3 茨城県の財政状況及び教育予算について

#### 1 一般会計

##### (1) 総括

令和2年9月18日総務部財政課「令和元年度一般会計決算見込み等の概要」によると、茨城県は、令和元年度に国民体育大会、全国障害者スポーツ大会（台風19号の影響により中止）の開催のほか、東日本大震災や令和元年台風第15号、第19号からの復旧・復興事業に取り組み、県総合計画に沿って、新しい豊かさ、安心安全、人財育成、夢・希望の4つのチャレンジという大きな枠組みを維持しながら、本県の重要な課題に対応するための事業に取り組んだ結果、令和元年度の決算額は、歳入では国庫支出金の増等、歳出では施設型給付費負担金の増等により、歳入歳出ともに前年度を上回る規模となっている。（歳出決算額のうち東日本大震災関連事業は526億円で前年度に比べ77億円の減となっている。）

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準未満となっており、将来負担比率は、県債残高の減等により、204.0%（見込み）と前年度に比べ2.8ポイント減少している。

将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にあるものの、社会保障関係費等が増加しているため、義務的な経費は増加傾向にあり、本県の財政構造の硬直化が進んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症に対する諸施策に大きな予算措置を講じていること、県内企業の業績の悪化が拡大しており歳入の減少が見込まれることもあり、今後の財政状況は、厳しくなることが予想されることである。

令和元年度一般会計の決算状況は、次のとおりである。

##### ○決算規模

・歳入：1兆1,346億円（+181億円，+1.6%）

国庫支出金の増，繰入金（国民体育大会・障害者スポーツ大会）の増，地方交付税の増

・歳出：1兆1,034億円（+123億円，+1.1%）

施設型給付費負担金の増，地方道路整備費の増，災害土木施設復旧費等の増

\* 東日本大震災関連事業(526億円)を除く歳出決算額は1兆509億円(+200億円，+1.9%)

##### ○実質収支：68億円（△1億円）

H26：49億円，H27：76億円，H28：69億円，H29：65億円，H30：69億円

##### ○県債現在高：2兆1,080億円（△154億円，△0.7%）

通常県債残高は減少（△233億円，△2.0%）

特例的県債残高は増加（+79億円，+0.8%）

\* 「通常県債」：公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行を

コントロールできる県債

\* 「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債や減収補填債など）

◇地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

いずれも早期健全化基準に該当しない

○実質赤字比率，連結実質赤字比率：該当なし（H30：該当なし）

○実質公債費比率：9.6%（△0.2%）（H30：9.8%，36位，全国平均：10.9%）

○将来負担比率：204.0%（△2.8%）（H30：206.8%，14位，全国平均：173.6%）

(2) 一般会計款別歳出決算に占める教育費の割合

このような茨城県の財政状況であるが，令和元年度の一般会計歳出決算における教育費は270,562百万円であり，全体の24.5%を占めており，最大の歳出項目となっている。

<令和元年度一般会計款別(目的別)歳出決算状況>

(単位:百万円)

区分	令和元年度 算 額 (A) (シェア)	平成30年度 算 額 (B) (シェア)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
議 会 費	1,664( 0.2%)	1,687( 0.2%)	△23	△1.4%
総 務 費	36,649( 3.3%)	40,609( 3.7%)	△3,960	△9.8%
企 画 開 発 費	11,832( 1.1%)	20,300( 1.8%)	△8,468	△41.7%
生 活 環 境 費	11,096( 1.0%)	7,962( 0.7%)	3,134	39.4%
保 健 福 祉 費	202,474( 18.3%)	190,641( 17.5%)	11,833	6.2%
労 働 費	2,456( 0.2%)	2,622( 0.2%)	△166	△6.3%
農 林 水 産 業 費	39,695( 3.6%)	39,704( 3.6%)	△9	0.0%
商 工 費	63,527( 5.8%)	56,603( 5.2%)	6,924	12.2%
土 木 費	131,369( 11.9%)	120,748( 11.1%)	10,621	8.8%
警 察 費	61,503( 5.6%)	60,975( 5.6%)	528	0.9%
教 育 費	270,562( 24.5%)	271,500( 24.9%)	△938	△0.3%
災 害 復 旧 費	3,425( 0.3%)	457( 0.1%)	2,968	649.5%
公 債 費	144,350( 13.1%)	149,621( 13.7%)	△5,271	△3.5%
諸 支 出 金	122,827( 11.1%)	127,712( 11.7%)	△4,885	△3.8%
計	1,103,429(100.0%)	1,091,141(100.0%)	12,288	1.1%

### (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

令和元年度における各種比率は、次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率

\* 令和元年度は見込み

前年度に引き続き、4指標すべてにおいて早期健全化判断基準未滿となっております。

- ①実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が赤字であった会計がないため、該当なしの見込みです。
- ②実質公債費比率は、前年度から0.2ポイント減の9.6%となる見込みです。
- ③将来負担比率は、県債残高の減等により、前年度に比べ2.8ポイント減少し、204.0%となる見込みです。

( ) : 全国順位

区 分	令和元年度*	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	8.75%	15%
実 質 公 債 費 比 率	9.6%	9.8% (36位)	25%	35%
将 来 負 担 比 率	204.0%	206.8% (14位)	400%	

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は加重平均

#### 実質公債費比率

(単位:%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30*	R1*
茨 城	14.2	14.2	14.1	13.9	13.3	12.1	11.0	10.2	9.8	9.6
全国平均	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9	(未公表)

#### 将来負担比率

(単位:%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30*	R1*
茨 城	280.3	276.2	263.3	250.1	237.1	224.9	221.0	213.3	206.8	204.0
全国平均	220.8	217.5	210.5	200.7	187.0	175.6	173.4	173.1	173.6	(未公表)

#### 2 資金不足比率

前年度に引き続き、対象となる8つの公営企業会計すべてで資金不足は生じておりません。

区 分	令和元年度*	平成30年度	経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	—	20%	

※対象となる公営企業会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

実 質 赤 字 比 率 : 一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

連 結 実 質 赤 字 比 率 : 全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

実 質 公 債 費 比 率 : 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(フロー指標)  
[過去3年間の平均]

将 来 負 担 比 率 : 公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率(ストック指標)

資 金 不 足 比 率 : 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率(フロー指標)

## 2 教育委員会の令和2年度の予算状況について

### (1) 令和2年度当初予算

令和2年度の教育費の当初予算は、第1表のとおりである。

**第1表 令和2年度当初予算と令和元年度当初予算との比較**

(単位:千円)

【一般会計】

区分	令和2年度		令和元年度		比較増減			
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	予算額 (A)-(B)=(C)	伸率 (C)/(B)		
県予算総額	1,162,917,015	% (100.0)	1,135,713,467	% (100.0)	27,203,548	% 2.4		
教育費	255,752,221	(22.0)100	251,686,022	(22.2)100	4,066,199	1.6		
一般会計 内訳	人件費	市町村立 学校	147,997,703	57.9	146,762,540	58.3	1,235,163	0.8
		県立学校	71,930,047	28.1	71,022,174	28.2	907,873	1.3
		その他	8,676,018	3.4	8,164,705	3.3	511,313	6.3
		計	228,603,768	89.4	225,949,419	89.8	2,654,349	1.2
	その他	一般行政費	21,624,175	8.5	21,973,436	8.7	△ 349,261	△ 1.6
		投資的経費	5,524,278	2.1	3,763,167	1.5	1,761,111	46.8
		計	27,148,453	10.6	25,736,603	10.2	1,411,850	5.5

※ 教育費：私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

令和2年度の教育費は、令和元年度よりも4,066,199千円増の255,752,221千円となっている。増加額のうち2,654,349千円が人件費であり、教育予算に占める人件費の割合は、89.4%となっている。



## (2) 令和2年度の教育費予算項目

令和2年度における教育費予算項目の一覧は、第2表のとおりである。

### 第2表 令和2年度教育費予算項目一覧

(単位:千円)

【一般会計】

区分	歳出	構成比 (%)	特定財源								一般財源	
			国庫支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	寄付金	繰入金	諸収入	県債		計
教育総務費	36,317,137	14.2	790,186	1,690,604	26,162	1,669		24,620	336,547	3,053,300	5,923,088	30,394,049
小学校費	82,997,881	32.4	22,165,576	3,864					4,823		22,174,263	60,823,618
中学校費	46,576,723	18.2	12,233,564		2,777				1,977		12,238,318	34,338,405
高等学校費	59,735,962	23.4	5,821,078		6,788,192	213,775			3,471	2,639,800	15,466,316	44,269,646
特別支援学校費	24,548,820	9.6	3,567,532	1,231	683	2,412			1,821	859,600	4,433,279	20,115,541
社会教育費	3,723,423	1.5	66,015		216,359	6,872	3,300	4,077	81,749	765,700	1,144,072	2,579,351
保健体育費	1,852,275	0.7	322,773		8,427				110,159	251,200	692,559	1,159,716
教育庁計	255,752,221	100.0	44,966,724	1,695,699	7,042,600	224,728	3,300	28,697	540,547	7,569,600	62,071,895	193,680,326
(財源別構成比) (%)		100.0	17.5	0.7	2.8	0.1	0.0	0.0	0.2	3.0	24.3	75.7

※ 教育費：私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

教育庁の歳出予算 255,752,221 千円のうち 75.7%となる 193,680,326 千円が、一般財源から措置されており、その執行状況を検討することは重要である。

(3) 令和2年度の教育庁課別予算

令和2年度教育費予算の教育庁課別内訳は、第3表のとおりである。

(単位：千円)

第3表 令和2年度教育費予算の教育庁課別内訳

課名	事項	当初予算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
総務課	教育委員会費	16,339	-	16,339
	事務局職員費	6,409,719	1,948,772	4,460,947
	総務調査費	403,214	66,191	337,023
	退職手当費	23,655,403	3,000,000	20,655,403
	計	30,484,675	5,014,963	25,469,712
財務課	財務諸費	12,778	10,265	2,513
	小学校費	82,997,881	22,174,263	60,823,618
	中学校費	46,576,723	12,238,318	34,338,405
	高等学校総務費	44,573,101	2,250,665	42,322,436
	全日制高等学校管理費	4,168,570	4,188,272	△ 19,702
	定時制高等学校管理費	236,908	236,908	-
	教育振興費	7,277,417	5,982,745	1,294,672
	高等学校建設費	3,471,595	2,805,110	666,485
	通信教育費	8,371	2,616	5,755
	特別支援学校費	21,965,262	3,541,216	18,424,046
	特別支援学校整備費	1,111,180	892,063	219,117
	計	212,399,786	54,322,441	158,077,345
生涯学習課	総務調査費	4,176	-	4,176
	社会教育指導費	77,807	26,054	51,753
	社会教育施設費	1,318,928	171,986	1,146,942
	計	1,400,911	198,040	1,202,871
福利厚生課	教職員住宅費	48,561	44,442	4,119
	厚生諸費	252,614	4	252,610
	恩給及び退職年金費	53,858	-	53,858
	計	355,033	44,446	310,587
文化課	文化振興費	101,065	20,306	80,759
	文化施設費	2,225,623	925,726	1,299,897
	計	2,326,688	946,032	1,380,656
高校教育改革・中高一貫校開設子一ム	高校管理諸費	3,334	-	3,334
	計	3,334	-	3,334

義務教育課	小中管理諸費	1,763,217	290,212	1,473,005
	教育指導費	646,812	134,015	512,797
	教育研修センター費	447,970	1,375	446,595
	計	2,857,999	425,602	2,432,397
高校教育課	総務調査費	369,188	-	369,188
	高校管理諸費	1,206,334	1,659	1,204,675
	奨学資金貸付費	259,236	322,417	△ 63,181
	教育指導費	437,830	45,330	392,500
	教育研修センター費	172,838	14,043	158,795
	計	2,445,426	383,449	2,061,977
特別支援教育課	教育指導費	128,554	18,650	109,904
	特別支援学校管理諸費	25,162	25,713	△ 551
	特別支援学校費	1,472,378	-	1,472,378
	計	1,626,094	44,363	1,581,731
保健体育課	体育振興費	570,011	27,520	542,491
	体育施設費	797,421	546,672	250,749
	保健給食振興費	484,843	118,367	366,476
	計	1,852,275	692,559	1,159,716
教育費計		255,752,221	62,071,895	193,680,326

今回の包括外部監査の特定の事件（監査テーマ）は、総務課、財務課、生涯学習課、文化課、高校教育課、特別支援教育課及び保健体育課に関するものである。

#### （４）教育費予算の推移

平成27年度から令和2年度までの教育費予算の推移は、第4表のとおりである。

**第4表 平成27年度～令和2年度教育費予算の推移（一般会計）**

区分 年度	教育費総額 (当初)	県予算額に 占める教育 費の割合	教育費に占める割合			
			人件費	その他		
				一般行政費	投資的経費	計
平成27年度	百万円 261,800	% 22.5	% 87.8	% 7.2	% 5.0	% 12.2
平成28年度	258,592	23.1	89.4	8.0	2.6	10.6
平成29年度	259,355	23.3	89.5	8.2	2.3	10.5
平成30年度	254,879	22.9	89.3	8.4	2.3	10.7
平成31年度	251,686	22.2	89.8	8.7	1.5	10.2
令和2年度	255,752	22.0	89.4	8.5	2.1	10.6

※ 教育費：私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

教育費予算は、県予算額に占める割合は高く、22%から23%台で推移しており、県財政に与える影響は、大きいものがある。

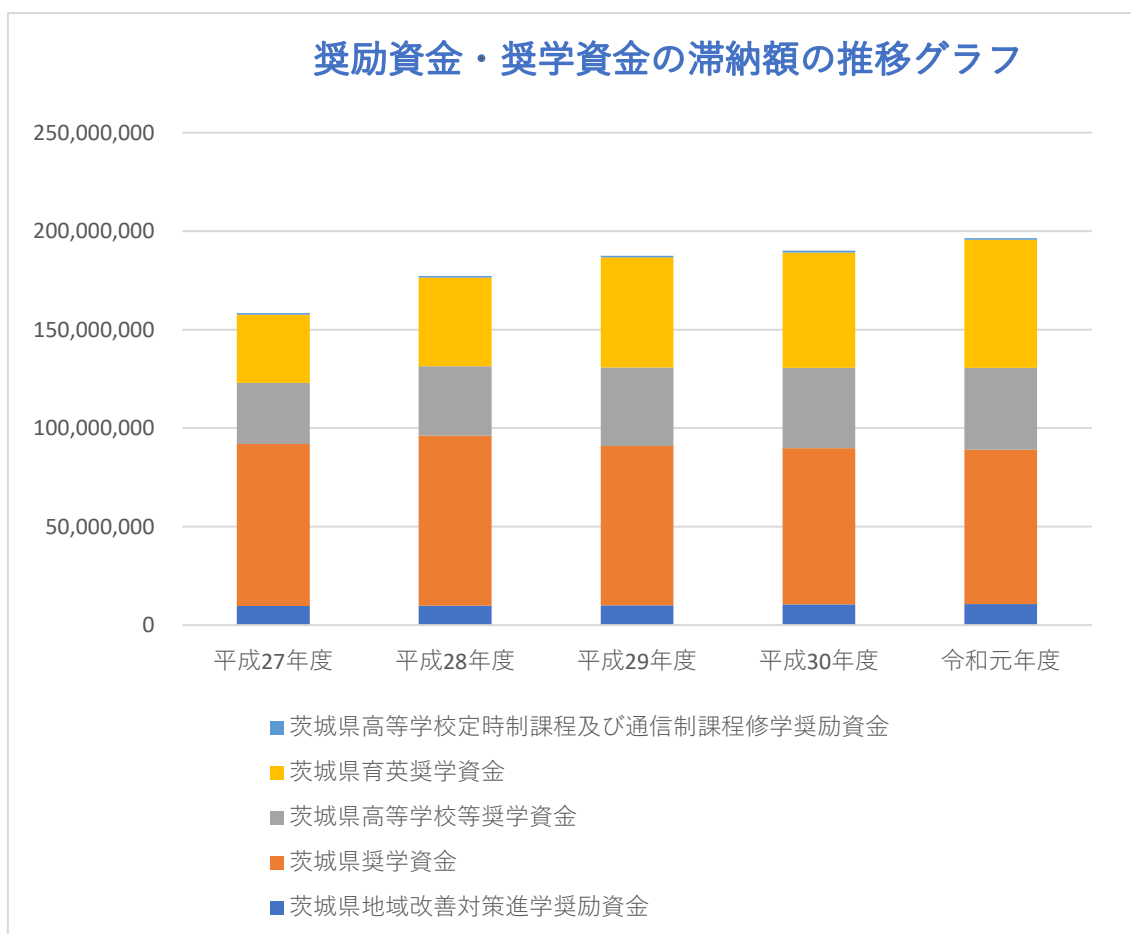
#### 第4 教育委員会における未収債権の状況

「第1部 債権管理に関する財務事務の執行について」に係するが、教育委員会における直近5年間の奨励資金・奨学資金の滞納額の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

摘 要	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
茨城県地域改善対策進学奨励資金	9,654,000	9,833,000	10,112,000	10,485,000	10,693,000
茨城県奨学資金	82,287,927	86,263,397	80,798,366	79,329,070	78,376,828
茨城県高等学校等奨学資金	31,116,349	35,345,212	39,929,708	40,855,196	41,502,656
茨城県育英奨学資金	34,498,609	45,000,913	55,806,523	58,438,546	65,017,946
茨城県高等学校校定時制課程 及び通信制課程修学奨励資金	839,800	839,800	829,800	908,600	790,000
<b>合計</b>	<b>158,396,685</b>	<b>177,282,322</b>	<b>187,476,397</b>	<b>190,016,412</b>	<b>196,380,430</b>

以下のグラフからも分かるように教育委員会の奨励資金・奨学資金の滞納額は、増加傾向にあり、その適正な管理が求められている。



## 第5 教育委員会における指定管理者制度

「第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について」に係るが、茨城県における指定管理者制度導入施設は、令和2年4月現在で次の66施設であり、内教育委員会が所管する施設は、生涯学習課8施設、文化課1施設、保健体育課4施設の合計13施設となっている。

### <指定管理者施設一覧>

2020(R2).4現在

NO.	指定管理者施設名	指定管理者	公募 非公募	開始年月	指定期間	所管課
1	カシマサッカースタジアム	(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	公募	H23.4	10年	
2	つくば国際会議場	つくばコンgresセンター(企業グループ)	公募	H28.4	5年	地域振興課
3	県民文化センター	(公益財団)いばらき文化振興財団	公募	H28.4	5年	生活文化課
4	鳥獣センター	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	自然環境課
5	りんりんスクエア土浦	(株)アトレ	公募	H30.3	10年	スポーツ推進課
6	総合福祉会館	(社福)茨城県社会福祉協議会	公募	H28.4	5年	福祉指導課
7	健康プラザ	(公益財団)茨城県総合健診協会	公募	H31.4	5年	健康・地域ケア推進課
8	点字図書館	(社福)茨城県視覚障害者協会	公募	H28.4	5年	
9	視覚障害者福祉センター	(社福)茨城県視覚障害者協会	公募	H28.4	5年	
10	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	(一般社団)茨城県聴覚障害者協会	公募	H28.4	5年	障害福祉課
11	あすなろの郷	(社福)茨城県社会福祉事業団	非公募	H31.4	5年	
12	児童センターこどもの城	テルウェル東日本(株)	公募	H31.4	3年	少子化対策課
13	青少年会館	ユース・アイマネージメントグループ	公募	H31.4	5年	
14	ラーク・ハイツ	(社福)茨城県母子寡婦福祉連合会	公募	H31.4	5年	青少年家庭課
15	大洗マリナー	大洗町	非公募	H28.4	5年	
16	国民宿舎「鶴の岬」	(公益財団)茨城県開発公社	非公募	H28.4	10年	営業企画課
17	カントリープラザ「鶴の岬」	(公益財団)茨城県開発公社	非公募	H28.4	10年	
18	つくばヘリポート	日本空港コンサルタンツ・大成有業不動産連合会	公募	R2.4	1年	空港対策課
19	つくば創業プラザ	(株)つくば研究支援センター	非公募	H28.4	5年	技術革新課
20	奥久慈憩いの森	大子町	公募	H31.4	5年	
21	県民の森	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	
22	植物園	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	林政課
23	森のカルチャーセンター	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	
24	きのご博士館	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	
25	水郷県民の森	(公益財団)茨城県農林振興公社	公募	H31.4	5年	
26	那珂湊漁港(駐車場)	(株)晩恒産	公募	H30.4	5年	
27	那珂湊漁港(水門)	那珂湊漁業協同組合	公募	H30.4	5年	水産振興課
28	波崎漁港海岸休憩施設	神栖市	公募	H31.4	5年	
29	鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北浜地区の港湾環境整備施設	鹿嶋市	公募	H31.4	5年	
30	鹿島港の魚釣園	(株)HFC	公募	H28.4	5年	
31	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	(株)茨城ポートオーソリティ	公募	H28.4	5年	港湾課
32	大洗マリーナ	(株)茨城ポートオーソリティ	公募	H28.4	5年	
33	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	公募	H31.4	5年	
34	砂沼広域公園	下妻市	公募	H31.4	5年	
35	洞峰公園	洞峰都市整備グループ	公募	H29.4	5年	
36	赤塚公園	洞峰都市整備グループ	公募	H29.4	5年	
37	港公園	神栖市	非公募	H30.4	5年	
38	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合	非公募	H30.4	5年	都市整備課
39	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	H30.4	5年	
40	大子広域公園	大子町	非公募	H30.4	5年	
41	鹿島灘海浜公園	銚田市	非公募	H30.4	5年	
42	北浦川緑地	取手市	非公募	H30.4	5年	
43	大洗公園	茨城県造園業協同組合	公募	H31.4	5年	
44	鹿島臨海都市計画下水道	鹿島都市開発(株)	公募	H28.4	5年	
45	那珂久慈流域下水道	WA・KSK・BIOSグループ	公募	H28.4	5年	
46	霞ヶ浦湖北流域下水道	(株)ウォーターエージェンシー	公募	H29.4	5年	
47	霞ヶ浦常南流域下水道	(株)ウォーターエージェンシー	公募	H29.4	5年	下水道課
48	霞ヶ浦水郷流域下水道	鹿島都市開発(株)	公募	H29.4	5年	
49	利根左岸さしま流域下水道	都市環・共和・茨環共同事業体	公募	H29.4	5年	
50	鬼怒小貝流域下水道	都市環・共和・茨環共同事業体	公募	H29.4	5年	
51	小貝川東部流域下水道	都市環・共和・茨環共同事業体	公募	H29.4	5年	
52	県営住宅及び共同施設(159団地)	(一般財団)茨城県住宅管理センター	公募	H28.4	5年	住宅課
53	こども病院	(社福)恩賜財団済生会	非公募	H28.4	5年	病院局
54	水戸生涯学習センター	(公益財団)茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
55	県北生涯学習センター	NPO法人インバクト	公募	H28.4	5年	
56	鹿行生涯学習センター	(公益財団)茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
57	県南生涯学習センター	NPO法人ひと・まちなつとわーく	公募	H28.4	5年	生涯学習課
58	県西生涯学習センター	NPO法人日本スポーツ振興協会	公募	H28.4	5年	
59	中央青年の家	(公益財団)茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
60	白浜少年自然の家	NPO法人ひと・まちなつとわーく	公募	H28.4	5年	
61	さしま少年自然の家	(公益財団)茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
62	県立歴史館	(公益財団)茨城県教育財団	非公募	H28.4	5年	文化課
63	里美野外活動センター	茨城県キャンプ協会	公募	H31.4	5年	
64	堀原運動公園	(公益財団)茨城県体育協会	公募	H28.4	5年	
65	笠松運動公園	(公益財団)茨城県体育協会	公募	H28.4	5年	保健体育課
66	ライフル射撃場	茨城県ライフル射撃協会	公募	H28.4	5年	

## 第6 県立学校の現状

茨城県は、「県立高等学校改革プラン」を進めており、その基本プランの概要は、次のとおりである。

### 【参考1-1】県立高等学校改革プラン基本プラン概要

(1) 基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県高等学校審議会の答申を踏まえ、2020～2026年度の基本プラン（基本的な方向性）を策定</li> <li>○実施プラン（具体的な実施計画）はⅠ期（2020～2023年度）とⅡ期（2024～2026年度）に分けて策定 ～「活力と魅力ある学校づくりを推進」～</li> </ul>	
(2) これからの県立高等学校が果たすべき役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域の中の学校」として、地域の人財を地域で育成</li> <li>○新たな価値を創造するという「起業家精神」を育成 →『活力があり、県民が日本一幸せな県』の実現</li> <li>○対話する力、活用する力、発見力、探究力、実行力等を身に付けさせる教育 →大きく変化する社会等に対応し、社会を動かせる人財</li> </ul>	
(3) 活力と魅力ある学校・学科	
適正規模・適正配置	<p><b>【県立高等学校の適正配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通網の変化や生徒の通学実態に配慮し、県内を12のエリアに分け、学校・学科の配置を検討</li> <li>○高等学校と地域の関係者が意見交換をする場の設定</li> </ul> <p><b>【県立高等学校の適正規模】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内全ての地域に一律で適用する適正規模の基準は設けない</li> <li>○中卒者減への対応 Ⅰ期：募集学級数の調整等＋学校の魅力づくりを推進 ※Ⅱ期も継続 Ⅱ期：小規模校における共同の学びを推進 さらなる小規模化⇒地域の意見に配慮 [高等学校のグループ(共同の学び) 統合・分校化 を検討]</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級編制は1学級40人を標準</li> </ul>
	<p><b>【基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「起業家精神」をもった人財を育成</li> <li>・主体的な学び、課題解決型学習、プログラミング教育、実践的な英会話、体験活動等を重視</li> <li>・魅力ある学校・学科を、エリアごとに配置</li> </ul> <p><b>【普通科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県と学校のビジョンに沿った類型コースを検討</li> <li>○実社会で役立つ教育、グローバル人財育成</li> </ul> <p><b>【職業教育に関する専門学科（職業学科）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい学科、教育内容を検討</li> <li>○産業界や市町村行政と連携した実践的な学び</li> <li>○エリアで生徒・地域のニーズに対応できる配置</li> <li>○複数の大学科⇒総合学科への改編も検討</li> </ul> <p><b>【職業学科以外の専門学科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理数・国際⇒特色ある教育を推進</li> <li>○芸術系⇒幅広い分野で活躍できる人財を育成</li> </ul>
	<p><b>【総合学科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エリアごとに生徒・地域のニーズに対応できる配置や系列へ見直し</li> <li>○複数の大学科⇒総合学科への改編も検討</li> </ul> <p><b>【定時制課程・通信制課程】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定時制課程の在り方を慎重に検討</li> <li>○通信制課程の協力校の拡充及び配置の見直しを検討</li> </ul> <p><b>【中高一貫教育校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなエリアの未設置地域を中心に設置を検討 設置にあたっては、地域のニーズや人口、既存の中学校や高等学校等への影響を考慮</li> <li>○探究活動、国際教育、科学教育等を重視</li> </ul> <p><b>【単位制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のニーズにあわせ、教育内容の充実を検討</li> </ul>
その他	<p><b>【科学教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本県の教育環境を生かした科学教育を推進</li> <li>○科学技術を学ぶ者の倫理観を育成</li> </ul> <p><b>【国際教育(グローバル教育)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人とのコミュニケーションを高める教育</li> <li>○日本語の習得が充分でない生徒への支援について検討</li> </ul> <p><b>【特別支援教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員研修のさらなる充実等学校全体の対応</li> </ul> <p><b>【ICTを活用した教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTを活用した教育の在り方について検討</li> <li>○遠隔教育の導入を検討</li> <li>○教員のスキルアップ</li> </ul>
	<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Wi-Fi環境等のICT環境整備を検討</li> <li>○県立高等学校の魅力向上を推進</li> <li>○計画期間中に成果検証を実施</li> </ul>

また、「県立高等学校改革プラン」の実施プランⅠ期は、次のとおりである。

## 県立高等学校改革プランの実施プランⅠ期について

### 1 Ⅰ期（第1部）の概要

#### (1) 中高一貫教育校設置のねらい

より通学しやすい場所に中高一貫教育校を設置  
地域課題の解決等を通じた探究的な学び（「起業家精神」）

⇒ 「地域の中の学校」における中心的役割

⇒ **地域のリーダー、地域での学びをベースに世界に飛び立つ人財の育成**

《県立高等学校改革プラン（基本的な方向を示す「基本プラン」と、具体的な計画である「実施プラン」）》

実施プランⅠ期（第1部）の位置づけ

実施プランⅠ期（2020～2023年度）

└ 第1部（2020～2022年度）中高一貫教育校設置

└ 第2部（2021～2023年度）類型コース設置，学科の構成変更

実施プランⅡ期（2024～2026年度）

※基本プラン策定におけるパブリックコメント（H31年1月～2月）

「中高一貫教育校は増やしていくといい」、「自宅から通える範囲に2，3校作るべき」

#### (2) 対象校等 ※○内数字は学級数

##### 《2020年度開校》

対象校	改編の内容	募集学級数等（予定）
太田第一 銚田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	併設型中高一貫教育校 ・併設型中学校① ・併設型高等学校⑥ *太田第一⑤	<b>2020～2022年度選抜</b> ⇒ 中学校①，高等学校⑥（太田第一⑤） <b>2023年度選抜～</b> ⇒ 中学校①，高等学校⑤（太田第一④） 〈参考〉2019年度選抜…高等学校⑦（太田第一⑥）

##### 《2021年度開校》

対象校	改編の内容	募集学級数等（予定）
水戸第一 土浦第一	併設型中高一貫教育校 ・併設型中学校② ・併設型高等学校⑥	<b>2021年度選抜</b> ⇒ 中学校②，高等学校⑦ ↓ 段階的に学級減 <b>2024年度選抜</b> ⇒ 中学校②，高等学校④ 〈参考〉2019，2020年度選抜…高等学校⑧
勝田	中等教育学校 ・前期課程③ ・後期課程③	【中等教育学校】 <b>2021年度選抜～③</b> 【勝田高等学校】 <b>2020年度選抜④，2021～2023年度選抜③</b> <b>2024年度選抜～募集停止</b> 〈参考〉2019年度選抜…勝田高等学校⑤

##### 《2022年度開校》

対象校	改編の内容	募集学級数等（予定）
水海道第一 下妻第一	併設型中高一貫教育校 ・併設型中学校① ・併設型高等学校⑥	<b>2022～2024年度選抜</b> ⇒ 中学校①，高等学校⑥ <b>2025年度選抜～</b> ⇒ 中学校①，高等学校⑤ 〈参考〉2019～2021年度選抜…高等学校⑦

#### (3) 中高一貫教育校での特色ある取組

「地域の中の学び」を通して，探究活動，国際教育，科学教育等に重点を置いた教育を6年間で計画的・継続的に展開

⇒ 地域にある公立中学校との交流により，公立・県立中学校の生徒の視野が広がる

### 2 Ⅰ期（第2部）の策定

2019年12月頃を目途に決定，公表 ⇒ 全ての学校の魅力づくりを推進

※実施プランⅠ期：県教育委員会と各高校のビジョンに沿った魅力づくりを推進

このように県立学校の改革は，今後も不断なく継続することとなる。

「第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について」に係するが、県立学校の現況は、以下のとおりである。(令和2年5月1日現在)

(1) 中学校

番号	学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
1	日立第一附属	240	16	0		
2	太田第一附属	37	8	0		
3	鉾田第一附属	40	8	0		
4	鹿島附属	40	8	0		
5	竜ヶ崎第一附属	40	8	0		
6	下館第一附属	40	8	0		
<b>合計</b>		<b>437</b>	<b>56</b>	<b>0</b>		

(2) 高等学校

① 全日制

番号	高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
1	高萩清松	538	50	9		
2	磯原郷英	273	37	4		
3	日立第一	710	61	7	○	
4	日立第二	516	37	6		
5	日立工業	525	47	19		○
6	多賀	715	45	6		○
7	日立商業	594	43	9		
8	日立北	718	45	5		
9	太田第一	601	56	7	○	○
10	太田第二	81	11	5		
11	佐竹	197	16	4		
12	太田西山	401	32	2		
13	大子清流	174	39	15		○
14	小瀬	112	25	5		
15	常陸大宮	206	41	11		
16	水戸第一	966	74	8	○	
17	水戸第二	951	65	6		
18	水戸第三	861	67	8		



番号	高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前 回	今 回
19	緑 岡	838	55	10		
20	水 戸 農 業	796	68	40		○
21	水 戸 工 業	952	68	23		○
22	水 戸 商 業	834	69	8		○
23	水 戸 桜 ノ 牧	954	55	7		
23-1	水戸桜ノ牧常北校	92	12	4		
24	勝 田	555	37	6		
25	勝 田 工 業	711	61	13	○	○
26	佐 和	714	43	7		
27	那 珂 湊	431	37	6		
28	海 洋	258	33	37		○
29	笠 間	507	40	4		
30	大 洗	226	32	5		
31	東 海	459	31	5		
32	茨 城 東	308	38	4		
33	友 部	206	45	5	○	
34	那 珂	471	31	5		
35	鉾 田 第 一	781	61	7	○	
36	鉾 田 第 二	805	75	15		○
37	玉 造 工 業	391	44	13		
38	麻 生	556	38	5		
39	潮 来	383	40	5	○	
40	鹿 島	789	46	7		
41	神 栖	412	34	5		
42	波 崎	550	45	14		
43	波 崎 柳 川	333	30	5		
44	土 浦 第 一	953	60	8	○	○
45	土 浦 第 二	949	57	7		
46	土 浦 第 三	706	51	8		
47	土 浦 工 業	692	56	21		
48	土 浦 湖 北	712	45	5		
49	石 岡 第 一	939	61	16		○
50	石 岡 第 二	576	38	7		

番号	高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前 回	今 回
51	石 岡 商 業	338	30	7		
52	中 央	578	40	6		
53	竜ヶ崎 第 一	792	54	7	○	
54	竜ヶ崎 第 二	455	34	5		
55	竜ヶ崎 南	297	27	4		
56	江 戸 崎 総 合	512	55	14	○	
57	取 手 第 一	708	59	10		
58	取 手 第 二	470	32	4		
59	取 手 松 陽	622	45	5		
60	藤 代	718	45	6		
61	藤 代 紫 水	692	46	5		
62	牛 久	714	45	7		
63	牛 久 栄 進	948	65	6		○
64	筑 波	224	29	4		
65	竹 園	955	59	6		○
66	つ く ば 工 科	457	42	15		
67	岩 瀬	401	42	7		
68	真 壁	242	39	20	○	
69	下 館 第 一	785	50	7		○
70	下 館 第 二	690	47	5		
71	下 館 工 業	684	54	18		
72	明 野	123	22	4		
73	下 妻 第 一	833	50	5		
74	下 妻 第 二	830	49	6	○	
75	結 城 第 一	332	33	4		
76	鬼 怒 商 業	545	46	8		○
77	石 下 紫 峰	442	39	6		
78	八 千 代	590	48	9		
79	水 海 道 第 一	830	61	5	○	○
80	水 海 道 第 二	705	46	5		
81	古 河 第 一	819	56	9	○	
82	古 河 第 二	674	48	6		○
83	古 河 第 三	666	48	5		

番号	高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
84	総和工業	424	39	13	○	
85	三和	326	32	4		
86	境	702	46	6		○
87	岩井	221	22	7		
88	坂東総合	158	22	11		
89	坂東清風	162	19	2		
90	守谷	680	44	5		○
91	伊奈	714	43	5		
合計		52,036	4,079	766		

② 定時制

番号	高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
1	高萩	196	27	6		
2	日立工業	29	12	1		○
3	太田第一	15	8	1	○	○
4	水戸農業	91	8	0		○
5	水戸南	247	35	8		
6	鹿島灘	180	34	6		
7	土浦第一	102	9	1	○	○
8	石岡第一	41	8	1		○
9	竜ヶ崎第一	44	8	1	○	
10	茎崎	236	42	6		
11	結城第二	257	36	6		
12	古河第一	66	9	2	○	
合計		1,504	236	39		

③ 通信制

高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
				前回	今回
水戸南（併置校）	892	28	3		

④ 専攻科

高等学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
				前回	今回
岩瀬（併置校）	65	0	0		

(3) 中等教育学校

学校名	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
				前回	今回
並木	455	68	6	○	
古河	349	49	5		
<b>合計</b>	<b>804</b>	<b>117</b>	<b>11</b>		

※前回監査で並木高等学校を監査対象先に選定しているが、当時は中等教育学校ではなかった。

(4) 特別支援学校

学校名	障害の種類	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
盲学校	（視覚障害）	50	59	28		
水戸聾学校	（聴覚障害）	80	66	29		○
霞ヶ浦聾学校	（聴覚障害）	39	36	5		
常陸太田特別支援学校	（知的障害）	206	97	9		
北茨城特別支援学校	（知的障害）	114	71	8		
水戸特別支援学校	（肢体不自由）	179	143	33	○	
水戸飯富特別支援学校	（知的障害）	257	111	7		

学校名	障害の種類	生徒数	教員数	職員数	監査対象	
					前回	今回
水戸高等特別支援学校	(知的障害)	144	57	28		○
友部特別支援学校	(知的障害)	139	78	26		
友部東特別支援学校	(病弱・身体虚弱)	47	44	7		
内原特別支援学校	(知的障害)	50	32	4		
勝田特別支援学校	(知的障害)	224	127	10	○	
大子特別支援学校	(知的障害)	35	27	6		
鹿島特別支援学校	(知的障害)	333	148	9		○
土浦特別支援学校	(知的障害)	222	105	7		
石岡特別支援学校	(知的障害)	165	86	8		
美浦特別支援学校	(知的障害)	256	119	8		
伊奈特別支援学校	(知的障害)	292	138	7		○
つくば特別支援学校	(知肢併設)	346	201	12	○	○
下妻特別支援学校	(肢体不自由)	102	108	26		
結城特別支援学校	(知的障害)	228	106	10	○	
協和特別支援学校	(知的障害)	211	101	9		
境特別支援学校	(知的障害)	273	129	7		
合計		3,992	2,189	303		

《塗りつぶしによる区分について》

※今回の往査対象校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※前回の包括外部監査対象校のうち今回の往査対象校・・・・・・・・・・

令和2年度  
茨城県包括外部監査報告書

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第1部 債権管理に関する財務事務の執行について

令和3年2月26日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重

## 目 次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間 .....	1
第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
第4 監査の主な要点.....	2
第5 監査の主な手続.....	3
第6 監査の対象機関.....	3
第7 監査の実施期間.....	3
第8 監査従事者.....	3
第9 利害関係 .....	4
第10 その他.....	4
<b>II 監査の結果</b> .....	5
<b>III 各論としての監査の結果</b> .....	10
第1 茨城県地域改善対策進学奨励資金について.....	12
1 債権の概要.....	12
2 収入未済・不納欠損等の状況 .....	16
（1）令和元年度の債権額の推移 .....	16
（2）直近5年間の年度末収入未済額の残高の推移 .....	16
3 調定の時期について .....	17
（1）調定に関する規定 .....	17
（2）収入未済額の当初調定年度別内訳 .....	18
（3）令和元年度の収入未済額の発生年度別個人別台帳の推移 .....	19
（4）返還金未調定の理由について.....	20
（5）延滞金（延滞利息）の調定について.....	22
4 債権（収入未済額）の管理・保全 .....	24
（1）債権の管理体制.....	24
（2）債務者・保証人情報の管理状況 .....	27
（3）消滅時効の管理状況 .....	29
（4）債権（収入未済額）の回収手続 .....	29
5 不納欠損処理の状況 .....	32

第2	茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金について	35
1	債権の概要	35
(1)	茨城県奨学資金	35
(2)	茨城県高等学校等奨学資金	38
(3)	茨城県育英奨学資金	41
(4)	茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	44
2	収入未済・不納欠損等の状況	47
(1)	茨城県奨学資金	47
(2)	茨城県高等学校等奨学資金	51
(3)	茨城県育英奨学資金	53
(4)	茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	55
(5)	不納欠損処理の状況	57
3	調定の方法	58
(1)	債権の発生から調定に至るまでの具体的過程	58
4	債権（収入未済額）の管理・保全	61
(1)	債権の管理体制	61
(2)	債務者・保証人情報の管理状況	61
(3)	消滅時効の管理状況	63
5	債権（収入未済額）の回収手続	64
(1)	督促、催告の実施及び管理状況	64
(2)	督促に応じない場合の措置（民間の債権回収業者へ回収を委託）	66
(3)	財産調査の実施状況	68
(4)	強制執行等の実施状況	68
6	債権回収が困難であると判断された場合の処理方法	69
(1)	分割納付	69
(2)	債務免除	69
(3)	徴収停止	70
(4)	履行延期の特約又は処分	71
(5)	破産開始決定等	71
第3	未収授業料について	72
1	債権の概要	72
(1)	未収授業料の概要	72
(2)	収入未済・不納欠損等の状況	72
2	調定の方法	74
(1)	調定に至るまでの具体的過程	74
(2)	調定の際の納期限の設定日	74



3 債権（収入未済額）の管理・保全 .....	76
(1) 債権の管理体制 .....	76
(2) 債務者・保証人情報の管理状況 .....	76
(3) 消滅時効の管理状況 .....	76
4 債権（収入未済額）の回収手続 .....	77
(1) 督促の実施状況 .....	77
(2) 督促に応じない場合の措置 .....	80
(3) 財産調査の実施状況 .....	82
(4) 強制執行等の実施状況 .....	82
5 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法 .....	83
(1) 分割納付 .....	83
(2) 債務免除 .....	83

## I 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

### 第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間

#### 1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第1部 債権管理に関する財務事務の執行について

#### 2 監査対象期間

令和元年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）。ただし、必要な範囲で過年度及び令和2年度についても監査対象とした。

### 第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

収入未済額の縮減に向けた取組は、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の面からも極めて重要であり、茨城県では、悪質な滞納者には法的措置等を含めた回収方策を実施するとともに、回収が困難になった案件については不納欠損処分を実施するなどの取組を行っている。特に令和2年度において、知事部局・総務部に未収債権対策チームを立ち上げ、県の債権（県税に係るものを除く。）の管理、整理に係る指導及び支援に関する業務を担うこととなった。

教育委員会の所掌する主な債権は、回収期間が長期となる貸付金である。具体的には、

- ・茨城県地域改善対策進学奨励資金
- ・茨城県奨学資金
- ・茨城県高等学校等奨学資金
- ・茨城県育英奨学資金
- ・茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

の5種類の奨励資金・奨学資金である。

直近5年間における奨励資金・奨学資金の滞納額の増加額は、次のとおりである。

(単位：円)

資金名	所管課	収入未済額	収入未済額	増減額
		R2.3.31現在	H27.3.31現在	
茨城県地域改善対策進学奨励資金	総務課	10,693,000	9,389,000	1,304,000
茨城県奨学資金	高校教育課	78,376,828	56,213,910	22,162,918
茨城県高等学校等奨学資金	高校教育課	41,502,656	27,579,480	13,923,176
茨城県育英奨学資金	高校教育課	65,017,946	25,739,386	39,278,560
茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	高校教育課	790,000	790,000	0
合計		196,380,430	119,711,776	76,668,654

この5年間で滞納額が、76,668千円増加している。

奨励資金・奨学資金は、回収期間が長期にわたるだけに、日常における債権管理がより重要となる。5年間における滞納額の増加状況から判断すると、隠れた回収不能(懸念)債権の有無、回収等に際しての公平性・平等性確保の状況、滞納額に対する延滞利息の請求・回収状況など様々な観点から検討することは重要である。

したがって、合規性の観点を中心に、有効性・経済性・効率性の観点も考慮して検討することが有意義であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

#### 第4 監査の主な要点

- ① 債権管理体制が、関連法令及び規則等に従い適正に整備・運用されているか。
- ② 債権の調定及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に実施されているか。
- ③ 発生した債権が、網羅的に把握されているか。
- ④ 請求手続が、適切に実施されているか。
- ⑤ 回収した債権が、網羅的に把握されているか。
- ⑥ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に実施されているか。
- ⑦ 債権の保全手続は、適切に実施されているか。
- ⑧ 相手先別の債権残高が、適切に把握・管理されているか。
- ⑨ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を実施しているか。
- ⑩ 履行期限到来済債権に含まれる滞納債権と同一債務者に係る履行期限未到来債権が、適切に管理されているか。
- ⑪ 不納欠損処理が、適切に実施されているか。
- ⑫ 債務保証・損失補填が、適切に管理されているか。

## 第5 監査の主な手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る所管課に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・精査
- ⑤ 他県の包括外部監査で指摘された諸事項の茨城県における現状調査
- ⑥ その他必要と認めた手続

## 第6 監査の対象機関

教育庁及び県立学校

## 第7 監査の実施期間

令和2年7月8日から令和3年2月26日まで

## 第8 監査従事者

### 1 包括外部監査人

資格等	氏名
税理士・公認会計士	坂本 和重

### 2 包括外部監査補助者

資格等	氏名
弁護士	白石 裕
税理士	水庭 清隆
税理士・公認会計士	坂本 祐輝
税理士・公認会計士	小川 哲
税理士	山口 烈

## 第9 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第10 その他

### 1 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

**【指摘】** 財務に関する事務の執行等において、合規性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適切でないこと）も含む。

**【意見】** 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

### 2 端数処理について

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

## II 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

<b>第1部 債権管理に関する財務事務の執行について</b>	
<b>第1 茨城県地域改善対策進学奨励資金について</b>	
<b>3 調定の時期について</b>	<b>頁</b>
<p><b>【指摘1】</b></p> <p>所定の調定期間に調定を実施しなかった結果、実際の返還未済額（滞納額）は、既計上額 10,693,000 円ではなく、既計上額よりも 23,366,534 円多い 34,059,534 円であり、返還未済額（滞納額）の過少計上となっている。</p>	20
<p><b>【意見1】</b></p> <p>地域改善対策進学奨励資金の貸与総額 86,496,010 円に対し、正常回収債権は 38,862,490 円であり、その正常債権割合は 44.92%に過ぎない。地域改善対策進学奨励資金貸与時の審査等一連の手続が緩やか過ぎた結果と考える。</p> <p>地域改善対策進学奨励資金は、給付方式ではなく貸与方式で執行されており、より慎重に執行すべきであった。</p>	20
<p><b>【指摘2】</b></p> <p>地域改善対策進学奨励資金の返還額については、所定の時期に調定を実施しなければならない。</p>	21
<p><b>【指摘3】</b></p> <p>免除対象者に対して免除期間経過後において、所定の手続を経ることなく調定をしないことは認められない。</p>	21
<p><b>【指摘4】</b></p> <p>地域改善対策進学奨励資金の返還時期が到来しているにもかかわらず、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の提出がないことを理由に調定を実施しないことは認められない。</p>	21
<p><b>【指摘5】</b></p> <p>調定の実施を妨げる諸事情が背景に存在していたにしても、それを事由として調定期間を調整することは、正しく返済を実施している債務者とのバランスを欠くものであって、是認できるものではない。</p>	21
<p><b>【指摘6】</b></p> <p>延滞利息額は 18,838,175 円と多額の金額となっている。これは、元本返還時期が到来したにもかかわらず、元本返還金についての調定を実施せず、その結果、元本に係る付帯収入である延滞利息の請求ができなかったことによるものである。規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。</p>	<b>23</b>

4 債権（収入未済額）の管理・保全	頁
<p><b>【指摘 7】</b></p> <p>免除対象者の「奨励資金返還免除申請書」及び「免除を受けようとする事由を証する書面」は、適切に保管しなければならない。</p>	26
<p><b>【指摘 8】</b></p> <p>返還台帳への記載は、必要事項を適切に記載しなければならない。</p>	26
<p><b>【指摘 9】</b></p> <p>現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、奨励資金貸与申請書の添付書面である「申請者及びその者と生計を一にする者の収入に関する証明書」を徴収することなく、茨城県地域改善対策進学奨励資金の貸与を実施したことは不適切である。</p>	27
<p><b>【指摘 10】</b></p> <p>現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、連帯保証人予定者に対する適正な資力調査を実施することなく、保証人としたことは不適切である。</p>	28
<p><b>【指摘 11】</b></p> <p>適切な回収手続を執ることなく、時効期間を経過した債権の発生を許容したことは不適切である。</p>	29
<p><b>【指摘 12】</b></p> <p>茨城県地域改善対策進学奨励資金の主債務者は、奨学生本人である。当該債権の特殊性はあるにしても、正当に返還を行っている債務者との公平性・平等性を考慮すれば、当然に正規の回収手続を実施しなければならない。</p>	29
<p><b>【指摘 13】</b></p> <p>茨城県地域改善対策進学奨励資金の特殊性はあるにしても、所管課としては他の奨学資金等と同様に規定に基づく回収手続をしなければならず、現在に至るまでの回収手続の実施状況は不適切である。</p>	30
<p><b>【指摘 14】</b></p> <p>保証人である奨学生の親権者に連絡を取るだけでなく、主債務者である奨学生本人に対する催告を行うべきである。</p>	30
<p><b>【指摘 15】</b></p> <p>督促頻度を増やし、主債務者である奨学生本人やその保証人に対して積極的に督促を実施し、延滞債権の回収を図らなければならない。</p>	30
<p><b>【意見 2】</b></p> <p>延滞債権の発生時期を考慮すると、強制執行すべき債権が存在していた可能性があるにもかかわらず必要な手続を怠ったことにより、時効期間を経過した債権となってしまったことは不適切である。</p>	31

【指摘 16】 主債務者である奨学生本人に対して、所定の事情が発生した場合には催告や時効中断（時効の更新・完成猶予）の措置を実施すべきである。	31
<b>5 不納欠損処理の状況</b>	<b>頁</b>
【指摘 17】 今後は、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に準拠して、債権放棄をした上で不納欠損処理を実施することになるが、時効期間が経過していない債権については、所定の回収手続を実施すべきである。	34
<b>第2 茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金について</b>	
<b>3 調定の方法</b>	<b>頁</b>
【意見 3】 同意書の提出については、奨学生が未成年者の場合にも徹底すべきである。	60
【指摘 18】 元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本完済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。	60
<b>4 債権（収入未済額）の管理・保全</b>	<b>頁</b>
【意見 4】 新設された未収債権対策チームと連携するとともに、債権管理のための組織体制の充実を図るべきである。	61
【意見 5】 貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めするなど、資力の確認を行うべきである。	62
【意見 6】 保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。	62
<b>5 債権（収入未済額）の回収手続</b>	<b>頁</b>
【指摘 19】 督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。	64
【指摘 20】 奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。	65
【指摘 21】 時効期間が迫っている債権については、債権回収業者に委託したとしても、所管課においても、督促状況・法的措置の有無などを頻繁に確認するなどして、管理を徹底すべきである。	65



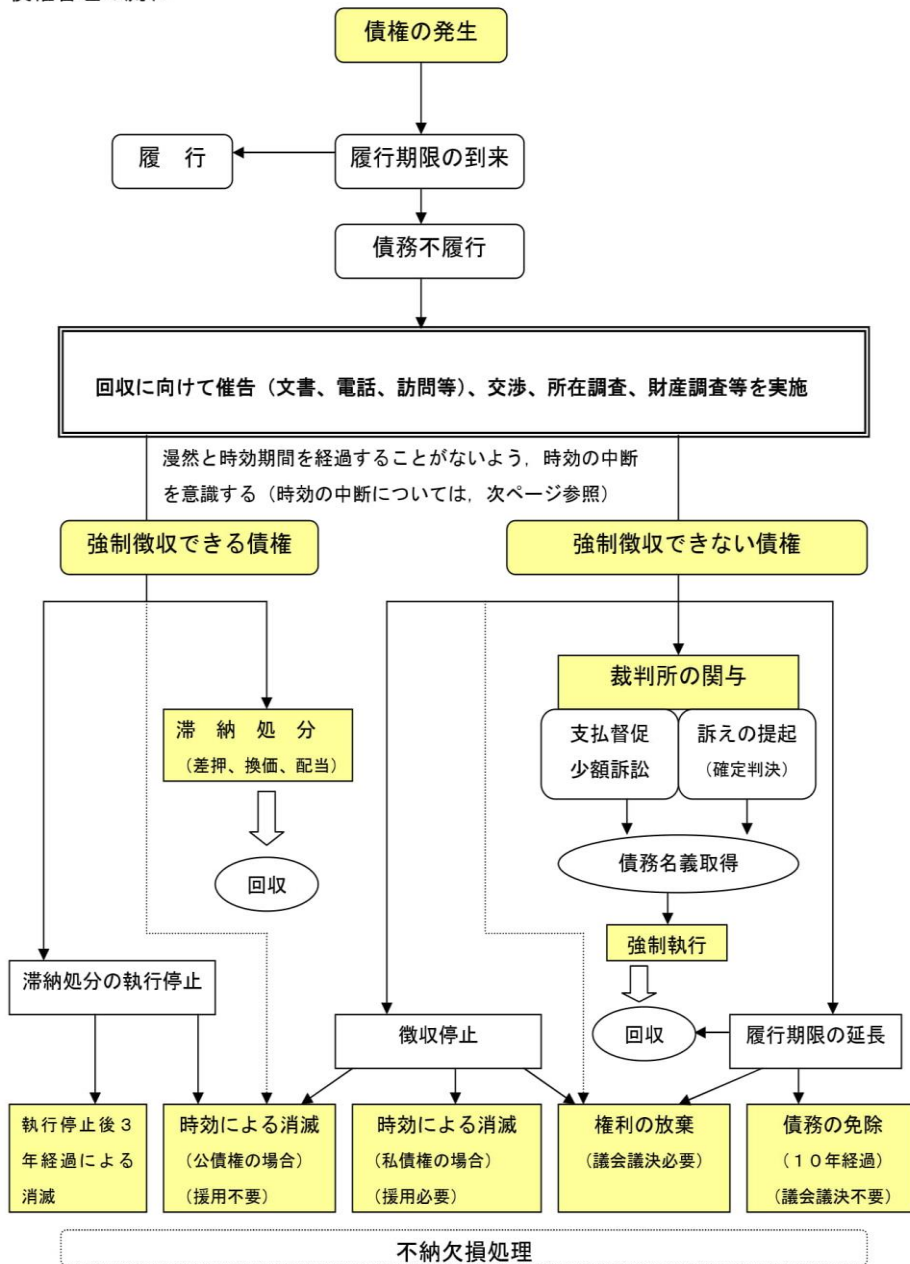
【指摘 22】 督促に応じない者に対し、財産調査を滞納から 6 か月以内を目安に行うべきである。	68
【意見 7】 本来は、債権額、時効期間の経過までの期間等を考慮し、法的措置への移行に関する明確な基準が必要であるが、基準の明確化がなされていなかったのは遺憾である。しかしながら、令和 2 年度において未収債権対策チームのもとで「未収債権への対応方針について」が策定されたことから、今後はこの基準に沿った対応を確実に実施されたい。	68
<b>第 3 未収授業料について</b>	
<b>1 債権の概要</b>	頁
【意見 8】 「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」は、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）を適用対象としていることから、不納欠損処理につき、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づくべきではなく、授業料徴収事務取扱要項や法的措置取扱要項に基づいた事務処理の後、決定すべきである。	73
<b>3 債権（収入未済額）の管理・保全</b>	頁
【指摘 23】 漫然と時効により債権消滅しないように、後述の茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項 3（1）、（2）に従い、原則として、民事訴訟法第 382 条に基づく支払督促の手續及び民事執行手續をとるべきであり、同要項 5 の適用除外に該当し、同項の適用除外手續を経た場合に限り、例外的にこれらを実施しないこととすべきである。	76
<b>4 債権（収入未済額）の回収手續</b>	頁
【指摘 24】（未収授業料がある県立学校共通） 未収授業料がある県立学校においては、授業料滞納者に対して、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項 5 に則った滞納月数別の督促等の事務を適切に実施しなければならない。	79
【意見 9】 所管課においても、授業料滞納者に対しては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項 5 に従った滞納月数別の督促等の事務を実施することを各学校に徹底するよう、助言及び指導を行うべきである。	79

<p><b>【指摘 25】</b>（未収授業料がある県立学校共通）</p> <p>未収授業料がある県立学校においては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に則り、授業料の滞納月数が5か月に達した場合には校内委員会を必ず開催しなければならない。</p>	79
<p><b>【意見 10】</b></p> <p>所管課においては、各学校に対し、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に従い、授業料の滞納月数が5か月に達した場合に校内委員会の開催を徹底するよう、助言及び指導を行うべきである。</p>	79
<p><b>【指摘 26】</b></p> <p>督促を行っても指定した期限までになお納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書を作成すべきである。</p>	80
<p><b>【指摘 27】</b></p> <p>茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3（1）に従い、6か月滞納となり、保証人宅訪問の実施が終了した後、なお授業料が未納である場合、原則として、民事訴訟法第382条に基づく「支払督促」の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に支払督促を実施しないこととすべきである。</p>	81
<p><b>【指摘 28】</b></p> <p>茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3（2）に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納している場合には、滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努めるべきである。</p>	82
<p><b>【指摘 29】</b></p> <p>茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3（2）に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納し、同項に規定された手続を行った後においても、なお授業料が未納の場合には、原則として、民事執行法第1条に定める民事執行の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に民事執行を実施しないこととすべきである。</p>	82

### Ⅲ 各論としての監査の結果

教育委員会においては、法律、条例、規則等に準じて債権管理を実施しているが、担当者の便益に資するため、総務部行財政改革・地方分権推進室が平成21年3月に「債権管理の基本について」を策定し（平成25年3月、平成26年9月一部改定）、実務に供している。茨城県における「債権管理の流れ」は、次のとおりである。

債権管理の流れ



債権管理の流れに沿って、「債権管理の基本」においては、次の項目についての説明がなされている。

- 1 債権管理適正化の取組
- 2 債権管理適正化の具体的取組方策
  - (1) 管理の徹底
    - ①債権発生時の留意点
    - ②記録の整備・管理
    - ③債務者等の状況捕捉
    - ④契約後の情勢変化への対応
  - (2) 回収の強化
    - ①督促
    - ②催告・交渉
      - 【分割納付】
    - ③所在調査・財産調査
      - 【所在調査】
      - 【財産調査】
    - ④強制徴収, 強制執行等
      - 【強制徴収】
      - 【強制執行等】
        - 〈担保権の実行〉
        - 〈支払督促・訴訟手続〉
        - 〈強制執行〉
    - ⑤債権回収業者の活用の検討
  - (3) 債権の整理
    - ①徴収停止
    - ②履行期限の延長の特約
    - ③債務の免除
    - ④権利の放棄
    - ⑤時効による消滅
    - ⑥不納欠損処分
  - (4) その他～間接貸付金について～

したがって、教育委員会の債権管理の監査においては、法令・条例・規則等への準拠性、「債権管理の基本」等の通知等に従った処理の適正性等について検討することが必要である。

## 第1 茨城県地域改善対策進学奨励資金について

### 1 債権の概要

担当部署	教育委員会 教育庁・総務企画部総務課
債権の発生原因・種類	・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び同延滞利息 ・私債権
時効期間	10年（旧民法第167条第1項）
関係法令等	茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例 茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則
債権の内容	<p>①目的</p> <p>茨城県では、茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例を制定し、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年法律第22号)第2条第1項に規定する対象地域に住所を有する同和関係者の子弟で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、短期大学及び大学に進学する能力をもち、将来、社会において有為な人材として活躍することが期待されながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対する奨学金及び通学用品等助成金（以下「奨励資金」と称する。）を貸与し、教育の機会等を図ってきた。</p> <p>この奨励資金貸与は、国の施策に基づいて実施してきたが、国の制度が平成14年3月31日をもって廃止されたことから、茨城県においても廃止されることになった。</p> <p>廃止に伴う経過措置として、平成13年度に奨励資金貸与を受けたものに限り、卒業まで資金貸与が受けられることになった。</p> <p>したがって、この奨励資金貸与は、高等学校、中等教育学校の後期課程に在籍する者については、昭和62年度から平成15年度まで、高等専門学校、短期大学及び大学に在籍する者については、昭和57年度から平成16年度まで実施された。</p> <p>なお、貸与ではなく給付していた期間は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、中等教育学校の後期課程 昭和42年度から昭和61年度まで</li> <li>・高等専門学校、短期大学及び大学 昭和47年度から昭和56年度まで</li> </ul> <p>②貸与の対象者</p> <p>奨学金の貸与を受けることができる者は、次の要件のすべてを満たす者</p>

となっている。

- ・県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。
- ・学校に在学する者であること。
- ・教育委員会規則で定めた低所得世帯に該当し、経済的な理由により修学が困難な者であること。
- ・日本育英会法による学資金、母子及び寡婦福祉法による修学資金、茨城県奨学資金貸与条例による奨学資金又は茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること。

通学用品等助成金の貸与を受けることができる者は、次の要件のすべてを満たす者となっている。

- ・県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。
- ・当該年度に学校に入学した者であること。
- ・低所得世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者であること。

### ③奨励資金の額

奨励資金の額は、次のとおりである。

区 分			金 額
奨 学 金	高等学校 中等教育学校の 後期課程 高等専門学校	国 公 立	月額 23,000 円
		私 立	月額 43,000 円
	短期大学 大学	国 公 立	月額 48,000 円
		私 立	月額 82,000 円
通学用品等助成金	高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校		23,100 円 (一時金)
	短期大学 大学		36,750 円 (一時金)

なお、財源については、国が3分の2、県が3分の1であり、償還された金額についてもこの割合が適用される。ただし、免除された金額が発生した場合には、国への返還も免除される。

### ④貸与の期間等

奨学金の貸与期間は、原則として在籍する学校の正規の修学年限となっている。

ただし、疾病その他やむを得ない理由により正規の修学年限を超えて在学する場合には、その超えて在学した日まで延長することができる。

通学用品等助成金については、学校に入学する年に貸与される。

奨学金、通学用品等助成金については、無利子となっている。

#### ⑤奨学金の貸与の停止

貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月まで奨学金の貸与が停止される。

#### ⑥奨学金の貸与の打ち切り

貸与を受けている者が、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき、または、貸与の対象者に該当しなくなった場合には、その該当した日の属する月の翌月から奨学金の貸与が打ち切られる。

#### ⑦奨励資金の返還

貸与を受けた者は、学校を卒業したとき又は奨学金の貸与を打ち切られたときは、卒業の日又は奨学金の貸与を打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、半年賦、年賦又はその他の割賦の方法により、貸与を受けた奨励資金を返還しなければならない。

また、貸与を受けた者は、いつでも繰上返還することができる。

#### ⑧返還債務の履行猶予

貸与を受けた者が、高等学校等・大学等に在学又は卒業、修了、退学した後6月経過しないとき、災害又は疾病、その他やむを得ない理由により返還すべき日までに奨励資金を返還することが著しく困難になったと認められるときは、返還を猶予できることになっている。

#### ⑨延滞利息

正当な理由がなく奨励資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月につき返還すべき額の5%の延滞利息が課される。

#### ⑩返還債務の免除

奨励資金の貸与を受けた者が死亡、精神的・身体的に著しい障害を受けた場合、奨励資金の返還が著しく困難であると認められた場合には、奨励

資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができることになっている。

ただし、返還を免除する場合における返還免除の額は、免除を認めた年度を含め、以後5年間で、貸与した奨励資金の額の20分の5を超えることができないとされている。また、5年を経過した後は再度免除の申請が可能である。



## 2 収入未済・不納欠損等の状況

### (1) 令和元年度の債権額の推移

地域改善対策進学奨励資金の令和元年度における調定額，収入済額，不納欠損額，年度末残高は，次のとおりである。

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不納欠損額	
10,485,000	1,319,794	1,111,794	0	10,693,000

※地域改善対策進学奨励資金については，過去において不能欠損処理を実施したことはない。

### (2) 直近5年間の年度末収入未済額の残高の推移

直近5年間の年度末収入未済残高の推移は，次のとおりである。

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成27年度	9,389,000	265,000	0	9,654,000
平成28年度	9,654,000	179,000	0	9,833,000
平成29年度	9,833,000	279,000	0	10,112,000
平成30年度	10,112,000	373,000	0	10,485,000
令和元年度	10,485,000	208,000	0	10,693,000

※各年度末における残高は，直近の5年間で1,304,000円増加している。

### 3 調定の時期について

#### (1) 調定に関する規定

地方自治法第 231 条、茨城県財務規則第 32 条において、納期の一定している収入で納入の通知を発するものは、納期の 20 日前までに調定しなければならないとされ、また、茨城県税外諸収入金事務取扱要綱第 4 において、税外諸収入金については、関係規程及び契約等の定めるところに従い、納期内に調定し収納の手続を行うとされている。

#### ○地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

#### ○茨城県財務規則

(調定の時期)

第 32 条 調定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入で納入の通知を発するもの 納期の 20 日前まで
- (2) 納期の一定している収入で納入の通知を発しないもの 申告書等の提出又は収入のあったとき。
- (3) 随時の収入で納入の通知を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入で納入の通知を発しないもの 収入のあったとき。

#### ○茨城県税外諸収入金事務取扱要綱

(その他の税外諸収入金の取扱い)

第 4 分担金、負担金、使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入については、関係規程及び契約等の定めるところに従い、納期内に調定し収納の手続を行なうものであること。

地域改善対策進学奨励資金は、国の施策に基づいて実施してきたものであるが、国の制度が平成 14 年 3 月 31 日をもって廃止されたことから、茨城県においても廃止されることになった。

廃止に伴う経過措置により、平成 13 年度に奨励資金の貸与を受けた者に限り、卒業まで資金貸与が受けられることになった。

したがって、この地域改善対策進学奨励資金の貸与は、高等学校、中等教育学校の後期課程に在籍する者については、昭和 62 年度から平成 15 年度まで、高等専門学校、短期大学及び大学に在籍する者については、昭和 57 年度から平成 16 年度まで実施されたことになる。

そして、貸与を受けた者は、学校を卒業したとき又は奨学金の貸与を打ち切られたときは、卒業の日又は奨学金の貸与を打ち切られた日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過し

た後 20 年以内に、半年賦、年賦又はその他の割賦の方法により、貸与を受けた奨励資金を返還しなければならないことになっている。

## (2) 収入未済額の当初調定年度別内訳

令和元年度末の地域改善対策進学奨励資金の収入未済額の当初調定額の年度別内訳は、次のとおりである。

(単位：人，件，円)

年度	高校分			大学分			合計		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額	人数	件数	金額
平成 2 年度	1	1	105,000	2	3	280,500	3	4	385,500
平成 3 年度	1	1	105,000	3	4	352,500	4	5	457,500
平成 4 年度	2	2	119,500	3	5	424,500	5	7	544,000
平成 5 年度	2	3	134,000	3	5	424,500	5	8	558,500
平成 6 年度	3	5	156,000	3	5	424,500	6	10	580,500
平成 7 年度	3	4	141,500	4	6	487,500	7	10	629,000
平成 8 年度	1	1	105,000	2	4	270,000	3	5	375,000
平成 9 年度	1	1	105,000	3	3	176,000	4	4	281,000
平成10年度	2	2	170,000	3	6	352,000	5	8	522,000
平成11年度	2	3	173,000	3	6	352,000	5	9	525,000
平成12年度	2	3	95,000	3	6	352,000	5	9	447,000
平成13年度	2	4	128,000	2	4	423,000	4	8	551,000
平成14年度	2	4	128,000	1	2	279,000	3	6	407,000
平成15年度	3	5	168,000	2	4	361,000	5	9	529,000
平成16年度	3	5	168,000	2	4	361,000	5	9	529,000
平成17年度	2	4	128,000	2	4	361,000	4	8	489,000
平成18年度	3	5	168,000	2	4	361,000	5	9	529,000
平成19年度	1	1	40,000	0	0	0	1	1	40,000
平成20年度	1	1	40,000	0	0	0	1	1	40,000
平成21年度	0	0	0	1	1	140,000	1	1	140,000
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	1	2	194,000	0	0	0	1	2	194,000
平成24年度	2	3	125,000	1	2	82,000	3	5	207,000
平成25年度	3	4	165,000	1	2	82,000	4	6	247,000
平成26年度	2	3	125,000	1	1	57,000	3	4	182,000
平成27年度	2	3	125,000	1	1	140,000	3	4	265,000
平成28年度	4	4	179,000	0	0	0	4	4	179,000
平成29年度	3	3	139,000	1	1	140,000	4	4	279,000
平成30年度	4	6	233,000	1	1	140,000	5	7	373,000
令和元年度	2	2	68,000	1	1	140,000	3	3	208,000
合計	60	85	3,730,000	51	85	6,963,000	111	170	10,693,000

(注) 合計欄の人数は、実人数である。

### (3) 令和元年度の収入未済額の発生年度別個人別台帳の推移

令和元年度の収入未済額の残高を卒業年度別に調定額，総返還額，免除額，返還未済額(滞納額，今後調定額)を調べると次のとおりである。

(単位：円)

卒業年度	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
昭和 59 年度	1,103,000	240,000	275,750	360,000	227,250
昭和 60 年度	1,656,000	820,000	0	836,000	0
昭和 61 年度	2,159,000	0	441,000	1,323,000	395,000
昭和 62 年度	0	0	0	0	0
昭和 63 年度	0	0	0	0	0
平成 元 年度	4,282,660	1,175,000	1,338,897	1,100,000	668,763
平成 2 年度	5,369,000	535,000	319,000	1,760,000	2,755,000
平成 3 年度	1,795,980	900,000	149,665	0	746,315
平成 4 年度	402,000	20,000	100,500	0	281,500
平成 5 年度	6,210,640	587,660	362,665	1,999,000	3,261,315
平成 6 年度	0	0	0	0	0
平成 7 年度	2,682,640	134,000	0	0	2,548,640
平成 8 年度	3,819,370	1,680,000	269,330	700,000	1,170,040
平成 9 年度	7,138,710	1,537,500	0	2,074,000	3,527,210
平成 10 年度	3,759,170	185,000	1,191,039	429,000	1,954,131
平成 11 年度	803,100	258,000	0	0	545,100
平成 12 年度	1,354,200	608,205	137,775	0	608,220
平成 13 年度	2,242,200	308,000	0	112,000	1,822,200
平成 14 年度	2,004,750	0	0	0	2,004,750
平成 15 年度	851,100	0	0	0	851,100
計	47,633,520	8,988,365	4,585,621	10,693,000	23,366,534
未済なし分	38,862,490	36,091,793	2,770,697		
合計	86,496,010	45,080,158	7,356,318		

地域改善対策進学奨励資金は、茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例及び奨励資金貸与契約書等により一定の納期が定められているのであるから、納期の 20 日前には調定をしなければならぬと解される。

結果、地域改善対策進学奨励資金については、所定の調定期間に調定を実施しておらず、実際の返還未済額は、既計上額 10,693,000 円よりも 23,366,534 円多い 34,059,534 円となっている。

また、その全額が滞納額となっているのである。

#### 【指摘1】

所定の調定期間に調定を実施しなかった結果、実際の返還未済額（滞納額）は、既計上額 10,693,000 円ではなく、既計上額よりも 23,366,534 円多い 34,059,534 円であり、返還未済額（滞納額）の過少計上となっている。

#### 【意見1】

地域改善対策進学奨励資金の貸与総額 86,496,010 円に対し、正常回収債権は 38,862,490 円であり、その正常債権割合は 44.92%に過ぎない。地域改善対策進学奨励資金貸与時の審査等一連の手続が緩やか過ぎた結果と考える。

地域改善対策進学奨励資金は、給付方式ではなく貸与方式で執行されており、より慎重に執行すべきであった。

#### （4）返還金未調定の理由について

地域改善対策進学奨励資金の未調定（今後調定）額は、23,366,534 円と多額となっている。

所管課においては、調定すべき事由が発生していないことから、未調定となっているとしている。しかし、当該未調定額については、現在も履行期限が到来していないものが一部含まれているにしても、地域改善対策進学奨励資金については卒業後から 20 年以内の返済が求められ、かつ、当該奨励資金の制度が平成 16 年度で終了しており、既に 16 年余りが経過していることから、未調定債権額 23,366,534 円のうち、本来の履行期限が未到来のものはわずかに過ぎない。

所管課における未調定となったことに対する説明は、次のとおりである。

##### ①免除対象者に対する 5 年間の免除期間終了後に新たに調定をしていないため

免除申請がなされた者の中には、免除期間が経過しているにもかかわらず、免除期間経過以降の返還金の調定手続を行っておらず、返還金の請求が行われていない事例がある。

しかしながら、免除を受けていた者に対する 5 年間の免除期間経過後には、再度申請が提出されない限りにおいては、提出された奨励資金返還明細書の返還方法により奨励資金の返還を履行しなければならないのであるから、免除期間がすでに経過している債務者に対しては、返還金の調定手続を行い、奨励資金の返還請求を行う必要がある。

##### ②奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書が提出されなかったため

奨励資金の返還開始を迎えたにもかかわらず奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の提出がないことを理由に調定が行われていない事例がある。

しかしながら、奨励資金の貸与を受けた者は、卒業後 20 年以内に奨励資金を返還する義務を負っているのであるから（本条例第 7 条）、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書

がないことをもって調定を行わない取り扱いは適切ではない。

### ③その他の理由により調定がされなかったため

調定がなされていないその他の理由としては、

- ・本人との確認がとれない。
- ・何らかの理由で途中から調定留保となり、それ以降調定をしていない。
- ・その他調定するに至らなかった特殊事情が当時存在していた。

などがあるとのことであった。

しかしながら、履行期が到来した債権については、地方自治法第 231 条、茨城県財務規則第 32 条、茨城県税外諸収入金事務取扱要綱第 4 に従い、調定手続をとる必要があることから、調定手続に向けた適正な事務を行うようにすべきである。現在未調定に至っている理由につき調査検討した上で、速やかな調定手続を行うべきである。

実質的にも未調定のままであると「収入未済」の額として把握されることがなく、県全体の適正な未収債権額を把握することが不可能になるため、速やかな調定手続を進めるべきである。

#### 【指摘 2】

地域改善対策進学奨励資金の返還額については、所定の時期に調定を実施しなければならない。

#### 【指摘 3】

免除対象者に対して免除期間経過後において、所定の手続を経ることなく調定をしないことは認められない。

#### 【指摘 4】

地域改善対策進学奨励資金の返還時期が到来しているにもかかわらず、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の提出がないことを理由に調定を実施しないことは認められない。

#### 【指摘 5】

調定の実施を妨げる諸事情が背景に存在していたにしても、それを事由として調定時期を調整することは、正しく返済を実施している債務者とのバランスを欠くものであって、是認できるものではない。

## (5) 延滞金（延滞利息）の調定について

### ①延滞金（延滞利息）の調定に係る規定について

条例上、返還すべき日までに返還しなかった場合は、原則として、延滞利息（返還すべき日の翌日を6ヶ月超える毎に5%）を徴収することとなっている。

地域改善対策進学奨励資金を対象とした茨城県教育委員会作成の「奨励資金返還のてびき」においても「期限を過ぎても返還しなかったときは、返還すべき額の年10%程度の延滞利息が徴収されます。」と延滞利息徴収に関する説明記載がある。

さらに、「平成10年度茨城県地域改善対策進学奨励費事業のしおり」でも「正当な理由がなくて奨励資金の返還をしなかったときは、6月について100分の5の延滞利息はかかります。」と説明されている。

延滞利息に関する条例の規定等がある以上、原則として徴収すべきことを前提に延滞の事実があった時点において延滞利息の発生を認識し、徴収を実施しなければならない。

その上で、「やむを得ない事由があると認められる」場合において所定の手続を経たうえで減免するようにしなければならないことになるのである。

延滞利息を徴収することは、期限内納付者との負担の公平と、期限内納付の促進等を目的としており、厳格な処理が必要であると考えます。なお、令和元年度末における延滞利息額を所管課において試算した結果は、次のとおりである。

(単位：円)

氏名	金額
A	855,600
B	1,379,700
C	475,300
D	2,720,250
E	210,000
F	344,000
G	707,850
H	28,000
I	981,000
J	1,256,000
K	3,572,100
L	3,117,600
M	111,100
N	2,625,000
O	83,300
P	228,375

Q	143,000
合計	18,838,175

**【指摘6】**

延滞利息額は 18,838,175 円と多額の金額となっている。これは、元本返還時期が到来したにもかかわらず、元本返還金についての調定を実施せず、その結果、元本に係る付帯収入である延滞利息の請求ができなかったことによるものである。規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。



## 4 債権（収入未済額）の管理・保全

### （1）債権の管理体制

#### ①債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況

所管課においては、債務者1人につき、債権管理簿として、書面管理簿と返還台帳を作成し管理している。

#### ②情報システム等による管理運営状況

財務会計システムを利用した管理は行っておらず、紙媒体の上記債権管理簿を利用して管理している。

#### ③担当者等への権限分配の状況

所管課においては、担当者3名を配置しているが、当該職員は他の業務を兼務しての担当となっており、専従者は配置されていない。担当者の内1名を主担当者として日常的な管理業務を行うとともに、必要に応じて過去に担当経験のある者を副担当として業務相談などに従事し、もう1名が会計事務を担当している。

#### ④書面管理簿及び返還台帳の確認結果

所管課に保管されている書面管理簿及び返還台帳の確認を行った結果は、次のとおりである。

##### ア 書面管理簿について

##### （ア）奨励資金貸与契約書、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の管理

茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則（以下「本施行規則」という。）第5条において、奨学生は奨励資金貸与契約書を速やかに教育長に提出しなければならないとされている。また、本施行規則第11条において、奨学生は、奨学資金の貸与を終了したときは、直ちに奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書を教育長に提出しなければならないとされている。

##### ○茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則

##### （貸与契約書）

第5条 前条第2項に規定する通知を受け、奨励資金の貸与を受けることとなった者(以下「奨学生」という。)は、奨励資金貸与契約書(様式第5号)を速やかに教育長に提出しなければならない。

##### （借用証書等の提出）

第11条 奨学生は奨学資金の貸与を終了したときは、直ちに奨励資金借用証書(様式第9号)及び奨励資金返還明細書(様式第10号)を教育長に提出しなければならない。

しかし、既に返済済みの者及び現在も返還継続中の者を除いた47名を対象に書面管理

簿の閲覧調査を行ったところ、奨励資金貸与契約書の提出が確認できた者は、17名にすぎなかった。

奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書については、大部分の者について提出が確認できたが、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書ともに提出確認できない者が5名いた。

このような管理状況が、未調定債権や収入未済債権を生じさせる一因となっている。

なお、奨励資金貸与契約書及び奨励資金借用証書には、奨学生本人及び連帯保証人1名の記載欄があり、同欄の署名・捺印に漏れはなく徹底されていた。

### (イ)奨励資金免除関係書類について

茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則第15条において、奨励資金の返還債務免除を受けようとする者は、「奨励資金返還免除申請書」に「免除を受けようとする事由を証する書面」を添えて教育長に提出し、教育長は、免除を可としたときは、奨励資金返還免除決定通知書を免除者に通知するものとされている。「免除を受けようとする事由を証する書面」としては、非課税証明書・所得証明書・世帯状況調書、その他必要な書類が挙げられている（茨城県教育委員会「奨励資金返還のてびき」平成19年度改訂版）。

#### ○茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例

第10条 奨励資金の貸与を受けた者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明になったと認められるときは、奨励資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 奨励資金の貸与を受けた者(その者が父母と同居している場合は、その者の属する世帯)が、次の各号のいずれかに該当することにより奨励資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その者の申請により、貸与した奨励資金の額の20分の5を限度として奨励資金の返還を免除することができる。この場合において、奨励資金の貸与を受けた者がその者の父母と同居していない被扶養者(主として他人の収入により生計を維持する者をいう。)であるときは、その者の父母についても、次の各号のいずれかに該当することにより奨励資金の返還が著しく困難であると認められるときに限り、その者の父母の申請により免除することができるものとする。

(1) 市町村民税所得割非課税のとき。

(2) 教育委員会が定める基準日において、当該基準日の属する年の前年の全収入額が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下のとき。

3 前項の規定により返還を免除する場合における返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で、貸与した奨励資金の額の20分の5を超えることができない。

### ○茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則

第 15 条 条例第 10 条の規定により奨励資金の返還債務の免除を受けようとする者は、奨励資金返還免除申請書(様式第 14 号)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容について審査のうえ奨励資金の返還債務の免除を可としたときは、奨励資金返還免除決定通知書(様式 15 号)を奨励資金の返還債務の免除を受けようとする者に通知するものとし、免除をしないときは、その旨を通知するものとする。

3 条例第 10 条第 2 項第 2 号に規定する基準日は、毎年 1 月 1 日とする。

この点につき、書面管理簿を閲覧調査したところ、免除対象者に対する奨励資金返還免除決定通知書については概ね確認できたものの、当該免除対象者の「奨励資金返還免除申請書」及び「免除を受けようとする事由を証する書面」については、確認できない者が多い状況であった。

#### 【指摘 7】

免除対象者の「奨励資金返還免除申請書」及び「免除を受けようとする事由を証する書面」は、適切に保管しなければならない。

#### イ 返還台帳

茨城県地域改善対策進学奨励資金については、財務会計システムを利用した管理は行っておらず、担当者は返還台帳をもとに債権管理を行っている。

返還台帳には、債務者 1 人につき、貸与額・貸与期間・返還期間・調定済額・入金状況・免除状況・保証人の状況・文書または電話による督促等を行った際の記録やその他事項が記載され債権管理業務にあたって必要な情報が集約された非常に重要なものであるとともに、業務の引継ぎにも有効なものとして扱われている。

しかし、文書または電話による督促等を行った際の記録については、現在の担当者が記載している部分は記載が徹底されていることが窺われるが、過去の督促状況には、あるべき記載がない期間もあった。

#### 【指摘 8】

返還台帳への記載は、必要事項を適切に記載しなければならない。

## (2) 債務者・保証人情報の管理状況

### ①債務者について収集・保管している情報

氏名・住所・貸与額・貸与期間・返還期間・調定済額・入金状況・免除状況・保証人の状況等の情報が収集・保管されている。

### ②債務者情報の取得方法

条例・規則上は、貸与の申請の際に、奨励資金貸与に関する調書や収入に関する証明書が提出されることとなっている。

#### ○茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則

(貸与の申請)

第3条 奨励資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、奨励資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて茨城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 奨励資金貸与に関する調書(様式第2号)
- (2) 申請者及びその者と生計を一にする者の収入に関する証明書(様式第3号)
- (3) 在学証明書
- (4) その他教育長が必要と認めた書類

しかし、既に返済済みの者及び現在も返還継続中の者を除いた47名を対象に書面管理簿の閲覧調査を行ったところ、2名のみ収入に関する証明書の確認ができたに留まった。

なお、所管課に対するヒアリングによれば、奨学生本人の住所の把握については、住基ネットを用い、奨学生本人、保証人(保護者)の現住所及び生存の確認を行っている。今後、確認がとれないケースについては、各市町に照会し、把握する予定とのことである。また、奨学生及び保証人、個々の事情を把握するため民間運動団体からの情報収集等を行っている。

#### 【指摘9】

現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、奨励資金貸与申請書の添付書面である「申請者及びその者と生計を一にする者の収入に関する証明書」を徴収することなく、茨城県地域改善対策進学奨励資金の貸与を実施したことは不適切である。

### ③債務者等情報に変更があった場合の情報取得方法

債務者等の情報に変更すべき事実が発生したときは、条例及び規則に従って異動届等を提出することとなっている。

## ○茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則

(異動届出)

第8条 奨学生若しくは奨学生であつた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動届(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 復学又は転学したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨励資金の貸与を辞退しようとするとき。
- (5) 奨励資金の受領方法等に変更があつたとき。
- (6) 氏名又は住所の変更があつたとき。
- (7) 条例第8条の規定により、奨励資金の返還債務の履行猶予を受けた者が当該猶予の理由がなくなったとき。
- (8) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

(死亡の届出)

第9条 奨学生若しくは奨学生であつた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに奨学生死亡届(様式第7号)を教育長に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第10条 奨学生若しくは奨学生であつた者は、やむを得ない事情があるときは、その連帯保証人を変更することができる。

- 2 前項の規定により連帯保証人を変更するときは、あらかじめ連帯保証人変更届(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。

既に返済済みの者及び現在も返還継続中の者を除いた47名を対象に書面管理簿の閲覧調査を行ったところ、異動届等が提出されている債務者がいることを確認した。

### ④保証人に対する資力調査について

茨城県地域改善対策進学奨励資金の主債務者は奨学生本人であることから、奨学資金の返還は、実質的には保証人が実行することになる。

しかしながら、当時の記録には所得証明書等もなく、現在の担当者においても、貸付当時、保証人に対する資力調査等を行っていたかは不明であるとのことである。

#### 【指摘10】

現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、連帯保証人予定者に対する適正な資力調査を実施することなく、保証人としたことは不適切である。

### (3) 消滅時効の管理状況

時効中断措置は特にとっておらず、時効期間経過した債権もあるが、私債権であるため、当該債務者からの援用がない限り、管理を継続している。

#### 【指摘 11】

適切な回収手続を執ることなく、時効期間を経過した債権の発生を許容したことは不適切である。

### (4) 債権（収入未済額）の回収手続

所管課へのヒアリング等の結果によれば、概ね次のとおりである。

#### ①督促方法

本奨励資金は、同和関係の子弟に対する資金貸与であることから、債務者本人が同和地区出身者であることを知らない可能性もあり、個人情報の保護など極めてデリケートな問題を包含している。

本奨励資金の特性上、保証人（保護者）から「奨学生本人には知らせないで欲しい、自分が返済する。」との意思が示されるケースが多く、保証人（保護者）の同意なく本人に連絡をとることは難しいため、督促の相手方は主として保証人（保護者）となっている。

電話連絡をする際にも、保証人本人としかコンタクトをとらない等、他の家族にも知られないように、慎重に対応しているのが現状である。ただし、保証人（保護者）が死亡した場合には、奨学生本人に連絡を取っている。

返還未納者の場合、年に1回、10月に文書、電話による督促を行っている。文書については、督促状は送付しておらず、納入通知書と担当者手書きの連絡書面を送付している。

訪問については、債務者及び保証人（保護者）が強い拒否反応を示すため行っていない。なお、民間運動団体の仲介を得て、相手方の了承を得られた場合にのみ訪問を実施している。また、面談を実施する場合であっても、自宅に出向くのではなく、公民館等の公共施設を利用することもある。

#### 【指摘 12】

茨城県地域改善対策進学奨励資金の主債務者は、奨学生本人である。当該債権の特殊性はあるにしても、正当に返還を行っている債務者との公平性・平等性を考慮すれば、当然に正規の回収手続を実施しなければならない。

## ②過去5年間の督促状況

直近5年間の種類別督促状況は、次のとおりである。

(単位：件)

年度	電話	文書送達	家庭訪問	その他	合計
平成27年度	1	8	1	3	13
平成28年度	0	7	0	0	7
平成29年度	1	7	0	4	12
平成30年度	0	7	0	0	7
令和元年度	4	7	0	0	11

以上のように、延滞債権の金額、件数に比較して、回収手続の実施状況は極めて低調なものである。

茨城県地域改善対策進学奨励資金の返還者に対しては、返還台帳が作成され、債務者1人毎に貸与額・貸与期間・返還期間・調定済額・入金状況・免除状況・保証人の状況・文書または電話による督促等を行った際の記録やその他事項が記載され債権管理がなされているが、過去5年間の督促状況をみても督促頻度は十分なものとは言えない。

また、訪問による督促は、債務者及び保証人（保護者）が強い拒否反応を示すため、民間運動団体の仲介により相手方の了承を得られた場合を除いて行われていない。

督促頻度を増やし、本人や保証人に対し積極的に督促し、未収入金の回収を図ることが望ましい。

### 【指摘13】

茨城県地域改善対策進学奨励資金の特殊性はあるにしても、所管課としては他の奨学資金等と同様に規定に基づく回収手続をしなければならず、現在に至るまでの回収手続の実施状況は不適切である。

### 【指摘14】

保証人である奨学生の親権者に連絡を取るだけでなく、主債務者である奨学生本人に対する催告を行うべきである。

### 【指摘15】

督促頻度を増やし、主債務者である奨学生本人やその保証人に対して積極的に督促を実施し、延滞債権の回収を図らなければならない。

### ③強制執行等の実施状況

督促、納付相談、分納誓約等の諸手続を実施しても回収に至らない場合には、債務者、連帯保証人に対する財産調査等を実施して、資力があると判断された場合には、訴訟手続、強制執行を実施することになる。

しかしながら、所管課において強制執行の手続を実施したことはないとのことであった。

#### 【意見2】

延滞債権の発生時期を考慮すると、強制執行すべき債権が存在していた可能性があるにもかかわらず必要な手続を怠ったことにより、時効期間を経過した債権となってしまったことは不適切である。

### ④法的手段の活用状況

地域改善対策進学奨励資金の回収について、法的手段を実施したことはない。

### ⑤時効中断（なお、新民法では時効の更新・完成猶予）の措置について

所管課によれば、保証人である保護者が死亡した場合に主債務者である奨学生本人に対する連絡を取る方針をとってきたとのことであった。

主債務者である奨学生本人に対する催告は、保護者の同意が得られないと難しいとの理由で実施しておらず、時効中断措置もとられていない。

そのため、漫然と時効期間が経過した債権の発生を許容している状態となっている。

保証人である奨学生の保護者等の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間の満了が迫ってきた場合には、速やかに、主債務者である奨学生本人に対する催告や時効中断（時効の更新・完成猶予）の措置を実施することが求められる。

#### 【指摘16】

主債務者である奨学生本人に対して、所定の事情が発生した場合には催告や時効中断（時効の更新・完成猶予）の措置を実施すべきである。

### ⑥収納率向上のための債権回収方法の多様化

他県においては、収納率向上のために、従来からの納入通知書による金融機関での払込による方法に加えて、口座振替やコンビニ収納など納付の利便性の向上による収納率アップを図っている。

高校教育課が所管している貸付金については、高校教育課と銀行との間で契約を締結し、コンビニエンスストアでの納入を行っているが、茨城県地域改善対策進学奨励資金については件数も少ないことから、契約を締結することは困難であるとのことであった。



## 5 不納欠損処理の状況

茨城県地域改善対策進学奨励資金は私債権であり、時効期間を経過しても債務者による時効の援用がないと債権は消滅しないことから、不納欠損処理を行う前に権利の放棄が必要となる。権利の放棄は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決事件となる。これまで本債権について権利の放棄を含めた不納欠損処理は行っていない。

### ○地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

### ○茨城県財務規則

(不納欠損処分)

第68条 歳入徴収者は、債権の放棄等による不納欠損処分をしようとするときは、年度、会計、収入科目コード、金額、納期限、債務者の住所及び氏名並びにその事由を記載した書類を知事に提出しなければならない。この場合において、公所長にあっては、事業主管課長を経由しなければならない。

2 知事、教育委員会又は警察本部長は、不納欠損処分の決定があったときは、不納欠損登録一覧表を作成し、速やかに会計管理者に回付し、又は公所長に送付しなければならない。

3 公所長は、前項の規定により不納欠損登録一覧表の送付を受けたときは、これを審査し地方出納員に回付しなければならない。

所管課に対するヒアリングによれば、これまで権利の放棄を検討した時期もあったとのことであったが、時期尚早として見送りになったとのことである。茨城県地域改善対策進学奨励資金は時効の援用を要する債権であり、また、回収のための法的手続を実施していない状況下での権利の放棄の見送りは当然と考える。

権利の放棄は、約定に従って返還の履行を実施している債務者との公平性・平等性を考慮し、慎重に実施されなければならないことは当然のことであるが、法的手段等を講じてもなお回収が不能な場合には、不納欠損処理を実施すべきである。

なお、令和2年度において、県としての従来基準の見直しを実施し、新たに「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」が策定され、「時効期間を経過し、債務者の時効援用が見込まれる場合」は原則として権利を放棄することとしている。これに伴い、平成24年度に策定した「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」は廃止された。

### ○未収債権への対応方針について（通知）より抜粋

未債第14号 令和2年10月13日 総務部長

2 時効期間を経過した債権

時効期間を経過した場合、公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権）については直ちに消滅するが、不納欠損処理が必要である。

また、私債権については債務者から時効の援用により消滅するなど資産性がないことから、権利を放棄したうえで不納欠損処理をすることが必要である。

(1) 強制徴収公債権及び非強制徴収公債権

- ・早急に不納欠損処理を行うこと。

(2) 私債権

- ・私債権の場合は時効期間を経過しても債務者による時効の援用がないと債権は消滅しないことから、不納欠損処理を行う前に権利の放棄が必要となる。
- ・今般、従来の基準を見直して新たに「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を策定し「時効期間を経過し、債務者の時効援用が見込まれる場合」は原則として権利を放棄することとしたので、速やかに対応すること。
- ・権利の放棄は地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決事件となる。（1債務者当たり50万円以下の権利の放棄をする場合は、「知事の専決処分事項に関する件」（昭和39年10月6日）第7号の規定により、知事において専決処分することができる。）

○「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」

県の債権（私債権）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による権利の放棄を議会に提案し、又は同法第180条第1項の規定に基づき知事の専決処分により権利の放棄を行う基準は、次のとおりとする。

1 対象債権の範囲

地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）

2 権利放棄を行う債権の基準

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。ただし、(1)については、主たる債務について消滅時効が完成した場合、保証債務又は連帯保証債務等について消滅時効が完成していないときであっても、保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込があれば該当するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について(1)から(4)までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産

の価額が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと。

○「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」の策定について

行・分第 33 号 平成 24 年 12 月 19 日 総務部次長兼行財政改革・地方分権推進室長  
**時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準**

県の債権のうち時効期間を経過している債権(私債権)について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定による権利の放棄を議会に提案し、又は同法第 180 条第 1 項の規定に基づき知事の専決処分により権利の放棄を行う基準は、次のとおりとする。

1 対象債権の範囲

地方自治法第 236 条第 2 項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）であって、時効期間を経過しているものの全部又は一部

2 権利放棄を行う債権の基準

地方自治法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）並びに茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）等に基づく督促等適正な債権管理を行っても、なお回収に至らずに時効期間が経過した債権であって、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの

- (1) 債務者の所在が不明であること。
- (2) 法人である債務者が存在しないこと。
- (3) 債務者が無資力又はこれに近い状態であること。
- (4) 債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないこと。
- (5) 県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること。
- (6) その他特に回収が困難な事由があること。

【指摘 17】

今後は、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に準拠して、債権放棄をした上で不納欠損処理を実施することになるが、時効期間が経過していない債権については、所定の回収手続を実施すべきである。

## 第2 茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金について

茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金とは、具体的に次に示す奨学資金・奨励資金である。

- (1) 茨城県奨学資金
- (2) 茨城県高等学校等奨学資金
- (3) 茨城県育英奨学資金
- (4) 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

### 1 債権の概要

#### (1) 茨城県奨学資金

債権の名称	茨城県奨学資金返還金
担当部署	教育委員会 教育庁・学校教育部高校教育課
債権の発生原因・種類	・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び同延滞利息 ・私債権
時効期間	10年（旧民法第167条第1項）。 ただし、令和2年4月1日以降発生し、かつ、その発生原因である法律行為も同日以降にされた債権については新民法が適用され、主観的起算点（権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。）から5年となる（新民法第166条1項1号、新民法附則第10条4項）。
関係法令等	茨城県奨学資金貸与条例 茨城県奨学資金貸与条例施行規則 茨城県奨学生募集要項【入学一時金】 茨城県奨学生募集要項【奨学金（月額貸与）】
債権の内容	①目的 茨城県では、茨城県奨学資金貸与条例を制定し、優良な学生又は生徒であって経済的理由によって修学が困難な者に対して学資(以下「奨学金」という。)及び入学時に一時的に必要な費用に充てるための資金(以下「入学一時金」という。)(以下「奨学資金」と総称する。)を貸与して、有為な人材の育成を図っている。 ②貸与の対象者 奨学金の貸与を受けることができる者は、県内に居住する者の子弟であ

ること、大学(短期大学を含む。)又は専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在学する者であること、健康で、人物及び学業ともに優れる者であること、経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること、独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与を受けていない者であることの要件の全てを満たす者である。

また、入学一時金の貸与を受けることができる者は、県内に居住する者の子弟であること、入学一時金の貸与を受ける年に大学等に入学する者であること、健康で、人物及び学業ともに優れる者であること、経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第8条の2第4項の規定による学資支給金の加算を受けていない者であることの要件の全てを満たす者である。

### ③奨学資金の貸与額

奨学資金の貸与額は、次のとおりである。

種 別	区 分	貸与額
奨 学 金	自 宅 通 学	36,000 円/月
	自 宅 外 通 学	40,000 円/月
入 学 一 時 金		240,000 円

### ④貸与期間等

貸与期間は、在学する大学等における正規の修業期間となっている。また、入学一時金の貸与は、大学等に入学する年に行われる。

### ⑤連帯保証人等

貸与を受ける者は、連帯保証人及び保証人それぞれ1人が必要となる。

連帯保証人は、当該奨学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合には法定代理人がなり、かつ、連帯保証人及び保証人は、独立の生計を営む成年者であることが求められている。

### ⑥奨学金の停止

貸与を受けた者が、休学したとき、親権者等が県外に転出したとき、疾病等のため成業が見込めないとき、学業成績又は素行が不良となったとき、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けるとき、奨学金を必要としない理由が生じたとき、奨学生として適当でないと認められるときに該当した場合には、奨学金の貸与が停止される。

### ⑦奨学資金の利息及び返還

奨学資金は、無利息となっている。

奨学資金の返還は、奨学金の貸与最終月(入学一時金のみを貸与を受けた場合にあつては、大学等における正規の修業期間の終了する月)の6月

後から 10 年以内に半年賦又は年賦により返還しなければならない。ただし、その全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

奨学資金を返還する場合の 1 回の返還額は、半年賦により返還する場合は貸与を受けた奨学資金の総額の 20 分の 1 の額、年賦により返還する場合は貸与を受けた奨学資金の総額の 10 分の 1 の額を下回ってはならないとされている。

#### ⑧退学等

奨学生若しくは入学一時金の貸与を受けた者が退学したとき、奨学金の貸与を辞退・停止されたときには、その月の 6 月後から前条の規定に準じて奨学資金を返還しなければならない。

#### ⑨奨学資金の返還猶予

大学等に在籍しているとき、大学等へ進学準備をしているとき、長期療養をしているとき、罹災したとき、生活保護を受けることになったとき、その他生活困窮の状態にあるときは、奨学生等からの願い出によって返還を猶予することができる。とされている。

#### ⑩延滞利息

奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から 6 月を超えるごとに、6 月について返還すべき額の 5 % の延滞利息が課される。

#### ⑪奨学資金の返還免除

貸与を受けた学生等が死亡したときは、奨学資金の返還未済額の全部の返還を、心身障害により労働能力を喪失したときは、奨学資金の返還未済額の全部又は一部について返還が困難と認められるときは、その額の全部又は一部の返還を免除することができる。

入学一時金の貸与を受けた者が大学等を卒業した後県内において就職した場合(教育委員会規則で定める場合に限る。)には、入学一時金の全部又は一部の返還を免除することができる。

## (2) 茨城県高等学校等奨学資金

債権の名称	茨城県高等学校等奨学資金返還金									
担当部署	教育委員会 教育庁・学校教育部高校教育課									
債権の発生原因・種類	・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び同延滞利息 ・私債権									
時効期間	10年（旧民法第167条第1項）。 ただし、令和2年4月1日以降発生し、かつ、その発生原因である法律行為も同日以降にされた債権については新民法が適用され、主観的起算点（権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。）から5年となる（新民法第166条1項1号、新民法附則第10条4項）。									
関係法令等	茨城県高等学校等奨学資金貸与条例 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則 茨城県高等学校等奨学生募集要項									
債権の内容	<p>①目的 茨城県では、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例を制定し、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、経済的な理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内において学資(以下「奨学資金」という。)を貸与し、もって教育の機会均等を図っている。</p> <p>②貸与の対象者 茨城県高等学校等奨学資金の貸与を受けることができる者は、県内に居住する者の子弟であること、高等学校等に在学する者であること、経済的な理由により著しく修学に困難があると認められる者であること、独立行政法人日本学生支援機構法による学資金その他教育委員会規則で定める修学のための資金の貸与を受けていない者であることの要件のすべてを満たす者である。</p> <p>③奨学資金の月額等 奨学資金の貸与月額は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="427 1848 1353 2004"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>貸与月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国 公 立</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>23,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		貸与月額	国 公 立	自宅通学のとき	18,000円	自宅外通学のとき	23,000円
区 分		貸与月額								
国 公 立	自宅通学のとき	18,000円								
	自宅外通学のとき	23,000円								

私立	自宅通学のとき	30,000円
	自宅外通学のとき	35,000円

なお、奨学資金は、無利子での貸与となっている。

#### ④貸与の期間

貸与を受けることができる期間は、在学する高等学校等における正規の修業年限となっている。

※貸与を受ける場合には、毎年度の申請が必要となっている。

#### ⑤保証人

貸与を受ける者（奨学生）は、独立の生計を営む成年者で、保証能力を有する保証人2人を立て、保証人は奨学生と連帯して債務を負担することが求められている。

#### ⑥貸与の打ち切り等

奨学生が、貸与を辞退したとき、死亡又は退学したとき、保護者が県外に転居したとき、その他奨学生として適当でないと認められたときには、その該当日の翌月分から奨学資金の貸与を打ち切ることになっている。

奨学生が休学、又は停学処分を受けている期間については、奨学資金の貸与は受けられない。

#### ⑦返還の期限

奨学資金の返還の期限は、貸与の期間の終了した日又は貸与が打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内とされ、その返還は、半年賦、年賦その他の割賦の方法によるものとなっている。

ただし、奨学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

#### ⑧返還の期限の猶予

貸与を受けた者が、高等学校等、大学等に在学するとき、災害、傷病その他やむを得ない事由により奨学資金の返還が困難になったと認められるときには、奨学資金の返還の期限を猶予することができる。

#### ⑨延滞利息

貸与を受けた者が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったとき



は、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について返還すべき額の5%の延滞利息が課される。

ただし、奨学資金を返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

#### ⑩返還の免除

貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより奨学資金を返還することができなくなったと認められるときは、奨学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

### (3) 茨城県育英奨学資金

債権の名称	茨城県育英奨学資金返還金								
担当部署	教育委員会 教育庁・学校教育部高校教育課								
債権の発生原因・種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び同延滞利息</li> <li>・私債権</li> </ul>								
時効期間	<p>10年（旧民法第167条第1項）。</p> <p>ただし、令和2年4月1日以降発生し、かつ、その発生原因である法律行為も同日以降にされた債権については新民法が適用され、主観的起算点（権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。）から5年となる（新民法第166条1項1号、新民法附則第10条4項）。</p>								
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県育英奨学資金貸与条例</li> <li>・茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則</li> <li>・茨城県育英奨学生募集要項</li> </ul>								
債権の内容	<p>①目的</p> <p>茨城県では、茨城県育英奨学資金貸与条例を制定し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程(修業年限2年以上のものに限る。)(以下「高等学校等」という。)に在学する者のうち、優れた生徒であって、経済的な理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内において学資(以下「奨学資金」という。)を貸与し、有為な人材の育成を図っている。</p> <p>②貸与の対象者</p> <p>貸与を受けることができる者は、県内に居住する者の子弟であること、高等学校等に在学する者であること、人物及び学業ともに優れる者であること、経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること、及び教育委員会規則で定める修学のための資金の貸与を受けていない者であることの要件の全てを満たすことが必要である。</p> <p>③奨学資金の月額等</p> <p>奨学資金の貸与月額等は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">貸与月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国 公 立 の 高 等 学 校 等</td> <td style="text-align: center;">自 宅 通 学</td> <td style="text-align: center;">18,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 宅 外 通 学</td> <td style="text-align: center;">23,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	貸与月額	国 公 立 の 高 等 学 校 等	自 宅 通 学	18,000 円	自 宅 外 通 学	23,000 円
区 分	貸与月額								
国 公 立 の 高 等 学 校 等	自 宅 通 学	18,000 円							
	自 宅 外 通 学	23,000 円							

私立の高等学校等	自宅通学	30,000円
	自宅外通学	35,000円

なお、奨学資金は、無利子での貸与となっている。

#### ④貸与の期間

貸与を受けることができる期間は、在学する高等学校等における正規の修業年限となっている。

#### ⑤保証人

貸与を受ける者（奨学生）は、独立の生計を営む成年者であって保証能力を有する保証人2人を立て、保証人は奨学生と連帯して債務を負担することになっている。

#### ⑥貸与の打ち切り等

奨学生が、貸与の要件を満たさなくなった場合、貸与を辞退した場合、その他奨学生として適当でないと認められた場合には、その該当日の翌月分から奨学資金の貸与を打ち切ることになっている。

奨学生が休学、又は停学処分を受けている期間については、奨学資金の貸与は受けられない。

#### ⑦返還の期限等

奨学資金の返還の期限は、貸与の期間の終了した日又は貸与が打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後10年以内とされ、その返還は、半年賦、年賦その他の割賦の方法によるものとする。

ただし、奨学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

#### ⑧返還の期限の猶予

貸与を受けた者が、高等学校等、大学等に在学するとき、災害、傷病その他やむを得ない事由により奨学資金の返還が困難になったと認められるときには、奨学資金の返還の期限を猶予することができる。

#### ⑨延滞利息

貸与を受けた者が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について返還すべき額の5%の延滞利息が課される。

ただし、奨学資金を返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

⑩返還の免除

貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより奨学資金を返還することができなくなったと認められるときは、奨学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(4) 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

債権の名称	茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還金
担当部署	教育委員会 教育庁・学校教育部高校教育課
債権の発生原因・種類	・金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び同延滞利息 ・私債権
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)。 ただし、令和2年4月1日以降発生し、かつ、その発生原因である法律行為も同日以降にされた債権については新民法が適用され、主観的起算点(権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。)から5年となる(新民法第166条1項1号、新民法附則第10条4項)。
関係法令等	・茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例 ・茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則
債権の内容	①目的 茨城県では、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例を制定し、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程(以下「高等学校定時制課程等」という。)に在学する勤労青少年で、経済的理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内において修学奨励のための資金(以下「修学奨励資金」という。)を貸与し、もって勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等の拡充に資することを目的とする。  ②貸与の対象者 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の要件に該当するものとなっている。 (1) 県内の高等学校定時制課程等に在学している者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有するものに限る。) (2) 経済的理由により著しく修学が困難である者 (3) 経常的収入を得る職業に就いている者 (4) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資金、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例(平成14年茨城県条例第33号)による奨学資金又は茨城県育英奨学資金貸与条例(平成16年茨城県条例第46号)による奨学資金の貸与を受けていない者 (5) 高等学校の通信制の課程及び学年による教育課程の区分を設けない

定時制の課程(以下「単位制の課程」という。)に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校において定められた教育課程(以下「教育課程」という。)に従つて学習する計画を有すると認められるもので、年間18単位(教育課程上当該年度において履修すべき単位数が17単位以下と定められている場合には、当該定められた単位)以上の単位数を履修している者

③修学奨励資金の額及び貸付利率

修学奨励資金の額は、次のとおりである。

貸与月額	14,000円
貸付利率	無利子

④貸与の期間等

修学奨励資金の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して48月以内とする。

⑤保証人

修学奨励資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。保証人の要件は、次のとおり。

- ・独立の生計を営む成年者で、保証能力を有すること
- ・保証人は、修学奨励資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担すること

⑥貸与停止

次のいずれかに該当したときは、下記事由の期間、貸与を停止される。

ア 高等学校の定時制の課程に在学する者が、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき(前年度に修学奨励資金の貸与を受けなかつた場合を除く。)

イ 高等学校の通信制及び単位制の課程に在学する者が、単位数の修得状況等により卒業の見込みがないと認められるとき。

⑦貸与打ち切り

次のいずれかに該当したときは、その翌月から貸与を打ち切られる。

- ア 申請資格の要件を欠いたとき
- イ 修学奨励資金の貸与を辞退したとき
- ウ 死亡又は退学したとき

	<p>エ その他修学奨励資金の貸与の目的を達成できないと認められるとき</p> <p>⑧返還債務</p> <p>修学奨励資金は貸与であり、返還免除に該当しない限り必ず返還しなければならない。</p> <p>(1) 返還開始時期 貸与期間満了又は貸与打ち切りの翌日から6月経過後</p> <p>(2) 返還期間 貸与期間と同じ</p> <p>(3) 返還方法 月賦又は半年賦</p> <p>⑨返還猶予</p> <p>次のいずれかに該当するときは、本人の申請により返還を猶予することがある。</p> <p>(1) 高等学校の全日制課程、高等専門学校又は大学に在学しているとき。</p> <p>(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由が認められるとき。</p> <p>⑩返還免除</p> <p>次のいずれかに該当したときには、修学奨励資金の返還債務の全部又は一部が免除される。</p> <p>(1) 修学奨励金の貸与を受けていた者が高等学校定時制課程等を卒業したとき。</p> <p>(2) その他、修学生が高等学校卒業程度認定試験に合格したときなど、卒業と同等の事由があるものと認められるとき。</p> <p>(3) 修学生の死亡、又は心身障害により返還ができないとき（心身障害については、程度により返還未済額の全部又は4分の3に相当する額）。</p> <p>⑪延滞金</p> <p>修学生は、修学奨励資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。</p> <p>修学奨励資金を返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p>⑫併給の禁止</p> <p>日本学生支援機構の奨学金（貸与型）、茨城県高等学校等奨学資金又は茨城県育英奨学資金との併給は受けられない。</p>
--	--

## 2 収入未済・不納欠損等の状況

### (1) 茨城県奨学資金

#### ①令和元年度の債権額の推移

ア 入学一時金

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不能欠損額	
0	0	0	0	0

※令和元年度までに返還を開始した者がいないため。

イ 奨学金

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不能欠損額	
79,329,070	200,930,870	201,883,112	0	78,376,828

#### ② 収入未済額の当初調定年度別内訳

ア 入学一時金

(単位：人，件，円)

年度	入学金		
	人数	件数	収入未済額
平成25年度以前	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
合計	0	0	0

※令和元年度までに返還を開始した者がいないため。



イ 奨学金

(単位：人，件，円)

年度	奨学金		
	人数	件数	収入未済額
平成 25 年度 以前	60	394	34,205,397
平成 26 年度	25	48	4,230,519
平成 27 年度	25	53	5,470,306
平成 28 年度	30	60	6,000,987
平成 29 年度	33	74	7,525,571
平成 30 年度	65	112	8,795,648
令和 元 年度	105	162	12,148,400
合計	343	903	78,376,828

③ 収入未済額の推移

ア 入学一時金

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0	0

※令和元年度までに返還を開始した者がいないため。

イ 奨学金

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成 27 年度	56,213,910	208,366,165	182,292,148	82,287,927
平成 28 年度	82,287,927	207,973,127	203,997,657	86,263,397
平成 29 年度	86,263,397	208,301,192	213,766,223	80,798,366
平成 30 年度	80,798,366	207,663,456	209,132,752	79,329,070
令和 元 年度	79,329,070	200,930,870	201,883,112	78,376,828

④ 過去5年間の督促状況

ア 入学一時金

(単位:件)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0

※令和元年度までに返還を開始した者がいないため。

イ 奨学金

(単位:件)

年度	電話	文書送達	家庭訪問	合計	その他(債権回収委託新規・追加件数)
平成27年度	不明	523	0	523	25
平成28年度	不明	419	0	419	43
平成29年度	不明	740	0	740	40
平成30年度	不明	391	0	391	10
令和元年度	0	428	0	428	0

⑤ 個人別台帳の集計

ア 入学一時金

(単位:円)

卒業年度(予定)	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
令和2年度	720,000	0	0	0	0
令和3年度	1,200,000	0	0	0	0
令和4年度	1,920,000	0	0	0	0
令和5年度	2,400,000	0	0	0	0
計	6,240,000	0	0	0	0
未納なし分	0	0	0		
合計	6,240,000	0	0		

イ 奨学金

(単位：円)

卒業年度（原則として貸与終了処理年度）	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
昭和63年度以前	1,600,000	907,600	0	692,400	0
平成元年度	0	0	0	0	0
平成2年度	0	0	0	0	0
平成3年度	960,000	118,000	0	842,000	0
平成4年度	0	0	0	0	0
平成5年度	0	0	0	0	0
平成6年度	468,000	90,000	0	378,000	0
平成7年度	0	0	0	0	0
平成8年度	3,192,000	1,424,600	0	1,767,400	0
平成9年度	1,392,000	595,800	0	796,200	0
平成10年度	8,004,000	5,379,840	0	2,624,160	0
平成11年度	5,508,000	2,740,600	0	2,767,400	0
平成12年度	4,800,000	2,936,400	0	1,863,600	0
平成13年度	9,984,000	6,104,600	0	3,879,400	0
平成14年度	16,404,000	10,252,000	0	6,152,000	0
平成15年度	7,008,000	4,317,104	0	2,690,896	0
平成16年度	7,008,000	4,663,500	0	2,242,500	0
平成17年度	2,448,000	1,629,200	0	818,800	0
平成18年度	2,952,000	2,287,650	0	664,350	0
平成19年度	10,383,600	6,283,080	0	2,878,320	0
平成20年度	18,639,000	12,870,560	0	5,295,260	0
平成21年度	34,807,000	25,899,840	0	7,438,600	0
平成22年度	40,590,000	30,865,600	0	4,207,800	0
平成23年度	153,888,000	125,192,000	0	5,734,000	0
平成24年度	317,234,400	222,752,840	0	10,431,442	0
平成25年度	172,322,400	100,594,400	0	3,411,000	0
平成26年度	146,104,000	72,669,150	0	2,836,300	0
平成27年度	181,680,000	72,289,139	0	2,750,400	0
平成28年度	146,088,000	44,111,600	0	1,219,800	0
平成29年度	203,400,000	45,816,356	0	3,553,200	0
平成30年度	166,068,000	18,682,800	0	441,600	0
令和元年度	140,700,000	0	0	0	0
計	1,803,632,400	821,474,259	0	78,376,828	0
未納なし分	2,741,035,600	2,731,877,800	9,157,800		
合計	4,544,668,000	3,553,352,059	9,157,800		

※当課の奨学金システムの保有データをもとに集計。同システムは平成17年頃に導入したが、その時点で完済していた者のデータは登録していない。

(2) 茨城県高等学校等奨学資金

①令和元年度の債権額の推移

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不能欠損額	
40,855,196	31,956,117	31,308,657	0	41,502,656

②収入未済額の当初調定年度別内訳

(単位：人, 件, 円)

年度	人数	件数	収入未済額
平成25年度以前	52	244	6,198,006
平成26年度	58	95	2,193,853
平成27年度	102	158	3,236,181
平成28年度	133	213	4,257,300
平成29年度	192	314	6,215,659
平成30年度	290	458	8,335,491
令和元年度	356	586	11,066,166
合計	1,183	2,068	41,502,656

③収入未済額の推移

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成27年度	27,579,480	31,261,851	27,724,982	31,116,349
平成28年度	31,116,349	29,496,012	25,267,149	35,345,212
平成29年度	35,345,212	31,320,255	26,735,759	39,929,708
平成30年度	39,929,708	32,695,081	31,769,593	40,855,196
令和元年度	40,855,196	31,956,117	31,308,657	41,502,656

④過去5年間の督促状況（催促を含む）

（単位：件）

年 度	電話	文書送達	家庭訪問	合計	その他（債権回収委託新規・追加件数）
平成 27 年度	0	1,561	0	1,561	97
平成 28 年度	0	1,056	0	1,056	99
平成 29 年度	0	801	0	801	127
平成 30 年度	0	1,265	0	1,265	142
令和 元 年度	0	1,842	0	1,842	112

⑤個人別台帳の集計

（単位：円）

返還処理 移行年度	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
平成 16 年度	162,000	120,000	0	42,000	0
平成 17 年度	10,380,000	6,693,960	0	1,827,940	0
平成 18 年度	27,696,000	16,433,500	0	2,684,700	0
平成 19 年度	7,632,000	4,468,800	0	1,214,400	0
平成 20 年度	32,412,000	14,637,801	0	4,593,299	0
平成 21 年度	31,788,000	14,335,151	0	3,014,590	0
平成 22 年度	36,054,000	14,634,060	0	5,137,390	0
平成 23 年度	98,424,000	36,797,126	0	7,144,674	0
平成 24 年度	4,752,000	1,807,050	0	520,900	0
平成 25 年度	69,516,000	21,371,020	0	5,137,209	0
平成 26 年度	71,001,000	16,202,186	0	4,320,714	0
平成 27 年度	27,732,000	3,621,100	0	2,636,600	0
平成 28 年度	46,044,000	5,545,300	0	1,669,500	0
平成 29 年度	37,410,000	2,907,500	0	1,260,400	0
平成 30 年度	28,476,000	1,000,860	0	298,340	0
令和 元 年度	19,962,000	174,000	0	0	0
計	549,441,000	160,749,414	0	41,502,656	0
未納なし分	114,354,000	109,645,200	4,708,800		
合計	663,795,000	270,394,614	4,708,800		

(3) 茨城県育英奨学資金

①令和元年度の債権額の推移

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不能欠損額	
58,438,546	121,390,683	114,811,283	0	65,017,946

②収入未済額の当初調定年度別内訳

(単位：人，件，円)

年度	人数	件数	収入未済額
平成25年度以前	16	80	2,559,102
平成26年度	30	54	2,238,786
平成27年度	47	94	4,442,557
平成28年度	103	182	7,329,076
平成29年度	157	283	10,622,123
平成30年度	262	437	16,480,844
令和元年度	364	567	21,345,458
合計	979	1,697	65,017,946

③収入未済額の推移

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成27年度	25,739,386	102,786,633	94,027,410	34,498,609
平成28年度	34,498,609	104,097,083	93,594,779	45,000,913
平成29年度	45,000,913	109,251,983	98,446,373	55,806,523
平成30年度	55,806,523	117,748,183	115,116,160	58,438,546
令和元年度	58,438,546	121,390,683	114,811,283	65,017,946

④過去5年間の督促状況

(単位：件)

年 度	電話	文書送達	家庭訪問	合計	その他（債権回収委託新規・追加件数）
平成 27 年度	0	1,048	0	1,048	58
平成 28 年度	0	801	0	801	59
平成 29 年度	0	1,217	0	1,217	74
平成 30 年度	0	1,459	0	1,459	80
令和 元 年度	0	1,654	0	1,654	0

⑤個人別台帳の集計

(単位：円)

返還処理 移行年度	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
平成 18 年度	360,000	306,000	0	54,000	0
平成 19 年度	0	0	0	0	0
平成 20 年度	9,228,000	5,651,500	0	3,252,500	0
平成 21 年度	127,224,000	87,077,745	0	12,618,055	0
平成 22 年度	113,875,000	72,990,950	0	10,035,800	0
平成 23 年度	137,862,000	84,968,920	0	10,423,080	0
平成 24 年度	137,832,000	74,367,720	0	6,819,284	0
平成 25 年度	227,482,000	98,757,848	283,500	11,322,927	0
平成 26 年度	129,485,000	40,582,750	0	6,232,500	0
平成 27 年度	80,442,000	16,146,700	0	1,584,400	0
平成 28 年度	84,792,000	8,750,500	0	1,795,700	0
平成 29 年度	75,852,000	7,168,200	810,000	578,600	0
平成 30 年度	65,170,000	3,204,100	0	301,100	0
令和 元 年度	36,546,000	0	0	0	0
計	1,226,150,000	499,972,933	1,093,500	65,017,946	0
未納なし分	342,294,000	338,250,000	4,044,000		
合計	1,568,444,000	838,222,933	5,137,500		

(4) 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

①令和元年度の債権額の推移

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不能欠損額	
908,600	168,000	286,600	0	790,000

②収入未済額の当初調定年度別内訳

(単位：人, 件, 円)

年度	人数	件数	収入未済額
平成 25 年度 以前	6	65	790,000
平成 26 年度	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0
令和 元 年度	0	0	0
合計	6	65	790,000

③収入未済額の推移

(単位：円)

年度	期首残高	発生額	回収額	期末残高
平成 27 年度	939,800	0	100,000	839,800
平成 28 年度	839,800	0	0	839,800
平成 29 年度	839,800	168,000	178,000	829,800
平成 30 年度	829,800	238,000	159,200	908,600
令和 元 年度	908,600	168,000	286,600	790,000



④過去5年間の督促状況（催告を含む）

（単位：人，件，円）

年 度	電話	文書送達	家庭訪問	合計	その他（債権回収委託新規・追加件数）
平成 27 年 度	不明	0	0	0	0
平成 28 年 度	不明	0	0	0	0
平成 29 年 度	不明	0	0	0	0
平成 30 年 度	不明	0	0	0	1
令和 元 年 度	0	0	0	0	0

⑤個人別台帳の集計

（単位：円）

卒業等年度	貸与金額	総返還額	免除額	返還未済額	
				滞納額	今後調定額
～平成 15 年度※	1,181,000	616,200	0	564,800	0
平成 16 年度※	168,000	147,800	0	20,200	0
平成 17 年度※	644,000	593,000	0	51,000	0
平成 18 年度※	168,000	14,000	0	154,000	0
平成 19 年度※	0	0	0	0	0
平成 20 年 度	10,052,000	308,000	9,744,000	0	0
平成 21 年 度	3,864,000	0	3,864,000	0	0
平成 22 年 度	4,200,000	0	4,200,000	0	0
平成 23 年 度	8,736,000	0	8,736,000	0	0
平成 24 年 度	5,880,000	0	5,880,000	0	0
平成 25 年 度	6,048,000	0	6,048,000	0	0
平成 26 年 度	6,048,000	0	6,048,000	0	0
平成 27 年 度	2,520,000	168,000	2,352,000	0	0
平成 28 年 度	3,360,000	0	3,360,000	0	0
平成 29 年 度	4,872,000	0	4,872,000	0	0
平成 30 年 度	6,720,000	252,000	6,216,000	0	0
令和 元 年 度	3,864,000	0	3,864,000	0	0
計	68,325,000	2,099,000	65,184,000	790,000	0

※平成 19 年度以前については、返還者に係るものみの額

- ・所管課の奨学金システムの保有データをもとに集計したが、同システムを導入した平成 17 年頃の時点で完済していた者のデータは登録していない。

- ・返還免除者については，所管課で保存している文書が平成 20 年度以降のものである。

## (5) 不納欠損処理の状況

各奨学金は私債権であり、時効期間を経過しても債務者による時効の援用がないと債権は消滅しないことから、不納欠損処理を行う前に権利の放棄が必要となる。県では、従来の基準を見直して新たに「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を策定し、「時効期間を経過し、債務者の時効援用が見込まれる場合」は原則として権利を放棄することとしている。なお、権利の放棄は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決事件となる。

また、各奨学資金・奨励資金については、権利の放棄の実績はない。

### 3 調定の方法

#### (1) 債権の発生から調定に至るまでの具体的過程

##### ①茨城県奨学資金

###### ア 契約

奨学生として決定後、貸与契約の締結により債権が発生する。ただし、令和元年度までは、規則に契約書についての規定がなかったため、奨学資金の貸与により債権が発生する。

###### イ 貸与

奨学生として決定した年度から、原則として在学期間中、奨学生の口座へ振込む（3月毎に年4回）。

###### ウ 返還

学校の卒業時に、奨学生から奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出させ、それに基づき調定を行っていく（10年以内に半年賦又は年賦で返還）。なお、奨学生から繰上返還の申出があれば随時、調定を行う。

##### ②茨城県高等学校等奨学資金

###### ア 契約

奨学生として決定後、貸与契約の締結により債権が発生する。

###### イ 貸与

奨学生として決定した年度中、奨学生の口座へ振込む（3月毎に年4回）。

###### ウ 返還

学校の卒業時に、奨学生から奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出させ、それに基づき調定を行っていく（20年以内に半年賦又は年賦で返還）。なお、繰上返還の申出があれば随時、調定を行う。

##### ③茨城県育英奨学資金

###### ア 契約

奨学生として決定後、貸与契約の締結により債権が発生する。ただし、令和元年度までは、規則に契約書についての規定がなかったため、奨学資金の貸与により債権が発生する。

###### イ 貸与

奨学生として決定した年度から、原則として在学期間中、奨学生の口座へ振込む（3月毎に年4回）。

###### ウ 返還

学校の卒業時に、奨学生から奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出させ、それに基づき調定を行っていく（10年以内に半年賦又は年賦で返還）。なお、繰上返還の申

出があれば随時、調定を行う。

#### ④茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

##### ア 契約

修学生として決定後、貸与契約の締結により債権が発生する。

##### イ 貸与

修学生として決定した年度中、修学生の口座へ振込む（年3回）。

##### ウ 返還

卒業により返還免除。退学等の場合に修学奨励資金借用証書及び修学奨励資金返還明細書を提出させ、それに基づき調定を行っていく（貸与期間と同期間以内に月賦又は半年賦で返還）。なお、繰上返還の申出があれば随時、調定を行う。

#### ⑤法定代理人の同意について

各奨学金において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書を併せて提出するものとされている。

##### ○茨城県奨学資金貸与条例施行規則

(奨学資金の貸与を受ける者の決定)

##### 第4条

4 前項において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第6号の3)を併せて提出するものとする。

##### ○茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則

(契約書の提出)

##### 第6条

2 前項において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第4号の2)を併せて提出するものとする。

##### ○茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則

(奨学生の決定)

##### 第4条

4 前項において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第5号の2)を併せて提出するものとする。

##### ○茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則

(契約書の提出)

##### 第4条

2 前項において、修学生が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 13 条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第 5 号の 2)を併せて提出するものとする。

しかし、通常、奨学生は未成年者であることが多いため、法定代理人の同意書が必要となる対象を民法第 13 条の保佐人に限定する必要性はないものと考えられる。各規則で定める各貸与契約書には保証人の 2 名による署名等が要求されているが、保証人が両親(親権者)と限定されているわけではないため、奨学生が未成年者の場合、なお、法定代理人(親権者である両親)作成の同意書提出の意義はあるものと考えられる。

ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降は、成年年齢の引下げによって、同意書の必要な場面は限定されるものと考えられる。

### 【意見 3】

同意書の提出については、奨学生が未成年者の場合にも徹底すべきである。

### ⑥納期限の設定日

茨城県財務規則第 36 条の規定に基づき、調定日から 20 日以内の日に設定している。納期限は、繰上返還の場合を除き、月の末日になるようにしている。

### ⑦延滞利息の調定に至るまでの具体的過程

各奨学生等の元金の完済後に、各回次の延滞利息を計算する。延滞利息が発生した場合は、その額を一括して調定している。

なお、令和 2 年 3 月 31 日現在における延滞利息額は、次のとおりである。

資金名	概算額
茨城県奨学資金	55,865,018 円
茨城県高等学校等奨学資金	11,432,712 円
茨城県育英奨学資金	15,866,751 円
茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	1,093,964 円
合計	84,258,445 円

### 【指摘 18】

元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本完済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。

## 4 債権（収入未済額）の管理・保全

### （1）債権の管理体制

#### ①規則で定める各書式の整備状況

高校教育課の執務室内の鍵がかかる書棚に保管し、各資金担当者が管理している。ただし、奨学金管理システムを利用しているため、システム入力後は原本（紙媒体）を用いて管理運営することはあまりない。

#### ②情報システム等による管理運営状況

所管課の奨学金管理システムを利用して管理しており、各担当者がアクセス可能である。返済計画は同システムに入力されるが、納付状況も同システムに入力して管理している。滞納債権に対する督促等の処理内容も同システムに記録されている。

債務者には返還者コードが割り当てられており、奨学資金返還の事務は、すべて返還者コードで整理されている。返還者コードは、茨城県教育委員会から送付する納入通知書の納付内容の欄にも記載されているため、債務者も知ることができ、各種届出の提出の際にも記入が求められる。

#### ③担当者等への権限分配の状況

奨学資金関係業務を高校教育課3名で担当している（会計を含めると4名）。専門の担当者はおらず、高校教育課のその他の業務を兼ねながら奨学資金の管理業務を行っている。

少ない人数で他の業務を兼ねながら、貸与事務と返還事務を同時に担当しており、負担が大きく、債権管理等にも支障が生じる可能性がある。

#### 【意見4】

新設された未収債権対策チームと連携するとともに、債権管理のための組織体制の充実を図るべきである。

### （2）債務者・保証人情報の管理状況

#### ①債務者について収集・保管している情報

主債務者の氏名・生年月日・住所・電話番号・家族構成（貸与時）、保証人の有無のほか、家計支持者の収入（貸与時）・奨学資金等の振込口座・学校卒業後の進路（勤務先等）を把握している。

また、各保証人について、氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先を把握している。

## ②債務者情報の取得方法

貸与申請の際に願書（又は貸与申請書）及び所得証明書等を提出させるほか、貸与終了時に借用証書及び返還計画書（又は返還明細書）を提出させ、情報を取得している。また、軽易なものは、債務者からの電話等により取得している。

## ③債務者情報に変更があった場合の情報取得方法

住所等の変更については、債務者等から電話等で連絡を受け取得しているほか、送付した納入通知書等が「あて所に尋ねあたりません」として郵便局から返還された場合に、本人へ電話又は連帯保証人へ連絡して取得している。

また、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムの利用や住民票の写し等の取得をしている。

なお、後述の債権回収業務委託の対象者については、委託先から情報提供を受けている。

## ④保証人に対する資力調査について

各奨学金においては、連帯保証人及び（連帯）保証人をそれぞれ1人立てる必要があり、独立の生計を営む成年者である必要がある。連帯保証人は親、もう1人の（連帯）保証人は親戚とすることが多い。

貸与申請の際に、親権者などの家計支持者（貸与契約時には、原則として連帯保証人の1人となる。）の所得証明書等を提出させているが、その目的は十分な資力があることを確認することではなく、経済的に修学が困難な家庭であることを確認することである。一方、貸与契約の際に、返還の資力を有する人として連帯保証人をもう1人（茨城県奨学資金においては保証人）求めているが、所得証明書等の提出はさせておらず、現状は、慣習により（連帯）保証人に職業があれば資力ありとし、無職であっても年金や持ち家があれば資力ありとしている。

しかし、これは、各条例・規則により保証人は独立の生計を営むもので、保証能力を有するものとされており、県が平成21年3月に策定した「債権管理の基本」（平成25年3月、平成26年9月一部改定）でも、貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うこととされていることに反する。

### 【意見5】

貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うべきである。

### 【意見6】

保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。



### (3) 消滅時効の管理状況

#### ①起算点・時効期間の管理状況

奨学金管理システムで管理している。また、毎年、奨学金ごとに消滅時効まで2年以上・1年以上2年未満・1年未満・期間経過に分類して、債務者数・件数・金額・進捗状況等がまとめられた総括表を作成している。

進捗状況は、

- A 督促まで
- B 催告中～所在調査中
- C 分割納付中
- D 法的措置実行中
- E 徴収停止中
- F 履行延期中

とランク分けされ整理されている。

さらに、納期限から1年以上経過し、かつ収入未済額がある者の一覧表も作成されており、上記ランク分けされた進捗状況・主債務者名・当初債権額・納期限・督促期日・直近の納付期日・時効期間満了日・消滅時効までの期間・収入未済額等が整理されている。

#### ②中断措置の有無・方法

時効中断のための措置については、これまでは特に実施した実績はない。ただし、令和2年度からは、法的措置が可能な弁護士法人に債権回収業務委託をしており、中断（なお、新民法では時効の更新・完成猶予）措置もなされる見込みである。

#### ③時効期間満了後の対応

私債権であるため、当該債務者からの援用がない限り管理を継続している。

時効援用の実例としては、茨城県奨学資金で1件、398,200円（令和2年2月10日援用通知受領）があるが、ほかの資金については、事例はない。

## 5 債権（収入未済額）の回収手続

### （1）督促、催告の実施及び管理状況

#### ①債務者への通知

まず、返還計画に基づいて、債務者へ納入通知書が6月または12月に送付される。当初納期限内に納入がない者については、納期限後20日以内に督促を行っている。

その後も納期限を超過している未納者に対しては、督促状を7月と1月に一括して送付している。

なお、督促を行っても指定した期限までになお納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書を作成し、作成した税外諸収入滞納処分執行調書については、所管課において保管する必要があるが、これは実施されていない。

#### ○茨城県財務規則

（滞納処分）

第60条 課長又は公所長は、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない。

#### 【指摘19】

督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。

#### ②保証人に対する請求

ヒアリングによれば、連帯保証人に対する請求については、主債務者への催告と同時に請求していないが、個別の状況により適宜、連帯保証人へも請求している。また、未納が継続し後述の債権回収業務を委託したときは、委託先から連帯保証人へ請求しているとのことである。

しかし、県策定の「債権管理の基本」によれば、「連帯保証人を設定している場合は、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと」とされている。

また、新民法では、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないが、その通知をしなかった場合には、保証人に対し、期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を請求することができないとしている（新民法第458条の3）。

したがって、奨学生本人が分割金の支払を遅滞するなどして「期限の利益の喪失」した際には、保証人に対する通知を徹底することが求められる。

## 【指摘 20】

奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。

### ③居住不明者に対する対応

居住不明者に対しては、保証人に本人宛の督促状を転送し、本人への連絡依頼及び返還協力を依頼している。また、それでも不明な場合には、居住不明者について、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索や住民票の写し等の取得による住所調査を行っている。なお、公示送達までは行っていない。

### ④債権回収業務委託後の所管課の対応

後述のとおり、返還開始日から1年以上経過し、かつ1年以上入金がない長期滞納者については、原則、通知を行った上で、民間の債権回収業者に回収を委託してきた。

また、所管課では、書面での督促及び催告を行っており、電話及び訪問での督促については、債権回収業務委託先を通じて行っている。

債務者との交渉経過については、債権回収業務委託前においては、奨学資金管理システム（返還等の業務のデータベースシステム）において、債務者毎に経過を記録している。委託後においては、委託先から電子データで提供される交渉記録を、所管課内の共有フォルダに保存し、管理している。

しかし、これまでは、債権回収業者に回収を委託した債権で督促に応じない債務者に対しては、債権回収業者への委託を繰り返していくのみで、法的措置がなされず、時効期間を経過してしまう債権もあった。

今後は、弁護士法人に法的措置を含めた委託を行うとのことであるが、その実績を注視するとともに、委託先に任せるだけでなく、時効期間が迫っている債権については、所管課においても、督促状況・法的措置の有無などを頻繁に確認するなどして、管理を徹底すべきである。

## 【指摘 21】

時効期間が迫っている債権については、債権回収業者に委託したとしても、所管課においても、督促状況・法的措置の有無などを頻繁に確認するなどして、管理を徹底すべきである。

## (2) 督促に応じない場合の措置（民間の債権回収業者へ回収を委託）

### ①平成 27 年度～令和元年度の 5 年間における回収業務委託の内容

（単位：円）

摘要	相手先	回収対象金額	回収金額	委託料
平成 27 年度	ニッテレ債権 回収株式会社	41,025,548	8,491,518	2,567,827
平成 28 年度	ニッテレ債権 回収株式会社	51,980,640	12,767,778	3,860,968
平成 29 年度	ニッテレ債権 回収株式会社	64,204,525	12,149,587	3,674,029
平成 30 年度	ニッテレ債権 回収株式会社	67,042,702	14,702,325	4,445,976
令和元年度	ニッテレ債権 回収株式会社	57,048,687	14,337,863	4,381,324

### ②委託債権の範囲

回収委託債権の範囲は、次のとおりである。

ア 納期限から 1 年以上経過し、かつ 1 年以上入金がない債権のうち債権管理の所管課が委託することが相当であると判断した債権。

イ 入金がない期間が 1 年未満の債権であっても、委託することにより効果的な回収が可能と債権管理担当課が判断した債権。

### ③委託業務の具体的内容

1 年ごとに債権回収業者と契約している。委託契約は、単年ごとに締結され、前年に回収できなかった債権は繰り越して委託対象となっている。債権回収業者から保証人への催告も行っており、毎月、収納金及び交渉記録がデータで報告される。ただし、強制執行等の法的措置については契約対象外である。

回収率は、平成 27 年度が約 20%、平成 28 年度が約 25%、平成 29 年度が約 19%、平成 30 年度が約 22%、令和元年度が約 25%である。

委託対象となった債務者については、所管課において一覧表が作成されており、各奨学金・年度ごとに、債務者の氏名・返還コード・貸与金額・調定済額・収入済額・収入未済額・委託対象額等が整理されている。

なお、令和 2 年度からは、総務部に設置された未収債権対策チーム指導のもと、弁護士法

人へ業務委託を行っている。委託業務内容は下記のとおりであり、これまでは委託業務となっていなかった債務者等への法的措置が含まれている。

記

①未収金の回収業務に関すること

- ・債務者、連帯保証人及び保証人へ本業務の受託通知書を送付し、債権の回収について、その権限があることの提示
- ・債務者等への納付催告及び納付交渉
- ・債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理
- ・未収金の回収状況についての報告
- ・元金及び利息の収納並びに県への払込み

②債務者等への法的措置に関すること

- ・債務者等に対する支払督促の申立て
- ・即決和解の申立て
- ・債務者等に対する訴訟の提起
- ・訴訟上の和解
- ・債務者等に対する強制執行の申立て
- ・債務者等に対する第三者からの情報取得手続及び財産開示手続の申立て

③その他

- ・債務者等からの納付相談に係る対応
- ・債務者等からの苦情等への対応

④令和2年度の委託件数等

令和2年度において弁護士法人に回収委託した債権の件数、金額は、次のとおりである。

記

①茨城県奨学資金返還金	50件, 22,004,990円
②茨城県高等学校等奨学資金返還金	144件, 20,363,358円
③茨城県育英奨学資金返還金	113件, 27,153,157円
④茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還金	2件, 422,200円

なお、弁護士法人への委託対象となった債務者については、所管課において従前と同様に、債務者の氏名・返還コード・償還始期・支払方法・支払回数・最終入金日・委託額・貸付総額・償還残額・債権種別等を整理した一覧表が作成されている。

### (3) 財産調査の実施状況

督促に応じない者に対して、財産調査を実施した実績はない。

しかし、県が策定した「債権管理の基本について」では、強制徴収・強制執行等の手続に着手するか徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要があり、財産調査の時期は、滞納から6か月以内を目安に行うこととされている。

#### 【指摘 22】

督促に応じない者に対し、財産調査を滞納から6か月以内を目安に行うべきである。

### (4) 強制執行等の実施状況

強制執行等を令和元年度まで実施した実績はない。

ただし、前述のとおり、令和2年度からは、弁護士法人へ法的措置を含めた委託業務を開始している。

しかし、法的措置に移行する明確な基準は策定されておらず、漫然と消滅時効の期間を経過する危険性はなお存する。

#### 【意見 7】

本来は、債権額、時効期間の経過までの期間等を考慮し、法的措置への移行に関する明確な基準が必要であるが、基準の明確化がなされていなかったのは遺憾である。しかしながら、令和2年度において未収債権対策チームのもとで「未収債権への対応方針について」が策定されたことから、今後はこの基準に沿った対応を確実に実施されたい。

## 6 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

### (1) 分割納付

#### ①現 状

ア 茨城県奨学資金

件 数	115 件
債 務 者 数	67 名
金 額	5,679,000 円

イ 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還金

件 数	1 件
債 務 者 数	1 名
金 額	10,000 円

#### ②手 続

債務者に対して分割納付の確約書の提出を求めている。

### (2) 債務免除

#### ①現 状

ア 茨城県奨学資金

死亡の場合	件 数	29 件
	金 額	10,864,600 円
障害の場合	件 数	3 件
	金 額	2,301,600 円

イ 茨城県高等学校等奨学資金

死亡の場合	件 数	10 件
	金 額	4,536,000 円
障害の場合	件 数	1 件
	金 額	172,800 円

ウ 茨城県育英奨学資金

死亡の場合	件数	6件
	金額	4,044,000円
障害の場合	件数	3件
	金額	1,903,500円

エ 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金

卒業したとき等	令和元年度	件数	14件
		金額	3,864,000円
	平成30年度	件数	20件
		金額	6,216,000円
平成29年度	件数	16件	
	金額	4,872,000円	
死亡・障害の場合			該当なし

②手続

債務者は、規則で定める返還免除願等に、免除の事由を証する書類（例：死亡の場合、戸籍抄本又は住民票の写し）を添付して教育長宛て提出する。高校教育課において内容を確認・起案し、教育庁総務課及び総務部財政課の合議を経て、学校教育部長決裁により決定している。

(3) 徴収停止

①現状

茨城県奨学資金について、債務者2名分（件数9件・金額772,000円）がある。

②手続

地方自治法施行令第171条の5に基づき、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権について、その債権を履行させることが著しく困難又は不適當であるときに、当該債権の保全及び取立てをしないことができる（徴収停止）。県では、かかる要件の解釈基準等が内部的に示されている。



#### (4) 履行延期の特約又は処分

##### ①現 状

茨城県奨学資金において、はじめてとなる事例が、令和2年度に1件生じたが、他の債権については、事例はないとのことであった。

##### ②手 続

その際の手続は、次のとおりである。

地方自治法施行令第171条の6、財務規則第64条の規定に基づき、債務者側から履行延期申請書を徴し、高校教育課においてその内容を確認した。

課長決裁により承認を決定し、履行延期承認通知書により通知した。履行延期申請書及び履行延期承認通知書については、会計管理課へ相談した上で、本件の実情に合わせ、財務規則に定める様式を修正して使用した。

なお、手続等に係るマニュアルは策定していない。

#### (5) 破産開始決定等

##### ①現 状

債務者が破産手続開始決定を受けたことを知った事例は、数件程度あるとのことであった。

##### ②手 続

いずれの債権についても、債権申出措置を実施している。

### 第3 未収授業料について

#### 1 債権の概要

##### (1) 未収授業料の概要

債権の名称	未収授業料
担当部署	教育委員会 教育庁・総務企画部財務課
債権の発生原因・種類	茨城県県立学校授業料等徴収条例に基づく非強制徴収公債権
時効期間	5年（地方自治法第236条第1項）
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県県立学校授業料等徴収条例</li> <li>・茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則</li> <li>・茨城県県立高等学校学則</li> <li>・茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項</li> <li>・茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項</li> </ul>
債権の内容	県立学校の授業料等

##### (2) 収入未済・不納欠損等の状況

###### ①令和元年度の債権額の推移

(単位：円)

前年度末 収入未済額	令和元年度			当年度末 収入未済額
	調定額	収入済額	不納欠損額	
416,988	0	59,090	0	357,898

###### ②収入未済額の当初調定年度別内訳

(単位：円, 件, 人)

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成26年度	8,640	2	2
平成27年度	132,075	27	27
平成28年度	36,253	11	11
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
計	176,968	40	40
支払督促(仮執行)	180,930	3	3
合計	357,898	43	43

### ③不納欠損処理の状況

不納欠損処理については、茨城県財務規則第 68 条により、学校から提出された書類を財務課において、財政課合議により不納欠損処分を決定することとなっている。決定後は、財務課から学校長宛てに不納欠損処分の決定通知を発出し、学校では通知受理後に財務会計システムで不納欠損処理を実施する。

#### ○茨城県財務規則

(不納欠損処分)

第 68 条 歳入徴収者は、債権の放棄等による不納欠損処分をしようとするときは、年度、会計、収入科目コード、金額、納期限、債務者の住所及び氏名並びにその事由を記載した書類を知事に提出しなければならない。この場合において、公所長にあっては、事業主管課長を経由しなければならない。

2 知事、教育委員会又は警察本部長は、不納欠損処分の決定があったときは、不納欠損登録一覧表を作成し、速やかに会計管理者に回付し、又は公所長に送付しなければならない。

3 公所長は、前項の規定により不納欠損登録一覧表の送付を受けたときは、これを審査し地方出納員に回付しなければならない。

地方自治法第 236 条第 1 項の消滅時効完成による不納欠損処理については、教育庁総務企画部財務課が、対象学校から関係書類の提出を受け、不納欠損処理の起案を行い、茨城県財務規則第 68 条第 2 項に基づく不納欠損処理決定がなされた旨を対象学校へ通知している。なお、県立高校の授業料は、非強制徴収債権であり、時効期間が経過した場合には、債務者の時効援用なしに消滅する。

ヒアリングによれば、未収債権の時効管理については、県の基本方針である「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づき、時効が成立した授業料については不納欠損処理を統一的に行っているとのことである。

#### 【意見 8】

「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」は、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）を適用対象としていることから、不納欠損処理につき、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づくべきではなく、授業料徴収事務取扱要項や法的措置取扱要項に基づいた事務処理の後、決定すべきである。

不納欠損処分案件となった場合には、滞納授業料にかかる不納欠損処分案件の現況整理表に未収債権の内訳やこれまでの督促状況、学校長の意見等がまとめられている。

過去 10 年の時効期間満了による不納欠損処分は 5 件約 16 万 8 千円である。そのうち 2 件は、仮執行宣言付支払督促確定を取得していたが、その後も相手方の誠意ある対応がないままに時効期間満了となった。残り 3 件は、支払督促申立は行われていなかった。なお、いずれの件も、生徒は退学している。

## 2 調定の方法

### (1) 調定に至るまでの具体的過程

授業料の調定は、就学支援金受給決定者を除いた人数で行う。茨城県財務規則第 26 条により収入金額の基礎となる授業料調定決議内訳表を作成し、内容を整理したうえで収入金額を決定するために当該月の徴収人数の確定する月の初日に調定決議票を作り決裁を受けている。

#### ○茨城県財務規則

(調定の決議)

第 26 条 歳入徴収者は、歳入の調定をしようとするときは、調定決議票によらなければならない。

2 前項の場合において、2 人以上の納入義務者に係る同一種類のものを同時に調定しようとするときは、調定決議内訳表を添付しなければならない。ただし、定額により定期的に調定する収入にあつては、この限りでない。

### (2) 調定の際の納期限の設定日

調定の際の納期限の設定日については、茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和 37 年茨城県条例第 24 号）第 5 条第 1 項及び茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則第 2 条の 2 並びに第 2 条の 3 に規定する日としている。

#### ○茨城県県立学校授業料等徴収条例

(授業料の徴収期限)

第 5 条 授業料の徴収期限は、毎月 10 日(1 月分及び 4 月分にあつては 20 日)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日(第 6 号の場合にあつては、災害その他特別の事情がやんだ日)から 10 日を経過した日とする。

- (1) 入学若しくは転学又は転籍を許可されたとき。
- (2) 休学処分が取り消されたとき。
- (3) 留学期間又は休学期間が満了したとき。
- (4) 休学中の者が復学を許可されたとき。
- (5) 出校を停止されている者が出校を許可されたとき。
- (6) 災害その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める月分の授業料の徴収期限は、教育委員会規則で定める日とする。

## ○茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則

(授業料の徴収期限)

第2条の2 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める月分の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。

(1) 4月分、5月分及び6月分(当該年度に入学(編入学、転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。)又は復学した者に限る。) 7月10日

(2) 7月分、8月分及び9月分 10月10日

2 前項に掲げるものを除き、月の初日に入学又は復学した者の当該入学又は復学した日の属する月分の授業料の徴収期限は、翌月の10日とする。

3 年度の途中において退学又は転学した者に徴収すべき授業料がある場合の当該月分の授業料の徴収期限は、前2項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。

### 3 債権（収入未済額）の管理・保全

#### （1）債権の管理体制

##### ①管理の状況

授業料を滞納している生徒・保護者及び保証人に対する授業料徴収の取扱いについては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項が定められており、授業料の徴収は、校長を中心として各学校で取り組むこととなっている。実際に、事務（室）長及び歳入事務担当者が中心になり、学級担任等の協力を得ながら実施している。

##### ②情報システム等による管理運営状況

所管課の財務会計システムで調定額、収入済額、収入未済額を管理・把握している。

#### （2）債務者・保証人情報の管理状況

債務者の情報は、授業料滞納者管理記録簿により記録されており、生徒・保護者・保証人の氏名、住所、電話番号、勤務先、家族状況等の項目がある。

#### （3）消滅時効の管理状況

時効の管理は、茨城県財務規則第 68 条に基づき歳入徴収者である学校長が行うこととなっている。

授業料滞納状況者は現在のところ 43 件であるが、その時効期間満了日については、時期を適切に把握していることが確認できた。

消滅時効期間の経過が迫っている債務者等に対しては、時効中断のために、支払督促の申立て等を行っている案件もあるが、法的措置を全く行っていない学校もある。

また、前述のとおり、法的措置を実施して債務名義を取得しても、強制執行には至らず、再度の法的措置をとらずに 10 年が経過して時効完成に至る事例もある。

#### 【指摘 23】

漫然と時効により債権消滅しないように、後述の茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項 3（1）、（2）に従い、原則として、民事訴訟法第 382 条に基づく支払督促の方法及び民事執行手続をとるべきであり、同要項 5 の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的にこれらを実施しないこととすべきである。

## 4 債権（収入未済額）の回収手続

### (1) 督促の実施状況

授業料の滞納に対しては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項5により、以下のとおり定められている。

#### ○茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項

##### 5 滞納月数別の督促等の事務

校長は、授業料が滞納となっている生徒及び保護者等に対し、滞納月数に応じて授業料滞納が解消されるまで次の手続を毎月継続して行うものとする。

##### (1) 1か月滞納（督促状の送付）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料滞納者を確認したときは、当該生徒及び保護者あて督促状を送付する。

イ 督促状の送付と併せて、電話による督促も随時行う。

ウ 督促状に記載された納入期限が到来しても滞納が解消されない場合は、催促状を送付する。

##### (2) 2か月滞納（管理記録簿の作成）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料の滞納を確認し、管理記録簿を作成する。

イ 電話連絡等で家庭状況及び経済状況の把握に努める。その結果をもとに、茨城県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）第11条に基づく授業料等の徴収猶予についても検討する。

ウ 督促状を保護者に送付する。

エ 経済的事情により授業料の納入が困難な生徒及び保護者に対して、授業料免除、各種奨学資金等の制度を紹介する。

オ 督促状に記載された納入期限が到来しても滞納が解消されない場合は、催促状を送付する。

##### (3) 3か月滞納（面接指導の実施）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料の滞納を確認し、管理記録簿を整理する。

イ 面接指導を行う旨の督促状を保護者に送付する。

ウ 面接指導を行い、滞納理由及び納入計画書を提出させる。

##### (4) 4か月滞納（家庭訪問の実施）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料の滞納を確認し、管理記録簿を整理する。

イ 督促状を保護者に送付する。

ウ 家庭訪問を実施し、催促を行う。また、家庭状況及び経済状況の把握にも努める。

エ 督促状に記載された納入期限が到来しても滞納が解消されない場合は、督促状を送付する。

(5) 5か月滞納（校内委員会の開催及び保証人への納入協力依頼の実施）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料の滞納を確認し、管理記録簿を整理する。

イ 校内委員会を開催し、滞納状況、督促状況等について相互理解を図りつつ、今後の対応について検討する。なお、会議録を作成し、保管する。

ウ 督促状を保護者に送付する。

エ 保証人への納入協力依頼状を送付する。

オ 面接指導を行い、その際納入確約書を提出させる。

カ 家庭訪問を実施し、催促する。

(6) 6か月滞納（保証人宅訪問の実施）

ア 指定金融機関からの未納明細表等により授業料の滞納を確認し、管理記録簿を整理する。

イ 校内委員会を開催し、滞納状況、督促状況等について相互理解を図りつつ、今後の対応について検討する。なお、会議録を作成し、保管する。

ウ 督促状を保護者に送付する。

エ 家庭訪問を実施し、催促する。

オ 保証人宅へ訪問を実施し、保護者が納入するよう協力を要請する。

(7) 7か月以上滞納

ア 指定金融機関からの未納明細表等により、授業料の滞納を確認し管理記録簿を整理する。

イ 督促状を保護者に送付する。

ヒアリングでは、各学校において茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に基づく措置が行われているか否かについて、所管課では財務会計システム（歳入整理票）で各学校の授業料収入未済状況を確認し、必要に応じて学校からその内訳や督促状況を聴取し、助言及び指導を行っているとのことである。

上記のとおり、督促状況については、管理記録簿が作成され、管理記録簿に付随する督促



状況記録に、督促方法・督促者・督促対象月・督促相手方・督促内容・回答状況・結果等が記録されている。また、年度ごとの授業料滞納者データシートには督促の記録がされて、納入記録や家庭・生活の現況等がまとめられている。

過去の管理記録簿・督促状況記録を閲覧したところ、文書・電話による督促については定期的・継続的に行われていることがうかがわれた。

しかし、現在の収入未済案件も含め、継続した督促はなされているものの、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項5にしたがって、面接指導の実施及び納入計画書の提出、家庭訪問の実施、校内委員会の開催及び保証人への納入協力依頼の実施、保証人宅訪問の実施などの滞納月ごとの手続が徹底されているとは言い難い状況であった。

#### 【指摘 24】（未収授業料がある県立学校共通）

未収授業料がある県立学校においては、授業料滞納者に対して、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項5に則った滞納月数別の督促等の事務を適切に実施しなければならない。

#### 【意見 9】

所管課においても、授業料滞納者に対しては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項5に従った滞納月数別の督促等の事務を実施することを各学校に徹底するよう、助言及び指導を行うべきである。

また、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項によれば、校長は、必要があると認めるときは、校内に校長・教頭・事務長・学年主任・学級担任・歳入事務担当者等を構成員とした授業料徴収検討委員会（以下「校内委員会」という。）を設置し、授業料の徴収促進及び滞納解消を図ることとしている。なお、校内委員会は、授業料の滞納月数が5か月に達した場合は必ず開催するものとされている。

しかし、授業料の滞納月数が5か月に達した場合に校内委員会が必ず開催しているとは言い難い現状がある。

#### 【指摘 25】（未収授業料がある県立学校共通）

未収授業料がある県立学校においては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に則り、授業料の滞納月数が5か月に達した場合には校内委員会を必ず開催しなければならない。

#### 【意見 10】

所管課においては、各学校に対し、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に従い、授業料の滞納月数が5か月に達した場合に校内委員会の開催を徹底するよう、助言及び指導を行うべきである。

なお、督促を行っても指定した期限までになお納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書を作成し、作成した税外諸収入滞納処分執行調書については、担当課において保管する必要があるが、これは実施されていない。

#### 【指摘 26】

督促を行っても指定した期限までになお納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書を作成すべきである。

### (2) 督促に応じない場合の措置

平成 20 年 3 月に「茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項」を制定し、原則として、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項 5（6）の徴収事務（6 か月滞納となり、保証人宅訪問の実施）が終了した後、なお授業料が未納である場合、民事訴訟法第 382 条に基づく「支払督促」の手続をとることとされている。

#### ○茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項

##### 2 法的措置の種類

滞納者に対して実施する法的措置は、次のとおりとする。

- (1) 民事訴訟法第 382 条に定める支払督促の手続き
- (2) 民事執行法第 1 条に定める民事執行の手続き

##### 3 実施対象者

- (1) 上記 2（1）に定める法的措置は、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項 5（6）の徴収事務が終了した後において、なお授業料が未納である場合、滞納者に対し実施する。

なお、徴収事務取扱要項 5（6）による徴収事務が終了する前であっても、卒業、転籍、退学等が見込まれる者については実施することができるものとする。

- (2) 上記 2（2）に定める法的措置は、上記 2（1）に定める法的措置を実施後、次の手続を行った後において、なお授業料が未納である滞納者に対して実施する。

ア 仮執行宣言付支払督促確定後 1～2 か月滞納

- (ア) 督促状を滞納者に送付する。
- (イ) 督促状の送付と併せて、電話により督促を行う。
- (ウ) 家庭訪問を実施し、催促する。
- (エ) 保証人宅への訪問を実施し、滞納者が納入するよう協力を要請する。

イ 仮執行宣言付支払督促確定後 3 か月滞納

- (ア) 督促状を滞納者に送付する。
- (イ) 督促状の送付と併せて、電話により督促を行う。
- (ウ) 家庭訪問を実施し、催促する。
- (エ) 保証人宅への訪問を実施し、滞納者が納入するよう協力を要請する。
- (オ) 滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努める。

また、上記の法的措置の適用除外については茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項5に定められている。

#### ○茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項

##### 5 法的措置の適用除外

滞納者が次の(1)～(3)のいずれかの状況に該当するときは、上記2に定める法的措置を実施しないものとする。

その場合、県立学校長は、教育長に対し、別記様式第6号により協議し、同意を得なければならない。

- (1) 納入確約書及び納入計画書が提出され、今後、納入が確実に履行されると判断できる場合(ただし、一部納入を伴うものに限る。)
- (2) 住所不明の場合
- (3) その他、実施しない理由がある場合

現在の授業料滞納者43件のうち3件は、仮執行宣言付支払督促手続がなされており確定している。

その他の案件については、支払督促手続がなされておらず、しかもすべて同じ学校についてである。ヒアリングによれば、その理由は、居住地不明のケースがあるものの、ほとんどは費用対効果の判断によるものとのことである。

しかし、上記のとおり、支払督促手続を実施しないことにするためには、茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項5の要件に該当するか否か検討し、学校長が、教育長に対し、協議し、支払督促手続を実施しないことにつき同意を得なければならず、「費用対効果」との理由のみをもって、特定の学校のみ一律に支払督促手続をしないことは、茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項に反する。

#### 【指摘27】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(1)に従い、6か月滞納となり、保証人宅訪問の実施が終了した後、なお授業料が未納である場合、原則として、民事訴訟法第382条に基づく「支払督促」の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に支払督促を実施しないこととすべきである。

#### (3) 財産調査の実施状況

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)において、債務名義取得後も未納が続く場合には、滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努めることとされている。

しかし、現状では、家庭訪問での面談内容や住居状態の確認で資力の判断をしているが、債務名義を取得した案件につき、裁判所を通じた財産調査を実施した実績はない。

#### 【指摘 28】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納している場合には、滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努めるべきである。

#### (4) 強制執行等の実施状況

強制執行等の手続は実施していない。

しかし、前述の茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)のとおり、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納し、督促や保証人宅への訪問を実施して、滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努めてもなお授業料が未納の場合には、原則として、民事執行の手続をすることとされている。

#### 【指摘 29】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納し、同項に規定された手続を行った後においても、なお授業料が未納の場合には、原則として、民事執行法第1条に定める民事執行の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に民事執行を実施しないこととすべきである。

## 5 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

### (1) 分割納付

分割納付を認める場合、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項により面接指導を行い、授業料滞納理由及び納入計画書を提出させている。

### (2) 債務免除

返還債務の免除を実施した実績はない。

なお、返還債務の免除を実施する場合には、債務免除要件の確認主体は茨城県財務規則第67条に基づき歳入徴収者である学校長が行うこととなる。

令和2年度  
茨城県包括外部監査報告書

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について

令和3年2月26日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重

## 目 次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間 .....	1
第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
第4 監査の主な要点.....	2
第5 監査の主な手続.....	2
第6 監査の対象機関.....	2
第7 監査の実施期間.....	2
第8 監査従事者.....	3
第9 利害関係 .....	3
第10 その他.....	3
<b>II 監査の結果</b> .....	<b>4</b>
<b>III 指定管理者制度の概要、現況及び監査の着眼点</b> .....	<b>10</b>
第1 指定管理者制度の概要.....	10
第2 茨城県における指定管理者制度の現状 .....	14
第3 過去に実施された包括外部監査 .....	15
1 平成20年度に実施された包括外部監査の指摘事項等の概要 .....	15
2 指摘事項等に対する措置状況の現状.....	16
3 県の措置状況に関する所見 .....	26
第4 本年度の包括外部監査における着眼点 .....	27
第5 施設の概要.....	28
1 茨城県水戸生涯学習センター .....	28
2 茨城県県北生涯学習センター .....	31
3 茨城県鹿行生涯学習センター .....	34
4 茨城県県南生涯学習センター .....	37
5 茨城県県西生涯学習センター .....	40
6 茨城県立中央青年の家.....	43
7 茨城県立白浜少年自然の家 .....	45
8 茨城県立さしま少年自然の家.....	47
9 茨城県立歴史館 .....	50

10	堀原運動公園.....	53
11	笠松運動公園.....	56
<b>IV</b>	<b>各論としての監査の結果.....</b>	<b>59</b>
第1	指定管理者の選定の公平性・公正性の確保について.....	59
1	1 県職員の派遣を受けて指定事業を実施する団体.....	59
2	2 指定管理者として応募することの適正性.....	60
3	3 指定管理事業に県職員を派遣することの必要性.....	61
4	4 応募者が少ないことへの対応策.....	62
5	5 外郭団体（県出資団体等）を指定管理者として選定する場合の留意点.....	63
第2	指定管理者募集条件である指定管理料について.....	65
1	1 指定管理料の変更.....	65
2	2 指定管理料の増減原因とその影響.....	66
第3	募集時における利用料収入及び指定管理料に対する考え方の開示について.....	71
1	1 指定管理者募集時の説明会における質問事項.....	71
2	2 管理運営費，利用料の想定額の算定.....	72
第4	茨城県立歴史館の指定管理事業としての妥当性.....	74
第5	市町村との役割分担と連携・調整について.....	80
1	1 水戸生涯学習センターの機能について.....	80
2	2 市町村との連携調整について.....	80
第6	指定管理の範囲について.....	82
1	1 水戸生涯学習センターの分館について.....	82
2	2 水戸生涯学習センター分館に対する指定管理料含む収支の状況.....	82
第7	利用者1人当たりのコストについて.....	84
1	1 生涯学習センターごとの利用者1人当たりコスト.....	84
2	2 水戸生涯学習センターの利用者1人当たりコストが異常に高い理由の再考.....	86
第8	県派遣職員について.....	87
第9	利用者満足度調査について.....	89
1	1 利用者満足度調査の概要と実施結果.....	89
2	2 利用者満足度調査のサンプル数について.....	101
第10	管理運営状況の評価について.....	104
1	1 管理運営状況に対する評価の実施.....	104
2	2 施設ごとの総合評価の比較.....	106



## I 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

### 第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間

#### 1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について

#### 2 監査対象期間

令和元年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）。ただし、必要な範囲で過年度及び令和2年度についても監査対象とした。

### 第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

茨城県における指定管理者制度は、平成17年度に「水郷県民の森」、平成18年度に「カシマサッカースタジアム」他58施設に導入され、令和2年4月現在では66施設となっている。

また、教育委員会としては、生涯学習課8施設（生涯学習センター5施設、中央青年の家、少年自然の家2施設）、文化課1施設（歴史館）、保健体育課4施設（堀原運動公園、笠松運動公園、里美野外活動センター、ライフル射撃場）の合計13施設に指定管理者制度が導入されている。

指定管理者制度については、指定管理者制度導入後の「留意すべき点」が明らかになったとして、平成22年12月28日に総務省自治行政局長から総行経第38号「指定管理者制度の運用について」が発出され、留意事項として8項目が示されている。

したがって、平成20年度に指定管理者制度が監査テーマとして取り上げられた際の指摘事項等に対する措置状況が現在どのようになっているか、また、現在の教育委員会が所掌する指定管理が「指定管理者制度の運用について」を斟酌してより適正に実施されているかなどについて検討することは有意義であることから、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

#### 第4 監査の主な要点

- ① 公の施設の管理運営が適切に行われるように指導・監督が実施されているか。
- ② 指定管理者の募集が適切に行われ、かつ、競争原理が有効に機能しているか。
- ③ 指定管理者が選定された施設における茨城県と指定管理者との間の契約等の内容は、適切なものになっているか。
- ④ 指定管理者が選定された施設が、設置目的に照らして有効に利用されているか。
- ⑤ 指定管理者が選定された施設が、県民のニーズに沿った管理・運営がなされているか。
- ⑥ 指定管理者が選定された施設の管理運営及びその評価が、適切に実施されているか。
- ⑦ 県民サービスの向上と経費の節減が、両立する形で実現しているか。

#### 第5 監査の主な手続

- ① 諸規定等の閲覧
- ② 監査対象とした公の施設に係る所管課に対する質問
- ③ 監査対象とした公の施設の視察と質問
- ④ 監査対象とした公の施設の指定管理者選定関係資料等の閲覧
- ⑤ 監査対象とした公の施設の収支状況の分析
- ⑥ 前回の包括外部監査で対象となった公の施設の管理における措置状況の現状に対する所管課への質問・調査の実施
- ⑦ その他必要と認めた手続

#### 第6 監査の対象機関

指定管理者制度を所管する教育庁及び指定管理施設

#### 第7 監査の実施期間

令和2年7月8日から令和3年2月26日まで

## 第8 監査従事者

### 1 包括外部監査人

資格等	氏名
税理士・公認会計士	坂本 和重

### 2 包括外部監査補助者

資格等	氏名
弁護士	白石 裕
税理士	水庭 清隆
税理士・公認会計士	坂本 祐輝
税理士・公認会計士	小川 哲
税理士	山口 烈

## 第9 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第10 その他

### 1 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

【指摘】 財務に関する事務の執行等において、合規性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適切でないこと）も含む。

【意見】 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

### 2 端数処理について

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

## II 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

第2部 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行及び事業の管理について	
第1 指定管理者の選定の公平性・公正性の確保について	頁
【意見1】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 指定管理者の募集に際して，公平性・公正性を担保する必要があることから，県職員を派遣することが可能な公益財団法人茨城県教育財団・公益財団法人茨城県体育協会が応募してきた際の取扱いについては，改めて検討することが必要と考える。	60
【指摘1】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課） 民間で代替可能な公の施設の管理に対しての県職員の派遣は，令和3年度から始まる指定管理期間（令和3年4月1日からの5年間又は3年間）内のできる限り早い時点において見直すことが必要である。	61
【意見2】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課） 所管課は，公の施設の指定管理者となった公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会に対して，自己の責任，自己の計算の下で必要な人材の確保を求めなければならない。	61
【指摘2】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者制度は，その募集面において適正な競争原理が十分に機能していない。	62
【意見3】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 所管課にあつては，①指定管理者制度導入時の周知活動，②平成20年に生涯学習・社会教育関係者やそのOB約350名を巻き込んだ全県的な研究会である茨城県生涯学習・社会教育研究会が設立され，平成21年にその活動部隊として「NPO法人ひと・まちなつとわーく」が設立された事例などを参考にして，これからの指定管理者制度のあり方を考えて，応募者を増やす取組が必要であると考える。	62
【指摘3】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 教育委員会は，指定管理者の応募条件の中に県の外郭団体（出資団体等）にのみ可能な条件が含まれていないか，改めて検証を行うべきである。	64
【指摘4】（総務課，生涯学習課，文化課） 教育委員会は，改革工程表の早期達成を図るべき立場にあるので，県派遣職員の削減，民間団体の参入促進への取組などにより積極的に努めるべきであるにもかかわらず，それらが不十分である。	64
【意見4】（総務課，生涯学習課，文化課） 公益財団法人茨城県教育財団にとって，指定管理者の選定結果は，団体の運営	64

に多大な影響を与えることから、教育委員会は、公益財団法人茨城県教育財団に対して、指定管理ありきではない法人運営の在り方について検討するように、適切な指導監督をすることが必要である。	
<b>第2 指定管理者募集条件である指定管理料について</b>	<b>頁</b>
<p>【意見5】（生涯学習課）</p> <p>実施事業数の削減は、当然に利用者数の減少につながるものである。指定管理者の評価の指標の一つとして利用者数を利用しているが、利用者数を指定事業利用者数と自主事業利用者数などに分けて収集し、より適切な評価ができるよう検討されたい。</p>	67
<p>【意見6】（生涯学習課）</p> <p>指定管理者が非営利法人であることに起因して、提案事業を自主事業として実施するとしているが資金面から自ずと限界がある。各施設のおかれている地域的環境に柔軟に対応するためには、指定管理者の善意に依拠するだけでなく、総予算の枠内において、全県的に統一された事業のみでなく従来の提案事業も実施可能とすることを検討することが必要と考える。</p>	68
<p>【意見7】（生涯学習課）</p> <p>中央青年の家は、指定管理者の地道な努力によって、表面的な美観は保たれているが、施設・設備の老朽化は顕著である。計画的な修繕はなされているが、給排水管などへの抜本的対応の遅れなどによる喫緊の修繕が必要となる可能性もあることから、指定管理者との連絡を密に行って必要な計画的修繕の見直しを実施されたい。</p>	69
<p>【意見8】（生涯学習課）</p> <p>中央青年の家の2段ベッドは、当初のスチール製から途中で木製に変更されているが、現在の一般的な水準からはサイズも小さく、質感も著しく低い状態にある。</p> <p>また、宿泊室の照明も現在の水準からは暗いものとなっている。所管課にあっては、現地視察、実際の宿泊等を通じて実態の把握に努め、指定管理者と連携して利用者の視点からの設備更新について検討されたい。</p>	69
<b>第3 募集時における利用料収入及び指定管理料に対する考え方の開示について</b>	<b>頁</b>
<p>【指摘5】（保健体育課）</p> <p>利用料収入（利用料金）が施設運営に与える影響が大きい施設について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、天災等による施設破損等の指定管理者の不可抗力により施設の全部または一部の閉鎖等が想定される場合には、募集要項において利用料収入について最低保証額を設定するなど県の対応策を明示すべきである。</p>	71

【指摘6】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 教育委員会として，指定管理料の算出方法の基準を明確にし，所管課間での統一された処理を実施すべきである。	72
【意見9】（保健体育課） 教育委員会は，利用料収入が公の施設の管理運営に与える影響が大きい場合には，最低保証の想定利用料を設定すべきである。	73
【意見10】（保健体育課） 教育委員会は，新型コロナウイルス感染症等の予期しない事態の発生による影響を受けて，施設全体の閉鎖或いは一部の閉鎖，指定事業の中止等がなされた場合，指定管理料の増減に対する基本的な考え方を明示すべきである。	73
<b>第4 茨城県立歴史館の指定管理事業としての妥当性</b>	<b>頁</b>
【指摘7】（文化課） 歴史館の指定管理者の募集方法を非公募から公募に変更した以上，新規の応募者が参加できる環境整備を図ることが必要である。	78
【意見11】（文化課） 指定管理者の募集方法を非公募から公募に変更したが，新たな応募者がいなかった結果を考慮すると，歴史館が持つ2つの機能（県の公文書館機能及び歴史に関する博物館機能）の分離を検討すべきである。	78
【意見12】（文化課） 歴史館の博物館機能については，他の県立博物館（茨城県近代美術館，茨城県陶芸美術館及びミュージアムパーク茨城県自然博物館）と同様に県の直営方式が望ましいと考える。	78
【意見13】（文化課） 県として保管すべき行政資料の割合を考慮すると，公文書館機能は知事部局が担うべきであるか，現在のまま教育委員会が担うべきであるのかを検討することが必要である。	79
<b>第5 市町村との役割分担と連携・調整について</b>	<b>頁</b>
【指摘8】（生涯学習課） 市町村への指導・助言を担っている所管課は，民間法人が新たな指定管理者に選任された場合，シームレスに事業の移行ができるように指導機能を発揮して，新規の指定管理者が市町村との連携調整がスムーズにできるようにすることが必要である。	81
<b>第6 指定管理の範囲について</b>	<b>頁</b>

【意見 14】（生涯学習課） 施設ごと、事業ごとに所管課が設定した施設管理料を提示できないことは、脆弱な根拠により指定管理料を算出しているためと考えられることから、指定管理料の適切な積算が必要である。	83
【指摘 9】（生涯学習課） 水戸生涯学習センターの指定管理の範囲に含める合理的根拠がないにもかかわらず、離れた場所にある水戸生涯学習センター分館の管理（単純なビル管理業務）を含めた結果、公益財団法人茨城県教育財団の指定管理による収支差額の黒字を増加させており、適切な指定管理者制度の運営となっていない。	83
【意見 15】（生涯学習課） 水戸市見和 1-356-2 に存する建物に「水戸生涯学習センター分館」との名称を付することは、実態を反映しておらず不適切である。	83
<b>第 7 利用者 1 人当たりのコストについて</b>	<b>頁</b>
【指摘 10】（生涯学習課） 指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。」が、県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団が指定管理者となっている生涯学習センターの運営コストが高いことから、経費の削減が必要である。	85
【指摘 11】（総務課、生涯学習課） 県の外郭団体（出資団体等）ではない公益財団法人茨城県教育財団以外の法人が指定管理者となっている生涯学習センターは、県職員の派遣がなくても同様の指定事業を実施しており、公益財団法人茨城県教育財団に県の職員を派遣する必要性は低いと考える。	85
【意見 16】（生涯学習課） 水戸生涯学習センター分館では、生涯学習に関する事業は全く実施していないことから、水戸生涯学習センターの指定管理業務に含めることは適切でないと考ええる。	86
【指摘 12】（総務課、生涯学習課） 指定管理者制度を利用して、県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団に対する収支差額の黒字計上を容認し、もって法人部門の管理費の捻出に寄与している状況を見直すべきである。	86
<b>第 8 県派遣職員について</b>	<b>頁</b>
【指摘 13】（総務課、生涯学習課、文化課、保健体育課） 教育委員会は、指定管理者となった県の外郭団体（出資団体等）への県職員の派遣の削減にスピード感をもって取り組む必要がある。	88

【意見 17】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課） 公の施設の管理に対する指定管理者となった事業者は，自己の責任，自己の計算の下で必要な人材を確保することが必要であり，県職員を派遣することが可能な公益財団法人茨城県教育財団・公益財団法人茨城県体育協会が応募してきた際の取扱いについては，改めて慎重に検討・整理をすることが必要と考える。	88
<b>第9 利用者満足度調査について</b>	<b>頁</b>
【意見 18】（文化課） 歴史館における利用者満足度調査では，他の施設に比較して調査項目が少ないものとなっていることから，調査項目の充実が必要である。	98
【意見 19】（保健体育課） 一部の施設については茨城国体に合わせて改修が実施されたが，全体的に老朽化した施設が多く，改修・修繕等について計画的に実施する必要がある。	99
【意見 20】（保健体育課） 未回答（実際には無回答）を有効回答としてカウントすることは，適切な評価に結びつかないことから，未回答（実際には無回答）については有効回答としないことが必要である。	101
【意見 21】（保健体育課） アンケートの実施方法等を見直して，有効回答数を増やす方策について検討することが必要である。	101
【意見 22】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 有効アンケートの回答件数が，必要サンプル数を充足するように利用者満足度調査を実施することが必要である。	103
【意見 23】（生涯学習課） 利用者満足度調査の精度を上げるためには，宿泊部門を有する施設においては，宿泊施設利用者数，プログラム参加者数，一般施設の利用者数など必要に応じて集計単位を細分化してアンケートを実施すべきである。	103
<b>第10 管理運営状況の評価について</b>	<b>頁</b>
【意見 24】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 「自己評価」と「所管課評価」で評価結果が違う場合，その評価結果がどのような要因に基づくものかを検証し，併せて，他の同種施設との比較検討を実施することによって，評価結果の有効性を高めることが必要である。	106
【意見 25】（生涯学習課，文化課，保健体育課） 「管理運営状況の評価」を実施する場合には，担当する者による評価結果の相違を極力排除できるように，具体的な評価基準等に基づいて実施すべきである。	110



<p><b>【意見 26】</b>（生涯学習課，保健体育課）</p> <p>生涯学習施設，青少年教育施設及び運動公園のように指定管理の内容が同種の施設について「管理運営状況の評価」を実施する場合，複数の担当でチームを組成して同種の施設の評価を実施するなど実施方法を検討し，より客観的評価ができるように努められたい。</p>	110
---	-----

### Ⅲ 指定管理者制度の概要、現況及び監査の着眼点

#### 第1 指定管理者制度の概要

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」（平成14年12月12日）において、民間参入の拡大による官製市場の見直しについて答申された。

答申において、公平・公正・中立性や継続・安定性の確保、秘密保持、責任分担の明確化等のための措置を必要に応じて講ずるとともに、民間事業者相互間の競争的環境の確保に留意し、公的関与の強い市場及び公共サービス分野（いわゆる「官製市場」）についても裁量行政の排除の観点からルール化や基準化を推進することにより、民間参入が可能になるとし、民間参入の拡大は、消費者の多様なニーズに対応した良質で安価なサービスの提供を図ることを主眼とするものであるが、それに加え、行政の簡素化、効率化に資するとともに、新たなマーケットの創出による我が国経済の活性化にも貢献すると述べられている。

第2次答申を受けて、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）において、公の施設の管理について指定管理者制度が導入された。

この改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。

#### ○地方自治法

##### （公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

##### （公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
  - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
  - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
  - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
  - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
  - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
  - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
  - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
  - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- （公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）
- 第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
  - 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- （公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）
- 第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

また、総財財第 33 号（平成 20 年 6 月 6 日 総務事務次官）で各都道府県知事宛に発出された「平成 20 年度地方財政の運営について」においては、

#### 第一 財政運営の基本的事項

#### 4 地方分権改革，市町村合併及び行政改革の推進等

##### (8) 指定管理者制度の運用

平成 15 年度に導入された指定管理者制度は、導入後 5 年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

さらに、総行経第 38 号（平成 22 年 12 月 28 日 総務省自治行政局長）で各都道府県知事・各指定都市市長・各都道府県議会議員・各指定都市議会議員宛に発出された「指定管理者制度の運用について」においては、

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするものとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が必要に応じて適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

とされ、指定管理者制度導入後に問題となった諸事項に対する留意事項が明確化された。

## 第2 茨城県における指定管理者制度の現状

茨城県における公の施設に対する指定管理者制度の導入状況は、「第1部から第3部に共通する事項」に記載したとおり、令和2年4月現在では66施設となっている。

教育委員会の指定管理者制度の導入状況は、次のとおりである。

No.	指定管理者 施設名	指定管理者	募集 方法	開始年度	指定 期間	所管 名
1	水戸生涯学習センター	公益財団法人茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	生涯 学習 課
2	県北生涯学習センター	NPO 法人インパクト	公募	H28.4	5年	
3	鹿行生涯学習センター	公益財団法人茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
4	県南生涯学習センター	NPO 法人ひと・まちなっと わーく	公募	H28.4	5年	
5	県西生涯学習センター	NPO 法人日本スポーツ振興協会	公募	H28.4	5年	
6	中央青年の家	公益財団法人茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
7	白浜少年自然の家	NPO 法人ひと・まちなっと わーく	公募	H28.4	5年	
8	さしま少年自然の家	公益財団法人茨城県教育財団	公募	H28.4	5年	
9	県立歴史館	公益財団法人茨城県教育財団	非公募	H28.4	5年	文化 課
10	里美野外活動センター	茨城県キャンプ協会	公募	H31.4	5年	保健 体育 課
11	堀原運動公園	公益財団法人茨城県体育協会	公募	H28.4	5年	
12	笠松運動公園	公益財団法人茨城県体育協会	公募	H28.4	5年	
13	ライフル射撃場	茨城県ライフル射撃協会	公募	H28.4	5年	

※ 県立歴史館については、令和2年度の募集時から公募となっている。

令和2年度の包括外部監査では、県財政への影響が軽微な里美野外活動センター及びライフル射撃場以外の11施設を対象とする。

### 第3 過去に実施された包括外部監査

#### 1 平成20年度に実施された包括外部監査の指摘事項等の概要

茨城県においては、「指定管理者制度の運営について」をテーマとして、平成20年度に包括外部監査が実施された。包括外部監査では、教育委員会が所管する公の施設のうちの12施設が監査の対象となった。施設別・項目別の指摘・意見の結果は、次のとおりである。

項目	区分	水戸生涯学習	県北生涯学習	鹿行生涯学習	県南生涯学習	県西生涯学習	中央青年の家	白浜少年自然の家	少年自然の家	歴史館	堀原運動公園	笠松運動公園	西山研修所
1 協定等に基づく義務の履行	指摘												
	意見												
2 利用料金制	指摘						1	3	2				3
	意見	1	1	1						1			2
3 利用促進の努力	指摘									1			
	意見	1		1				1					1
4 実績報告書	指摘	1		1	1			1	2			1	
	意見		1		1					1	2	1	1
5 現金預金管理	指摘		4										
	意見				1	1				1	1	1	2
6 資産管理	指摘	2	1	2	2	2	1		2	1	2	2	3
	意見	2	1				1	1		1			
7 個人情報保護管理	指摘	1		1	1	1	1	5	1	1			1
	意見												
8 指定管理者制度に移行したことによる効果	指摘							2			1		
	意見	1		1				1	1	1			
9 その他	指摘		1										
	意見	1	1			1	1	2		1			1
集計	指摘	4	6	4	4	3	3	11	7	3	3	3	7
	意見	6	4	3	2	2	2	5	1	6	3	2	7

※ 西山研修所は、平成25年4月1日に常陸太田市へ移管され、現在は「常陸太田市西山研修所」として常陸太田市が管理している。

※ 鹿行生涯学習センターは、平成20年度包括外部監査実施時には、茨城県女性プラザを併設していたが、令和2年3月31日に茨城県女性プラザは廃止されている。なお、茨城県女性プラザは、男女共同参画支援室と機能を集約し、男女共同参画センター（現「ダイバーシティ推進センター」）となっている。

※ 里美野外活動センター及びライフル射撃場は、平成20年度の包括外部監査対象施設とはなっていない。

## 2 指摘事項等に対する措置状況の現状

教育委員会は、平成20年度に実施された包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況を公表したが、現在も措置が正しく実施されているかについてアンケート形式による検討を実施した。

包括外部監査における指摘事項	現 状
<p>【生涯学習課】</p> <p>3 青少年施設</p> <p>(5) 宿泊施設の利用状況とその存在意義</p> <p>①利用率が低く運営コストが高い施設の効率的な運営の見直し利用率が低く、運営コストが相対的に高い状態のまま放置されている施設がある。</p> <p>無駄を省き財政健全化に資する仕組作成や実践を促進するような組織内チームやプロジェクトの確立に執心すべきである。</p>	<p>(西山研修所)</p> <p>県立青少年教育施設あり方検討委員会の報告内容を踏まえ、平成25年度から常陸太田市へ移管し、青少年教育施設の維持・管理等に係る運営コストの削減を図った。</p> <p>(里美野外活動センター)</p> <p>県立青少年教育施設あり方検討委員会の報告内容を踏まえ、平成21年度から施設利用者の少ない冬季期間(12月～3月)を休業とし、より一層のコスト削減を図っている。</p>
<p>【生涯学習課・保健体育課・文化課】</p> <p>第4 法規性の検証</p> <p>1 所管部課における法規性</p> <p>(1) 指定管理者選定の法規性</p> <p>①募集期間の充分性の問題</p> <p>指定管理者の募集期間は十分な期間を設定すべき。</p> <p>③選定委員の選任について</p> <p>選定委員会の外部委員は過半数とし、また、選定手続きの透明性を高めるべき。</p> <p>(2) 公募・非公募をめぐる諸問題</p> <p>指定管理者制度に移行する際、公募とするか、非公募とするかが検討されているが(原則は公募)、所管部課の判断ではなく、県全体の基準を明確にして、それに基づく判定をすべきである。</p> <p>全部ではなく一部の分離発注も検討すべきである。</p>	<p>(生涯学習関連施設(茨城県立中央青年の家、茨城県立白浜少年自然の家、茨城県立さしま少年自然の家、茨城県水戸生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県南生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター。以下同じ。))</p> <p>公募時の募集期間は毎回60日以上確保するよう努めている。</p> <p>H22：H22.7.1～8.31(62日間)</p> <p>H24：H24.8.9～10.9(62日間)</p> <p>H27：H27.7.21～9.18(60日間)</p> <p>R2：R2.7.20～9.18(61日間)</p> <p>(生涯学習関連施設)</p> <p>選定委員会の選定委員は外部委員を過半数以上選任している。</p> <p>H22：3名(5名中)</p> <p>H24：3名(5名中)</p> <p>H27：3名(5名中)</p> <p>R2：3名(5名中)</p>



<p>(3) 協定等締結の適正性</p> <p>指定管理料により取得した固定資産は いったん指定管理者の所有とし、減価償却 を行い、指定期間終了後は協定に従った処 理をすべき。固定資産の所有について基本 協定書に明記すべき。</p>	<p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>公募時の募集期間は毎回 60 日以上確保 するよう努めている。</p> <p>H22 : H22.7.1~8.31 (62 日間) H27 : H27.7.21~9.18 (60 日間) R2 : R2.7.20~9.18 (61 日間)</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>募集期間として 60 日以上を確保した。</p> <p>R2 : R2.7.20~9.18 (61 日間) ※H22, H27 については非公募</p> <p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>選定委員会の選定委員は、外部委員を過 半数以上選任している。</p> <p>H22 : 3 名 (5 名中) H27 : 3 名 (5 名中) R2 : 3 名 (5 名中)</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>外部委員を過半数とし、選任手続きの透 明性を確保した。</p> <p>H22 : 3 名 (5 名中) H27 : 3 名 (5 名中) R2 : 3 名 (5 名中)</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>県全体の基準の検討結果を踏まえ、公募 とした。</p> <p>(生涯学習関連施設)</p> <p>指定管理料により指定管理者が取得した 財産は、指定管理期間中に限り指定管理者 に帰属する旨を基本協定書に明記してい る。</p> <p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>指定管理料により指定管理者が取得した 財産は、指定管理期間中に限り指定管理者</p>
--	---

	<p>に帰属する旨を年度協定書（業務仕様書）に明記している。</p>
<p>【生涯学習課・保健体育課・文化課】</p> <p>第4 合規性の検証</p> <p>1 所管部課における合規性</p> <p>(3) 協定等締結の適正性</p> <p>指定管理料により取得した固定資産はいったん指定管理者の所有とし、減価償却を行い、指定期間終了後は協定に従った処理をすべき。固定資産の所有について基本協定書に明記すべき。</p> <p>2 指定管理者における合規性</p> <p>(3) 収支報告書の適正性</p> <p>①自主事業等の除外</p> <p>笠松運動公園のアイススケートショーは、指定管理事業の一環として、事業報告・収支報告に含めるべきである。</p> <p>(5) 資産管理の状況</p> <p>②備品は適切に管理すべき。</p> <p>④県のモニタリングの不十分さ</p> <p>資産管理については、実地棚卸に立会い、保管・管理状況を実際に検討することが必要。</p>	<p>(茨城県立歴史館)</p> <p>指定管理料で購入した備品は、一旦、指定管理者の所有とし、指定管理期間終了後は県への寄付とすることを基本協定書に明記した。</p> <p>(笠松運動公園)</p> <p>体育協会主催のアイススケートショーは平成20年度から収支報告書に含めている。(H20, H21, H22, H25, H26に実施)</p> <p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>監査後、毎年度定期的に備品の現有検査を実施し、不要な物品は棄却処分を行っている。</p> <p>スポットライトについては、当時県内部での転用を図るため、庁内照会をおこなった(管理替え希望所属なし)が、その後の処分手続がなされていなかったため、速やかに処分手続を実施した(処分完了日: R2.11.20)。</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>年1回以上、定期的に台帳と現物の照合を実施し、適切に管理している。</p> <p>(生涯学習関連施設)</p> <p>指定管理者において適正に管理されるよう指導するとともに、年1回保管・管理状況確認に立ち会っている。</p>
<p>【生涯学習課・保健体育課・文化課】</p> <p>第4 合規性の検証</p> <p>2 指定管理者における合規性</p> <p>(5) 資産管理の状況</p> <p>④県のモニタリングの不十分さ</p>	<p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>年に1回以上、台帳と現物の照合を実施し、適切に管理している。</p> <p>(生涯学習関連施設)</p> <p>新型コロナウイルスによる影響(利用者の減少や県境をまたぐ移動の制限等)や他</p>

<p>資産管理については、実地棚卸に立会い、保管・管理状況を実際に検討することが必要。</p> <p>第5 経済性・効率性の検証</p> <p>2 利用料金などの収入</p> <p>(2) 利用者区分による料金体系の見直し 利用料金は利用者の属性及び利用目的によって区分することを検討すべき。</p> <p>第6 有効性の検証</p> <p>1 県民福祉の増進</p> <p>(2) 満足度アンケートの実施状況 利用者アンケートの回収率を向上するとともに、時系列比較ができるよう定量的な質問項目を設定した様式に変更すべき。同種施設については様式を統一すべき。</p>	<p>県の利用料金等を踏まえながら、関係機関と調整の上、引き続き改正の必要性や適正な料金を検討する。</p> <p>(笠松運動公園, 堀原運動公園)</p> <p>県内の他施設等の利用料金を勘案し、適正な料金設定に努めている。</p> <p>(堀原運動公園)</p> <p>平成21年度より県が定めた様式に変更し、アンケート内容の見直しを実施しており、利用者ニーズの把握と分析に努めている。</p>
<p><b>【文化課】</b></p> <p>第6 有効性の検証</p> <p>1 県民福祉の増進</p> <p>(2) 満足度アンケートの実施状況 利用者アンケートの回収率を向上するとともに、時系列比較ができるよう定量的な質問項目を設定した様式に変更すべき。同種施設については様式を統一すべき。</p> <p>5 個人情報保護対策</p> <p>(3) 各施設の個別問題 個人情報保護に関する各施設の問題に対し、早急に対策を講じるべき。</p>	<p>(茨城県立歴史館)</p> <p>アンケートの文字はフォントを大きくすることで見やすく書きやすい構成としている。展示室出口にアンケート記入場所を配置し来館者が観覧後に書きやすい場所を確保している。案内パネルで広く呼びかけることで回収率の向上に努めている。</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>公益財団法人茨城県教育財団が定めた個人情報保護方針、個人情報保護規程、保有する個人情報の取り扱いに関する細則に基づき、利用者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、適切に管理している。マイナンバー等の個人情報が記載された書類は、施錠可能な場所に保管している。使用パソコンのパスワードを設定し適宜変更する等、ログイン時のセキュリティ保護を徹底している。</p>
<p><b>【生涯学習課】</b></p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p>	<p>(中央青年の家, 白浜少年自然の家, さしま少年自然の家)</p>

<p>2 利用料金制</p> <p>(1) 利用料金の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金は利用者の属性及び利用目的によって区分することを検討すべき。</li> <li>・実費弁償分の徴収についても、料金体系の見直しを検討すべき。</li> </ul> <p>4 実績報告書</p> <p>事業別報告書における収支決算書は、参加者徴収金、指定管理料、職員人件費等を加算して本来の採算性を把握すべき。</p> <p>6 資産(棚卸資産・固定資産) 管理</p> <p>指定管理者が購入した備品等については、指定管理者の所有とすべき。</p> <p>9 その他</p> <p>(2) 募集期間の課題</p> <p>指定管理の募集期間は、真に民間活力の導入を考えるのであれば画一的な期間ではなく施設の特徴を考慮の上、決定までのスケジュールを見直すべき。</p>	<p>新型コロナウイルスによる影響（利用者の減少や県境をまたぐ移動の制限等）や他県の利用料金等を踏まえながら、関係機関と調整の上、引き続き改正の必要性や適正な料金を検討する。</p> <p>(水戸生涯学習センター，鹿行生涯学習センター，県南生涯学習センター)</p> <p>収入及び支出を実態に合わせて計上し、事業別に収支決算書を作成している。</p> <p>(さしま少年自然の家，県北生涯学習センター，鹿行生涯学習センター・女性プラザ，県南生涯学習センター，県西生涯学習センター)</p> <p>指定管理料により指定管理者が取得した財産は、指定管理期間中に限り指定管理者に帰属する旨を基本協定書に明記している。</p> <p>(県北生涯学習センター)</p> <p>公募時の募集期間は毎回 60 日以上確保するよう努めている。</p> <p>H22：H22.7.1～8.31（62 日間） H27：H27.7.21～9.18（60 日間） R2：R2.7.20～9.18（61 日間）</p>
<p><b>【保健体育課】</b></p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>4 実績報告書</p> <p>(1) 自主事業</p> <p>笠松運動公園のアイススケートショーは、指定管理事業の一環として、事業報告・収支報告に含めるべきである。また、売店事業も同様の取り扱いをすべきである。</p> <p>6 資産(棚卸資産・固定資産)管理</p>	<p>(笠松運動公園)</p> <p>体育協会主催のアイススケートショーは平成 20 年度から収支報告書に含めている。(H20, H21, H22, H25, H26 に実施)</p> <p>また、売店事業は平成 23 年度から指定管理業務に含めることにして運用を行っている。</p> <p>(笠松運動公園)</p>

<p>・備品台帳と現物のチェックをするとともに、使用見込みのない備品は早急に棄却処分すべきである。</p> <p>・備品棄却時に業者から棄却証明書を入手すべきである。また、堀原運動公園のスポットライト2台は、他施設に転用すべきである。今後使用の見込みのない備品は棄却すべきである。</p> <p>8 指定管理者制度に移行したことによる効果(予算削減・満足度調査アンケート・サービスの向上)</p> <p>(1) アンケート調査</p> <p>定量化できる様式での大規模なアンケートの実施とその分析を実施すべきである。</p>	<p>年に1回以上、台帳と現物の照合を実施し、適切に管理している。点検後、不要な物品は棄却処分を行っている。</p> <p>(堀原運動公園)</p> <p>監査以降、物品の棄却時には、棄却証明書を入手している。</p> <p>スポットライトについては、台帳上、現在も残存していたことから、速やかに処分手続きを実施した(処分完了日：R2.11.20)。</p> <p>(堀原運動公園)</p> <p>平成21年度より県が定めた様式に変更し、アンケート内容の見直しを実施しており、利用者ニーズの把握と分析に努めている。</p>
<p>【文化課】</p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>3 利用促進の努力</p> <p>(2) 招待券の管理</p> <p>招待券の配付目的・理由の明確化、配布先の決定・承認のプロセスを明確にすべき。</p> <p>特別展の招待券は、終了時に破棄しているが、記録簿には廃棄日や枚数等を記録し、保存すべき。</p> <p>6 資産(棚卸資産・固定資産)管理</p> <p>指定管理者が購入した備品等は、指定管理者の所有とすべき。</p> <p>7 個人情報保護管理</p> <p>個人情報保護については、計画・実施・統制・改善のマネジメントサイクルを確立するとともに、その一連の過程が機能し</p>	<p>(茨城県立歴史館)</p> <p>招待券受払簿により配布先を明確にし、配布や廃棄の承認を得て適切に管理・保管している。</p> <p>招待券配布についての内規を定めた。</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>指定管理料で購入した備品は、一旦、指定管理者の所有とし、指定管理期間終了後は県への寄付とすることを基本協定書に明記した。</p> <p>(茨城県立歴史館)</p> <p>公益財団法人茨城県教育財団が定めた個人情報保護方針、個人情報保護規程、保有する個人情報の取り扱いに関する細則に基づき、利用者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、適切に管理している。マイナンバー等の個人情報が記載された書類は、施錠可能な場所に保管している。使用</p>

<p>ているか内部監査を実施して検証すること。</p>	<p>パソコンのパスワードを設定し適宜変更する等、ログイン時のセキュリティ保護を徹底している。</p>
<p><b>【茨城県教育財団・生涯学習課】</b></p> <p>第4 合规性の検証</p> <p>2 指定管理者における合规性</p> <p>(3) 収支報告書の適正性</p> <p>②収支ゼロの妥当性</p> <p>収支決算書は実態を明示すべき。また、参加費は収支計算書及び財務諸表に計上すべき。</p> <p>(5) 資産管理の状況</p> <p>②備品は適切に管理すべき。</p> <p>③棚卸資産管理の実態</p> <p>棚卸資産管理マニュアルを作成し、実地棚卸を行い、会計にも反映すべき。</p> <p>第6 有効性の検証</p> <p>1 県民福祉の増進</p> <p>(2) 満足度アンケートの実施状況</p> <p>利用者アンケート回収率を向上させるとともに、時系列比較ができるよう定量的な質問事項を設定した様式に変更すべき。同種施設については様式を統一すべき。</p>	<p>(生涯学習関連施設)</p> <p>実態にあわせた収支計算書を作成している。</p> <p>(生涯学習関連施設)</p> <p>年1回以上定期的に台帳と現物の照合を実施する等、適切に管理している。</p> <p>(中央青年の家、水戸生涯学習センター)</p> <p>毎月棚卸しを実施し、原始記録となる貯蔵品明細書により記録を保存している。また、棚卸高については、会計に反映させている。(中央)</p> <p>東日本大震災の被災により平成25年2月に庁舎を移転し、食堂業務を廃止したことにより、現在棚卸資産は計上していない。(水戸)</p> <p>(白浜少年自然の家、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター)</p> <p>選択設問を増やし、施設間での共通設問を設定するなどアンケートの実施方法や質問内容を見直し、利用者ニーズの把握と分析に努めている。</p>
<p><b>【茨城県教育財団・生涯学習課】</b></p> <p>第6 有効性の検証</p> <p>5 個人情報保護対策</p> <p>(3) 各施設の個別問題</p> <p>個人情報保護に関する各施設の問題に対し、早急に対策を講じるべき。</p>	<p>(生涯学習関連施設)</p> <p>「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」等に基づき、監査の実施や自己点検により個人情報の保護に努めている。</p>

<p><b>【茨城県教育財団・生涯学習課】</b></p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>2 利用料金制</p> <p>(1) 研修プログラム収入</p> <p>事業の一環として付随する材料費等の収入については、別途管理する理由はなく、事業の透明性、総額主義の観点からも当然予算・決算に反映すべき。</p> <p>(4) 事業実施時の参加費の別途管理について</p> <p>収入は全て事業収入として計上し、かかった費用を支出として計上して収支を計算すべき。</p> <p>4 実績報告書</p> <p>(1) 事業収入について</p> <p>指定管理業務に伴う事業参加費等の収入支出については、収支報告書上に記載して報告すべき(別途管理金)。</p> <p>(2) 事業支出について</p> <p>少額とはいえ職員に事業の不足金を強いるべきではなく別途対応すべき。</p> <p>(1) 収支報告書の適正性について</p> <p>指定管理施設に関連する収支は、すべて指定管理者の収支として報告すべき。</p> <p>6 資産(棚卸資産・固定資産)管理</p> <p>(1) 備品管理</p> <p>台帳と現物の照合は定期的に行い、不要物品の棄却手続きはタイムリーに実施する。また、管理ラベルの不備を是正すること。</p>	<p>(白浜少年自然の家、さしま少年自然の家)</p> <p>参加者負担金を収支報告書上に組み入れている。</p> <p>体験活動材料については、施設で調達・収入計上している(白浜)。</p> <p>講座に必要な材料等の調達は、食堂委託業者に委託している(さしま)。</p> <p>(さしま少年自然の家)</p> <p>参加者のキャンセル発生等も踏まえ、赤字が生じないよう収支予算に参加料収入を見込むとともに、赤字が生じる場合には、予算流用等により対応している。</p> <p>(県南生涯学習センター)</p> <p>指定管理関連収支決算書と会計システムを一致させている。</p> <p>(さしま少年自然の家、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、県南生涯学習センター、県西生涯学習センター)</p> <p>毎年定期的に台帳と現物の照合を実施し、不要を確認した備品は速やかに手続きをとっている。</p>
<p><b>【茨城県教育財団・生涯学習課】</b></p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>6 資産(棚卸資産・固定資産)管理</p> <p>(2) 棚卸資産(在庫)管理</p> <p>棚卸資産の原始記録は、当然に保存すべき。</p>	<p>(中央青年の家)</p> <p>毎月棚卸しを実施し、原始記録となる貯蔵品明細書を保存している。</p> <p>(生涯学習関連施設)</p>

<p>7 個人情報保護管理</p> <p>(1) 個人情報保護について</p> <p>早急に、個人情報保護システムを確立すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室は第三者が入れない場所とすること。</li> <li>・パソコンのパスワードを二重にして、サーバとの接続は別のパスワードを設定すること。</li> <li>・事務室(サーバ室)には第三者の入退室記録簿を備えること。</li> </ul> <p>8 指定管理者制度に移行したことによる効果</p> <p>(3) 利用者アンケートについて</p> <p>利用者団体代表アンケートの様式を記述式から選択式に変更すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果の反省会の内容は、議事録を作成し次回の改善に資するよう問題点を明確にしておくこと。</li> </ul>	<p>「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」等に基づき、監査の実施や自己点検により個人情報の保護に努めている。</p> <p>(白浜少年自然の家)</p> <p>ネットワークハードディスクは事務室において、施錠式ラック内で管理している。</p> <p>(白浜少年自然の家、水戸生涯学習センター)</p> <p>ネットワークハードディスク(白浜)や事務用パソコン(水戸)に対するパスワードを設定している。</p> <p>(白浜少年自然の家、水戸生涯学習センター)</p> <p>事務室に入退出記録簿を配備している。</p> <p>(白浜)</p> <p>庁舎移転後、サーバ室は配備していない。(水戸)</p> <p>(白浜少年自然の家)</p> <p>選択式アンケートを実施している。</p> <p>(白浜少年自然の家)</p> <p>各事業終了後アンケート結果について会議を実施し、記録を保管している。</p>
--	--



<p>【特定非営利活動法人インパクト・生涯学習課】</p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>5 現預金管理</p> <p>(1) 現金管理</p> <p>①現金出納帳は、適時に現金残高と照合し事実に基づき記載すべき、またサポーター用の収支も作成されるべき。</p> <p>②業務で使用する車両のETCについては、運転日報にその利用目的を記入すること。</p> <p>③サポーターの旅費は、実質的には日当、報酬と考えられるため税を源泉徴収すべき。</p> <p>(2) 支出</p> <p>支払いにおいては、請求書等の的確な資料に基づきおこなうべきであり、その金額の妥当性は業者相見積もりにより判断し、公正明白なプロセスを踏むべき。</p>	<p>(県北生涯学習センター)</p> <p>現金出納帳は事実に基づき適時に記載し、現金残高との照合を行っている。また、サポーター経費は、活動報告に基づき口座振込としている。</p> <p>(県北生涯学習センター)</p> <p>運転日誌にETCの記録を記入している。</p> <p>(県北生涯学習センター)</p> <p>日当及び報酬と考えられるものは、源泉課税の対象としている。ただし、技能に応じて支給する活動費の設定は廃止した。</p> <p>(県北生涯学習センター)</p> <p>経済取引としての適正な書類等を作成している。</p>
<p>【保健体育課】</p> <p>第8 監査対象施設の概要と監査結果報告</p> <p>4 実績報告書</p> <p>(1)自主事業</p> <p>笠松運動公園の売店事業は、指定管理事業の一環として、業務報告書に反映すべき。</p>	<p>(笠松運動公園)</p> <p>平成23年度から指定管理業務に含めることにして運用を行っている。</p>

### 3 県の措置状況に関する所見

アンケートの結果、所管課へのヒアリング、所管課から提供を受けた資料の閲覧等を通じての主な所見は、次のとおりである。

#### (1) 応募期間について

・60日以上のお応募期間が設定され、適正水準が維持されている。

#### (2) 公募・非公募について

・令和2年度において、すべての施設が公募となったが、本年度の包括外部監査で再検討する。

#### (3) 指定管理料により取得した固定資産の処理について

・基本協定書、業務仕様書等必要箇所において明示され、適正に執行されている。

#### (4) 自主事業について

・事業報告書、収支報告書において適正に計上されている。

#### (5) 備品管理状況の立会について

・台帳と現物の照合は実施されているが、生涯学習施設のみ、所管課が年1回保管・管理状況確認に立ち会っている。

※スポットライトが、包括外部監査実施中の令和2年11月20日に処分されているが、前回の包括外部監査で指摘を受けて以来何らの処分手続が実施されなかったことは、備品の管理上不適切である。

#### (6) 利用者区分による料金体系の見直しについて

・引き続き改正の必要性や適正な料金について、現在も検討中となっている。

#### (7) 満足度アンケートについて

・様式の変更も含め適正に実施されているが、別の視点から本年度の包括外部監査で再検討する。

#### (8) 個人情報保護について

・全施設において一定の水準を具備している。

#### (9) 実績報告書等における県派遣職員の人件費について

・現在も収支決算書に反映されていない。本年度の包括外部監査で再検討する。

#### (10) 実施報告書等における自主事業の計上について

・事業報告、収支決算書に自主事業の収支が、計上、記載されている。

#### (11) 指定管理者選定委員会について

・外部委員3名、内部委員2名の体制で構成されており、議事録でも審議過程が明示されており、適正に執行されている。

#### 第4 本年度の包括外部監査における着眼点

指定管理者制度に対する平成20年度の包括外部監査実施から、すでに10年余が経過している。所管課及び受託法人においては、時間の経過とともに問題意識が希薄化している可能性があることから、前回の包括外部監査における指摘・意見に対する所管課等の措置が現在も適切に遵守されているか、また、指定管理者制度がその趣旨に則って公の施設の管理業務が適切に運営されているかについて検討する必要があると考える。

また、平成22年12月28日に総務省自治行政局長から総行経第38号「指定管理者制度の運用について」における次の視点から、検討することも必要と考える。

- ①指定管理者制度を導入すべき施設であるか
- ②公共サービスの水準が確保されているか
- ③適切な指定期間となっているか
- ④複数の申請者から事業計画書が提出されているか
- ⑤協定書に必要な体制、リスク分担、損害賠償保険等の加入などが盛り込まれているか
- ⑥指定管理者選定時に指定管理者における労働法令等の遵守への配慮がされているか
- ⑦個人情報の管理が徹底されているか
- ⑧指定管理期間が複数年度にわたり、かつ、委託料の支出が確実に見込まれる場合、債務負担行為が設定されているか

以上を斟酌し、本年度の包括外部監査に際しては、次の観点から検証を実施する。

- ①募集に係る諸事項の合規性・適正性
- ②指定管理者制度導入施設としての適正性・妥当性
- ③県職員派遣の必要性と公平性
- ④所管課の指導監督方法の妥当性
- ⑤施設利用者の満足度とコストバランス
- ⑥指定管理者制度の導入趣旨の達成度

なお、茨城県教育庁文書等整理保存規程（昭和60年3月7日 茨城県教育委員会訓令第2号）により、指定管理者募集手続きに関する書類の保存期間が5年間であることから、指定管理者制度導入時から現在に至る募集手続きの変遷を時系列に検討することはできなかった。

また、包括外部監査実施時期と令和3年度からの指定管理期間に係る指定管理者募集時期が重複していることから、平成27年度と令和2年度を比較の対象としている。

## 第5 施設の概要

茨城県がホームページで公表している「指定管理者による公の施設の管理運営状況(令和元年度分)」，募集要項(令和2年度)から必要部分を抽出するとともに，監査人が所管課から提供を受けたデータをもとに作成した各施設の概要は，次のとおりである。

### 1 茨城県水戸生涯学習センター

#### (1) 施設の概要

施設名	茨城県水戸生涯学習センター
管理運営の基本方針	<p>水戸生涯学習センターは，県全域を対象とした本県生涯学習推進の中核施設として各センターの先導的役割を担うとともに，以下の事項を施策の方向として生涯学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の生涯学習に係る各機関の提供する講座や事業等の情報を一元的に集約・整理し，ホームページ「茨城の生涯学習」の運用において，広く県民に情報を提供するとともに，県民からの生涯学習に関する相談に応じる体制を構築する。</li> </ul> </li> <li>○現代的課題解決 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・研究事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>県が指定した現代的・地域課題について調査・分析・研究し，まとめたものを県及び市町村等へ周知する。</li> </ul> </li> <li>・課題解決チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域や市町村の抱える様々な現代的課題・地域課題を調査し，その解決のための実践的な活動プログラムの開発及び他センターのプログラム集約と県全域への啓発を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○人材・団体育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し，地域の核となる人材・団体の育成を図る。</li> </ul> </li> <li>○各関係機関との連携協働事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー・大学・企業・民間教育事業者等）とネットワークを構築し，連携事業や協働事業を創出する。</li> </ul> </li> <li>○ボランティア育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアセンターを設置し，ボランティア活動の推進及びボランティアの育成を行う。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○生涯学習機会の提供事業        転職や復職, 起業等に関するセカンドキャリア教育に関する講座及びその他の現代的課題の対応に関する講座を実施する。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者に関する県主催の事業（ドリーム・パス事業, プログラミングエキスパート事業等）への会場提供や事業に役立つ資料や人材等の提供に関する協力を行う。</li> <li>・男女共同参画センターと連携した事業に取り組むこと。</li> </ul>
設置年月日	平成5年4月1日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	<p>（公財）茨城県教育財団</p> <p>①公募</p> <p>②H18年4月から現在まで</p> <p>③H17年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31（5年間）
施設所在地	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階
施設の概要	<p>施設面積 736.59㎡</p> <p>主な施設内容</p> <p>講座室（3室）, ボランティア室</p>
業務内容	<p>生涯学習に関する情報, 学習機会の場の提供, 調査研究等を行い, 県民の生涯にわたる学習活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催事業の実施</li> <li>・施設の利用等に関する業務</li> <li>・施設整備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他上記に付帯する業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	15	15	15	15	16
	プロパー職員	7	7	7	8	8
	県派遣職員	7	7	7	7	7
	県OB職員	1	1	1	0	1
	非常勤	6	6	6	4	4
	県OB職員	5	5	5	4	4
	その他	1	1	1	0	0
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	21	21	21	19	20

## (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	308	298	297	293	285
	年間利用者数	35,990	55,963	55,023	54,233	43,909
	利用料収入 (指定管理者収受額)	1,506,720	1,444,020	1,670,360	1,500,390	1,186,660

## (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収支状況	指定管理料	118,640,772	117,898,000	120,074,000	115,826,000	115,826,000
	利用料収入	1,506,720	1,444,020	1,670,360	1,500,390	1,186,660
	指定事業等収入	2,441,300	2,322,630	2,417,240	2,639,280	1,993,140
	その他	0	0	0	0	78,512
	本部繰入金(自主事業)	0	2,253,246	841,310	3,314,000	2,061,683
	自主事業収入	0	3,763	0	154,411	1,059,317
	<b>収入合計</b>	<b>122,588,792</b>	<b>123,921,659</b>	<b>125,002,910</b>	<b>123,434,081</b>	<b>122,205,312</b>
	人件費(給与等)	60,638,806	54,505,659	55,303,540	49,577,863	55,793,696
	事業費	19,315,750	21,680,260	19,747,714	16,543,600	13,753,507
	管理費	35,618,080	37,416,945	39,373,081	38,965,538	38,729,826
	租税公課等	3,925,746	4,360,452	4,424,283	2,947,137	5,105,172
	自主事業費	0	2,257,009	841,310	2,818,838	2,190,648
	<b>支出合計</b>	<b>119,498,382</b>	<b>120,220,325</b>	<b>119,689,928</b>	<b>110,852,976</b>	<b>115,572,849</b>
	<b>収支差額</b>	<b>3,090,410</b>	<b>3,701,334</b>	<b>5,312,982</b>	<b>12,581,105</b>	<b>6,632,463</b>

## 2 茨城県県北生涯学習センター

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県県北生涯学習センター
管理運営の基本方針	<p>県北生涯学習センターは、県北地域を対象とした生涯学習推進施設として、以下の事項を施策の方向として生涯学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談           <p style="margin-left: 20px;">域内の生涯学習に係る講座や事業等の情報提供に加え、生涯学習に関する相談を行う。</p> </li> <li>○現代的課題解決           <p style="margin-left: 20px;">各地域や市町村の抱える様々な現代的課題・地域課題を調査し、その解決のための実践的な活動プログラムの開発及び市町村等への啓発を行う。</p> </li> <li>○人材・団体育成           <p style="margin-left: 20px;">現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図る。</p> </li> <li>○各関係機関との連携協働事業           <p style="margin-left: 20px;">教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー・大学・企業・民間教育事業者等）とネットワークを構築し、連携事業や協働事業を創出する。</p> </li> <li>○ボランティア育成           <p style="margin-left: 20px;">ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進及びボランティアの育成を行う。</p> </li> <li>○生涯学習機会の提供事業           <p style="margin-left: 20px;">大学と連携して、転職や復職、起業等に関するセカンドキャリア教育に関する講座及びその他の現代的課題の対応に関する講座を実施する。</p> </li> <li>○その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者に関する県主催の事業（ドリーム・パス事業、プログラミングエキスパート事業等）への会場提供や事業に役立つ資料や人材等の提供に関する協力を行う。</li> <li>・センター内に地域のリーダーやボランティア等が、さまざまな団体と交流する場を提供し、新しい活動への展開等に向けた活動を支援する。</li> <li>・男女共同参画センターの事業に協力すること。</li> </ul> </li> </ul>
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設所管課	生涯学習課

指定管理者	(特非) インパクト ①公募 ②H18年4月から現在まで ③H17年度以前の受託者名 ※設置以前のため該当なし
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	日立市十王町友部 2581
施設の概要	日立市役所十王支所 ・敷地面積：10,056 m <sup>2</sup> 建物延面積：2,556 m <sup>2</sup> (全体 3,193 m <sup>2</sup> ) ・構造：RC 地上3階 (一部4階) ・講座室：小講座室1～5, 中講座室1～3, レッスン室, 多目的ホール, 和室1～2, 創作室, パソコン室, 子ども教室 ・その他の部屋：情報図書室, 講師控室, 1Fロビー, 1Fラウンジ
業務内容	・生涯学習に関する情報, 学習機会及び学習の場の提供等を行い, 県民の生涯にわたる学習活動の推進に資すること。 ・センターの施設, 附属設備及び備品 (以下「施設等」という。) の維持管理に関する業務 ・施設等の利用の承認等及び承認の取消し等に関する業務 ・施設等の利用料等の収受等に関する業務 ・その他上記に付帯する業務

## (2) 職員の状況

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	12	11	12	11	10
	プロパー職員	12	11	12	11	10
	県派遣職員	0	0	0	0	0
	県OB職員	0	0	0	0	0
	非常勤	2	2	2	2	1
	県OB職員	1	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	0
	臨時職員	0	0	0	1	2
	合計	14	13	14	14	13



### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 状 況	年間利用日数	308	308	308	308	308
	年間利用者数	67,083	65,548	59,968	64,012	52,304
	利用料収入 (指定管理者収受額)	5,588,210	5,393,060	5,152,060	4,707,630	4,953,090

### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	66,588,000	66,776,000	67,976,000	67,976,000	67,976,000
	利用料収入	5,588,210	5,393,060	5,152,060	4,707,630	4,953,090
	指定事業等収入	0	0	0	2,616,000	2,702,000
	自主事業収入等	16,155,830	17,963,210	22,475,490	22,218,822	20,194,545
	その他(利息等)	1,045,873	1,581,988	2,527,425	2,325,690	2,505,026
	<b>収入合計</b>	<b>89,377,913</b>	<b>91,714,258</b>	<b>98,130,975</b>	<b>99,844,142</b>	<b>98,330,661</b>
	人件費(給与等)	42,920,979	42,984,954	38,976,681	39,773,085	37,239,478
	事業費	0	0	27,698,484	7,865,611	7,685,476
	租税公課等	3,806,263	4,294,232	5,482,323	0	5,673,630
	自主事業費	15,154,815	23,886,079	0	21,900,332	23,128,753
	その他(事務費・修繕費等)	23,885,882	15,464,228	18,409,716	20,813,583	20,347,532
	<b>支出合計</b>	<b>85,767,939</b>	<b>86,629,493</b>	<b>90,567,204</b>	<b>90,352,611</b>	<b>94,074,869</b>
	<b>収支差額</b>	<b>3,609,974</b>	<b>5,084,765</b>	<b>7,563,771</b>	<b>9,491,531</b>	<b>4,255,792</b>

### 3 茨城県鹿行生涯学習センター

#### (1) 施設の概要

施設名	茨城県鹿行生涯学習センター
管理運営の基本方針	<p>鹿行生涯学習センターは、鹿行地域を対象とした生涯学習推進施設として、以下の事項を施策の方向として生涯学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>域内の生涯学習に係る講座や事業等の情報提供に加え、生涯学習に関する相談を行う。</li> </ul> </li> <li>○現代的課題解決 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域や市町村の抱える様々な現代的課題・地域課題を調査し、その解決のための実践的な活動プログラムの開発及び市町村等への啓発を行う。</li> </ul> </li> <li>○人材・団体育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図る。</li> </ul> </li> <li>○各関係機関との連携協働事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー・大学・企業・民間教育事業者等）とネットワークを構築し、連携事業や協働事業を創出する。</li> </ul> </li> <li>○ボランティア育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進及びボランティアの育成を行う。</li> </ul> </li> <li>○生涯学習機会の提供事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>転職や復職、起業等に関するセカンドキャリア教育に関する講座及びその他の現代的課題の対応に関する講座を実施する。</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊機能を活用した事業を実施する。</li> <li>・若者に関する県主催の事業（ドリーム・パス事業、プログラミングエキスパート事業等）への会場提供や事業に役立つ資料や人材等の提供に関する協力を行う。</li> <li>・青少年教育施設との連携を図る。</li> <li>・センター内に地域のリーダーやボランティア等が、さまざまな団体と交流する場を提供し、新しい活動への展開等に向けた活動を支援する。</li> <li>・男女共同参画センターの事業に協力すること。</li> </ul> </li> </ul>

	※令和元年度までは、茨城県女性プラザも管理の対象となっていたが、県の組織体制の変更に伴い、令和元年度末に茨城県女性プラザは廃止されている。
設置年月日	平成9年4月1日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	(公財)茨城県教育財団 ①公募 ②H18年4月から現在まで ③H17年度以前の受託者名 同団体
指定期間	H28.4.1～R3.3.31(5年間)
施設所在地	行方市宇崎1389
施設の概要	本館(RC4階)6,957㎡ 主な施設内容 宿泊室(16室・56名)、情報図書相談コーナー、音楽視聴覚室 多目的ホール(308名)、美術工芸室、トレーニング室 大研修室(144名)、ボランティア室、託児室 小・中研修室(4室)、和室研修室、特別会議室 講座室(2室)、団体交流室、レストラン(112名)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人教育に関する研修・交流・情報提供及び調査研究等を行い、婦人教育の振興に資する業務</li> <li>・ 生涯学習に関する情報、学習機会の場の提供を行い、県民の生涯にわたる学習機会を推進する業務</li> <li>・ 施設設備の維持管理に関する業務</li> <li>・ その他上記に附帯する業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	9	11	11	11	12
	プロパー職員	0	2	3	3	4
	県派遣職員	6	6	6	6	6
	県OB職員	3	3	2	2	2
	非常勤	8	6	5	7	6
	県OB職員	5	6	5	6	5
	その他	3	0	0	1	1
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	17	17	16	18	18

### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 状 況	年間利用日数	311	308	312	309	309
	年間利用者数	85,536	62,009	88,859	103,628	84,493
	利用料収入 (指定管理者収受額)	13,846,830	9,042,260	10,008,080	10,347,650	8,678,720

### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	155,780,000	159,145,000	161,541,000	162,317,000	165,816,000
	利用料収入	13,846,830	9,042,260	10,008,080	10,347,650	8,678,720
	指定事業等収入	1,481,000	1,754,000	1,674,000	1,527,000	1,506,000
	その他	179,590	149,050	148,850	164,310	150,770
	本部繰入金(自主事業)	0	2,381,225	4,572,493	3,294,000	0
	自主事業収入	0	229,029	240,500	295,519	0
	<b>収入合計</b>	<b>171,287,420</b>	<b>172,700,564</b>	<b>178,184,923</b>	<b>177,945,479</b>	<b>176,151,490</b>
	人件費(給与等)	37,439,746	33,587,871	34,161,099	35,343,327	40,163,912
	事業費	9,182,078	9,527,418	10,548,646	11,184,022	10,574,070
	管理費	115,682,733	119,384,458	121,461,171	121,306,492	119,865,086
	租税公課等	2,422,124	2,687,029	2,732,887	1,824,451	3,550,547
	自主事業費	0	2,466,284	4,812,993	3,496,552	0
	<b>支出合計</b>	<b>164,726,681</b>	<b>167,653,060</b>	<b>173,716,796</b>	<b>173,154,844</b>	<b>174,153,615</b>
	<b>収支差額</b>	<b>6,560,739</b>	<b>5,047,504</b>	<b>4,468,127</b>	<b>4,790,635</b>	<b>1,997,875</b>

#### 4 茨城県県南生涯学習センター

##### (1) 施設の概要

施設名	茨城県県南生涯学習センター
管理運営の基本方針	<p>県南生涯学習センターは、県南地域を対象とした生涯学習推進施設として、以下の事項を施策の方向として生涯学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>域内の生涯学習に係る講座や事業等の情報提供に加え、生涯学習に関する相談を行う。</li> </ul> </li> <li>○現代的課題解決 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域や市町村の抱える様々な現代的課題・地域課題を調査し、その解決のための実践的な活動プログラムの開発及び市町村等への啓発を行う。</li> </ul> </li> <li>○人材・団体育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図る。</li> </ul> </li> <li>○各関係機関との連携協働事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー・大学・企業・民間教育事業者等）とネットワークを構築し、連携事業や協働事業を創出する。</li> </ul> </li> <li>○ボランティア育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で生涯学習ボランティア活動をしたい人とボランティアを探している人を繋ぐマッチングサイト「スマイルステーション」を運用し、各センターと連携しながら県域における様々な分野のボランティア情報の一元化を図り、ボランティア活動の一層の活性化を図る。</li> </ul> </li> <li>○生涯学習機会の提供事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>転職や復職、起業等に関するセカンドキャリア教育に関する講座及びその他の現代的課題の対応に関する講座を実施する。</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者に関する県主催の事業（ドリーム・パス事業、プログラミングエキスパート事業等）への会場提供や事業に役立つ資料や人材等の提供に関する協力を行う。</li> <li>・青少年教育施設との連携を図る。</li> <li>・センター内に地域のリーダーやボランティア等が、さまざまな団体と交流する場を提供し、新しい活動への展開等に向けた活動を支援する。</li> </ul> </li> </ul>

	・男女共同参画センターの事業に協力すること
設置年月日	平成9年10月1日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	(特非) ひと・まちなっとわーく ①公募 ②H23年4月から現在まで ③H22年度以前の受託者名 (公財) 茨城県教育財団
指定期間	H28.4.1~R3.3.31 (5年間)
施設所在地	土浦市大和町9番1号 ウララビル5・6階
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積：5,201 m<sup>2</sup></li> <li>・建物構造：鉄筋コンクリート</li> <li>・講座室等：講座室(8室), 軽運動室, 音楽室</li> <li>・ホール：多目的ホール(468席)</li> <li>・情報図書コーナー</li> <li>・学習相談コーナー</li> <li>・展示コーナー：ギャラリー, ホワイエ</li> <li>・その他の施設：託児室, 休憩コーナー</li> </ul>
業務内容	<p>生涯学習に関する情報, 学習機会及び学習の場の提供等を行い, 県民の生涯にわたる学習活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の使用の承認等及び承認の取消等に関する業務</li> <li>・施設等利用料等の収受に関する業務</li> <li>・施設の維持管理</li> <li>・その他施設の管理上必要な業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	14	17	15	15	13
	プロパー職員	12	12	10	8	8
	県派遣職員	0	0	0	0	0
	県OB職員	2	5	5	7	5
	非常勤	4	5	4	4	5
	県OB職員	1	2	1	1	1
	その他	3	3	3	3	4
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	18	22	19	19	18

### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 状 況	年間利用日数	152	308	308	308	304
	年間利用者数	167,038	239,275	160,431	148,363	151,932
	利用料収入 (指定管理者収受額)	4,238,345	10,150,185	10,936,770	11,059,000	11,502,340

### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	138,413,793	150,934,773	153,247,139	149,040,000	145,156,000
	利用料収入	4,238,345	10,150,185	10,936,770	11,059,000	11,502,340
	自主事業収入等	12,878,600	7,205,800	5,360,000	5,254,000	5,477,400
	その他(利息等)	70,557	119,233	141,722	101,871	46,722
	移転補償料	13,414,000	0	0	0	0
	<b>収入合計</b>	<b>169,015,295</b>	<b>168,409,991</b>	<b>169,685,631</b>	<b>165,454,871</b>	<b>162,182,462</b>
	人件費(給与等)	63,312,177	60,531,085	56,052,872	57,101,647	65,067,253
	管理費	66,392,475	75,035,699	79,544,248	78,675,533	71,781,410
	事業費	0	0	16,519,269	15,839,835	12,587,062
	自主事業費	21,208,959	16,566,571	920,186	451,264	270,620
	<b>支出合計</b>	<b>150,913,611</b>	<b>152,133,355</b>	<b>153,036,575</b>	<b>152,068,279</b>	<b>149,706,345</b>
	<b>収支差額</b>	<b>18,101,684</b>	<b>16,276,636</b>	<b>16,649,056</b>	<b>13,386,592</b>	<b>12,476,117</b>

## 5 茨城県県西生涯学習センター

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県県西生涯学習センター
管理運営の基本方針	<p>県西生涯学習センターは、県西地域を対象とした生涯学習推進施設として、以下の事項を施策の方向として生涯学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>域内の生涯学習に係る講座や事業等の情報提供に加え、生涯学習に関する相談を行う。</li> </ul> </li> <li>○現代的課題解決 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域や市町村の抱える様々な現代的課題・地域課題を調査し、その解決のための実践的な活動プログラムの開発及び市町村等への啓発を行う。</li> </ul> </li> <li>○人材・団体育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図る。</li> </ul> </li> <li>○各関係機関との連携協働事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー・大学・企業・民間教育事業者等）とネットワークを構築し、連携事業や協働事業を創出する。</li> </ul> </li> <li>○ボランティア育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進及びボランティアの育成を行う。</li> </ul> </li> <li>○生涯学習機会の提供事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>転職や復職、起業等に関するセカンドキャリア教育に関する講座及びその他の現代的課題の対応に関する講座を実施する。</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者に関する県主催の事業（ドリーム・パス事業、プログラミングエキスパート事業等）への会場提供や事業に役立つ資料や人材等の提供に関する協力を行う。</li> <li>・青少年教育施設との連携を図る。</li> <li>・センター内に地域のリーダーやボランティア等が、さまざまな団体と交流する場を提供し、新しい活動への展開等に向けた活動を支援する。</li> <li>・男女共同参画センターの事業に協力すること。</li> </ul> </li> </ul>
設置年月日	平成6年11月1日



施設所管課	生涯学習課
指定管理者	(特非) 日本スポーツ振興協会 ①公募 ②H23年4月から現在まで ③H22年度以前の受託者名 (公財) 茨城県教育財団
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	筑西市野殿 1371
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積 20,523 m<sup>2</sup></li> <li>・建物延床面積 4,039 m<sup>2</sup></li> <li>・施設 小講座室(4室), 中講座室, レッスン室, 創作室, 和室研修室, 会議室 多目的ホール, 野外ステージ, 芝生広場, 情報図書コーナー, 喫茶コーナー, 託児室(子育てコミュニケーションルーム), ボランティア室等</li> </ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備, 附属設備並びに備品の維持管理に関する業務</li> <li>・施設等の利用の承認業務及び承認の取り消しに関する業務</li> <li>・施設等の利用料等の収受等に関する業務</li> <li>・主催事業の実施(指定事業・提案事業・自主事業)に関する業務</li> <li>・県への協力及び関係機関との連携に関する業務</li> <li>・その他施設の管理に必要と認められる業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	10	8	11	11	12
	プロパー職員	10	8	11	11	12
	県派遣職員	0	0	0	0	0
	県OB職員	0	0	0	0	0
	非常勤	11	13	11	10	8
	県OB職員	0	0	0	0	0
	その他	11	13	11	10	8
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	21	21	22	21	20

### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 状 況	年間利用日数	308	308	308	306	313
	年間利用者数	168,927	170,112	170,847	171,423	122,687
	利用料収入 (指定管理者収受額)	8,085,820	7,934,200	7,502,510	8,215,520	7,502,170

### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	132,617,000	133,878,000	136,359,000	136,359,000	136,359,000
	利用料収入	8,085,820	7,934,200	7,502,510	8,215,520	7,502,170
	指定事業等収入	3,042,000	2,925,000	3,301,000	2,741,200	2,769,500
	自主事業収入等	2,497,025	1,415,140	1,549,740	2,322,473	3,163,122
	<b>収入合計</b>	<b>146,241,845</b>	<b>146,152,340</b>	<b>148,712,250</b>	<b>149,638,193</b>	<b>149,793,792</b>
	人件費（給与等）	67,601,828	62,907,475	61,763,550	61,069,465	58,607,480
	事業費	11,004,509	17,428,431	19,243,700	22,181,184	23,076,283
	維持管理費	66,425,012	65,409,961	66,884,898	64,325,569	66,318,822
	修繕費	0	0	0	1,557,797	1,560,258
	<b>支出合計</b>	<b>145,031,349</b>	<b>145,745,867</b>	<b>147,892,148</b>	<b>149,134,015</b>	<b>149,562,843</b>
	<b>収支差額</b>	<b>1,210,496</b>	<b>406,473</b>	<b>820,102</b>	<b>504,178</b>	<b>230,949</b>

## 6 茨城県立中央青年の家

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県立中央青年の家
管理運営の基本方針	<p>青年の家は、規律正しい生活を送る中で、相互の人間的なふれあいを深めるとともに、体験学習を通して、知性、情操ともに豊かな教養人を育成することを旨として、次のような教育方針のもとに運営する。</p> <p>(1)生活体験を通じて、望ましい人間形成を図る。</p> <p>(2)自然に親しみ、清らかで美しい心とたくましい身体を培う。</p> <p>(3)規律を守り、友情を育み、奉仕の精神を養う。</p> <p>(4)自らの課題の発見と目標の確立を促す。</p>
設置年月日	昭和43年4月1日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	<p>(公財)茨城県教育財団</p> <p>①公募</p> <p>②H18年4月から現在まで</p> <p>③H17年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	土浦市永井987
施設の概要	<p>敷地面積 77,387.265 m<sup>2</sup> (うち借地 60,389.645 m<sup>2</sup>)</p> <p>本館 (RC3階) 2,447.87 m<sup>2</sup>, 研修館 448.00 m<sup>2</sup>, 研修分館 111.80 m<sup>2</sup></p> <p>体育館 986.23 m<sup>2</sup></p> <p>その他の主な施設等</p> <p>野外炊飯場</p> <p>オリエンテーリングコース</p> <p>ウォークラリーコース</p> <p>野外キャンプ場</p> <p>宿泊定員 200名</p>
業務内容	<p>共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身共に健全な青少年の育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用等に関する業務</li> <li>・青少年教育・研修事業の実施</li> <li>・施設設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他上記に付帯する業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	16	15	15	15	15
	プロパー職員	12	11	10	10	10
	県派遣職員	4	4	4	4	4
	県OB職員	0	0	1	1	1
	非常勤	4	4	4	6	4
	県OB職員	0	0	0	0	0
	その他	4	4	4	6	4
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	20	19	19	21	19

## (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	296	270	295	292	292
	年間利用者数	45,036	43,961	44,076	45,281	42,968
	利用料収入 (指定管理者収受額)	5,655,130	5,424,830	5,668,050	5,562,760	5,199,410

## (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収支状況	指定管理料	101,980,000	103,628,000	106,519,000	105,486,019	106,457,364
	利用料収入	5,655,130	5,424,830	5,668,050	5,562,760	5,199,410
	指定事業等収入	370,630	457,320	359,740	346,060	476,865
	その他(食堂等)	25,396,556	25,206,495	25,768,326	25,194,126	24,322,074
	本部繰入金(自主事業)	4,362,000	1,644,465	1,477,923	4,260,000	3,871,000
	自主事業収入	0	481,417	469,200	441,371	464,550
	収入合計	137,764,316	136,842,527	140,262,239	141,290,336	140,791,263
	人件費(給与等)	72,983,033	69,054,225	71,553,781	69,579,050	69,036,553
	事業費	26,846,479	26,646,150	27,243,087	26,886,200	26,167,792
	管理費	37,448,425	30,011,474	31,909,001	30,702,182	31,299,897
	租税公課等	4,827,050	5,524,338	5,724,302	4,818,613	6,463,272
	自主事業費	0	2,125,882	1,947,123	4,450,287	3,774,810
	支出合計	142,104,987	133,362,069	138,377,294	136,436,332	136,742,324
収支差額	△ 4,340,671	3,480,458	1,884,945	4,854,004	4,048,939	

## 7 茨城県立白浜少年自然の家

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県立白浜少年自然の家
管理運営の基本方針	<p>少年自然の家は、共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身ともに健全で情操豊かな青少年の育成を図ることを目的として設置しており、学校や家庭では得がたい体験をさせることにより、知性、情操ともに豊かな教養人を育成することを目指して、次のような教育目標の達成に努めている。</p> <p>(1)自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬けんの念を育てる。  (2)集団宿泊生活を通じて、規律、共同、友愛、奉仕の精神を養う。  (3)野外活動を通じて、心身を鍛錬する。</p>
設置年月日	昭和54年1月1日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	<p>(特非) ひと・まちねっとわーく</p> <p>①公募  ②H28年4月から現在まで  ③H27年度以前の受託者名 (公財) 茨城県教育財団</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	行方市白浜 1466
施設の概要	敷地面積 120,731 m <sup>2</sup> 管理棟 813 m <sup>2</sup> , 食堂棟 674 m <sup>2</sup> , 宿泊棟 2,186 m <sup>2</sup> , 体育館 700 m <sup>2</sup> その他の主な施設等 創作棟 つどいの広場 いろりの家 野外炊飯場 (3ヶ所) 野外キャンプ場 冒険の森 (アスレチック遊具 10基) ウォークラリーコース オリエンテーリングコース 宿泊定員 320名
業務内容	<p>共同生活訓練及び各種の研修等を行うことにより、心身ともに健全な青少年の育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用等に関する業務</li> <li>・青少年教育及び研修事業に関する業務</li> <li>・施設設備の維持管理に関する業務</li> <li>・施設の利用料等の収受に関する業務</li> <li>・その他上記に附帯する業務</li> </ul>

## (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	11	11	12	13	12
	プロパー職員	6	8	9	9	7
	県派遣職員	4	0	0	0	0
	県OB職員	1	3	3	4	5
	非常勤	0	2	1	1	2
	県OB職員	0	1	1	1	1
	その他	0	1	0	0	1
	臨時職員	0	0	0	0	0
	合計	11	13	13	14	14

## (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	310	303	267	276	250
	年間利用者数	58,847	49,830	58,171	56,225	45,622
	利用料収入 (指定管理者収受額)	5,265,660	4,888,150	5,499,810	5,388,970	4,818,150

## (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収支状況	指定管理料	81,968,000	105,403,000	105,513,000	105,823,000	105,554,000
	利用料収入	5,265,660	4,888,150	5,499,810	5,388,970	4,818,150
	指定事業等収入等	169,720	223,994	757,200	1,114,910	2,376,540
	その他(利息等)	447,550	3,631	2,448,259	2,437,377	2,389,698
	収入合計	87,850,930	110,518,775	114,218,269	114,764,257	115,138,388
	人件費(給与等)	39,249,154	52,347,491	50,705,377	52,946,038	56,475,601
	管理費	39,405,770	47,717,850	49,883,319	48,383,514	46,026,674
	事業費	937,553	0	1,287,763	1,119,038	2,472,670
	自主事業費	0	123,117	863,037	1,404,522	1,084,038
	支出合計	79,592,477	100,188,458	102,739,496	103,853,112	106,058,983
	収支差額	8,258,453	10,330,317	11,478,773	10,911,145	9,079,405

## 8 茨城県立さしま少年自然の家

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県立さしま少年自然の家
管理運営の基本方針	<p>少年自然の家は、共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身ともに健全で情操豊かな青少年の育成を図ることを目的として設置しており、運営に当たっては、「明るい温かい楽しい施設づくり」を目標に、次の4点を運営方針として、その達成に努めている。</p> <p>(1)青少年教育機関の中核としての役割を自覚し、利用者のニーズに応えられるよう運営に努める。</p> <p>(2)利用団体の発達段階、目的に応じた活動が展開できるよう、活動内容の充実と弾力的運営を図る。</p> <p>(3)施設設備の保全管理に留意し、今あるもので何ができるか見直し、利用者の多様化に応じた条件整備を図る。</p> <p>(4)職員は、施設利用者の良き援助者としての資質を高めるための専門的分野の研修を一層高める。</p>
設置年月日	昭和 57 年 12 月 1 日
施設所管課	生涯学習課
指定管理者	<p>(公財)茨城県教育財団</p> <p>①公募</p> <p>②H18 年 4 月から現在まで</p> <p>③H17 年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5 年間)
施設所在地	猿島郡境町大字伏木 2095-3
施設の概要	<p>敷地面積 129,738 m<sup>2</sup></p> <p>管理棟 2,260 m<sup>2</sup>, 生活棟 2,762 m<sup>2</sup>, 工作館 282 m<sup>2</sup></p> <p>その他主な施設等</p> <p>プラネタリウム 天体観測室 プレイハウス</p> <p>オリエンテーリングコース 野外炊飯場 野外キャンプ場</p> <p>宿泊定員 300 名</p>

業務内容	<p>共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身ともに健全な青少年の育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用等に関する業務</li> <li>・ 青少年教育・研修事業の実施に関する業務</li> <li>・ 施設設備の維持管理に関する業務</li> <li>・ その他上記に附帯する業務</li> </ul>
------	--

### (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	10	9	11	11	11
	プロパー職員	6	4	5	5	5
	県派遣職員	4	4	4	4	4
	県OB職員	0	1	2	2	2
	非常勤	0	0	0	0	0
	県OB職員	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	臨時職員	0	1	0	0	0
	合計	10	10	11	11	11

### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	317	310	307	311	316
	年間利用者数	82,784	74,365	74,023	72,516	72,715
	利用料収入 (指定管理者収受額)	7,540,090	6,460,650	6,834,190	7,125,320	6,737,150



#### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	82,790,000	86,436,000	88,415,000	87,992,000	88,369,000
	利用料収入	7,540,090	6,460,650	6,834,190	7,125,320	6,737,150
	指定事業等収入	516,350	215,440	166,920	131,090	126,480
	その他	36,542	26,511	0	1,865	40,000
	本部繰入金（自主事業）	1,000,000	1,882,369	2,588,411	1,485,000	1,360,000
	自主事業収入	0	216,700	548,110	37,400	211,670
	<b>収入合計</b>	<b>91,882,982</b>	<b>95,237,670</b>	<b>98,552,631</b>	<b>96,772,675</b>	<b>96,844,300</b>
	人件費（給与等）	37,047,596	38,460,639	42,901,255	44,735,625	45,152,031
	事業費	1,479,350	1,047,862	1,275,820	1,084,698	948,540
	管理費	46,524,446	43,268,527	45,042,493	43,776,120	42,211,485
	租税公課等	3,237,845	3,073,251	3,432,100	2,789,489	4,169,219
	自主事業費	0	2,099,069	3,136,521	1,149,827	1,204,045
	<b>支出合計</b>	<b>88,289,237</b>	<b>87,949,348</b>	<b>95,788,189</b>	<b>93,535,759</b>	<b>93,685,320</b>
	<b>収支差額</b>	<b>3,593,745</b>	<b>7,288,322</b>	<b>2,764,442</b>	<b>3,236,916</b>	<b>3,158,980</b>

## 9 茨城県立歴史館

### (1) 施設の概要

施設名	茨城県立歴史館
管理運営の基本方針	<p>茨城県立歴史館は、「歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資すること」を目的として設置している。</p> <p>設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 歴史に関する資料の収集、保存、展示及び閲覧</p> <p>(2) 歴史に関する調査研究</p> <p>(3) 諸資料の編さん及び刊行</p> <p>(4) 講演会、講習会、研究会等の開催</p> <p>(5) 施設及び設備の供用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業</p>
設置年月日	昭和56年4月1日
施設所管課	文化課
指定管理者	<p>(公財)茨城県教育財団</p> <p>①非公募 (R3 から公募)</p> <p>②H18年4月から現在まで</p> <p>③H17年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	水戸市緑町2-1-15
施設の概要	<p>敷地面積 71,859.73 m<sup>2</sup></p> <p>建物面積 7,937.03 m<sup>2</sup></p> <p>(建物面積内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本館：展示室、講堂、管理・研究棟(鉄筋コンクリート造 4058.69 m<sup>2</sup>)</li> <li>・一橋徳川家記念室(鉄筋コンクリート造 548.51 m<sup>2</sup>)</li> <li>・考古収蔵庫(鉄骨造アスファルトシングル葺 476.40 m<sup>2</sup>)</li> <li>・旧水海道小学校本館(木造瓦葺 299.67 m<sup>2</sup>)〔県指定文化財〕</li> <li>・旧茂木家住宅(木造茅葺 142.20 m<sup>2</sup>)〔県指定文化財〕</li> <li>・旧水戸農業高等学校本館(木造瓦葺 397.49 m<sup>2</sup>)</li> <li>・茶室(無庵、双宜庵)(木造瓦葺 236.55 m<sup>2</sup>)</li> <li>・民俗収蔵庫(鉄骨造 862.56 m<sup>2</sup>)</li> <li>・文書整理保管庫(鉄骨造 551.85 m<sup>2</sup>)</li> <li>・その他 363.11 m<sup>2</sup></li> </ul>
業務内容	・歴史に関する資料の利用及び調査研究等に必要な事業の実施に関する

	<p>業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史に関する資料の調査・研究・収集・整理・保管事業，展示事業，教育普及事業，その他博物館として必要な事業の実施</li> <li>・茨城県立歴史館の利用の制限等に関する業務</li> <li>・茨城県立歴史館の使用の承認に関する業務</li> <li>・茨城県立歴史館の使用の承認の取消し等に関する業務</li> <li>・茨城県立歴史館の休館日等及び開館時間等の臨時の変更に関する業務</li> <li>・茨城県立歴史館の維持保全（教育委員会が必要と認める事項に限る。）に関する業務</li> <li>・茨城県立歴史館の管理上必要な業務</li> </ul>
--	--

## (2) 職員の状況

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	32	32	32	32	37
	プロパー職員	12	13	14	16	20
	県派遣職員	20	19	18	16	17
	県OB職員	0	0	0	0	0
	非常勤	15	15	15	17	16
	県OB職員	1	1	1	1	1
	その他	14	14	14	16	15
	臨時職員	7	7	7	7	6
	合計	54	54	54	56	59

## (3) 利用状況

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	300	295	288	296	299
	年間利用者数	96,948	91,088	89,082	92,046	77,181
	利用料収入 (指定管理者収受額)	8,609,200	8,663,900	11,350,230	3,555,060	7,229,960

#### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	303,322,704	321,085,000	333,773,118	347,588,000	365,596,000
	利用料収入	8,609,200	8,663,900	11,350,230	3,555,060	7,229,960
	売店収入等	5,567,734	5,797,076	7,190,664	3,381,324	8,939,077
	その他	3,601,000	3,849,000	4,414,000	0	3,904,000
	本部繰入金（自主事業）	540,000	6,043,649	4,187,530	12,909,000	3,515,000
	自主事業収入	3,987,651	685,916	0	20,350	170,012
	<b>収入合計</b>	<b>325,628,289</b>	<b>346,124,541</b>	<b>360,915,542</b>	<b>367,453,734</b>	<b>389,354,049</b>
	人件費（給与等）	121,831,579	118,787,988	125,109,360	134,909,193	152,512,985
	管理費	125,801,728	131,793,861	134,649,518	141,414,333	138,462,314
	展示事業費	39,914,076	40,748,630	47,104,188	34,558,699	41,896,038
	資料整備費	23,761,356	22,646,688	23,147,843	26,404,693	25,237,711
	租税公課等	0	9,492,639	10,008,749	8,808,911	14,223,138
	売店事業費等	4,001,074	4,041,150	5,278,011	4,043,740	7,555,925
	自主事業費	3,987,542	6,729,565	4,187,530	6,681,811	3,658,739
	<b>支出合計</b>	<b>319,297,355</b>	<b>334,240,521</b>	<b>349,485,199</b>	<b>356,821,380</b>	<b>383,546,850</b>
	<b>収支差額</b>	<b>6,330,934</b>	<b>11,884,020</b>	<b>11,430,343</b>	<b>10,632,354</b>	<b>5,807,199</b>

## 10 堀原運動公園

### (1) 施設の概要

施設名	堀原運動公園
管理運営の基本方針	<p>(1)基本方針 良質な緑地環境の保全，地域住民の憩いの場，子供たちの遊びの空間，緊急時の防災拠点及び避難場所の機能に加え，利用者が運動公園をスポーツ，健康の維持増進に活用できるとともに，各種スポーツ大会等を円滑に開催できるように管理運営を行うものとする。</p> <p>(2)運営方針 施設を有効に活用しながら，県民の多様なニーズに応えたサービスの提供，運動公園の利用促進を図るとともに，スポーツ普及や健康増進に関する各種事業を行うものとする。</p> <p>(3)維持管理方針 施設及び備品を清潔にかつその機能を正常に保持し，県民の快適かつ安全な利用を常に図るとともに，施設を大会等のニーズに対応できる水準に保持し，適正な管理と保守点検を行うものとする。</p>
設置年月日	昭和 32 年 6 月 1 日
施設所管課	保健体育課
指定管理者	<p>(公財) 茨城県体育協会</p> <p>①公募</p> <p>②H18 年 4 月から現在まで</p> <p>③H17 年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5 年間)
施設所在地	水戸市新原 2-11-1
施設の概要	<p>総面積 125,428 m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野球場 22,899 m<sup>2</sup></li> <li>・ 武道場 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)大道場 1,243 m<sup>2</sup></li> <li>(2)錬成道場 柔道場 581 m<sup>2</sup>・剣道場 563 m<sup>2</sup></li> <li>(3)弓道場 612 m<sup>2</sup> (近的 347 m<sup>2</sup>, 遠的 265 m<sup>2</sup>)</li> <li>(4)会議室 115 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>・ 競技場 19,200 m<sup>2</sup></li> <li>・ 自由広場 11,850 m<sup>2</sup></li> </ul>

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用の許可に関する業務</li> <li>・ 施設の許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務</li> <li>・ 施設の維持管理に関する業務</li> <li>・ 施設の利用の促進に関する業務</li> <li>・ スポーツの振興に必要な事業に関する業務</li> <li>・ 県が管理上必要と認める業務</li> </ul>
------	---

### (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	10	10	10	10	10
	プロパー職員	0	0	0	0	0
	県派遣職員	4	4	4	4	4
	県OB職員	1	0	0	0	0
	その他	5	6	6	6	6
	非常勤	0	0	0	0	0
	県OB職員	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	臨時職員	2	2	2	2	2
	合計	12	12	12	12	12

### (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	348	347	346	346	347
	年間利用者数	151,000	183,801	259,283	255,155	209,070
	利用料収入 (指定管理者収受額)	8,783,646	15,513,615	16,460,869	15,249,299	12,881,284

#### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	114,849,000	115,267,000	115,861,000	115,861,000	118,188,000
	利用料収入	8,783,646	15,513,615	16,460,869	15,249,299	12,881,284
	自主事業収入等	4,414,200	4,861,100	5,653,150	5,963,300	5,089,750
	その他	2,523,802	4,229,912	4,332,431	4,396,761	8,359,347
	<b>収入合計</b>	<b>130,570,648</b>	<b>139,871,627</b>	<b>142,307,450</b>	<b>141,470,360</b>	<b>144,518,381</b>
	人件費（給与等）	42,031,311	40,355,713	40,004,326	39,624,828	40,873,655
	光熱水費	12,921,073	13,019,632	12,932,868	13,763,277	12,415,065
	租税公課等	3,239,991	3,281,948	3,312,769	3,298,255	4,893,470
	自主事業費	4,332,127	4,814,599	5,607,526	5,663,516	4,808,756
	その他（事務費・修繕費等）	61,786,753	75,686,549	78,245,023	77,844,107	81,398,755
	<b>支出合計</b>	<b>124,311,255</b>	<b>137,158,441</b>	<b>140,102,512</b>	<b>140,193,983</b>	<b>144,389,701</b>
	<b>収支差額</b>	<b>6,259,393</b>	<b>2,713,186</b>	<b>2,204,938</b>	<b>1,276,377</b>	<b>128,680</b>

## 11 笠松運動公園

### (1) 施設の概要

施設名	笠松運動公園
管理運営の基本方針	<p>(1) 基本方針 良質な緑地環境の保全，地域住民の憩いの場，子供たちの遊びの空間，緊急時の防災拠点及び避難場所の機能に加え，利用者が運動公園をスポーツ，健康の維持増進に活用できるとともに，各種スポーツ大会等を円滑に開催できるように管理運営を行うものとする。</p> <p>(2) 運営方針 施設を有効に活用しながら，県民の多様なニーズに応えたサービスの提供，運動公園の利用促進を図るとともに，スポーツ普及や健康増進に関する各種事業を行うものとする。</p> <p>(3) 維持管理方針 施設及び備品を清潔にかつその機能を正常に保持し，県民の快適かつ安全な利用を常に図るとともに，施設を大会等のニーズに対応できる水準に保持し，適正な管理と保守点検を行うものとする。</p>
設置年月日	昭和49年12月1日
施設所管課	保健体育課
指定管理者	<p>(公財) 茨城県体育協会</p> <p>①公募</p> <p>②H18年4月から現在まで</p> <p>③H17年度以前の受託者名 同団体</p>
指定期間	H28.4.1～R3.3.31 (5年間)
施設所在地	ひたちなか市佐和 2197-28
施設の概要	<p>総面積 560,430 m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主陸上競技場 32,353 m<sup>2</sup></li> <li>・補助陸上競技場 20,490 m<sup>2</sup></li> <li>・投てき場 7,986 m<sup>2</sup>等</li> <li>・体育館 8,691 m<sup>2</sup></li> <li>・球技場 24,100 m<sup>2</sup></li> <li>・テニスコート 14,900 m<sup>2</sup></li> <li>・野球場 15,550 m<sup>2</sup></li> <li>・登はん競技場</li> <li>・屋内水泳プール兼アイススケート場 18,078 m<sup>2</sup></li> <li>・児童スポーツ広場 6,000 m<sup>2</sup></li> <li>・水の広場 10,222 m<sup>2</sup></li> </ul>



業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用の許可に関する業務</li> <li>・ 施設の許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務</li> <li>・ 施設の維持管理に関する業務</li> <li>・ 施設の利用の促進に関する業務</li> <li>・ スポーツの振興に必要な事業に関する業務</li> <li>・ 県が管理上必要と認める業務</li> </ul>
------	---

## (2) 職員の状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員の状況	常勤職員	13	13	14	15	15
	プロパー職員	0	1	1	1	0
	県派遣職員	7	6	6	6	6
	県OB職員	1	1	1	1	1
	その他	5	5	6	7	8
	非常勤	0	0	0	0	0
	県OB職員	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	臨時職員	9	9	7	5	5
	合計	22	22	21	20	20

## (3) 利用状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用状況	年間利用日数	350	349	348	346	348
	年間利用者数	772,510	547,019	422,411	625,941	700,530
	利用料収入 (指定管理者収受額)	105,384,101	108,492,960	111,852,128	113,241,114	91,036,569

#### (4) 収支状況

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	337,041,000	353,190,000	354,350,000	362,413,000	362,413,000
	利用料収入	105,384,101	108,492,960	111,852,128	113,241,114	91,036,569
	自主事業収入等	17,502,900	15,665,000	16,064,600	16,798,100	10,092,600
	その他	20,742,731	13,934,510	14,391,282	14,928,156	14,923,064
	<b>収入合計</b>	<b>480,670,732</b>	<b>491,282,470</b>	<b>496,658,010</b>	<b>507,380,370</b>	<b>478,465,233</b>
	人件費（給与等）	53,588,616	49,687,180	52,641,697	52,581,235	54,053,310
	光熱水費	124,142,188	116,465,203	128,271,569	145,727,487	133,299,672
	租税公課等	4,505,887	4,276,424	4,263,382	4,043,867	8,046,497
	自主事業費	16,700,238	14,977,701	15,934,507	16,787,648	9,907,162
	その他（事務費・修繕費等）	277,699,420	302,727,262	292,666,057	288,228,379	272,611,255
	<b>支出合計</b>	<b>476,636,349</b>	<b>488,133,770</b>	<b>493,777,212</b>	<b>507,368,616</b>	<b>477,917,896</b>
	<b>収支差額</b>	<b>4,034,383</b>	<b>3,148,700</b>	<b>2,880,798</b>	<b>11,754</b>	<b>547,337</b>

## IV 各論としての監査の結果

### 第1 指定管理者の選定の公平性・公正性の確保について

#### 1 県職員の派遣を受けて指定事業を実施する団体

公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会は、茨城県から県職員の派遣を受けて、指定管理事業を実施している。

所管課である総務課，生涯学習課，文化課及び保健体育課は，次の規定を根拠として両団体への県職員の派遣は適正であるとしている。

#### ○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(職員の派遣)

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は，次に掲げる団体のうち，その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり，かつ，当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき，当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため，条例で定めるところにより，職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの
- 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

#### ○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（茨城県条例第55号）

(職員の派遣)

第2条 任命権者は，法第2条第1項各号に掲げる団体のうち，その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり，かつ，県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとの間の取決めにに基づき，当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため，職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

#### ○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（茨城県人事委員会規則第8号）

(条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体)

第2条 条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第1に掲げるものとする(次項に定める職員を除く。)

別表第1 (第2条)

(9) 公益財団法人茨城県教育財団

(24) 公益財団法人茨城県体育協会

教育委員会として、公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会への県職員を派遣することは可能であり、かつ、適正である。

しかし、指定管理者の募集に際して県職員の派遣を受けることを前提としての応募は、次の観点から妥当性を検証することが必要である。

- ①指定管理者として応募することの適正性
- ②指定管理事業に県職員を派遣する必要性
- ③応募者が少ないことへの対応策

## 2 指定管理者として応募することの適正性

指定管理者として応募する事業者は、受託者として選任された場合に、指定事業を実施するために必要な人材を自己の責任、自己の計算の下において確保する責務を負っている。また、次回の指定管理者に選任されなかった場合には、指定期間において正規職員として採用した従業員の雇用を守る責務を負っている。

これに対して、県職員の派遣を受けることが可能な両団体については、指定管理者に選任された事実をもって教育委員会から、必要な、また、経験ある県職員の派遣を受け、指定事業の実施が可能となるばかりでなく、次回において指定管理者に選任されなかった場合でも、県職員の派遣を受けないことにより人員の削減が可能となっている。すなわち、公益財団法人茨城県教育財団・公益財団法人茨城県体育協会以外の指定管理者と比較して、経営上負担するリスクが低い状況となっている。

### 【意見1】 (生涯学習課, 文化課, 保健体育課)

指定管理者の募集に際して、公平性・公正性を担保する必要があることから、県職員を派遣することが可能な公益財団法人茨城県教育財団・公益財団法人茨城県体育協会が応募してきた際の取扱いについては、改めて検討することが必要と考える。

### 3 指定管理事業に県職員を派遣することの必要性

所管課の説明は、両団体からの求めに応じ、県職員を派遣したものであるとしている。しかしながら、生涯学習センター5施設及び青少年教育施設3施設について、公益財団法人茨城県教育財団が受託した施設と公益財団法人茨城県教育財団以外の法人が受託した施設を比較しても、利用者の満足度調査の結果に明確な差異は認められない。

すなわち、施設の利用者の満足度は、県職員の派遣の有無には影響していないことが分かることから、県職員の派遣の在り方を改めて整理する必要がある。

#### 【指摘1】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課）

民間で代替可能な公の施設の管理に対しての県職員の派遣は、令和3年度から始まる指定管理期間（令和3年4月1日からの5年間又は3年間）内のできる限り早い時点において見直すことが必要である。

#### 【意見2】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課）

所管課は、公の施設の指定管理者となった公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会に対して、自己の責任，自己の計算の下で必要な人材の確保を求めなければならない。

#### 【参 考】

県職員の派遣を受けて指定管理者となっている施設は、次のとおりである。

施設名	指定管理者	所管課
水戸生涯学習センター	(公財)茨城県教育財団	生涯学習課
鹿行生涯学習センター	(公財)茨城県教育財団	生涯学習課
中央青年の家	(公財)茨城県教育財団	生涯学習課
さしま少年自然の家	(公財)茨城県教育財団	生涯学習課
歴史館	(公財)茨城県教育財団	文化課
堀原運動公園	(公財)茨城県体育協会	保健体育課
笠松運動公園	(公財)茨城県体育協会	保健体育課

#### 4 応募者が少ないことへの対応策

平成 27 年度及び令和 2 年度における指定管理者への応募状況は、次のとおりである。

施設名	平成 27 年度	令和 2 年度
水戸生涯学習センター	1 法人	1 法人
県北生涯学習センター	1 法人	1 法人
鹿行生涯学習センター	1 法人	1 法人
県南生涯学習センター	1 法人	1 法人
県西生涯学習センター	1 法人	2 法人
中央青年の家	2 法人	2 法人
白浜少年自然の家	2 法人	1 法人
さしま少年自然の家	2 法人	1 法人
歴史館	1 法人	1 法人
堀原運動公園	1 法人	1 法人
笠松運動公園	1 法人	1 法人

応募状況から次の状況となっていることがわかる。

- ①生涯学習課が所管する生涯学習センターについては、県西生涯学習センターのみ 2 法人が応募したが、他の生涯学習センターについては既存の受託者のみの応募となっていること。
- ②生涯学習課が所管する青少年教育施設については、中央青年の家以外については、既存の受託者のみが応募し、2 法人が応募した中央青年の家については、指定管理者が交代となったこと。
- ③文化課が所管する歴史館については、平成 27 年度までは非公募であったが、公募となった令和 2 年度は既存の受託者である公益財団法人茨城県教育財団のみの応募であったこと。
- ④保健体育課が所管する体育施設については、公益財団法人茨城県体育協会のみ応募であったこと。

このような応募状況から判断すると教育委員会が所管する指定管理施設については、応募者が少なく適正な競争原理が機能しているとはいえない状況となっている。

#### 【指摘 2】（生涯学習課，文化課，保健体育課）

教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者制度は、その募集面において適正な競争原理が十分に機能していない。

#### 【意見 3】（生涯学習課，文化課，保健体育課）

所管課にあっては、①指定管理者制度導入時の周知活動、②平成 20 年に生涯学習・社会教育関係者やその OB 約 350 名を巻き込んだ全県的な研究会である茨城県生涯学習・社

会教育研究会が設立され、平成 21 年にその活動部隊として「NPO 法人ひと・まちなつとわーく」が設立された事例などを参考にして、これからの指定管理者制度のあり方を考えて、応募者を増やす取組が必要であると考えている。

## 5 外郭団体（県出資団体等）を指定管理者として選定する場合の留意点

公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会は、県の外郭団体（出資団体等）に該当する。

外郭団体（出資団体等）は、指定管理者制度が導入される以前は、公の施設の管理運営を行っていた経緯があることから、他の民間団体と比較して優位性を有していることになる。したがって、指定管理者制度導入後においては、外郭団体（出資団体等）が応募者となった場合、他県の例を見るとより慎重な審議が実施されているのが通例となっている。

また、外郭団体（出資団体等）が県職員の派遣を受けて業務を実施している場合、県が外郭団体（出資団体等）を指定管理者として選定するということは、県が利害関係者を指定管理者として選定したことになることの意味を正しく認識しなければならない。

したがって、募集条件が外郭団体（出資団体等）にとって有利な条件が付されていないこと、また、選定過程において、より高い透明性・公平性等が担保されていなければならないのである。

現在の指定管理者への応募状況は、残念なことであるが極めて低レベルなものとなっている。

水戸生涯学習センターについては、県職員の派遣が可能な県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団以外の法人等の応募がない状況が続いている。これは、水戸生涯学習センターを、県生涯学習センターの中核的施設として位置付け、そのための指定事業を設定していることが要因と考えられる。

公募となった歴史館についても、水戸生涯学習センターと同様に県から職員の派遣を受けて、県と一体となって事業を遂行することが求められる公文書館業務を担っている。

また、県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県体育協会が指定管理者となっている体育施設については、受託したことによる想定外のリスク（新型コロナウイルス感染症、天災等による施設閉鎖リスク等）が公募条件で明示されておらず、説明会においても「協議する」趣旨の回答にとどまっているなど、純粋な民間法人であれば経営に与えるリスクを判断できず、応募を断念する要因となるものである。

このような県の姿勢が、民間法人が新規参入を考える際の阻害要件となっていると考える。

また、公益財団法人茨城県教育財団は、県から改革が求められている準精査団体に指定されており、県のホームページにおいて「令和2年度県出資団体等改革工程表の公表」が掲載されている法人である。

#### 【改革方針】

- 1 県派遣職員の見直し
  - ・ 自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。
- 2 指定管理事業における民間団体の参入検討
  - ・ 生涯学習センターや青少年教育施設など民間に任せることのできる部門については、積極的に民間団体の参入促進を図る。
- 3 生涯学習センターのあり方の検討
  - ・ 生涯学習センターについては、地域の特性や学習環境に応じた事業内容などそのあり方を検討する。
- 4 進行管理結果の公表
  - ・ 毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。

また、他県においても、外郭団体（出資団体等）を指定管理者とする場合には、審査や評価において特に厳密な運用を求めており、公募によらずに指定する場合には、当該外郭団体（出資団体等）が指定管理者となることで実際にどのような効果が期待できるのか、選定時に書面等で具体的に説明するとしているなど、特段の注意が払われているのである。

#### 【指摘3】（生涯学習課、文化課、保健体育課）

教育委員会は、指定管理者の応募条件の中に県の外郭団体（出資団体等）にのみ可能な条件が含まれていないか、改めて検証を行うべきである。

#### 【指摘4】（総務課、生涯学習課、文化課）

教育委員会は、改革工程表の早期達成を図るべき立場にあるので、県派遣職員の削減、民間団体の参入促進への取組などにより積極的に努めるべきであるにもかかわらず、それが不十分である。

#### 【意見4】（総務課、生涯学習課、文化課）

公益財団法人茨城県教育財団にとって、指定管理者の選定結果は、団体の運営に多大な影響を与えることから、教育委員会は、公益財団法人茨城県教育財団に対して、指定管理ありきではない法人運営の在り方について検討するように、適切な指導監督をすることが必要である。



## 第2 指定管理者募集条件である指定管理料について

### 1 指定管理料の変更

#### (1) 生涯学習課所管分の平成27年度と令和2年度との対比

生涯学習課が所管する各施設の5年間の指定管理料は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	平成27年度	令和2年度	増減額	増減割合(%)
水戸生涯学習センター	814,003,000	703,745,000	△110,258,000	△13.54
県北生涯学習センター	338,888,000	310,740,000	△28,148,000	△8.30
鹿行生涯学習センター	987,673,000	858,155,000	△129,518,000	△13.11
県南生涯学習センター	744,045,000	632,275,000	△111,770,000	△15.02
県西生涯学習センター	679,814,000	598,395,000	△81,419,000	△11.97
中央青年の家	665,634,000	397,173,000		
白浜少年自然の家	543,509,000	316,563,000		
さしま少年自然の家	579,133,000	346,665,000		

※ 中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家については、令和2年度の募集で指定期間が3年間になっている。これは、新学習指導要領が、小学校については令和2年4月、中学校については令和3年度、高等学校については令和4年度に実施されることから、青少年教育施設が担う役割を検討する期間を5年では長いと判断し、3年としたためである。

なお、青少年教育施設の指定管理料の年額ベースでの比較は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	平成27年度	令和2年度	増減額	増減割合(%)
中央青年の家	133,511,000	132,391,000	△1,120,000	△0.83
白浜少年自然の家	109,012,000	105,521,000	△3,491,000	△3.20
さしま少年自然の家	116,147,000	115,555,000	△592,000	△0.50

※ 平成27年度の金額は、指定期間の2年度以降の金額を計上している。(初年度で、5年間の指定管理料の端数調整を行っているため)

#### (2) 文化課所管分の平成27年度と令和2年度との対比

文化課が所管する施設の5年間の指定管理料は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	平成27年度	令和2年度	増減額	増減割合(%)
歴史館	1,682,470,000	2,459,462,000	776,992,000	46.18

### (3) 保健体育課所管分の平成27年度と令和2年度との対比

保健体育課が所管する施設の5年間の指定管理料は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	平成27年度	令和2年度	増減額	増減割合(%)
堀原運動公園	693,930,000	682,590,000	△11,340,000	△1.63
笠松運動公園	1,988,188,000	2,100,750,000	112,562,000	5.66

## 2 指定管理料の増減原因とその影響

所管課における指定管理料変更の主な原因は、次のとおりである。

### (1) 生涯学習センターについて

生涯学習センターについては、業務の見直し（市町村との役割分担）を行い、前回の募集時と比較して指定事業の数を減少させたことなどにより、5センター合計で1年あたり87,509千円（令和元年度当初予算との比較）を削減している。生涯教育予算を削減した結果が、指定事業数の減少、提案事業の廃止となって現れている。

#### ① 指定事業数の減少による影響

(単位：件)

No.	実施事業名	水戸		県北		鹿行		県南		県西	
		H27	R2	H27	R2	H27	R2	H27	R2	H27	R2
1	生涯学習情報の収集	3	2	2	1	2	1	2	1	2	1
2	生涯学習に関する相談	1		2	1	2	1	2	1	2	1
3	調査研究・学習プログラム	1		1		1				1	
	現代的課題解決		2		1		1		1		1
4	人材・団体育成	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1
5	大学・企業・NPO等との共同事業の推進	1		1		1		1		1	
	各関係機関との連携協働		1		1		1		1		1
6	生涯学習ボランティア推進事業(ヤングボランティアを含む)	1		1		1		1		1	
	ボランティア育成		2		2		2		2		2

7	大学・研究機関等との連携推進							2			
8	生涯学習機会の提供	4	2	5	2	4	2	4	2	5	2
9	男女共同参画調査研究・学習プログラム開発					1					
	女性教育，家庭教育等に関する学習機会の提供					5					
10	提案事業	1		1		1		1		1	
事業本数		15	10	15	9	20	9	15	9	15	9

※ 指定事業の大幅な削減，提案事業の廃止となった。この変更により，次の指定管理期間における利用者数は，減少することが見込まれる。

【意見5】（生涯学習課）

実施事業数の削減は，当然に利用者数の減少につながるものである。指定管理者の評価の指標の一つとして利用者数を利用しているが，利用者数を指定事業利用者数と自主事業利用者数などに分けて収集し，より適切な評価ができるよう検討されたい。

また，提案事業に対する変更は，次のとおりである。

項 目	平成 27 年度募集要項	令和 2 年度募集要項
主催事業の実施（具体的に取り組む事項）	<p>センターが主催する事業は，全県域を対象にした事業を除き，特別な指示がない限り各教育事務所管轄区域を対象に実施するものとする。</p> <p>(1) 指定事業 指定管理者は，生涯学習の振興に関する各種事業（別紙1）を実施すること。（当該事業については，県民大学講座受講料を除くほか，料金を徴収することができるのは，原材料等の実費相当額のみとする。）</p> <p>(2) 提案事業 指定管理者の創意工夫により施設の効用が最大限に発揮できるよ</p>	<p>センターが主催する事業は，県全域を対象にした事業を除き，特別な指示がない限り各教育事務所管轄区域を対象に実施するものとする。</p> <p>(1) 指定事業 指定管理者は，生涯学習の振興に関する各種事業（別紙1）を実施すること。（当該事業については，セカンドキャリア教育及び現代的課題対応講座の受講料を除くほか，料金を徴収することができるのは，原材料等の実費相当額のみとする。）</p>

	<p>う、募集要項の1管理運営の基本方針(2)に沿って、センターの地域性及び特色等を勘案し、より一層の効果が期待できる分野を提案事業として積極的に実施すること。</p> <p>(3) 自主事業</p> <p>センターの設置目的に沿って、より県民のニーズに応えられるよう、指定管理者の独自財源により自主事業を実施することができるものとする。</p>	<p>(2) 自主事業</p> <p>センターの設置目的に沿って、より県民のニーズに応えられるよう、指定管理者の独自財源により自主事業を実施することができるものとする。</p>
--	---	--

提案事業は、地域の実情に応じた事業、利用者の要望等により実施する事業等を指定管理者側から県に提案し、県の予算措置を受けて実施してきた事業であるが、教育委員会は令和2年度の募集時に提案事業を廃止した。

施設訪問時のヒアリングにおいて、今まで提案事業として実施してきた事業の中には利用者のニーズが高い事業もあることから、経営努力により事業資金を捻出し、今後は自主事業として実施する予定であるが、指定管理料も削減されていることから、その継続には厳しいものがあるとのことであった。

いずれの施設も公益法人又は特定非営利活動法人であることから、少しでも県民のニーズに応えられるよう提案事業を自主事業として継続できるよう対応策を模索するとしている。

**【意見6】（生涯学習課）**

指定管理者が非営利法人であることに起因して、提案事業を自主事業として実施しているが資金面から自ずと限界がある。各施設のおかれている地域的環境に柔軟に対応するためには、指定管理者の善意に依拠するだけでなく、総予算の枠内において、全県的に統一された事業のみでなく従来の提案事業も実施可能とすることを検討することが必要と考える。

**(2) 青少年教育施設について**

青少年教育施設3施設における指定管理事業については、大幅な業務見直しは実施されず、令和2年度における指定管理料（申請額）と同額となっている。

中央青年の家の5年間の収支状況を検討すると、期中における資金不足を本部会計からの繰入れにより回避しているが、最終的な収支はほぼ均衡した状況となっている。

ヒアリングのために中央青年の家を訪問したが、管理する施設の範囲が広く、また、老朽化している部分も多いことから、職員が複数の役割を担うことにより、修繕も極力外部に委託せずに自分たちで行っているとのことであった。

令和2年度における指定管理者選定の結果、中央青年の家については新たな指定管理者が選定されることになったが、引き続き安心・安全な施設管理の実施を期待するものである。

少年自然の家2施設についても大幅な業務見直しは実施されておらず、令和2年度における指定管理料（申請額）と同額となっている。

#### 【意見7】（生涯学習課）

中央青年の家は、指定管理者の地道な努力によって、表面的な美観は保たれているが、施設・設備の老朽化は顕著である。計画的な修繕はなされているが、給排水管などへの抜本的対応の遅れなどによる喫緊の修繕が必要となる可能性もあることから、指定管理者との連絡を密に行って必要な計画的修繕の見直しを実施されたい。

#### 【意見8】（生涯学習課）

中央青年の家の2段ベッドは、当初のスチール製から途中で木製に変更されているが、現在の一般的水準からはサイズも小さく、質感も著しく低い状態にある。また、宿泊室の照明も現在の水準からは暗いものとなっている。所管課にあっては、現地視察、実際の宿泊等を通じて実態の把握に努め、指定管理者と連携して利用者の視点からの設備更新について検討されたい。

### （3）歴史館について

歴史館については、令和2年度の募集時の指定管理料（5年間分）は、平成27年度の募集時よりも776,992,000円増額した2,459,462,000円となっている。

生涯学習課の所管である生涯学習施設、青少年教育施設の指定管理料が削減されている中で、大幅な増加額となっている。

これまで歴史館は非公募であり、県派遣職員の人件費（基本給等）は県から直接支給されていることから、その人件費を除いた額を指定管理料として募集時に提示してきた。今回、公募に変更したことに伴い、募集時の指定管理料については、県の外郭団体（出資団体等）以外の民間団体も想定し、県派遣職員の人件費相当額含める必要があることから、大幅な増額となったものである。（令和3年度からの指定管理者が公益財団法人茨城県教育財団に決定した場合には、人件費は除いて指定管理料を支払うこととなる。）

主な増加額の内訳は、公募に伴う人件費増 518,272 千円、維持管理経費増 39,875 千円、会計年度相当職員費増 44,730 千円、企画展等経費増 33,135 千円、環境整備費増 36,000 千円である。

#### **(4) 体育施設について**

堀原運動公園についての指定管理料の減額は、過去の実績に基づく委託料の減額、植栽管理費等の一括発注（業務エリアの統合）による管理費の減によるものである。

笠松運動公園についての指定管理料の増額は、再委託業務に係る労務単価の上昇による管理費の増加によるものである。

### 第3 募集時における利用料収入及び指定管理料に対する考え方の開示について

#### 1 指定管理者募集時の説明会における質問事項

指定管理者募集の説明会において、新型コロナウイルス感染症による利用料収入、指定管理料がどのようになるのかについての質問があり、所管課はこの質問に対して「新型コロナウイルス感染症の収束時期が不明確な現時点においては、令和3年度以降は当該感染症が収束し、平常運営が可能となる見込みで今回の公募を行っているため、管理運営費の積算にあたっては平常時における経費を積算の上、申請願います。そのため、当該感染症を起因とする利用料金の収入見込みや指定管理料の加算等を現段階で明示することはできません。」と回答している。

また、同様に新型コロナウイルス感染症に関連する質問に対しても「新型コロナウイルス感染症禍における指定管理業務については、新型コロナウイルス感染症における国や県の方針、ガイドライン等に沿った対応を十分に講じた上で、管理運営業務を実施していただきたく存じます。なお、前述に記載しているとおり、新型コロナウイルス感染症を含めたその他の不可抗力等により起因して発生した損害等については、その都度、指定管理者と協議してまいります。」と回答している。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況下にあつて、所管課の対応は「指定管理者と協議する」となっており、利用料収入及び指定管理料に対して何ら明確な保障が示されない回答となっている。

応募者が、指定管理者となった場合、施設の管理者として安全安心な施設の維持と安定した運営を求められることから、応募者としての疑問は当然のことであり、教育委員会の回答は当を得ないものとなっている。

一般的には、指定管理事業に係る業務を県が外部に発注した場合に要する管理運営に要する費用の想定額、利用料金と利用者数を想定して得られる利用料収入の想定額を算出しているはずである。したがって、新型コロナウイルス感染症等がこれらに与える要因は当然に把握できる状況にあると考える。

#### 【指摘5】（保健体育課）

利用料収入（利用料金）が施設運営に与える影響が大きい施設について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、天災等による施設破損等の指定管理者の不可抗力により施設の全部または一部の閉鎖等が想定される場合には、募集要項において利用料収入について最低保証額を設定するなど県の対応策を明示すべきである。

## 2 管理運営費，利用料の想定額の算定

一般的に，指定管理事業に係る業務を県が外部に発注した場合に要する管理運営に要する費用の想定額，利用料金と利用者数を想定して得られる利用料収入の想定額を算出しているはずである。

したがって，新型コロナウイルス感染症等がこれらに与える要因は当然に把握できる状況にあると考える。

島根県においては，「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」を作成し，ホームページにおいて公開している。

### ○島根県「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」からの抜粋

#### (2) 指定管理料

- ① 指定管理者が，施設の管理運営を行うために必要な経費について，指定管理業務の範囲、業務の要求水準、利用料金制の採用の有無等をもとに，指定期間中に県が指定管理者に支払う管理費用（以下「指定管理料」という。）の上限額を積算し，財政課の査定を受けて，公募額として示す。
- ② 指定管理料については，次の考え方により積算する。
  - 人件費：指定管理業務の範囲、要求水準などから，業務に要する人役を算定し，別途示す標準人件費単価により積算。
  - 事業費：実績を踏まえ，個別に積算。
  - 管理費：所要額を積算。施設維持管理費は，「施設保全の手引き」を踏まえて積算し，財政課要求前に管財課の審査を受ける。
- ③ 修繕費については次のとおりとする。（詳細省略）
- ④ 備品購入費は，指定管理料としては算定せず，必要性を双方協議のうえ県が予算措置する。
- ⑤ 施設損害賠償責任保険の保険料は指定管理料として積算する。
- ⑥ その他，必要に応じて財政課協議を行う。

保健体育課からは，人件費算出資料，人件費以外は実際の管理諸費の内容についての提出を受けたが，生涯学習課及び文化課からは過去の実績値のみの提供となっている。これは，指定管理料算出方法の基準が明確でないため，実績値を利用するにしても所管課ごとにその利用方法が違っているためと考える。

#### 【指摘6】（生涯学習課，文化課，保健体育課）

教育委員会として，指定管理料の算出方法の基準を明確にし，所管課間での統一された処理を実施すべきである。



**【意見 9】**（保健体育課）

教育委員会は、利用料収入が公の施設の管理運営に与える影響が大きい場合には、最低保証の想定利用料を設定すべきである。

**【意見 10】**（保健体育課）

教育委員会は、新型コロナウイルス感染症等の予期しない事態の発生による影響を受けて、施設全体の閉鎖或いは一部の閉鎖、指定事業の中止等がなされた場合、指定管理料の増減に対する基本的な考え方を明示すべきである。

#### 第4 茨城県立歴史館の指定管理事業としての妥当性

文化課が所管する歴史館については、従前は非公募となっていたが、令和2年度の募集から公募とされた。

歴史館に関する規定は、次のとおりである。

##### ○学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（茨城県条例第9号）

（博物館の設置）

第3条 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館を置く。

2 博物館の名称、目的及び位置は、次のとおりとする。

名 称	目 的	位 置
茨城県近代美術館	美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資すること。	水戸市千波町
茨城県陶芸美術館	陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資すること。	笠間市笠間
茨城県立歴史館	歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資すること。	水戸市緑町2丁目
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。	坂東市大崎

##### ○茨城県立歴史館管理規則（茨城県教育委員会規則第5号）

（事業）

第2条 歴史館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史に関する資料(以下「歴史資料」という。)の収集、保存、展示及び閲覧
- (2) 歴史に関する調査研究
- (3) 諸資料の編さん及び刊行
- (4) 講演会、講習会、研究会等の開催
- (5) 施設及び設備の供用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

歴史館は、茨城県の博物館では、指定管理者制度が導入された唯一の公の施設となっている。

また、茨城県立歴史館のホームページによると、その沿革は次のとおりである。

## 沿革

茨城県立歴史館は、昭和 48 年に職員組織が発足し、昭和 49 年 9 月 3 日に開館式を行いました。歴史館は、発足当時から次のふたつの機能を合わせ持つ施設として設計され、開館しました。

### 1 文書館としての機能

茨城県の歴史に係る資料を収集・整理・保存し、一般の利用者に提供する仕事です。文書館としての機能を持つ施設は一般に、「文書館」とか「公文書館」という名前が付けられていますが、茨城県では、「歴史館」という名前で発足いたしました。

現在では古文書や行政資料などを 30 万点以上収蔵し、閲覧室を通じて、一般に公開しています。

### 2 博物館としての機能

茨城県の歴史に関する各種資料を展示し、一般に公開する仕事です。開館以来、歴史・美術工芸・絵画・民俗・考古などの各部門にわたって、多彩な展示を行ってきました。

平成 4 年 10 月からは、それまでの部門別展示に加えて、本館 2 階で原始・古代から現代にいたる茨城県の歴史の流れを追う「歴史系総合展示」をオープンしました。

一橋徳川家から資料が大量に寄贈されたことにもない、昭和 62 年に一橋徳川家記念室が作られました。ここでは、一橋徳川家が所蔵していた数多くの美術・工芸品等を 6 つの分野に分けて、順次展示公開しています。

教育委員会が指定管理者制度を導入した公の施設の中で、他の施設と大きく異なる役割の一つが茨城県における公文書館としての役割を担っていることである。

茨城県立歴史館は、沿革のとおり県の公文書館としての機能を果たす一方、博物館としての機能を有する複合施設であり、これらの業務を一括して指定管理事業としているのである。

歴史館が、県の公文書館機能面で注目されることになった事案が発生した。所管課によると、その事案の概要は、次のとおりである。

## ○強制的な不妊手術が行われた旧優生保護法の問題が、平成 30 年に社会的に大きく取り上げられた時期での対応

### 1 歴史館における関連文書の確認状況の経緯

○平成 29 年 12 月

- ・共同通信社から旧優生手術等に関する文書のアンケート調査

- ・行政文書データベースでのいくつかのキーワード検索実施
- ・該当文書の存在確認できない旨回答

○平成 30 年 1 月

- ・「資料がないのは保存期間を経過したため廃棄（茨城、山梨など）」の新聞記事を見て、担当課である歴史館行政資料課が自主的に簿冊を手作業で再調査し、関連文書の存在を確認
- ・担当課は、調査を継続するも自主的判断によるものであることから、上司への報告はしていなかった

○平成 30 年 4 月

- ・全国障害者問題研究会茨城県支部が県保健福祉部に関連文書の存在を伝え、担当課である少子化対策課が歴史館に照会
- ・県保健福祉部が歴史館を訪れ、関連文書の存在を確認し、公表

2 課題と対応等

(1) 職員の意識改革

課題の重要性や速やかな対応の必要性について職員の認識不足，組織における情報共有の不足→社会的関心が高い問題などへの高い意識保持，組織内での情報共有の重要性の再認識を指導

(2) 歴史館の役割等の周知

歴史公文書等に対する県職員の理解不足及び歴史館と各部局の連携不足→歴史館の公文書館機能としての役割，収蔵文書等の周知，歴史公文書等に関する調査必要時の県の業務担当課と歴史館の連携強化の仕組みの確立

(3) 歴史館の文書検索機能の向上

歴史館の文書データベース情報の不足→検索機能の充実・強化

この事案から，歴史館の持つ1つの役割である公文書館機能が改めて注目されることになったのである。

公文書館機能については，令和2年度の募集要項及び業務仕様書においては，次のとおりの記載となっている。

○茨城県立歴史館指定管理者募集要項

3 指定管理者が行う業務

- (7) 歴史公文書等の収集，整理，保存，公開等に関する業務

○茨城県立歴史館指定管理業務仕様書

6 歴史公文書等の収集，整理，保存，公開等に関する業務（歴史公文書業務）

茨城県立歴史館の設置目的を達成するため，指定管理者は以下の各種事業を実施する。

なお、平成 26 年 4 月以降に作成された文書については、茨城県文書等整理保存規程等に基づく茨城県の歴史公文書等として保存期間経過後に歴史館に移管されるため、同規程に基づく歴史公文書等の移管施設として管理運営を実施する。

事業計画策定にあたっては、□内に記載してある令和元年度の歴史館事業実績の成果を参考とし、同等水準以上の成果をあげられるよう留意する。

(事業一覧)

項目	詳細
歴史公文書等の収集、整理、保存、公開事業	ア 県作成の行政文書や行政刊行物等の行政資料の収集等 イ 行政資料に係るデータベースの充実

ア 歴史公文書等の収集、整理、保存、公開等に関する事業

県が作成及び収受した行政文書や行政刊行物などの行政資料を収集、整理、保存、公開する。

なお、収集した行政文書等の取扱いにあたっては、特に個人情報の保護に留意することとし、厳格な秘密保持の体制を整える。

【(参考) 令和元年度の成果】

(ア) 非現用行政文書等の受入れ

令和元年度非現用文書定期収集 (総務部総務課)	1,048 箱
令和元年末・年度末非現用文書等収集 (教育庁他)	17 箱
行政刊行物、議会刊行物 (県行政情報センター)	238 点

(イ) 行政文書の選別

令和元年度定期移管文書第一次選別	1,030 箱
平成 28 年度定期移管文書第二次選別	303 箱

(ウ) 行政文書整理補修

平成 16～18 年度発生文書	1,229 点
-----------------	---------

(エ) 行政資料の公開

昭和 63 年度完結文書	1,772 点
行政刊行物	340 点
議会刊行物	128 点
行政資料	39 点

イ 行政資料に係るデータベースの充実

歴史館に保存されている行政文書のうち、データベースに資料内容のキーワードが未入力約 6 万点について、詳細な内容検索が行えるよう、データ入力作業を実施する。

- a 起案題名等のキーワードの抽出
- b データ入力作業

以上のように、令和2年度の茨城県教育委員会指定管理者募集に際しての指定業務の中にも「県が作成及び収受した行政文書や行政刊行物などの行政資料を収集、整理、保存、公開」が含まれているのである。

なお、所管課では、①歴史館は、文書館機能と博物館機能を併せ持つ複合施設として、公益財団法人茨城県教育財団が建設して県に寄付した経緯があるとし、また、②開館当初より公益財団法人茨城県教育財団が県から委託を受けて運営してきたことから、公益財団法人茨城県教育財団は、歴史公文書業務について十分に理解しているとしている。

公益財団法人茨城県教育財団には、過去の実績があることから、当然に事業計画書・収支予算書を作成することは可能である。しかしながら、非公募を公募へと募集方法を変更した理由には、公益財団法人茨城県教育財団以外の民間法人の新規参入を期待してのものと考える。この場合、新規参入者においても、実施する事業の内容等が詳細にわかり、事業計画書・収支予算書が作成できるよう適切な情報開示が必要である。

これに対して、所管課は、募集要項や仕様書に「学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例」、「茨城県立歴史館管理規則」、「茨城県立歴史館資料取扱要項」に基づき適正に業務を行うよう記載しているとしている。

既存の事業計画書・収支予算書が開示可能とのことであるが、条例、規則、要領、要項、仕様書に基づいて、既存の受託者と同等の事業計画書・収支予算書の作成が可能かと考えると、高いハードルとなっていると思われる。

公募にする以上は、新たな応募者が応募可能となるように前提条件の整備を図り、より多くの応募者の中から指定管理者を選定できるように配慮すべきである。応募者が既存の受託者である公益財団法人茨城県教育財団のみであった結果が、すべてを現している。

#### 【指摘7】（文化課）

歴史館の指定管理者の募集方法を非公募から公募に変更した以上、新規の応募者が参加できる環境整備を図ることが必要である。

#### 【意見11】（文化課）

指定管理者の募集方法を非公募から公募に変更したが、新たな応募者がいなかった結果を考慮すると、歴史館が持つ2つの機能（県の公文書館機能及び歴史に関する博物館機能）の分離を検討すべきである。

#### 【意見12】（文化課）

歴史館の博物館機能については、他の県立博物館（茨城県近代美術館、茨城県陶芸美術館及びミュージアムパーク茨城県自然博物館）と同様に県の直営方式が望ましいと考える。

また、県として保管すべき行政資料は、膨大であるがその大部分（約9割）は知事部局のものとなっている。

**【意見13】（文化課）**

県として保管すべき行政資料の割合を考慮すると、公文書館機能は知事部局が担うべきであるか、現在のまま教育委員会が担うべきであるのかを検討することが必要である。

## 第5 市町村との役割分担と連携・調整について

### 1 水戸生涯学習センターの機能について

水戸生涯学習センターは、国立教育政策研究所・社会教育実践研究センターの平成21年度・社会教育事業の開発・展開に関する調査研究事業「生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究報告書」において、「特徴的な事業を実施している施設の事例」の中で取り上げられている。

水戸生涯学習センターは、他の4生涯学習センターとは違って、県の中核的な役割を現在も担っているが、平成21年度の役割等については次のように記述されている。

水戸生涯学習センターは、①さまざまな生涯学習推進機能を備えた「総合型」のセンターであること、②指定管理者制度導入後は「総合型」の性格を維持しつつ、ポイントを学習機会の提供からコーディネート（連携やネットワーク形成）に移行を考えていること、③管理運営の方式が県直営から業務委託、そして指定管理者制度へと変更されてきたことにより、主催事業の内容にも影響を及ぼしていること、④教育庁、知事部局、教育財団等施設などで構成される生涯学習関連施設連絡会議が廃止されたこと、⑤指定管理者制度導入のための平成18年3月の改正では、市町村等との連携調整が事業から削除されたこと、⑥組織や職員体制が大幅に縮小されたこと、⑦特色ある事業として移動講座の実践を通じて市町村との連携の工夫を図っていること、⑧平成20年に生涯学習・社会教育関係者やそのOB約350名を巻き込んだ全県的な研究会である茨城県生涯学習・社会教育研究会が設立され、平成21年には、その活動部隊としてNPO法人ひと・まちなつとわーくが設立されたこと、⑨生涯学習センターの指定管理を行う財団とNPO法人は同じ事業実施主体であり、財団とNPO法人は競争相手の関係にあり、そのようなNPO法人とどのように連携して、広域学習圏の中核施設であり県中央センターである水戸生涯学習センターの事業が展開されるのか、今後の動きに注目したいことなどについて記載されている。

水戸生涯学習センターの「広域学習圏の中核施設であり県中央センターである」位置付けは、現在も当時と変わっていないと考えられる。

水戸生涯学習センターのみの指定事業は、①地域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む）、②現代的課題解決のための調査研究事業となっており、県立生涯学習センターの中核施設としての役割を担っている。しかしながら、市町村等との連携調整機能は、現在は担っていない。

### 2 市町村との連携調整について

教育委員会の文書保存期間との関係で、指定管理者制度導入時の募集要項、規則等を入力できないことから国立教育政策研究所・社会教育実践研究センターの調査研究報告書を参考しているが、特に注目した部分は、次のとおりである。



一方、指定管理者制度の導入は、県の中核施設がその役割を遂行する上で欠かせない「市町村との関係」を難しくするといわれる。センターの場合、制度の導入以前は「県と一体となって」生涯学習の推進にあたり、市町村への指導・助言の業務も行っていった。ところが、制度の導入にともなって、指導・助言の業務が県教育委員会に引きあげられ、管理規則からは「市町村との連携調整」が削除された。制度の導入は、指導・助言にとどまらず市町村との関係全体を希薄にする可能性をはらんでいた。そのため、センターでは、市町村に出向き、担当者等に対してモデル講座の紹介や自ら開発したプログラムの普及に努めているという。このような地道な努力が、指定管理者制度導入後も市町村との関係を維持させているのではないだろうか。

公益財団法人茨城県教育財団は、県の外郭団体（出資団体等）であり、また、公の施設の委託により施設の運営を担ってきた実績がある。したがって、指定管理者制度導入後においても、市町村との連携調整に困ることはなかった。しかし、新たな施設管理者となった特定非営利活動法人は、言わば新参者であり、市町村との面識もない状態からのスタートであった。

県の生涯学習施設を受託している特定非営利活動法人を訪問してヒアリングを実施した。

新規に指定管理者となった当初は、市町村の担当課を訪問しても、民間業者であることから会ってもらうこともままならず、また、会ってもらっても民間業者との連携調整は難しいと言われたり、多くの困難があったとのことであった。しかし、何回も地道に訪問活動を続けることにより、法人の名前と顔を覚えてもらうように努力を重ねたこと、実施した事業の実績等を理解していただくことによって、現在の良好な関係を形成することができたとの説明を受けた。

県が、指定管理者制度導入時に「市町村等との連携調整事業」を削除した理由は、民間法人が受託者となる可能性があることから「市町村等との連携調整事業」の実施は難しいとの考えによるものと推察できる。しかしながら、新規に民間法人が受託者となった場合、受託した民間法人の地道な努力の積み重ねにより市町村からの信認を得るまでに相当な期間を要することが、県民サービスの支障になるのではないだろうか。

新たな民間法人が受託者となった場合には、その公の施設の指定管理者を指導・監督する立場にある所管課は、市町村との連携調整がスムーズに進展するための諸施策を積極的に講じることが必要である。これを実践しないことは、県民サービスの向上にもつながらず、また、指定管理者制度の見えない参入障壁と言わざるを得ない。

#### 【指摘8】（生涯学習課）

市町村への指導・助言を担っている所管課は、民間法人が新たな指定管理者に選任された場合、シームレスに事業の移行ができるように指導機能を発揮して、新規の指定管理者が市町村との連携調整がスムーズにできるようにすることが必要である。

## 第6 指定管理の範囲について

### 1 水戸生涯学習センターの分館について

水戸生涯学習センターについては、指定事業を実施している茨城県三の丸庁舎3階のほかに、水戸市見和1-356-2に存する水戸生涯学習センター分館と称する建物の管理を受託している。

しかしながら、水戸生涯学習センター分館は、名称が水戸生涯学習センター分館となっているのみで、生涯学習に係る指定事業は全く実施されておらず、公益財団法人茨城県教育財団の他に教育関係団体の6団体が入居している建物にすぎない。

### 2 水戸生涯学習センター分館に対する指定管理料含む収支の状況

水戸生涯学習センターの収支の状況を再掲すると、次のとおりである。

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 支 状 況	指定管理料	118,640,772	117,898,000	120,074,000	115,826,000	115,826,000
	利用料収入	1,506,720	1,444,020	1,670,360	1,500,390	1,186,660
	指定事業等収入	2,441,300	2,322,630	2,417,240	2,639,280	1,993,140
	その他	0	0	0	0	78,512
	本部繰入金（自主事業）	0	2,253,246	841,310	3,314,000	2,061,683
	自主事業収入	0	3,763	0	154,411	1,059,317
	<b>収入合計</b>	<b>122,588,792</b>	<b>123,921,659</b>	<b>125,002,910</b>	<b>123,434,081</b>	<b>122,205,312</b>
	人件費（給与等）	60,638,806	54,505,659	55,303,540	49,577,863	55,793,696
	事業費	19,315,750	21,680,260	19,747,714	16,543,600	13,753,507
	管理費	35,618,080	37,416,945	39,373,081	38,965,538	38,729,826
	租税公課等	3,925,746	4,360,452	4,424,283	2,947,137	5,105,172
	自主事業費	0	2,257,009	841,310	2,818,838	2,190,648
	<b>支出合計</b>	<b>119,498,382</b>	<b>120,220,325</b>	<b>119,689,928</b>	<b>110,852,976</b>	<b>115,572,849</b>
<b>収支差額</b>	<b>3,090,410</b>	<b>3,701,334</b>	<b>5,312,982</b>	<b>12,581,105</b>	<b>6,632,463</b>	

所管課からは、分館の指定管理に係る指定管理者の費用の開示を受けたが、それに対応する指定管理料については提示されなかった。なお、水戸生涯学習センター分館の管理は、個々の業者に分割発注されており、公益財団法人茨城県教育財団はその手続きを実施しているのみである。

資料の提供が受けられていないことから分館の管理を受託することによる明確な収支差額は不明であるが、過去5年間の全体の収支差額が黒字を確保していることから、ある程度の収支差額の黒字を計上しているものと考えられる。

**【意見 14】**（生涯学習課）

施設ごと、事業ごとに所管課が設定した施設管理料を提示できないことは、脆弱な根拠により指定管理料を算出しているためと考えられることから、指定管理料の適切な積算が必要である。

**【指摘 9】**（生涯学習課）

水戸生涯学習センターの指定管理の範囲に含める合理的根拠がないにもかかわらず、離れた場所にある水戸生涯学習センター分館の管理（単純なビル管理業務）を含めた結果、公益財団法人茨城県教育財団の指定管理による収支差額の黒字を増加させており、適切な指定管理者制度の運営となっていない。

**【意見 15】**（生涯学習課）

水戸市見和 1-356-2 に存する建物に「水戸生涯学習センター分館」との名称を付することは、実態を反映しておらず不適切である。

## 第7 利用者1人当たりのコストについて

### 1 生涯学習センターごとの利用者1人当たりコスト

施設ごと、年度ごとの利用者1人当たりのコストは、以下のとおりである。

(単位：円)

施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
水戸生涯学習センター	指定管理料	118,640,772	117,898,000	120,074,000	115,826,000	115,826,000	588,264,772
	県直接支給人件費	47,926,742	48,750,959	50,510,876	51,111,277	50,573,971	248,873,825
	県負担額合計	166,567,514	166,648,959	170,584,876	166,937,277	166,399,971	837,138,597
	年間利用者数	35,990	55,963	55,023	54,233	43,909	245,118
	利用者1人当たりコスト	4,628	2,978	3,100	3,078	3,790	3,415
施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
鹿行生涯学習センター	指定管理料	155,780,000	159,145,000	161,541,000	162,317,000	165,816,000	804,599,000
	県直接支給人件費	35,826,061	35,737,547	36,298,279	36,036,307	35,675,251	179,573,445
	県負担額合計	191,606,061	194,882,547	197,839,279	198,353,307	201,491,251	984,172,445
	年間利用者数	85,536	62,009	88,859	103,628	84,493	424,525
	利用者1人当たりコスト	2,240	3,143	2,226	1,914	2,385	2,318
施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
県北生涯学習センター	指定管理料	66,588,000	66,776,000	67,976,000	67,976,000	67,976,000	337,292,000
	県直接支給人件費	0	0	0	0	0	0
	県負担額合計	66,588,000	66,776,000	67,976,000	67,976,000	67,976,000	337,292,000
	年間利用者数	67,083	65,548	59,968	64,012	52,304	308,915
	利用者1人当たりコスト	993	1,019	1,134	1,062	1,300	1,092
施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
県南生涯学習センター	指定管理料	138,413,793	150,934,773	153,247,139	149,040,000	145,156,000	736,791,705
	県直接支給人件費	0	0	0	0	0	0
	県負担額合計	138,413,793	150,934,773	153,247,139	149,040,000	145,156,000	736,791,705
	年間利用者数	167,038	239,275	160,431	148,363	151,932	867,039
	利用者1人当たりコスト	829	631	955	1,005	955	850
施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
県西生涯学習センター	指定管理料	132,617,000	133,878,000	136,359,000	136,359,000	136,359,000	675,572,000
	県直接支給人件費	0	0	0	0	0	0
	県負担額合計	132,617,000	133,878,000	136,359,000	136,359,000	136,359,000	675,572,000
	年間利用者数	168,927	170,112	170,847	171,423	122,687	803,996
	利用者1人当たりコスト	785	787	798	795	1,111	840

※ 県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団は、県職員の派遣を受けて指定管理事業を遂行しているため、他の指定管理者との比較性を担保するため、県が負担している人件費を計上して、利用者1人当たりコストを算出している。

また、年度ごとの変動を平準化して比較するため、施設ごとの5年間平均の利用者1人当たりコストを算出して結果は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	利用者1人当たりコスト	指定管理者
水戸生涯学習センター	3,415	茨城県教育財団
鹿行生涯学習センター	2,318	茨城県教育財団
県北生涯学習センター	1,092	茨城県教育財団以外
県南生涯学習センター	850	茨城県教育財団以外
県西生涯学習センター	840	茨城県教育財団以外

以上の資料からわかるように県の出資団体である公益財団法人茨城県教育財団が指定管理者となっている生涯学習センターのコストは、他の指定管理者と比較して著しく高いものとなっている。

**【指摘10】**（生涯学習課）

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。」が、県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団が指定管理者となっている生涯学習センターの運営コストが高いことから、経費の削減が必要である。

**【指摘11】**（総務課，生涯学習課）

県の外郭団体（出資団体等）ではない公益財団法人茨城県教育財団以外の法人が指定管理者となっている生涯学習センターは、県職員の派遣がなくても同様の指定事業を実施しており、公益財団法人茨城県教育財団に県の職員を派遣する必要性は低いと考える。

## 2 水戸生涯学習センターの利用者1人当たりコストが異常に高い理由の再考

水戸生涯学習センターの指定業務の中には、分館（水戸市見和1-356-2）の施設管理も含まれている。分館は、社会教育関係団体（茨城県教育財団、茨城県体育協会、茨城県高等学校体育連盟、茨城県退職公務員連盟、茨城県教育会、茨城県私学教育振興会、茨城県私立幼稚園認定こども園連合会）の事務室として使用されている施設である。なお、教育委員会では、これら社会教育関係団体に対して使用許可を与えていることから、入居団体は家賃相当額の全額免除を受け、実質の負担額は光熱水費となっている。

公益財団法人茨城県教育財団では、分館の施設管理業務を分離して、各専門業者等に再委託している。

分館に係る管理内容別の管理費は、次のとおりである。

（単位：円）

勘定科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委託料	4,432,569	5,158,691	5,136,233	5,881,595	6,225,635
光熱水費	3,238,441	2,759,223	2,648,591	3,099,363	3,270,684
燃料費	555,120	535,680	551,448	532,224	374,000
剪定料等手数料	867,050	804,080	663,364	1,294,068	556,940
修繕費	1,509,192	2,703,192	4,306,262	4,931,280	2,613,930
<b>合計</b>	<b>10,602,372</b>	<b>11,960,866</b>	<b>13,305,898</b>	<b>15,738,530</b>	<b>13,041,189</b>

以上のように水戸生涯学習センター分館の指定管理業務は、一般的なビル管理と同様な内容である。

なお、所管課に対しては、水戸生涯学習センター分館の管理費及びそれに対する指定管理料の開示を求めたが、指定管理料の提示はなされなかった。

仮に管理費の実費相当額が指定管理料としても、利用者1人当たりコストは264円下がる程度であり、生涯学習センター5施設の中では、利用者1人当たりコストが一番高いことに変わりはない。

### 【意見16】（生涯学習課）

水戸生涯学習センター分館では、生涯学習に関する事業は全く実施していないことから、水戸生涯学習センターの指定管理業務に含めることは適切でないとする。

### 【指摘12】（総務課、生涯学習課）

指定管理者制度を利用して、県の外郭団体（出資団体等）である公益財団法人茨城県教育財団に対する収支差額の黒字計上を容認し、もって法人部門の管理費の捻出に寄与している状況を見直すべきである。

## 第8 県派遣職員について

茨城県においては、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づいて「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」が制定されている。

また、「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」第2条第1項で「条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第1に掲げるものとする。」と規定され、別表第1において公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会が掲げられている。

したがって、教育委員会では、公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会に対して、県としての必要性、両団体からの要請等により、適法に県職員を派遣することができることとなっている。

各施設に対する県職員の派遣人数及び派遣職員に対する人件費の県負担額は、次のとおりである。

### 水戸生涯学習センター

(単位：人，円)

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	7	7	7	7	7	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	47,926,742	48,750,959	50,510,876	51,111,277	50,473,971	248,773,825

### 鹿行生涯学習センター

(単位：人，円)

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	6	6	6	6	6	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	35,826,061	35,737,547	36,298,279	36,036,307	35,675,251	179,573,445

### 中央青年の家

(単位：人，円)

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	4	4	4	4	4	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	28,042,064	28,565,950	25,888,409	25,033,746	25,458,715	132,988,884

### さしま少年自然の家

(単位：人，円)

項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	4	4	4	4	4	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	28,467,906	27,573,416	27,348,965	28,207,625	28,479,388	140,077,300

歴史館

(単位：人，円)

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	20	19	18	16	17	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	133,983,378	127,081,677	121,210,168	106,762,656	112,902,581	601,940,460

堀原運動公園

(単位：人，円)

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	4	4	4	4	4	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	22,654,745	23,140,646	22,977,932	22,995,348	23,606,160	115,374,831

笠松運動公園

(単位：人，円)

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
職員の状況	常勤職員						
	県派遣職員	7	6	6	6	6	
	県派遣職員に対する県負担人件費額	37,402,840	30,619,871	30,637,506	29,862,121	32,020,644	160,542,982

公益財団法人茨城県教育財団及び公益財団法人茨城県体育協会は、このように県からの職員の派遣を受けて指定管理者となっている。

なお、指定管理者となっている他の特定非営利活動法人等においては、当然のことであるが県職員の派遣を受けられず、事実受けていない。

指定管理者制度の趣旨は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。」にあるのである。したがって、指定管理者に対しての県職員を派遣することは、「民間の能力の活用」等の面からその必要性についての検討が必要と考える。

【指摘 13】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課）

教育委員会は、指定管理者となった県の外郭団体（出資団体等）への県職員の派遣の削減にスピード感をもって取り組むことが必要である。

【意見 17】（総務課，生涯学習課，文化課，保健体育課）

公の施設の管理に対する指定管理者となった事業者は、自己の責任、自己の計算の下で必要な人材を確保することが必要であり、県職員を派遣することが可能な公益財団法人茨城県教育財団・公益財団法人茨城県体育協会が応募してきた際の取扱いについては、改めて慎重に検討・整理をすることが必要と考える。



## 第9 利用者満足度調査について

### 1 利用者満足度調査の概要と実施結果

指定管理者となった法人に対しては、利用者満足度調査の実施が求められており、生涯学習センターに対する指定管理者募集要項では、次のように定められている。

#### (14) 評価の実施

指定管理者は、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、管理運営に関する自己評価を定期的に実施し、教育委員会に報告することとします。

利用者満足度調査は、指定管理者が運営する公の施設の利用者を対象に実施される施設の状況やサービスの質等に対する調査であるが、その実施によって施設利用者のニーズ等を把握することができることになる。

したがって、調査項目の設定、データの収集、収集されたデータの分析、課題・問題点の抽出、その改善策の作成、改善策の実施を通じて、利用者サービスの向上と施設運営の効率化を図るためのものと位置付けることができる。

利用者満足度調査は、その実施自体が目的ではなく、PDCA（Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善））の一環として実施し、業務品質の向上に結び付けなければならない。

利用者ニーズを的確に把握するためには、調査の実施時期、一定数以上の有効回答数の確保が必要である。回答件数が少ない場合は、調査結果の精度が低くなり、結果として調査の信頼性がなくなる。

(1) 水戸生涯学習センター

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足	37.0	33.0	55.0	19.0	34.0
	満足	49.0	51.0	44.0	78.0	66.0
	ふつう	14.0	15.0	0.0	0.0	0.0
	不満	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0
	大いに不満	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	74.0	57.0	61.0	48.0	46.0
	満足	24.0	35.0	39.0	52.0	54.0
	ふつう	2.0	8.0	0.0	0.0	0.0
	不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足	49.0	41.0	56.0	22.0	42.0
	満足	44.0	50.0	44.0	78.0	58.0
	ふつう	7.0	9.0	0.0	0.0	0.0
	不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	④プログラムの内容					
	大いに満足	88.0	91.0	93.0	89.0	86.0
	満足	11.0	9.0	7.0	11.0	12.0
	ふつう	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不満	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤施設全体						
大いに満足	62.0	56.0	66.0	45.0	52.0	
満足	32.0	36.0	34.0	54.0	48.0	
ふつう	6.0	8.0	0.0	0.0	0.0	
不満	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・すべての項目に対して「大いに満足」・「満足」の評価割合が非常に高く、指定事業を利用者の満足度を満たして運営していることを高く評価するものである。
- ・「サービス向上に向けた取組」，「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(2) 県北生涯学習センター

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	<b>①開館日・開館時間</b>					
	大いに満足	11.8	19.6	19.7	28.3	22.3
	満足	52.5	53.4	50.1	48.2	52.3
	ふつう	35.7	26.4	29.0	20.7	23.2
	不満	0.0	0.6	1.0	2.2	1.3
	大いに不満	0.0	0.0	0.2	0.6	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>②職員・スタッフの対応</b>					
	大いに満足	16.2	26.0	22.9	27.5	24.3
	満足	45.1	52.1	49.3	47.7	43.7
	ふつう	36.7	20.7	26.6	23.6	28.2
	不満	2.0	0.6	1.2	0.6	2.6
	大いに不満	0.0	0.6	0.0	0.6	1.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>③施設の清潔さ</b>					
	大いに満足	16.1	19.5	27.9	29.7	23.7
	満足	56.1	54.3	46.7	47.8	53.5
	ふつう	26.2	23.8	24.0	19.7	19.3
	不満	1.6	2.4	1.4	2.2	2.6
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>④プログラムの内容</b>					
	大いに満足	6.3	14.4	16.3	22.4	17.7
	満足	47.1	46.3	49.9	42.5	50.0
	ふつう	40.8	36.3	31.4	34.1	30.0
	不満	5.8	3.0	2.4	0.7	1.8
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>⑤施設全体</b>						
大いに満足	6.4	11.1	13.2	22.5	13.9	
満足	47.4	53.1	50.2	44.3	53.4	
ふつう	42.0	33.3	34.9	32.0	30.0	
不満	3.7	2.5	1.4	1.2	2.7	
大いに不満	0.5	0.0	0.3	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・全体的に「大いに満足」・「満足」の評価割合が高いことは評価できる。
- ・プログラムの内容に対する「ふつう」の評価割合が比較的高いことから、より利用者のニーズを把握し、プログラムに反映することが求められている。
- ・「サービス向上に向けた取組」、「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(3) 鹿行生涯学習センター

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足	28.7	33.1	18.9	22.0	25.0
	満足	25.5	40.5	32.2	27.0	30.0
	ふつう	45.8	26.4	48.2	49.0	44.0
	不満	0.0	0.0	0.7	1.0	1.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	57.6	36.7	25.3	36.0	35.0
	満足	24.1	44.1	51.7	42.0	44.0
	ふつう	17.8	19.2	22.5	21.0	21.0
	不満	0.5	0.0	0.5	1.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足	34.5	33.4	22.5	25.0	32.0
	満足	19.5	40.7	48.0	40.0	36.0
	ふつう	43.6	25.2	29.2	32.0	29.0
	不満	2.4	0.7	0.3	3.0	3.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	④プログラムの内容					
	大いに満足	49.6	43.9	21.6	26.0	32.0
	満足	27.0	41.8	43.5	41.0	36.0
	ふつう	23.4	14.3	34.9	32.0	32.0
	不満	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤施設全体						
大いに満足	26.3	34.2	26.7	35.0	36.0	
満足	34.7	45.6	51.2	48.0	43.0	
ふつう	34.7	18.6	21.6	16.0	20.0	
不満	4.3	1.6	0.5	1.0	1.0	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・全体的に「大いに満足」・「満足」の評価割合が高いことは評価できる。
- ・開館日・開館時間については「ふつう」の評価割合が高い。これは、生涯学習センターの中では、宿泊部門が併設されていることに起因するものと思われるが、対応に向けての工夫が必要と考える。
- ・「サービス向上に向けた取組」, 「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(4) 県南生涯学習センター

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足	20.0	17.0	19.0	13.6	14.0
	満足	53.0	55.0	51.0	42.7	44.1
	ふつう	23.0	27.0	29.0	41.4	38.1
	不満	4.0	1.0	1.0	1.7	3.2
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	40.0	42.0	39.0	16.7	19.6
	満足	48.0	46.0	49.0	46.8	45.5
	ふつう	11.0	12.0	12.0	35.7	33.6
	不満	1.0	0.0	0.0	0.8	1.3
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足	45.0	32.0	34.0	22.6	22.6
	満足	47.0	55.0	51.0	51.7	51.0
	ふつう	8.0	13.0	15.0	25.4	26.0
	不満	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	④プログラムの内容					
	大いに満足	50.0	40.0	25.0	14.5	16.4
	満足	43.0	50.0	49.0	44.3	43.8
	ふつう	0.0	0.0	25.0	39.5	36.2
	不満	6.0	8.0	1.0	1.5	2.9
	大いに不満	1.0	2.0	0.0	0.2	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤施設全体						
大いに満足	26.0	24.0	28.0	15.9	15.8	
満足	61.0	56.0	51.0	48.7	47.8	
ふつう	13.0	18.0	21.0	33.9	34.9	
不満	0.0	2.0	0.0	1.3	1.4	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・ 全体的に「大いに満足」・「満足」の評価割合が高いことは評価できる。
- ・ 最近の調査ではプログラムの内容に対する「ふつう」の評価割合が比較的高くなってきている傾向にあることから、より利用者のニーズを把握し、プログラムに反映することが求められている。
- ・ 「サービス向上に向けた取組」，「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(5) 県西生涯学習センター

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	<b>①開館日・開館時間</b>					
	大いに満足	16.4	16.8	16.5	16.6	18.6
	満足	40.8	40.6	49.2	49.9	47.0
	ふつう	41.8	41.6	33.2	33.2	34.0
	不満	1.0	1.0	1.1	0.3	0.4
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>②職員・スタッフの対応</b>					
	大いに満足	32.3	32.9	20.0	20.3	24.1
	満足	45.2	45.0	54.6	47.5	47.7
	ふつう	21.5	21.1	24.7	31.8	28.2
	不満	1.0	1.0	0.3	0.3	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>③施設の清潔さ</b>					
	大いに満足	35.2	35.9	22.6	23.0	28.7
	満足	41.4	40.5	56.8	49.3	43.0
	ふつう	23.4	23.6	20.2	26.1	26.9
	不満	0.0	0.0	0.3	1.3	1.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>④プログラムの内容</b>					
	大いに満足	47.1	49.3	22.0	20.6	21.9
	満足	38.1	38.2	49.6	47.0	42.3
	ふつう	13.3	11.3	27.5	32.1	35.8
	不満	1.5	1.2	0.8	0.3	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>⑤施設全体</b>						
大いに満足	25.6	23.8	13.3	13.3	15.5	
満足	55.2	58.2	49.7	48.5	48.8	
ふつう	18.2	17.0	35.5	36.6	34.8	
不満	1.0	1.0	1.4	1.3	0.9	
大いに不満	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・全体的に「大いに満足」・「満足」の評価割合が高いことは評価できる。
- ・最近の調査ではプログラムの内容に対する「ふつう」の評価割合が比較的高くなってきている傾向にあることから、より利用者のニーズを把握し、プログラムに反映することが求められている。
- ・「サービス向上に向けた取組」，「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(6) 中央青年の家

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	<b>①開館日・開館時間</b>					
	大いに満足	45.0	54.0	55.0	47.0	53.0
	満足	41.0	35.0	37.0	43.0	28.0
	ふつう	14.0	9.0	7.0	9.0	15.0
	不満	0.0	2.0	1.0	1.0	4.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>②職員・スタッフの対応</b>					
	大いに満足	69.0	76.0	65.0	68.0	60.0
	満足	30.0	22.0	29.0	27.0	32.0
	ふつう	1.0	2.0	6.0	4.0	8.0
	不満	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>③施設の清潔さ</b>					
	大いに満足	51.0	36.0	42.0	40.0	37.0
	満足	41.0	43.0	40.0	38.0	36.0
	ふつう	7.0	18.0	17.0	20.0	24.0
	不満	1.0	3.0	1.0	2.0	2.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>④プログラムの内容</b>					
	大いに満足	47.0	51.0	46.0	51.0	42.0
	満足	38.0	41.0	44.0	31.0	34.0
	ふつう	15.0	8.0	8.0	15.0	22.0
	不満	0.0	0.0	2.0	3.0	2.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>⑤施設全体</b>						
大いに満足	33.0	33.0	37.0	38.0	44.0	
満足	38.0	44.0	58.0	43.0	41.0	
ふつう	24.0	20.0	5.0	17.0	15.0	
不満	5.0	3.0	0.0	2.0	0.0	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・すべての項目に対して「大いに満足」・「満足」の評価割合が非常に高く、指定事業を利用者の満足度を満たして運営していることを高く評価するものである。
- ・「サービス向上に向けた取組」，「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(7) 白浜少年自然の家

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足	81.0	76.9	84.0	85.0	84.6
	満足	14.0	15.6	12.0	11.0	12.1
	ふつう	5.0	7.5	4.0	3.0	3.3
	不満	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	95.0	86.2	91.0	93.0	92.6
	満足	4.0	11.0	8.0	4.0	6.0
	ふつう	1.0	2.2	1.0	3.0	1.4
	不満	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足	72.0	69.6	76.0	81.0	77.2
	満足	21.0	23.8	18.0	14.0	16.1
	ふつう	7.0	6.0	6.0	4.0	6.7
	不満	0.0	0.6	0.0	1.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	④プログラムの内容					
	大いに満足	80.0	81.8	77.0	90.0	85.9
	満足	18.0	15.5	22.0	9.0	12.1
	ふつう	2.0	2.7	1.0	1.0	2.0
	不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤施設全体						
大いに満足	82.0	80.7	90.0	93.0	92.6	
満足	14.0	16.6	9.0	6.0	4.0	
ふつう	4.0	2.7	1.0	1.0	3.4	
不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・すべての項目に対して「大いに満足」・「満足」の評価割合が非常に高く、指定事業を利用者の満足度を満たして運営していることを高く評価するものである。
- ・「サービス向上に向けた取組」、「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。



(8) さしま少年自然の家

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	<b>①開館日・開館時間</b>					
	大いに満足	56.5	63.7	68.1	65.2	70.2
	満足	33.6	29.4	23.3	27.4	25.8
	ふつう	9.9	6.6	8.6	7.4	4.0
	不満	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>②職員・スタッフの対応</b>					
	大いに満足	77.2	73.3	76.8	75.9	77.0
	満足	17.2	24.1	20.3	19.8	17.8
	ふつう	5.3	2.6	2.9	4.3	5.2
	不満	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>③施設の清潔さ</b>					
	大いに満足	36.4	36.6	55.7	55.2	56.2
	満足	39.0	34.3	34.5	35.7	32.1
	ふつう	22.9	26.1	9.5	8.9	11.5
	不満	1.7	3.0	0.3	0.2	0.2
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>④プログラムの内容</b>					
	大いに満足	50.7	54.8	60.7	51.7	52.9
	満足	41.4	34.3	29.8	39.0	40.2
	ふつう	7.9	10.9	9.5	9.3	6.9
	不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>⑤施設全体</b>						
大いに満足	47.6	46.6	52.7	51.8	50.2	
満足	44.4	44.2	38.6	41.0	42.0	
ふつう	8.0	8.9	8.7	7.2	7.8	
不満	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	
大いに不満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・すべての項目に対して「大いに満足」・「満足」の評価割合が非常に高く、指定事業を利用者の満足度を満たして運営していることを高く評価するものである。
- ・「サービス向上に向けた取組」、「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

(9) 歴史館

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足					
	満足					
	ふつう					
	不満					
	大いに不満					
	計					
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	71.1	73.2	66.4		65.3
	満足	0.0	0.0	0.0		32.1
	ふつう	28.1	25.9	32.1		0.0
	不満	0.0	0.0	0.0		1.0
	大いに不満	0.8	0.9	1.5		1.6
	計	100.0	100.0	100.0		100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足					
	満足					
	ふつう					
	不満					
	大いに不満					
	計					
	④プログラムの内容					
	大いに満足	54.6	48.7	57.6	61.9	59.9
	満足	40.9	47.2	39.5	32.9	35.9
	ふつう	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不満	3.7	3.4	2.4	3.8	3.0
	大いに不満	0.8	0.7	0.5	1.4	1.2
	計	100	100	100	100	100.0
⑤施設全体						
大いに満足						
満足						
ふつう						
不満						
大いに不満						
計						

【所見】

- ・プログラムの内容について「大いに満足」・「満足」の評価割合が高いことは評価できる。
- ・「サービス向上に向けた取組」，「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は，適切に実施されている。

【意見18】（文化課）

歴史館における利用者満足度調査では，他の施設と比較して調査項目が少ないものとなっていることから，調査項目の充実が必要である。

(10) 堀原運動公園

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	①開館日・開館時間					
	大いに満足	16.0	24.0	25.0	23.0	28.0
	満足	30.0	39.0	39.0	38.0	35.0
	ふつう	53.0	27.0	28.0	32.0	31.0
	不満	0.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	大いに不満	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0
	未回答	0.0	7.0	4.0	4.0	2.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	②職員・スタッフの対応					
	大いに満足	22.0	22.0	28.0	22.0	23.0
	満足	33.0	40.0	36.0	33.0	35.0
	ふつう	42.0	28.0	31.0	38.0	36.0
	不満	2.0	1.0	1.0	3.0	3.0
	大いに不満	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	未回答	0.0	9.0	3.0	3.0	2.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	③施設の清潔さ					
	大いに満足	12.0	18.0	23.0	21.0	23.0
	満足	39.0	31.0	40.0	36.0	40.0
	ふつう	44.0	34.0	27.0	34.0	30.0
	不満	4.0	7.0	5.0	5.0	5.0
	大いに不満	1.0	3.0	2.0	1.0	1.0
	未回答	0.0	7.0	3.0	3.0	1.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	④プログラムの内容					
	大いに満足	29.0	18.0	28.0	21.0	26.0
	満足	29.0	38.0	38.0	38.0	38.0
	ふつう	37.0	29.0	25.0	33.0	32.0
不満	4.0	4.0	5.0	3.0	2.0	
大いに不満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
未回答	0.0	10.0	3.0	4.0	1.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
⑤施設全体						
大いに満足	7.0	17.0	22.0	18.0	23.0	
満足	24.0	35.0	39.0	37.0	36.0	
ふつう	66.0	32.0	30.0	38.0	37.0	
不満	2.0	4.0	3.0	3.0	1.0	
大いに不満	1.0	0.0	2.0	0.0	1.0	
未回答	0.0	12.0	4.0	4.0	2.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・全体的に「ふつう」の評価割合が高く、創意工夫が求められていると考える。
- ・「サービス向上に向けた取組」、「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。
- ・割合は低いですが、未回答（実際には無回答）を有効回答に含めないことが必要である。

【意見 19】（保健体育課）

一部の施設については茨城国体に合わせて改修が実施されたが、全体的に老朽化した施設が多く、改修・修繕等について計画的に実施する必要がある。

(11) 笠松運動公園

項目	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者満足度調査	<b>①開館日・開館時間</b>					
	大いに満足	21.0	33.0	37.0	32.0	21.0
	満足	45.0	30.0	36.0	25.0	17.0
	ふつう	28.0	17.0	16.0	18.0	8.0
	不満	6.0	1.0	1.0	3.0	4.0
	大いに不満	0.0	1.0	0.0	1.0	8.0
	未回答	0.0	18.0	10.0	21.0	42.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>②職員・スタッフの対応</b>					
	大いに満足	23.0	31.0	34.0	33.0	19.0
	満足	38.0	29.0	35.0	24.0	20.0
	ふつう	33.0	19.0	19.0	19.0	14.0
	不満	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	大いに不満	1.0	1.0	0.0	2.0	1.0
	未回答	0.0	18.0	10.0	20.0	44.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>③施設の清潔さ</b>					
	大いに満足	23.0	28.0	28.0	32.0	19.0
	満足	32.0	27.0	33.0	25.0	13.0
	ふつう	36.0	17.0	22.0	17.0	19.0
	不満	7.0	8.0	7.0	4.0	3.0
	大いに不満	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0
	未回答	0.0	18.0	9.0	21.0	44.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	<b>④プログラムの内容</b>					
	大いに満足	24.0	30.0	33.0	32.0	14.0
	満足	34.0	30.0	32.0	19.0	15.0
	ふつう	35.0	21.0	22.0	20.0	16.0
	不満	6.0	2.0	3.0	4.0	7.0
	大いに不満	1.0	0.0	0.0	1.0	5.0
未回答	0.0	17.0	10.0	24.0	43.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>⑤施設全体</b>						
大いに満足	24.0	31.0	29.0	35.0	14.0	
満足	35.0	25.0	34.0	20.0	15.0	
ふつう	35.0	22.0	24.0	17.0	19.0	
不満	6.0	3.0	3.0	4.0	4.0	
大いに不満	0.0	1.0	0.0	1.0	3.0	
未回答	0.0	18.0	10.0	23.0	45.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【所見】

- ・未回答（実際には無回答）を有効回答に含めており、かつ、その割合が高いことから適切な評価の実施の阻害要因となっている。
- ・「サービス向上に向けた取組」、「利用者満足度調査の結果及び対応状況」は、適切に実施されている。

【意見 20】（保健体育課）

未回答（実際には無回答）を有効回答としてカウントすることは、適切な評価に結びつかないことから、未回答（実際には無回答）については有効回答としないことが必要である。

【意見 21】（保健体育課）

アンケートの実施方法等を見直して、有効回答数を増やす方策について検討することが必要である。

## 2 利用者満足度調査のサンプル数について

### （1）アンケート調査のサンプル数

質問項目の全部に対して無回答の場合は、当然のことであるが無効な回答となる。しかし、質問項目の一部だけ無回答の場合の取扱いについては検討が必要である。

監査人は、一部の項目に対する無回答を有効回答に含めて評価することに対しては、否定的な立場にある。無回答が多い項目に対しては、アンケートの実施方法、設問に対する回答方法等の問題点を抽出し、次回の調査においては無回答を減少させるなど改善策を実施すべきと考える。

アンケートは、統計調査であることから、サンプル数が多いほどその精度は高くなる。一般的には、上下5%の誤差範囲で調査する際に必要なサンプル数は、母集団の人数ごとに以下のように変動するとされている。

母集団	必要サンプル数
100 人	80 人
1,000 人	278 人
10,000 人	370 人
100,000 人	383 人
1,000,000 人	384 人

利用者満足度調査の割合を算出する際のサンプル数は、次のとおりである。

### 満足度調査におけるサンプル数について

施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水戸生涯学習センター	41	465	394	282	261
県北生涯学習センター	202	170	645	322	239
鹿行生涯学習センター	415	430	554	414	314

県南生涯学習センター	132	137	140	914	690
県西生涯学習センター	488	428	640	396	306
中央青年の家	121	109	130	101	53
白浜少年自然の家	170	186	186	177	149
さしま少年自然の家	329	304	315	348	299
歴史館	856	368	795	290	599
堀原運動公園	116	752	562	676	688
笠松運動公園	124	290	253	186	189

※ 白浜少年自然の家 平成 27 年度は施設利用者及び事業参加者に対してアンケートを実施したが、平成 28 年度以降は宿泊利用団体を対象に、利用期間を通しての各項目の評価をしてもらっている。

※ さしま少年自然の家 利用団体に対してアンケートを実施している。

※ 笠松運動公園のアンケート結果において未回答（実際には無回答）の割合が高い理由及び未回答（実際には無回答）数を減少するための年度ごとの取り組みは、次のとおりである。

- ・アンケート調査の実施にあたっては、調査の案内掲示を行う等、サンプル数の確保に努めている。
- ・一方、近年では、いたずらに調査を回答する利用者が増えており、調査回収箱は職員目の届くところに設置する等をしているが、その対応に苦慮している。
- ・未回答数の減少のための対策については、これまで特段講じていないことから、次年度以降の実施にあたっては、全ての項目に回答するような文言をアンケート用紙に追記する等対策を検討したい。
- ・なお、「未回答」と回答したものの集計については、H27 以前はカウントを行っていなかったが、H28 以降は、調査をより実態に近い結果とするため、未回答の回答についても調査の集計対象とすることとしている。

## （２）母集団に対する必要サンプル数

母集団（年間利用者数）に対する必要サンプル数を充足しているか否かを 5 年間の平均値を使用して検討する。

その結果は、次のとおりである。

施設名	5年間平均のサンプル数	5年間平均の年間利用者数	必要サンプル数	必要サンプル数の充足
水戸生涯学習センター	288.6	49,024	382	×
県北生涯学習センター	315.6	61,783	382	×
鹿行生涯学習センター	425.4	84,905	383	○

県南生涯学習センター	402.6	173,408	384	○
県西生涯学習センター	451.6	160,799	384	○
中央青年の家	102.8	44,264	381	×
白浜少年自然の家	173.6	53,739	382	×
さしま少年自然の家	319.0	75,281	383	×
歴史館	581.6	89,269	383	○
堀原運動公園	558.8	211,662	384	○
笠松運動公園	208.4	613,682	384	×

※必要サンプル数は、許容誤差 5 %、信頼度 95 %、回答比率 50 %を想定している。

以上のように各施設の必要サンプル数は、各施設において 381 件から 384 件となっている。

**【意見 22】**（生涯学習課、文化課、保健体育課）

有効アンケートの回答件数が、必要サンプル数を充足するように利用者満足度調査を実施することが必要である。

各施設の「利用状況」では、「年間利用者数」として集計されている。しかしながら、実際の利用者は、宿泊部門の利用者、プログラムへの参加者数、施設のみ利用者数などに区分することができる。

利用者満足度調査の結果の精度を上げるためには、利用者の区分に応じた利用者数の集計が必要となる。

**【意見 23】**（生涯学習課）

利用者満足度調査の精度を上げるためには、宿泊部門を有する施設においては、宿泊施設利用者数、プログラム参加者数、一般施設の利用者数など必要に応じて集計単位を細分化してアンケートを実施すべきである。

## 第 10 管理運営状況の評価について

### 1 管理運営状況に対する評価の実施

管理状況に対する評価は、次のように実施されている。

水戸生涯学習センター（令和元年度）

評価項目	事業計画（管理指標）	実績（管理指標に対するコメント）	自己評価	所管課評価
維持管理	設備保守点検は、事業計画等に照らし適切か。	保守点検業者に業務を委託し、適切に管理した。	B	B
	整理整頓・清掃が行き届いているか。（建物・植栽等）	消防設備点検については、専門業者に業務を委託し実施した。 床ワックス塗布や窓ガラス清掃を専門業者に委託し実施した。 植栽については、専門業者に委託し剪定を行った。	B	B
	破損箇所の修繕は適切か。	協定書に従い、指定管理者で対応すべきものの修繕を行った。	B	B
施設運営	使用日数、使用時間等は守られているか。	条例等を遵守し、適切な運営を行った。	B	B
	予約・利用許可等、利用者への対応は平等・公正に行われているか。	細心の注意をはらって対応した。	B	B
	創意工夫により、魅力ある自主事業の実施等、施設の利用拡大やサービスの向上が図られているか。	事業全般について様々な広報媒体を活用した丁寧なPR活動を実施し、県政の重要な課題に対応するため将来を担う高校生を対象とした事業、児童が学校では体験できないような様々な体験活動の機会を設ける事業、市町村生涯学習関係職員を対象とした企画力の向上事業など、9本の自主事業を展開した。講座室貸出については、利用回数による特典の設定や案内テ	A	A



		ラン配布, HP掲載等実績向上に努めた。		
	利用者の要望を把握し, 運営に反映させ, 満足度を高めているか。	事業ごとにアンケートをとり, 利用者の要望等を把握し, 分析・評価・考察を行い, 次年度の全企画立案の参考とした。	A	A
運営体制	職員は適切に配置されているか。	適切に配置した。	B	B
	要望, 苦情等への対応は迅速かつ適切か。県へ報告しているか。	対応は職員間で共通認識を図りながら, 迅速, 適切に行い, 県の報告も速やかに行った。	B	B
	事故・災害等, 緊急時に備えた体制は確保されているか。	危機管理マニュアルを作成して, 緊急時の役割分担や必要とする対応事項を全職員に周知し, 緊急時に速やかな行動がとれる体制整備を図った。	B	B
	県, その他関係機関との連携は取れているか。	必要に応じて関係機関との連携は取れている。	B	B
利用状況	利用者数の状況は, 計画を達成できているか。	講座室利用については, 新型コロナウイルスにより, 利用者数は見込みを下回る結果となったが, 定員を超える申込がある講座もあった。	B	B
	施設の稼働率は, 事業計画に照らして適当な水準にあるか。	学習活動の場の提供サービス(講座室貸出)について見込みを下回る結果となった。	B	B
収支状況	収支計画が適正に執行されているか。	利用数については横ばいとなっている。収支については, 全体的に利用が減少したことと, 国・県と入居団体の減免団体の利用が増加したことによる。	B	C
	経費削減に向けた取り組みがされているか。	必要な経費については適切に支出し, その上で今期も経費削減に努めた。	B	C

- 【総合評価】・・・各評価項目及び施設の性格・特殊性を考慮した総合的な評価
- ・事業等について、テレビ、ラジオ、SNS（LINE、Facebook、Twitter等）を活用し、積極的に広報活動を実施している。
  - ・事業ごとのアンケートを丁寧に分析し、次年度の企画立案に役立てている。
  - ・新型コロナウイルス感染症への対応等の影響で、施設利用者数は、昨年度を下回る結果となった。
  - ・県域における生涯学習推進事業や調査研究・学習プログラム開発普及・事業など各生涯学習センターの中核となる役割を果たしている。
  - ・市町村・大学・企業・NPO等との連携・協働については、より一層の積極的な取組が必要である。
  - ・総合的に見ておおむね良好であると評価できる。

- ※ ・実績（管理指標に対するコメント）欄については、指定管理者が記入する。
- ・総合評価欄については、所管課が記入する。
  - ・自己評価、所管課評価欄について

評価	評価基準
A	事業計画を上回る成果があったもの
B	事業計画どおりの成果があったもの
C	事業計画を下回っており、改善努力が必要なもの

【意見 24】（生涯学習課、文化課、保健体育課）

「自己評価」と「所管課評価」で評価結果が違う場合、その評価結果がどのような要因に基づくものかを検証し、併せて、他の同種施設との比較検討を実施することによって、評価結果の有効性を高めることが必要である。

## 2 施設ごとの総合評価の比較

施設ごとの令和元年度の「管理運営状況の評価」における総合評価の結果は、次のとおりである。

施設名	総合評価
水戸生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等について、テレビ、ラジオ、SNS（LINE、Facebook、Twitter等）を活用し、積極的に広報活動を実施している。</li> <li>・事業ごとのアンケートを丁寧に分析し、次年度の企画立案に役立てている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応等の影響で、施設利用者数は、昨年度を下回る結果となった。</li> <li>・県域における生涯学習推進事業や調査研究・学習プログラム開発普及・事業など各生涯学習センターの中核となる役割を果たしている。</li> <li>・市町村・大学・企業・NPO等との連携・協働については、より一層の積極的な取組が必要である。</li> </ul> <p>総合的に見ておおむね良好であると評価できる。</p>
県北生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業として県北5市1町やNPOとの連携を密にし、連絡をこまめにとりながら事業を行っている。そのため、地域性が生かされた事業が行われている。また、WebページやSNSの活用・FM放送やミニコミ誌への投稿を積極的に行い、講座や講演会の情報を県民に知らせている。</li> <li>・放課後の子どもの居場所づくりを実施し、近隣の小学校との連携を積極的に行っている。</li> </ul> <p>以上のことから、総合的に見て、良好であると評価できる。</p>
鹿行生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の要望に応え、開館時間の弾力的な運用や休館日の臨時開館等を行い、サービスの向上に努めている。</li> <li>・「社会貢献活動に役立つスキルを高めるための事業」（提案）では、読み聞かせボランティア養成講座と発達障がい者サポーター養成講座を開講し、社会貢献促進に貢献した。</li> <li>・県民大学講座「剪定術を学ぼう」「じっくり読む源氏物語」では、300人以上の参加者があり、利用者のニーズに応えることができた。</li> <li>・施設面で要望が多かった、ポータブル型Wi-Fiを3台購入した。今後計画的に購入予定。</li> <li>・施設利用促進のために、Facebook、Twitterを広報活動に追加した。</li> </ul> <p>運営管理が適正に行われており、総合的に概ね良好であると評価できる。</p>
県南生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の要望に対して誠意を持った対応がうかがえる。利用するにあたって気持ちよく使えることが評価できる。職員の対応の良さが利用者に伝わり、結果として表れている。</li> <li>・「子どもの学びと遊び支援スキルアップ講座」実施で受講希望者が多く、抽選で決定したという状況からみても魅力ある講座になるよう工夫している。</li> <li>・台風19号の被災地支援の窓口となるなど地域と連携した取り組みが見られた。</li> </ul> <p>以上のことから、全体的な管理運営については概ね良好であると考えられる。</p>

<p>県西生涯学習センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートを前年度と比較すると、「不満・大いに不満」の数値が低くなっている。また、当該施設は、施設整備について自分たちの手でできることは経費をかけずに改修する努力をしている。</li> <li>・令和元年度は、10月の台風により生涯学習フェスティバルが中止となったことと、令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、講演会・県民大学講座が取り止めになったことなどから、前年度比約5万人利用者が少なくなっている。要因が自然災害・感染症であり、やむを得ないものである。これらの経験を、今後、危機管理にどう生かしていくかが重要となる。</li> <li>・当該施設は、外国人居住者が多いことや中心市街地が衰退していることなど、地域課題について地域住民や関係機関・団体等と連携し積極的に取り組んでいることは評価できる。</li> </ul>
<p>中央青年の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの要望やアンケート結果に迅速に対応して、設備や企画運営、サービス改善の面で工夫がみられた。また、熱中症対策として麦茶のサービスや熱中症チェッカーの活用などを行って、利用者の健康安全の維持につとめることができた。</li> <li>・照明器具のLED化をはかり、研修環境をより良くした。</li> <li>・「竜ヶ峰の春まつり」や「ぬく森まつり」などの事業は、子どもから高齢の方まで多くの方が参加し大変に好評を博した。</li> <li>・中期運営計画における年間利用者数目標を上回り、効率よい運営が行われた。</li> </ul>
<p>白浜少年自然の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の目的を達成できるように、急な変更や要望にも誠意をもって対応した。その結果、職員・スタッフ対応の満足度も「大いに満足」が92.6%をしめるなど、利用者から高い評価を受けている。</li> <li>・利用者が安心・安全に活動できるよう、施設設備の整備・保守や感染症予防対策を行っていた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のための受け入れ停止により利用者が減少したが、今後は、利用率向上に向けた取組が必要である。</li> </ul>

さしま少年 自然の家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査では、概ね昨年度並みに「大いに満足」「満足」と回答した割合が見られた。前年度寄せられた要望をもとに、さらに利用者に優しい施設運営を心掛けている。利用者へのアンケートを基に、入浴の完全男女別実施や食事に関する改善検討、施設の整備などを図っている。</li> <li>・学校教育との連携強化に熱心に取り組み、中でも中1ギャップ緩和に向けた小小連携宿泊学習が年々学校数が増加し成果を収めている。主催事業の抽選にもれた方を対象にしたキャンプを行い、参加の機会を増やしたり、定員超過した主催事業などは、可能な限り定員を増加させて対応したりするなど、弾力的運用に努め、利用者の要望に応じている。研修補助員2名も適宜事業において配置し、団体の活動支援を更に充実させた。</li> </ul>
歴史館	<p>管理運営状況については、自主事業として、「歴史館いちょうまつり」の開催、「いちょう並木ライトアップ」及び「プロジェクトンマッピング」の実施など、創意工夫による施設の利用拡大やサービス向上を図っており、施設の維持管理についても適正に行われている。</p> <p>また、利用状況については、年間利用者数そのものはコロナ禍の影響により、前年度より下回っているものの、利用料収入については、昨年度を大きく上回っている。</p> <p>このことから、県立歴史館の運営については、一定の成果を上げており、総合的に見て良好であると評価できる。</p>
堀原運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城国体（弓道）の競技会場として、適切な維持管理はもとより、他県からの来場者に対し、丁寧な受入れに努めていた。</li> <li>・一方、国体の開催で施設開放が一部制限される中、各種イベントの開催や大会の誘致に積極的に取り組んでおり、例年と同水準の施設利用者、利用料金収入を確保している。</li> </ul>
笠松運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年に開催された茨城国体のメイン会場として、維持管理・施設整備の面で万全の状態为国体を迎えることが出来た。</li> <li>・各種事業の実施についても、茨城国体により施設利用が制限される中、計画に基づき、多くの主催事業を実施しており、本県のスポーツの振興に寄与している。</li> </ul>

以上のように、【総合評価】の記載内容等については、担当者による差異が発現していると思われる。個別評価・総合評価に際しては、担当者の個性、主観等は極力排除されるべきである。

**【意見 25】**（生涯学習課，文化課，保健体育課）

「管理運営状況の評価」を実施する場合には，担当する者による評価結果の相違を極力排除できるように，具体的な評価基準等に基づいて実施すべきである。

**【意見 26】**（生涯学習課，保健体育課）

生涯学習施設，青少年教育施設及び運動公園のように指定管理の内容が同種の施設について「管理運営状況の評価」を実施する場合，複数の担当でチームを組成して同種の施設の評価を実施するなど実施方法を検討し，より客観的評価ができるように努められたい。

## 【参 考】

公の施設への訪問及び視察の実施日は、次のとおりである。

年月日	訪問施設名	視察実施者
令和2年11月20日	①堀原運動公園 ②歴史館 ③笠松運動公園	坂本(和)
令和2年11月21日	④さしま少年自然の家 ⑤県北生涯学習センター ⑥水戸生涯学習センター	
令和2年11月22日	⑦鹿行生涯学習センター ⑧県南生涯学習センター ⑨中央青年の家 ⑩県西生涯学習センター	

※ 白浜少年自然の家は、新型コロナウイルス感染症への対応の関係で、令和3年3月31日まで施設の利用を休止しているため、訪問・視察は実施していない。

※ 指定管理者を直接の監査対象とするものではないため、主に各施設に対する所管課の対応状況の確認、各施設における利用者の利用状況・運営に対する要望等の内容等について各施設につき1時間から2時間程度のヒアリング、必要に応じて施設の視察等を実施した。

令和2年度  
茨城県包括外部監査報告書

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和3年2月26日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重



## 目 次

<b>I 包括外部監査の概要</b> .....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間 .....	1
第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 .....	1
第4 監査の主な要点.....	2
第5 監査の主な手続.....	2
第6 監査の対象機関.....	2
第7 監査の実施期間.....	2
第8 監査従事者.....	3
第9 利害関係 .....	3
第10 その他.....	3
<b>II 監査の結果</b> .....	4
<b>III 各論としての監査の結果</b> .....	21
第1 今回の包括外部監査対象校に対する監査の結果 .....	21
1 貸付及び使用許可について .....	21
2 備品の管理について .....	31
3 リース取引について .....	40
4 工事及び物品調達事務について .....	50
5 薬品及び農薬等の管理について .....	55
6 図書管理について .....	63
7 生産物及び動物について .....	66
8 情報セキュリティについて .....	70
9 勤怠及び給与について.....	78
10 旅費（修学旅行，国際交流事業を含む。）の取扱いについて .....	82
11 学校評価について.....	85
12 私費会計について.....	90
(1) 学校指定用品について.....	103
(2) 学年費について.....	104
(3) 修学旅行について .....	107
(4) 国際交流事業について.....	110

13	往査の対象となった県立学校の概要 .....	111
第2	前回の包括外部監査対象校に対する監査の結果 .....	152
1	措置状況の現状に対する所管課の回答 .....	153
	(1) 教育庁総務課.....	153
	(2) 教育庁財務課.....	153
	(3) 教育庁高校教育課・教育庁特別支援教育課.....	155
	(4) 教育庁高校教育課 .....	159
2	前回の包括外部監査の対象校から抽出した往査対象校の状況について .....	163
	(1) 太田第一高等学校 .....	163
	(2) 土浦第一高等学校 .....	165
	(3) 勝田工業高等学校 .....	168
	(4) 水海道第一高等学校.....	171
	(5) つくば特別支援学校.....	173
3	前回の包括外部監査対象校から抽出した往査対象校の概要 .....	176

## I 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

### 第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間

#### 1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### 2 監査対象期間

令和元年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）。ただし、必要な範囲で過年度及び令和2年度についても監査対象とした。

#### 第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

「第1部から第3部に共通する事項」で触れたように、教育委員会が所掌する令和2年5月1日現在の県立学校数は、中学校6校、高等学校96校（分校1校を含む。）、中等教育学校2校、特別支援学校23校の合計127校となっている。

一般会計の予算・決算状況から教育費を検討すると次のとおりである。令和元年度の一般会計歳出決算における教育費は、270,562百万円であり一般会計歳出決算額の24.5%を占めている。また、令和2年度教育費予算の総額は、255,752百万円であり、県総予算の22.0%を占めており、県の歳出予算の最大の支出項目となっている。したがって、教育費が適正に執行されていることを確認することは重要である。

また、少子化の進展に伴い、年々減少していく生徒数を前提とした、茨城県の教育行政のあり方、方向性等については、県立学校への入学を考える生徒及び保護者、在校生及びその保護者のみならず広く県民が興味を寄せているところである。

茨城県における県立学校については、平成21年度包括外部監査で対象となって以降、包括外部監査の特定の事件（監査テーマ）とはなっていないことから、当時の措置状況が現在も守られ、また、時代の変化に対応してより適切なものになっているかについて検討することも必要と考える。

以上のことから、教育委員会における県立学校を特定の事件（監査テーマ）として選定した。

#### 第4 監査の主な要点

- ① 貸付及び使用許可が適切に実施されているか。
- ② 備品の管理が適切に実施されているか。
- ③ リース取引及びリース品の管理が適切に実施されているか。
- ④ 工事及び物品調達事務が適切に執行されているか。
- ⑤ 薬品（農薬を含む。）等の管理が適切に実施されているか。
- ⑥ 図書が適切に実施されているか。
- ⑦ 生産物及び動物の処理が適切に実施されているか。
- ⑧ 情報セキュリティの管理が適切に実施されているか。
- ⑨ 勤怠及び給与の事務が適切に執行されているか。
- ⑩ 旅費（修学旅行，国際交流事業を含む。）が適切に執行されているか。
- ⑪ 学校評価が適切に実施されているか。
- ⑫ 私費会計の管理・事務の執行が適切になされているか。

#### 第5 監査の主な手続

- ① 県立学校に関する諸規程等の閲覧
- ② 県立学校 25 校を訪問しての資料・文書の閲覧並びに状況確認
- ③ 所管課及び県立学校関係者に対するヒアリング
- ④ 前回包括外部監査対象とした公の施設の措置状況の現状についてのアンケート調査の実施
- ⑤ その他必要と認めた手続

#### 第6 監査の対象機関

教育庁及び県立学校

#### 第7 監査の実施期間

令和2年7月8日から令和3年2月26日まで

## 第8 監査従事者

### 1 包括外部監査人

資格等	氏名
税理士・公認会計士	坂本 和重

### 2 包括外部監査補助者

資格等	氏名
弁護士	白石 裕
税理士	水庭 清隆
税理士・公認会計士	坂本 祐輝
税理士・公認会計士	小川 哲
税理士	山口 烈

## 第9 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第10 その他

### 1 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

【指摘】 財務に関する事務の執行等において、合規性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適切でないこと）も含む。

【意見】 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

### 2 端数処理について

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

## II 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

<b>第3部 県立学校に係る財務事務の執行及び事業の管理について</b>	
<b>第1 今回の包括外部監査対象校に対する監査の結果</b>	
<b>1 貸付及び使用許可について</b>	<b>頁</b>
【意見1】(共通) 入札条件の地域要件Aについては、各県立学校において入札するのではなく、県立学校をいくつかのエリアに分けて、入札を実施すべきである。	23
【意見2】(共通) 自動販売機設置業者募集を実施する場合、同等な販売物(飲料)である場合、地域要件Aと地域要件Bの貸付料に一定以上の乖離が認められる場合には、次回 の応募時において地域要件Bについて想定最低貸付料を設定すべきと考える。	24
【意見3】(共通) 国においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41年法律第97号)第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業 者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置事項等を 定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定 している。 地元枠を設定する趣旨は理解できるところではあるが、自動販売機の設置契約 について地元枠を設定することの必要性を見直す時期にあると考える。	24
【意見4】(共通) 新型コロナウイルス感染症等の特殊な状況の発生により、県の判断に基づいて 一斉休校となった場合については、その貸与の前提が生徒の利用を主目的として いる場合、貸付料の減免策の可能性を検討すべきである。	26
【意見5】(共通) 使用許可の事業者に対する例外的措置は、新型コロナウイルス感染症への対応 によるものであり、十分な検討をする余裕がない中で実施されたものであるが、 使用許可を受けている事業者により減免対象期間が異なるという事態を招き、減 免額に有利・不利の状況を生じさせたことは、公平性・平等性の観点から問題が ある。今後は、担当者により解釈が異なる内容の事務連絡文書を発出することの ないように注意されたい。	29

<p><b>【意見6】（共通）</b></p> <p>使用料の減免措置の対象となった使用許可は、弁当・パン等の販売に限定されて許可されているものであり、春休み期間はそれらの販売はもともと想定されていない。また、春休み期間を登校日に指定した事実は教育委員会にはない。</p> <p>また、発出された文書は、学校の判断により3月31日までを期間とすることができるものとはなっていない。</p> <p>所管課は、「茨城県公有財産事務取扱規則で出先機関の長（学校長等）に委任されている。」としているが、学校長の責めに帰するものではない。</p> <p>今後は、緊急時、異常時等の正常時ではない環境下で文書を発出する場合、複数人でのチェックを実施するなど、より慎重な取扱いをすべきである。</p>	30
<p><b>【意見7】（共通）</b></p> <p>知事部局（総務部・管財課）から発出される文書による取扱いが、教育委員会が所管する県立学校に直接的に適用することが必ずしも適切ではない事案がある。そのような場合には、知事部局との調整を実施し、県立学校に該当するように修正してからの文書の発出に努められたい。</p>	30
<p><b>2 備品の管理について</b></p>	頁
<p><b>【指摘1】（銚田第二，水戸高等特別支援，太子清流）</b></p> <p>備品として管理されるべきものが、物品管理システムに登録されていないケースが確認された。その原因としては、①購入時期が不明である、②建物建築時に納入され建物と一体購入されている等であるが、当該品は現品確認や処分の手続の対象外となっており不適切である。これらのものについては、物品管理システムに登録し、備品としての管理を実施すべきである。</p>	33
<p><b>【指摘2】（石岡第一，鬼怒商業）</b></p> <p>標識（備品管理シール）が剥がれているもの、経年劣化により判読が困難になっているものが確認された。このような状態の標識を現品確認の際に発見した場合には、貼替えを実施すべきである。</p>	34
<p><b>【指摘3】（太子清流）</b></p> <p>毎年度行う現品確認は、特別の事情に該当する場合を除き、期限までに確実に行うことが必要であり、特別の事情の拡大解釈は行うべきではない。</p>	34
<p><b>【指摘4】（水戸工業）</b></p> <p>長期間使用していない備品や使用方法が不明な備品が確認された。これらのもので、利活用が可能と思われるものについては、茨城県行政情報ネットワーク等で他校と情報共有し、有効利用を図るべきである。明らかに利用の見込みが無い備品については、安全性及び設備の有効利用の観点から、適宜処分の決定を行い、棄却の処理を行うべきである。</p>	35

<p><b>【指摘5】（多賀）</b></p> <p>不用の決定を行い、処分を行った備品について、廃棄処分の疎明資料が確認できないものがあった。廃棄を確認するための書類は確実に保管するべきである。</p>	35
<p><b>【指摘6】（水戸農業）</b></p> <p>不用の決定及び棄却処分決議をせずに廃棄処分を実施した備品が確認された。処分に係る手続は適正に行うべきである。</p>	35
<p><b>【意見8】（太子清流，水戸高等特別支援）</b></p> <p>一括購入した備品について、その一部のみを更新する場合には、物品管理システム上は一部についての処分処理が不可能となっている。備品の一部について処分を可能とする等の仕組みが必要と考えられる。</p>	35
<p><b>【指摘7】（太田第一）</b></p> <p>美術工芸品等に該当する寄贈された絵画等を保有しているが、価格評価が不明として受入処理を実施していない。取扱方針に基づき価格評価を実施し、備品としての登録、作品管理票に記載される管理番号を記した帳票を貼付し、適切に管理しなければならない。なお、価格評価が自校でできない場合には、所管課と調整すべきである。</p>	38
<p><b>【指摘8】（太田第一）</b></p> <p>美術工芸品等については、備品として取扱うこととなっており、物品管理システムに登録する必要がある。また、現品確認の手続を所定の時期に実施しなければならない。</p>	38
<p><b>【指摘9】（多賀）</b></p> <p>美術工芸品及び骨董品に準ずるものに該当する美術工芸品等については、確実に作品管理票を作成し、管理することが必要である。</p>	39
<p><b>3 リース取引について</b></p>	<b>頁</b>
<p><b>【意見9】（共通）</b></p> <p>リースにより調達した物品は、リース期間が長期であり、リース期間における総支払額が5万円以上のものであっても物品管理システムに登録されない。このため、現品確認の対象外となり、事実上管理がされていない状況となっている。リースにより調達した物品についても備品に準じた管理を行うべきである。</p>	41
<p><b>【意見10】（共通）</b></p> <p>県立学校の職員が、PTA等における経理処理を担当して決算書を作成している現状を考慮すると、PTA等においては、正しい決算処理（県補助金収入の未入金計上、リース料及び維持管理費の計上）がなされていることを信じて依頼している。</p> <p>したがって、所管課においては、例年と違う対応が必要な場合には、県立学校の担当者の処理の統一が図られるように指導すべきである。</p>	48



<p><b>【意見 11】（共通）</b></p> <p>普通教室における空調設備についての対応が完了し、特別教室等への県費による空調設備を設置する場合には、現行の保護者へ負担を求める方式を再検討し、他の都道府県と同様に、教育環境の向上のために経常的に要する費用負担として、県費での負担を考えられたい。</p>	49
<p><b>4 工事及び物品調達事務について</b></p>	頁
<p><b>【意見 12】（共通）</b></p> <p>業者選定等については、その設定金額・指定業者がどのように決定されているか明確となるよう、統一的な基準を設けることを検討されたい。</p>	52
<p><b>【意見 13】（共通）</b></p> <p>「施設類型別管理に関する基本方針」においては、取組方針①点検・診断等の実施方針の中で、「各種点検等の結果を適切に集積し、建物ごとの長期保全計画の作成に反映させる。」とある。定期点検結果が長期保全計画にどのように反映されたかについて、学校側と情報を共有する体制を検討されたい。</p>	54
<p><b>【意見 14】（共通）</b></p> <p>校舎内外の営繕箇所の点検と日常の維持管理の実施については、その都度、状況を把握している担当者が確認しているとのことであったが、学校として、全校的な管理計画の下で適切な日常管理を実施されたい。</p>	54
<p><b>5 薬品及び農薬等の管理について</b></p>	頁
<p><b>【指摘 10】（共通）</b></p> <p>薬品の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書きの台帳では管理が困難になるのではないかとと思われるケースが見受けられた。薬品の管理簿による継続受払記録が徹底されていない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、管理簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時に必要な数量を調達する適正数量での発注が徹底されていることも重要である。</p> <p>薬品については、安全性の観点からも毒物及び劇物取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的に適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、各学校で定める薬品の取扱要領等の校内規程に則った薬品管理の徹底を図らなければならない。</p>	58
<p><b>【指摘 11】（石岡第一，鬼怒商業）</b></p> <p>保管棚に保管されている薬品について、実際は開封済であるが在庫量の記載が未開封の在庫量と同等の扱いとなっている薬品が見受けられた。棚卸時に計量等を実施するなど、実態に合致した管理が必要である。</p>	59

<p><b>【指摘 12】（共通）</b></p> <p>購入日が明確でない古い薬品については、担当者・管理者等の知識，裁量により取扱いに差が生ずる懸念があるため，適正かつ安全な管理体制の構築が必要である。</p>	59
<p><b>【指摘 13】（共通）</b></p> <p>古く，また不要な薬品については，速やかに廃棄処理を進めることが必要である。薬品の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより，定期的な廃棄薬品の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し，効率的に実施すべきである。</p>	59
<p><b>【指摘 14】（日立工業，水戸商業，海洋，石岡第一，水戸聾）</b></p> <p>薬品については，災害等の緊急事態に備えることを前提として，薬品の転倒による漏れや混合による発火，爆発を防ぐため，セパレート容器，間仕切り板などを利用して薬品の転倒防止措置をとるべきである。</p>	59
<p><b>【意見 15】（共通）</b></p> <p>保管棚に保管されている薬品には，使用期限がないとの認識のものがある。生徒が使用するものであることを前提として，適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p>	59
<p><b>【意見 16】（下館第一）</b></p> <p>酸素，水素，窒素，二酸化炭素のスプレー缶（箱入り）については，薬品ではないという認識のため，受払記録の対象外の在庫品となっており，ラックに入れられず，床に積まれている状態であった。保管場所には施錠がされているが，薬品と薬品以外の判断基準を明確にし，適正かつ安全に管理することが必要と考える。</p>	59
<p><b>【指摘 15】（共通）</b></p> <p>農薬の保管場所を視察すると，在庫数が多く，手書き台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。農薬の記録簿による継続受払記録が徹底されない場合には，あるべき残数量の把握ができなくなり，紛失してもその事実が発見できない。また，記録簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり，併せて，調達時には必要な数量を調達するという適正数量での発注が徹底されていることも重要である。</p> <p>農薬については，安全性の観点からも農薬取締法等に準じた管理が必要であり，適正な在庫量及び網羅的かつ適時に記録された受払記録の管理方法を構築し，統一性のある規程・基準等を設けるべきである。</p>	61

<p><b>【指摘 16】</b> (銚田第二)</p> <p>農薬の保管庫には農薬使用記録簿が備え付けられていたが、令和2年10月23日から記入を開始したものであった。これは、平成31年より適正農業規範【GAP(Good Agricultural Practice)】に取り組んだことにより、耕作単位ごとの農薬使用を重視して記録していたため、残量管理が不十分だったことが原因である。残量管理の徹底を図る必要がある。</p>	61
<p><b>【指摘 17】</b> (共通)</p> <p>古く、また不要な農薬については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。農薬の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄農薬の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。</p>	61
<p><b>【指摘 18】</b> (石岡第一)</p> <p>期限切れの農薬及び廃棄予定の農薬について、危険物を含めて棚の中に無造作に保管されている状況が見受けられた。危険物に対する取扱いの認識が希薄であり、適正な管理体制とは言い難い状態である。担当者・管理者等による現場判断という現状を見直し、適切な管理体制を構築すべきである。</p>	62
<p><b>【指摘 19】</b> (石岡第一)</p> <p>農薬については、災害等の緊急事態に備えることを前提として、農薬の転倒による漏れや混合による発火、爆発を防ぐため、セパレート容器、間仕切り板などを利用して農薬の転倒防止措置をとるべきである。</p>	62
<p><b>【意見 17】</b> (共通)</p> <p>保管棚に保管されている農薬には、使用期限がないという認識のものがある。使用等に際しては、生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。</p>	62
<p><b>6 図書の管理について</b></p>	<b>頁</b>
<p><b>【意見 18】</b> (共通)</p> <p>図書館資料の選定に関しては、生徒の希望等に基づいた選定を実施している県立学校が多い。また、選定の基準について明文化している県立学校もあるが、明文化していない県立学校もあり、図書選定を行うための校内組織の整備状況も学校によって異なっている。</p> <p>図書館資料の選定を組織的・計画的に実施するために選定の基準を明文化すべきであり、また、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備すべきである。</p>	64
<p><b>【意見 19】</b> (共通)</p>	65

<p>図書館資料の定期的な現物確認については、①実施していない学校、②数年前に実施して以来実施していない学校、③毎年実施している学校があり、県立学校間において管理状況に大きな違いがあることが判明した。</p> <p>図書館資料は、学校図書館の重要な資産であり、現物の有無の調査、紛失に伴う処理等を適時、適切に実施するため、図書館資料の現物確認を定期的に行うべきである。</p>	
<p><b>【意見 20】（共通）</b></p> <p>図書館資料の廃棄の基準に関しては、①明文化している学校、②明文化していない学校がある。また、廃棄の基準を定めていても定期的な図書館資料の廃棄を実施していない学校もあり、図書館資料の廃棄の状況に関しては、県立学校間において大きな違いがあることが判明した。</p> <p>図書館資料の廃棄の基準を明文化し、また、廃棄の基準には図書館資料の廃棄の頻度等を明文化することによって、図書館資料の廃棄を組織的・計画的に実施すべきである。また、図書館資料の廃棄の基準を明文化している県立学校にあっては、定期的な図書資料の廃棄を実施していない場合にはその運用を徹底すべきである。</p>	65
<p><b>7 生産物及び動物について</b></p>	頁
<p><b>【意見 21】（共通）</b></p> <p>生産物を保有する県立学校における生産物出納カードの記載は、生産と売却が同日、同数量となっていることから、売却の際に生産物引継票が起票されている可能性がある。生産物については、生産等の事実が発生した都度記録すべきである。</p>	67
<p><b>【意見 22】（共通）</b></p> <p>生産物の直接売却承認願により売却されている場合は、生産物出納カードの記載は生産と売却が同日、同数量で記載されることとなるが、それ以外の売却については生産日と売却日が異なることが通常である。また、年度末の残量も大半が0となっており、適切な管理ができていないとは考え難い。生産と処分は、あくまでも別の手続であり、滅失、盗難等の管理上も必要となるため、財務規則第 250 条第 3 項を拡大解釈することなく、厳密な手続がなされるべきである。</p>	68
<p><b>【意見 23】（共通）</b></p> <p>各校において、自家消費の計上は限定的である。生徒が実習に際して試食等したものについては、計上の必要はないと考えられるが、公金により生産されたものであり、売却が可能な生産物については公の財産となるため、その状況は厳密に記録されるべきである。</p>	68
<p><b>8 情報セキュリティについて</b></p>	頁

<p><b>【指摘 20】（共通）</b></p> <p>貸与 USB メモリの利用状況については、その利用目的・利用ケースを具体的に把握できるような記録が必要である。利用目的・利用ケースを把握することにより、USB メモリを利用しなくてもすむ環境整備の検討材料とすることも必要である。</p> <p>また、利用状況の記録・管理の徹底を図る観点からも、貸与 USB メモリの員数管理を厳格に行い、定期的な棚卸照合を行うことも必要である。</p>	72
<p><b>【意見 24】（共通）</b></p> <p>利用状況をヒアリングしたところ、USB メモリの利用がないケースや利用件数が少ないケースが見受けられた。</p> <p>「校内ファイルサーバ」に保存されたデータへのアクセス制限が図られている状況下で、USB メモリを利用せざるを得ないケースは一定数あると想定される。</p> <p>個人 USB メモリの利用を徹底的に排除する観点から、貸与 USB メモリが許可されるケースについては、利用申請や許可の判断を速やかに実行することが必要である。</p>	72
<p><b>【指摘 21】（海洋）</b></p> <p>USB メモリに関しては、貸出管理簿等を作成し、貸出し及び返却の管理をすべきである。</p>	72
<p><b>【意見 25】（共通）</b></p> <p>USB メモリについては、暗号化機能があるものの使用を検討されたい。</p>	72
<p><b>【意見 26】（共通）</b></p> <p>データの保存場所については、学校別規程の中で、情報資産の重要度に応じた取扱いや保存場所を定めており、明確にされている。</p> <p>ただし、保存場所が複数あり、情報資産の重要度に応じてどこに保存すればよいかを正確に理解していなければならず、保存するデータの重要度分類を正しく理解したうえで、どのネットワーク上のどの保存場所であればデータ保存が許可されるのかを正しく判断する必要がある。データの重要度に応じて自動的に保存場所が指定されるわけではないため、データを扱う人の理解度や規範意識が重要となる。</p> <p>「ルール理解不足」、「重要性理解不足」、「ルールが難解でわかりづらい」、「周知不足」等によるルール不徹底が発生していないか、懸念される状況はないか再点検が必要と考える。</p>	72

<p><b>【指摘 22】（共通）</b></p> <p>リース契約終了後のパソコンや金額基準により備品とされないパソコン，廃棄予定によりネットワーク未接続のパソコンがある場合，ネットワークの接続の有無に関係なく，明確にその存在を把握し，管理対象とするための台帳を整備する必要がある。</p> <p>また，台帳に基づいて定期的な棚卸を実施し，情報機器に関する廃棄手続の漏れが生じないように留意する必要がある。</p>	73
<p><b>【意見 27】（共通）</b></p> <p>教員の ICT スキルの向上を促す研修を実施して，一部の教員に業務負担が偏らないようにしている。しかしながら，往査を実施した県立学校における情報管理者の理解度には大きなギャップがあることから，すべての教員間では更なるギャップがあると考ええる。</p> <p>教職員に対して ICT スキルを向上させるためには，現在の研修会の開催のみでは不十分であり，研修会受講後の個々人の理解度を的確に把握しなければならない。</p> <p>継続的な研修の実施とそれによる習熟度の確認方法を検討するとともに，費用対効果を考慮し，必要がある場合には外部の専門人材の活用も検討されたい。</p>	76
<p><b>【意見 28】（共通）</b></p> <p>教員が ICT 化対応を兼務しているが，本来の教育業務に支障をきたすことのないように配慮し，教員以外でも担当可能な業務については，学校職員の活用を検討されたい。</p>	77
<p><b>【指摘 23】（共通）</b></p> <p>情報資産の重要度，業務継続の確保の観点から踏まえて，バックアップの取得頻度，バックアップ媒体の保管方法，リカバリの訓練等も含めた具体的なバックアップ手順を定め，事故・災害等に対応できる体制を整える必要がある。</p> <p>また，サーバの設置場所について，保存するデータの重要度や業務継続の確保の観点から，施錠できる場所での設置や，耐震性のある専用ラック内に保管すること等も含めて検討する必要がある。</p>	77
<p><b>【指摘 24】（牛久栄進，鹿島特別支援）</b></p> <p>iPad，ルーター等に関しては，貸出数量が多いケースもあり，また，持ち運びが容易で，紛失の可能性のある情報機器である。現物管理を徹底するために，管理簿の作成や定期的な棚卸の実施が必要である。</p> <p>また，現物の保管についても，施錠できる場所での保管，鍵の管理の徹底が必要である。</p>	77
<p><b>9 勤怠及び給与について</b></p>	頁

<p><b>【意見 29】（共通）</b></p> <p>各県立学校においては、教員特殊業務従事簿における業務従事前（計画）、業務従事後（実績）は実施されている。また、併せて部活動の活動計画を利用した確認（職員室への掲示等含む）、同じ部活の顧問相互間での確認及び管理職による実績の確認など、各県立学校によって工夫し対応している状況も見られる。</p> <p>しかしながら、教員特殊業務における部活動の指導等が休日に行われ、必ずしも出張を伴うものではないことから、特殊業務従事の実績の確認についてはその実効性が確実に担保されていないのが現状である。</p> <p>特殊業務の実績時間を含め、教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握、管理できる方法を検討すべきである。</p>	79
<p><b>【指摘 25】（水戸商業）</b></p> <p>教職員が出勤しているにもかかわらず、「出勤表」に押印していない事例が発見された。「出勤表」は、教職員の出勤管理上重要な書類であり、また、勤務を基準とする手当の算定基礎となる書類であることから、「出勤表」の押印管理を徹底すべきである。</p>	81
<p><b>10 旅費（修学旅行、国際交流事業を含む。）の取扱いについて</b></p>	頁
<p><b>【指摘 26】（鬼怒商業）</b></p> <p>出張予定のキャンセルについては、出張復命書の欄に「雨天中止による日程変更のため出張なし」との記載をして書面保存している場合と書面作成は出張伺の段階までで教員自身が破棄している場合がある。出張伺のみの書面を確認することはできなかった。出張の取りやめについて統一性のある手続及び書類の保存方法を検討すべきである。</p>	82
<p><b>【意見 30】（共通）</b></p> <p>出張内容変更の場合は、変更項目を出張復命書に上書きして印刷保存している場合と、赤字等が出張復命書自体に訂正を記載している場合がある。変更訂正方法について統一性のある管理体制の構築を検討すべきである。</p>	83
<p><b>【意見 31】（日立工業、海洋、水戸聾）</b></p> <p>出張復命書について出張後数か月後に提出されている事例が見受けられた。また、これに伴い旅費の精算時期も遅れていた。出張復命書は、内容等の報告及び旅費精算の基礎となることから出張後速やかに提出し、事務（室）長の確認、校長及び教頭等の承認を受けるべきである。</p>	83

<p><b>【指摘 27】（共通）</b></p> <p>修学旅行の費用に関して生徒が負担する旅行代金と引率の教職員が負担する旅行代金に差異が見受けられた。引率の教職員に関しては、入場料が免除される施設があるなど合理的な理由による旅行代金の差異もあるが、宿泊料、企画料及びその他諸費用など合理的な理由が確認できない旅行代金の差異もあった。修学旅行の旅行代金に関しては、生徒と教職員の公平な負担の観点から、合理的な理由なく旅行代金に差異を設けるべきではない。また、合理的な理由によって生徒と教職員の旅行代金に差異を設ける場合であっても、修学旅行の旅行代金の透明性を確保する観点から、旅行代金の差異についてその理由を明確にした説明資料等を保存しておくべきである。</p>	84
<p><b>【指摘 28】（多賀）</b></p> <p>茨城県の基準では、修学旅行の旅行代金は一人当たり 110,000 円までとされているが、生徒の負担する旅行代金は 112,394 円と茨城県の基準を超過していた。県立学校としては、茨城県の基準の範囲内で修学旅行の旅行代金を設定すべきである。</p>	84
<p><b>【指摘 29】（共通）</b></p> <p>修学旅行の引率の教職員に関する修学旅行の旅行代金については、学年主任が引率の教職員から旅行代金を徴収し、事務室より旅行会社に支払いを行っている。引率の教職員に関する旅行代金と生徒が負担する旅行代金を比較すると、宿泊費等の教職員への請求額が県の旅費規程の上限額まで減額されるなど不適切な事例が見受けられており、是正が必要である。</p>	84
<p><b>【指摘 30】（鉾田第二）</b></p> <p>参加した教職員の旅費算定に誤りがあったものと、参加した教職員の旅費について、旅費支給を受けたにもかかわらず、実費徴収もれとなっているものがあった。実費徴収後に旅費を支給するよう統一すべきである。</p> <p>また、このような誤りが発生した原因としては、規定に基づく検査及び会計報告が行われていないことが一因とも考えられ、団体費の取り扱いに準じて適正に会計処理を行うことが必要である。</p>	84
<p><b>11 学校評価について</b></p>	頁
<p><b>【意見 32】（共通）</b></p> <p>教育委員会では、毎年度、すべての県立学校から「学校経営計画表」及び「自己評価表」のデータを収集し、過去 3 年間分のデータを教育委員会の Web ページで公開している。</p> <p>しかし、これらデータを必要とする者は、必要とする学校の Web ページからこれらデータの入手を検討する可能性が高い。</p> <p>また、各学校の Web ページで公表されている「学校経営計画表」・「自己評価</p>	89



表」は、複数年度を公表している学校、単年度のみ公表の学校もある。利用者の利便性を高めるためにも、統一することが望ましい。	
<p>【意見 33】（共通）</p> <p>学校によっては、「自己評価」のみ公表している学校と「学校関係者評価」も合わせて公表している学校があり、統一性がない状況となっている。</p> <p>「学校関係者評価」については、その実施と公表は努力義務となっている。しかしながら、「学校経営計画」、「自己評価」、「学校関係者評価」は、セットとして活用することにより、さらに情報価値が増すものである。「学校関係者評価」を実施している学校にあっては、その活用度、充実度を高め、公表に努められたい。</p>	89
<p>【意見 34】（共通）</p> <p>各学校の Web ページは、各学校において管理されているが、利用者の利便性を考慮することが必要であり、教育委員会として最低限 Web ページに掲載する事項を決めて公開すべき情報を統一することが必要と考える。</p>	89
<p>【意見 35】（共通）</p> <p>「学校関係者評価」のメンバーについては、保護者、学校評議員、地域住民などにより構成されていることを確認した。しかしながら、「学校関係者評価」の内容を検討すると、一部に必ずしも十分な資料、十分な時間等がない不十分な状況のもとで実施されたと推測される内容の事例があった。「学校評価」の目的に沿った「学校関係者評価」となるように、その実施方法について検討されたい。</p>	89
<b>12 私費会計について</b>	<b>頁</b>
<p>【意見 36】（共通）</p> <p>教育委員会として、「私費会計」のより体系的、実務的な基準、ガイドライン、マニュアル等を作成すべきである。</p>	101
<p>【意見 37】（共通）</p> <p>PTA 会計、後援会会計等の団体費会計において、公費での負担は難しいと思われるが、少なくとも PTA 会計、後援会会計等の団体費会計にその負担を求めるに相当な理由がないと思われる支出が含まれている。</p> <p>全ての県立学校の実態を教育委員会として把握し、かつ、内容を検討し、処理の統一を図ることを強く要望するものである。</p>	101
<p>【意見 38】（共通）</p> <p>他県においては、PTA 会計、後援会会計等の団体費会計の事務に従事するに際して、職務専念義務免除の手続を実施しているが、茨城県においては校務として位置付けており職務専念義務の免除手続は不要としている。</p> <p>教育公務員特例法第 17 条（兼職及び他の事業等の従事）第 3 項を根拠とするものと思料するが、その場合には兼業又は兼職に係る手続の実施が必要と考える。他の都道府県では、「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関</p>	102

<p>する事務取扱規程」の制定、通知の発出等により明確にしている例もある。茨城県においてもこれら規則等の制定による PTA 会計、後援会会計等の団体費会計の事務への従事を検討されたい。</p>	
<p><b>【意見 39】</b>（共通，所管課）</p> <p>預り金的性質を有する個人徴収金については、金額的が多額になること、内部統制が機能しにくい中で執務が行われていること等を考慮すると、極めて管理上のリスクが高い業務を校務として教職員に従事させていることになる。</p> <p>そのような観点から、各学校においては、その適正性を担保する手法を検討するとともに、所管課においては、適時的確に検査や指導ができる仕組みを構築すべきである。</p>	103
<p><b>【意見 40】</b>（共通，所管課）</p> <p>過去 5 年間で団体費関係の不適正処理 1 件（平成 30 年度）、学校徴収金の不適正流用 1 件（令和元年度）、学校徴収金の横領 1 件（令和元年度）が発生しており、所管課においては、その都度必要な指導を実施している。しかしながら、不祥事の未然防止の観点からは、事後的指導が実施されていても、その後も不祥事が発生していることから、その指導の効果が担保されていない状態となっている。</p> <p>各学校においては、不祥事は常に発生する可能性があるとの認識の下で、内部統制が機能するように組織体制を見直すとともに、所管課にあっては定期的な検査の実施を検討されたい。</p> <p>なお、「私費会計」ではないが、一般会計においても、教育委員会の財務事務関係の不祥事は、会計等不適正処理 1 件（平成 28 年度）、給与不適正受給 1 件（令和元年度）が発生していることから、所管課にあっては、公費・私費にかかわらず、これまで以上に指導の徹底を図られたい。</p>	103
<p><b>【意見 41】</b>（共通）</p> <p>制服・体操服等の学校指定用品については、指定業者について定期的な見直しを実施すべきである。</p>	104
<p><b>【意見 42】</b>（共通）</p> <p>学校指定用品については、消費税率のアップに呼応して価格の改定が実施されている。しかし、価格の妥当性については何らの検討も実施されていない状況にあることから、このような機会を利用して、業者の選定、価格の見直し等を実施することを検討されたい。</p>	104
<p><b>【指摘 31】</b>（共通）</p> <p>学校指定用品である制服・体操服等について、販売業者・製造業者との契約書等が作成されていない状況が見受けられている。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任という観点等からも選定過程資料及び契約書等の書面を保存することにより透明性を担保すべきである。</p>	104

<p><b>【指摘 32】（共通）</b></p> <p>前年度の学年費精算書における「翌年度繰越額」と当年度の学年費精算書の「前年度繰越額」に差額が生じている場合には、その差異が生じた理由を明示することが必要である。</p>	105
<p><b>【意見 43】（共通）</b></p> <p>各会計の決算書において、経費等の帰属年度が適正となっていない事例がある。現金主義に基づく会計処理による取引、出納閉鎖期間等の概念を引用した取引等があることによるものであるが、必要な基準を設定するなどにより適正な決算手続を実施できるように努められたい。</p>	105
<p><b>【指摘 33】（牛久栄進）</b></p> <p>会計監査報告について、監査委員の署名押印がないケースが見受けられた。監査委員により会計監査が実施された証左となるものであり、適時の押印が必要である。</p> <p>また、決算報告においては、会計監査報告年月日だけではなく、監査対象となった決算期間も記載されたい。</p>	105
<p><b>【意見 44】（共通）</b></p> <p>学年費については、個人別の決算書を作成しているケースが多く、一方で、支出に関する記帳は全体の金額で行われている。この場合、個人別に報告された金額の合計金額と全体の合計金額が一致することを確認することが必要となる。なお、個人別の決算書を作成するのは、履修する授業により教材費の金額が異なるため等の要因によるものである。</p> <p>進級すると前年度の繰越金が引き継がれることになるが、学年費の担当者も、学年ごとに代わることもあるため、引継が適切に行われているか、また、卒業年度での精算は適切に行われているかを確認する必要がある。</p> <p>個人別の決算が必要であるとすれば、集計が適切に行えるような集計様式やソフト等の支援による管理体制の構築を検討されたい。</p>	105
<p><b>【指摘 34】（水戸農業、鉾田第二）</b></p> <p>生徒会費に繰入れられた学年費の端数残金については、不正防止の観点から、担当教員が長期間現金保管せずに速やかに生徒会通帳に入金すべきである。</p>	106
<p><b>【指摘 35】（牛久栄進）</b></p> <p>各生徒の収入支出管理表及び会計帳簿について照合を実施したところ、金額や形式が異なる収入支出管理表及び会計帳簿が複数存在していた。収入支出管理表及び会計帳簿が複数存在している状況は、適正な管理体制とは言い難く、保護者への説明責任や透明性の観点から是正が必要である。</p>	106

<p><b>【指摘 36】</b> (鬼怒商業)</p> <p>転学者への返金について、交付する書面を手書きで作成している場合であっても、学校における書面の保存が必要である。</p>	106
<p><b>【指摘 37】</b> (鹿島特別支援)</p> <p>学年費について、年度末に残高を0円にするために、残金を教材費等の購入に充当する方法等に対応しているとのことであったが、書面等を確認することができなかった。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任の観点からも透明性のある明瞭で適正な処理が必要である。</p>	106
<p><b>【指摘 38】</b> (共通)</p> <p>修学旅行は、学校行事の一環として実施される研修旅行であり、当然のことであるが、旅行業者主催の旅行に生徒を参加させているのではない。</p> <p>修学旅行の見積書は学校が保管しており、保護者と旅行業者との間でなされる精算が、適正であるかの確認作業を実施する責務は学校側にある。</p> <p>旅行業者と保護者との間の精算状況を確認・検討していない学校においては、是正が必要である。</p>	108
<p><b>【指摘 39】</b> (共通)</p> <p>引率者の宿泊先は、修学旅行の場合には選択の余地がなく、生徒に対する指導・監督が可能な生徒と同じ宿泊先でなければならない。参加した引率者が負担する宿泊費用等について旅行業者を関与させて調整している場合は、是正しなければならない。</p>	109
<p><b>【意見 45】</b> (共通)</p> <p>県の旅費規程の取扱いに対する習熟度を高められたい。</p>	109
<p><b>【意見 46】</b> (共通)</p> <p>修学旅行の宿泊代に関する県の旅費規程について、規定の見直しを含めて検討することが必要と考える。</p>	109
<p><b>【指摘 40】</b> (大子清流, 鉾田第二)</p> <p>国際交流事業の会計については、保護者への会計報告が行われていないケースが確認された。国際交流事業の会計については、団体費の取り扱いに準じて処理されることが求められるだけでなく、実施にあたって、参加する生徒分の費用について、団体費等を通じて全保護者が負担していることとなるため、全保護者に対する会計報告は必ず行うべきである。</p>	110
<p><b>第2 前回の包括外部監査対象校に対する監査の結果</b></p>	
<p><b>1 措置状況の現状に対する所管課の回答</b></p>	<p>頁</p>

<p><b>【意見 47】</b>（教育庁財務課）</p> <p>定期的な現物確認が実施されていることは確認されているが、管理番号については一部において貼付の遅れも確認できることから、所管課から適時的確な貼付について毎年度アナウンスするなど適切な指導をすべきである。</p>	155
<p><b>【意見 48】</b>（教育庁財務課）</p> <p>「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」は設定されているが、事務処理の遅れも見受けられることから、定期的に所管課から注意喚起を実施すべきである。</p>	155
<p><b>【意見 49】</b>（教育庁高校教育課）</p> <p>USB メモリの管理については、前回の包括外部監査実施時よりも改善が図られていると考えられるが、適正な管理がなされている県立学校は一部である。所管課は、定期的に適切な指導を実施すべきである。</p>	162
<p><b>【意見 50】</b>（教育庁高校教育課）</p> <p>薬品の保管については、各県立学校において適切に実施されているが、一部については震災時等の対応が必ずしも十分といえない。所管課は、定期的に適切な指導を実施する必要がある。</p>	162
<p><b>【意見 51】</b>（教育庁高校教育課）</p> <p>保管されている薬品については、最近の使用実績が皆無の薬品、大量な在庫となっている薬品がある。これは、標準的に用意すべき薬品の指定がなく、教員の判断に任せていることに起因する。所管課は、指定薬品以外の薬品購入時のチェックの強化、不必要に大量の発注をできない体制を構築させることが必要である。</p>	162
<p><b>【意見 52】</b>（教育庁高校教育課）</p> <p>各学校において廃棄希望の薬品があり、放置されている状態にある。薬品処分の予算（処分費が元来高額なこと、ビンの内容物が判断できない場合には、更に高額な検査費用を要することなど処分費が多額となる。）が確保できないことに起因している。所管課においては、計画的に廃棄処分ができるように予算確保に努めるべきである。</p>	162
<p><b>2 前回の包括外部監査の対象校から抽出した往査対象校の状況について</b></p>	頁
<p><b>【意見 53】</b>（教育庁高校教育課）</p> <p>薬品の廃棄処分は、前回の包括外部監査の指摘を受けて1回実施されているが、廃棄処分希望の薬品の一部に過ぎず、現在も購入時点が不明な廃棄希望薬品が多数残っていることから、所管課においては適切な廃棄計画の下で予算措置を講じることが必要である。</p>	164

<p><b>【指摘 41】</b>（教育庁財務課）</p> <p>美術品等で過去において寄付を受けたと思われるものについての登録処理が、現在も未実施である。所管課においては、学校長にすべてを転嫁するのではなく、適切な指導・監督を実施することが必要である。</p>	164
---	-----

### Ⅲ 各論としての監査の結果

#### 第1 今回の包括外部監査対象校に対する監査の結果

##### 1 貸付及び使用許可について

県立学校においては、設置場所に対する貸付料を徴収して自動販売機設置を認めており、また、建物の一部についての使用許可を与えた上で使用料を徴収して生徒用の弁当・パン等の販売を行うことを認めている。

いずれも、生徒の利便性等を特に考慮しての施策である。

##### (1) 自動販売機設置場所の貸付について

###### ①自動販売機設置事業者の募集

茨城県では、県有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、県有施設に自動販売機を設置する業者を募集し、一般競争入札によって決定している。

自動販売機設置事業者募集要項及び同仕様書に基づいて、一連の入札手続が実施されているが、その際に入札資格要件に「地域要件」が付されている。「地域要件」には2種類あり、設置場所ごとにどちらかの要件が設定されている。

なお、県立学校が徴収した貸付料については、学校が独自に活用できる財源とはなるものではなく、県の一般会計の歳入となる。

設置場所（屋内、屋外）、生徒数、部活動での利用等種々の要因によるものと考えるが、1年間における貸付料には、数千円から数百万円と大きな差異がある。

行政財産に関する貸付に関する規定は、以下のとおりである。

###### ○地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

###### ○地方自治法施行令

第六十七條の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

### ○茨城県財務規則

(参加者の資格審査等)

第 141 条 知事は、令第 167 条の 5 第 1 項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまわって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 知事は、前項の規定による審査の結果に基づいて有資格者の名簿を作成するものとする。

### ○茨城県公有財産事務取扱規則

(行政財産の管理の委任)

第 7 条 教育の用に供し、又は供することと決定した行政財産(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 21 条第 2 号に規定する教育財産及び教育事務所(県北教育事務所を除く。)の庁舎を除く。)の管理は、教育委員会に委任する。

2 警察の用に供し、又は供することと決定した行政財産の管理は、本部長に委任する。ただし、警察の用に供し、又は供することと決定した行政財産の管理のうち、次項に掲げるものについては、当該行政財産に係る事務又は事業を分掌する警察署長に委任する。

3 行政財産の管理のうち次に掲げるものを当該行政財産に係る事務又は事業を分掌する出先機関の長に委任する。

(1) 電柱、看板、ガス管、水道管、公衆電話設備、自動販売機その他これらに類するものの設置に係る行政財産の使用許可又は貸付け

地方自治法施行令では、入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地を要件(いわゆる地域要件)として定めることを認めるとともに、総合評価方式による入札では、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、評価の対象とすることが許容されており、これらをもって地元企業の受注機会の確保を図ることが可能となっている。

さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされている。

茨城県においてもこれらの規定に基づき、自動販売機設置業者の募集に際しては、地域要件を定めている。

地域要件 A：茨城県内に本店、支店又は営業所があること

地域要件 B：学校所在及び近隣市町村において、個人の場合は事業を営んでいること、法人の場合は本店があること

### ○地方自治法施行令

第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しよ



うとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

## ○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

自動販売機設置事業者の募集手続は、各県立学校において適正に実施されていることを確認した。

しかしながら、自動販売機設置事業者の貸付料は、学校ごとに大きな差が生じていることが確認された。

県立学校における自動販売機設置事業者募集の権限は自校にしか及ばないことから、他校における貸付料の水準を知らない、あるいは関心を持たないことは、当然のことと考える。

また、貸付料の金額は、設置した自動販売機ごとに設置場所や販売商品の種類等により異なっており、これはやむを得ないことと考えるが、他方において適正な競争原理が機能していない可能性もあり、入札方法を見直すことも必要と考える。

### 【意見1】(共通)

入札条件の地域要件Aについては、各県立学校において入札するのではなく、県立学校をいくつかのエリアに分けて、入札を実施すべきである。

また、地域要件Aと地域要件Bの貸付料を比較すると、地域要件Aの貸付料が地域要件Bの貸付料を上回っているケースが大部分であった。学校によっては、貸付料のアップを考慮して、地域要件B対象の自動販売機を牛乳などのパック容器対応に指定している場合がある。一方では、地域要件Aと地域要件Bで取扱い飲料等を指定しない場合もある。貸付料が高い地域要件Aと販売数量に大きな差はないが、地域要件Bの貸付料が相当低い水準にある場合もある。

### 【意見2】(共通)

自動販売機設置業者募集を実施する場合、同等な販売物(飲料)である場合、地域要件Aと地域要件Bの貸付料に一定以上の乖離が認められる場合には、次回の応募時において地域要件Bについて想定最低貸付料を設定すべきと考える。

### 【意見3】(共通)

国においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定している。

地元枠を設定する趣旨は理解できるところではあるが、自動販売機の設置契約について地元枠を設定することの必要性を見直す時期にあると考える。

## ②新型コロナウイルス感染症による休校時の措置

県は、使用許可事業者に対しては、休校期間中の使用料の減免を実施したが、自動販売機設置事業者に対する貸付料の減免は実施していない。

現下のコロナ禍の状況においては、売店等の用に供する建物の一部に対して使用許可を行ったものの、一斉休校の影響により営業ができないという想定外の特殊な状況が発生している。

売店等の使用許可事業者に対しては、営業できなかった期間を考慮して使用料の返還が行われた一方で、自動販売機設置事業者への貸付に対しては貸付料の減額措置は実施されなかった。

使用許可事業者に対する使用料減免措置との相違について所管課に確認したところ、貸付については、「貸付期間を見直し、貸付料を変更する具体的な規定がない」からとのことであった。

### ○茨城県行政財産の使用料徴収条例

(使用料等の減免)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(使用料の返還)

第9条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

なお、所管課からの回答は、次のとおりである。

茨城県教育庁総務企画部財務課

2 売店の使用許可について使用料を減額しているが自動販売機の貸付料を減額していない理由について

※売店の使用料

- ・売店の使用許可に係る使用料については、建物の評価額・面積をもとに算出した単価使用を許可した面積及び使用期間などをもとに算出している。
- ・売店の使用料についてはコロナ禍の問題で使用期間を見直し、使用料が減額となったもの。

※自動販売機の貸付料

- ・一方、自動販売機の貸付料については、自動販売機設置事業者募集要項などに記載されている情報などをもとに、入札参加者が貸付希望を見積り契約するものである。
- ・売店の使用料のように貸付期間を見直し貸付料を変更する具体的な規定がなく、また休校期間中も物理的に自販機の貸付けを行っているという実態もある。

新型コロナウイルス感染症による休校期間中は、生徒は登校しないが、教職員は登校している事実はある。しかしながら、自動販売機設置業者が応札する理由は、教職員の利用を期待してのものではなく、生徒の利用を期待してのものであることは明白である。

往査した県立学校においては、自動販売機設置事業者からの臨時休校期間中の何らかの対応がないのかとの質問はあったとのことであるが、各県立学校における自動販売機設置事業者に対する減免措置は実施されていない。

しかしながら、貸付料の減額を行うことは、以下の理由から一定の合理性があるものと考ええる。

- ・営業する機会が確保されなかったこと自体が、貸付料を支払う事業者にとっては、賃貸契約を締結する際の前提条件が損なわれている状態と考えられること
- ・茨城県行政財産の使用料徴収条例 第9条では「既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。」と規定されていること。

自動販売機設置事業者についても、コロナ禍により一斉休校による影響を受けており、営業する機会を失ったことは、事業者の責めに帰すことのできない理由であり、「使用料の返還」と同様に「貸付料の減免」といった特別の措置を行うことも必要であったと考える。

#### 【意見4】（共通）

新型コロナウイルス感染症等の特殊な状況の発生により、県の判断に基づいて一斉休校となった場合については、その貸与の前提が生徒の利用を主目的としている場合、貸付料の減免策の可能性を検討すべきである。

なお、自動販売機設置事業者は、このような現状に対する対応策として、令和2年度の入札時において応札金額を減額している。自動販売機設置事業者に対する貸与期間は通常5年間であることから、5年間における貸付料収入の減少額は、使用許可業者と同様な貸付料減免期間を設定した場合に比して、多額になっている。

### （2）使用許可について

#### ①行政財産に関する使用許可

行政財産に関する使用許可に係る規定は、次のとおりである。

##### ○地方自治法

（使用料）

第二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

##### ○茨城県公有財産事務取扱規則

（行政財産の管理の委任）

第7条 教育の用に供し、又は供することと決定した行政財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産及び教育事務所（県北教育事務所を除く。）の庁舎を除く。）の管理は、教育委員会に委任する。

2 警察の用に供し、又は供することと決定した行政財産の管理は、本部長に委任する。ただし、警察の用に供し、又は供することと決定した行政財産の管理のうち、次項に掲げるものについては、当該行政財産に係る事務又は事業を分掌する警察署長に委任する。

3 行政財産の管理のうち次に掲げるものを当該行政財産に係る事務又は事業を分掌する出先機関の長に委任する。

- (1) 電柱，看板，ガス管，水道管，公衆電話設備，自動販売機その他これらに類するものの設置に係る行政財産の使用許可又は貸付け

#### ○茨城県行政財産の使用料徴収条例

(使用料)

第4条 土地の使用料は，1年につき，第2条及び前条第1項の規定により算出した価額に100分の4を乗じて得た額(使用期間が1月未満の場合は，当該額に100分の110を乗じて得た額)とする。ただし，電柱，看板，ガス管，水道管その他これらに類するものの設置のために使用させるときは別表第2，自動車の駐車のために三の丸庁舎の構内を一般に使用させるときは別表第3に定めるところによるものとする。

2 建物の使用料は，1年につき，第2条及び前条第2項の規定により算出した価額に100分の7.7を乗じて得た額とする。

3 土地及び建物以外の行政財産の使用料は，その財産について財産台帳に記載された価格，用途その他の事情を考慮して知事が別に定める額とする。

(使用期間の算定等)

第5条 使用期間の算定については，別表第2及び別表第3に定めるものを除き，当該期間が1年未満の場合又は1年未満の端数を生じた場合は月割計算により，当該期間が1月未満の場合又は1月未満の端数を生じた場合はその期間については日割計算による。

2 使用料の額を算定した場合において，使用料の額が100円未満であるときは，その額は100円とする。

(使用者の負担)

第6条 次に掲げる経費は，使用者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金
- (3) 下水道料金
- (4) ガス料金
- (5) 火災保険料
- (6) 冷暖房に要する経費
- (7) 清掃に要する経費

(使用料の納付)

第7条 使用料は，別表第3に定めるものを除き，毎年定期にこれを納付しなければならない。ただし，数年分を前納することを妨げない。

(使用料等の減免)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(使用料の返還)

第9条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

使用許可については、法律、条令等に基づいて所定の手続が定められており、その手続が適切に実施されていることを確認した。

## ②使用料の減免額について

令和元年度、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県立学校の休校措置がとられたことから、使用料についての減免措置が実施された。

しかしながら、使用料減免措置の指示が出納閉鎖期間に近いこともあり、緊急性を優先した結果、所管課から発出されたメールの内容は、複数の解釈が可能なものであった。

所管課においては、県立学校の担当者からの問い合わせに応じて、さらに修正メールを発出したが、減免額の返還をすでに実施した県立学校も多数あった。

結果として、使用許可を受けた事業者に対する減免金額は、県立学校間での統一されたものとなっておらず、不平等なものとなってしまった。

この問題に対する所管課の回答は、次のとおりである。

茨城県教育庁総務企画部財務課

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校期間中の公有財産使用料等の取扱いについて(回答)

過日、ご質問をいただきましたことにつきまして下記のとおり回答いたします。

1 臨時休校期間の売店の公有財産使用料(令和2年3月分)の戻出期間の取扱いが異なることについて

◎経緯について

※事業者からの相談内容

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校のため収益が見込まれない中、特に複数の学校に使用料を支払わなければならない業者からは非常事態のため（この先の見通しがたらず非常に厳しい状態であるとの話）使用料の減額又は免除ができないか相談があった。
- ・同様の相談や要望が、当課、学校のほか産業戦略部の相談窓口に複数寄せられた。

#### ※事務手続き

- ・売店に係る行政財産使用許可、自動販売機設置に係る公有財産貸付については、茨城県公有財産事務取扱規則で出先機関の長（学校長等）に委任されている。
- ・一方で、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校に伴う対応は、ある程度統一的な考え方が必要であると判断し、事務連絡・メール等を発したものの。

#### ※事務連絡等

- ・令和2年4月9日、事務連絡により、「新型コロナウイルスによる臨時休業に関する売店等の使用料の取扱いについて（通知）」を送付。各校、個別に状況が異なることから、「通知は、学校によって個別の事情がある場合も想定されることから、参考として取り扱う」と通知した。
- ・令和2年4月22日、一部の学校から、3月分の取扱いについて、学校側が臨時休校と判断した場合、月末分まで戻出をしてよいのか問い合わせがあった。
- ・売店の使用許可の権限は学校長にあり、現場の状況を把握している学校の判断で対応してほしい旨を伝えたが、月末（31日）までの期間も含めて想定できる旨の考え方が妥当であることを文書として明示してほしいとの相談が寄せられた。
- ・コロナ渦において、特に混乱していた学校現場の実情を踏まえ（学校の判断があれば3月31日まで含めて想定できる意味も含めて）同日メールを全校送付した。
- ・なお、この手続きについては、翌日（令和2年4月23日）に全校に電話をかけ、改めて各校の実情や判断を聞き、混乱が生じないよう個別に対応も行った。
- ・さらに、令和2年度についても、コロナ渦で先の見通しが立たないため、年度末までに統一的な処理ができるよう、改めて事務連絡を発することも伝えた。

#### 【意見5】（共通）

使用許可の事業者に対する例外的措置は、新型コロナウイルス感染症への対応によるものであり、十分な検討をする余裕がない中で実施されたものであるが、使用許可を受けている事業者により減免対象期間が異なるという事態を招き、減免額に有利・不利の状況を生じさせたことは、公平性・平等性の観点から問題がある。今後は、担当者により解釈が異なる内容の事務連絡文書を発出することのないように注意されたい。

**【意見6】（共通）**

使用料の減免措置の対象となった使用許可は、弁当・パン等の販売に限定されて許可されているものであり、春休み期間はそれらの販売はもともと想定されていない。また、春休み期間を登校日に指定した事実は教育委員会にはない。

また、発出された文書は、学校の判断により3月31日までを期間とすることができるものとはなっていない。

所管課は、「茨城県公有財産事務取扱規則で出先機関の長（学校長等）に委任されている。」としているが、学校長の責めに帰するものではない。

今後は、緊急時、異常時等の正常時ではない環境下で文書を発出する場合、複数人でのチェックを実施するなど、より慎重な取扱いをすべきである。

**【意見7】（共通）**

知事部局（総務部・管財課）から発出される文書による取扱いが、教育委員会が所管する県立学校に直接的に適用することが必ずしも適切ではない事案がある。そのような場合には、知事部局との調整を実施し、県立学校に該当するように修正してからの文書の発出に努められたい。



## 2 備品の管理について

物品は、県費で購入又は寄付等により取得した県の財産であり、これを適切に管理することは県の財産の保全の観点から重要であると同時に、これらを効率的に活用することは行政運営の効率化ひいては財政の健全化にもつながる。

物品に関する地方自治法における定義は、以下のとおりである。

### ○地方自治法

(物品)

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

物品のうち、備品については、茨城県財務規則第 227 条により次のように定義されている。

### ○茨城県財務規則

(物品の取得、管理及び処分の原則)

第 225 条 物品の取得、管理及び処分は、適正に行い、かつ、その所有の目的に応じて最も効率的に運用するとともに、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(物品の年度区分)

第 226 条 物品の出納は、会計年度をもって区分し、その所属年度は、現にその出納を行った日の属する年度とする。

(物品の分類)

第 227 条 物品は、その適正な供用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、その取得価額が5万円以上のもの
- (2) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗される性質の物及び使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物で、他のいずれの分類にも該当しないもの
- (3) 原材料 工事、加工等のため消費する素材又は原料
- (4) 生産物 原材料を用いて労力又は機械力により新たに加工し、又は造成したもの及び産出物
- (5) 動物 獣類又は鳥類(にわとり及びきじ類に限る。)で繁殖、生産、試験研究等のため又は教材として飼育するもの

(6) 不用品 不用の決定をした物品及び事務又は事業の施行過程において副生し、又は発生した物品で供用の必要のないもの

2 前項に規定する物品の分類は、別表第4の基準に従い、その種類ごとに細分類するものとする。

県立学校では、多種多様な備品を扱うこととなるため、茨城県財務規則に則り、適正に管理を行うことが求められる。

### (1) 備品の購入

備品の購入に際しては、茨城県財務規則第155条及び同第230条並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に則り、正しい事務手続を行うことが必要である。なお、購入した備品については、物品管理システムにその品名、取得日、購入日、取得事由、取得価格、保管場所等を正しく登録し、管理することが求められている。

#### ○茨城県財務規則

(限度額)

第155条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(購入)

第230条 課長等は、契約担当者が物品を購入した場合において検査が終了したときは、直ちにその決議書類を所属の物品出納職員に回付して物品の出納の通知するとともに物品の引渡しをしなければならない。

2 物品出納職員は、前項の規定により決議書類の回付及び物品の引渡しを受けたときは、決議書類及び物品を確認し、適正と認めるときは、当該決議書類に物品の受領年月日並びに自己の職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

3 前2項の場合において、物品出納職員が不在のときは、当該物品出納職員が行う事務は、当該物品出納職員があらかじめ経理員(物品の購入に係る検査員に命じられた者を除く。)のうちから指定した者(以下「指定物品出納職員」という。)が行うものとする。

4 物品出納職員は、前項の規定により指定物品出納職員を指定したときは、その旨を課長等に報告しなければならない。

## ○地方自治法施行令

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

### 【指摘1】（銚田第二，水戸高等特別支援，大子清流）

備品として管理されるべきものが、物品管理システムに登録されていないケースが確認された。その原因としては、①購入時期が不明である、②建物建築時に納入され建物と一体購入されている等であるが、当該品は現品確認や処分の手続の対象外となっており不適切である。これらのものについては、物品管理システムに登録し、備品としての管理を実施すべきである。

## (2) 備品の個体管理及び標識の貼付

茨城県財務規則第235条により備品の個体管理、同第236条で標識について定められている。

すなわち、備品については、①1品ごとに備品管理票及び備品現在高表に記録し管理しなければならないこと、②当該年度に取得した備品を除き、備品管理票に代えて備品一覧表により管理することができることが求められており、また、備品に標識を付し、備品であることを表示しなければならないとされている。

したがって、備品については、備品管理票及び備品一覧表と備品の現物の標識が一致していることが必要である。

## ○茨城県財務規則

(備品の個体管理)

第235条 所属の物品出納職員は、備品について1品ごとに備品管理票及び備品現在高表に記録し管理しなければならない。ただし、当該年度に取得した備品を除き、備品管理票に代えて備品一覧表により管理することができる。

(標識)

第236条 備品には、標識を付し、備品であることを表示しなければならない。ただし、

性質、形状等により標識を付することが困難なもの又は不適當なものについては、適宜の方法によりこれに代えることができる。

**【指摘2】**（石岡第一，鬼怒商業）

標識（備品管理シール）が剥がれているもの、経年劣化により判読が困難になっているものが確認された。このような状態の標識を現品確認の際に発見した場合には、貼替えを実施すべきである。

**（3）現品確認**

備品の適正な管理を行うためには、定期的に現品確認を実施することが必要である。各県立学校においては、「備品の現品確認実施要項（会計第171号 平成26年5月19日）」及び「備品の現品確認実施要項Q&A」に基づいて、現品確認を実施している。

**○備品の現品確認実施要項**

（備品の個体管理）

（現品確認の時期等）

第2条 課長等は、毎年度9月末までに現品確認を実施しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この時期を延期することができる。

**○備品の現品確認実施要項Q&A**

Q1 現品確認の時期はいつまで延期できるのか。

A1 現品確認は、毎年度行うこととしているので、特別の事情がある場合においても必ず当該年度の3月末までに行ってください。

※特別な事情とは、備品が遠隔地にあつて期限内に実施できない場合等を想定しています。

すなわち、実施要項によれば現品確認は特別な事情がある場合を除き、毎年度9月末までに実施することとされており、また、実施要項Q&Aによると、延長できる期限としては当該年度末の3月末までとされている。なお、特別の事情については、備品が遠隔地にあつて期限内に実施できない場合等を想定しているとされている。したがって、実施要項に沿って、毎年9月末までに、現品確認が行われていることが原則となる。

**【指摘3】**（太子清流）

毎年度行う現品確認は、特別の事情に該当する場合を除き、期限までに確実にを行うことが必要であり、特別の事情の拡大解釈は行うべきではない。

#### (4) 処分

現品確認時又は随時で不用となった備品については、その決定を経て、売却または処分をすることができるかとされている。

備品を処分する場合には、不用の決定の理由に合理性があること、売却に際し所定の手続が履行されていること、廃棄処分等の場合にはマニフェスト、リサイクル伝票又は証拠写真等の疎明資料の具備が必要とされていることなどが求められることになる。

##### ○茨城県財務規則

##### (処分)

第 245 条 知事等は、現に使用する必要がない物品のうち、管理換え若しくは分類換えの不適當なもの、き損品若しくは補修することが得失相償わないもので不用の決定をしたものを売却し、又は棄却することができる。ただし、売却することが不利又は不適當と認められるもののほか、これを棄却することができない。

##### 【指摘 4】(水戸工業)

長期間使用していない備品や使用方法が不明な備品が確認された。これらのもので、利活用が可能と思われるものについては、茨城県行政情報ネットワーク等で他校と情報共有し、有効利用を図るべきである。明らかに利用の見込みが無い備品については、安全性及び設備の有効利用の観点から、適宜処分の決定を行い、棄却の処理を行うべきである。

##### 【指摘 5】(多賀)

不用の決定を行い、処分を行った備品について、廃棄処分の疎明資料が確認できないものがあつた。廃棄を確認するための書類は確実に保管するべきである。

##### 【指摘 6】(水戸農業)

不用の決定及び棄却処分決議をせずに廃棄処分を実施した備品が確認された。処分に係る手続は適正に行うべきである。

##### 【意見 8】(太子清流, 水戸高等特別支援)

一括購入した備品について、その一部のみを更新する場合には、物品管理システム上は一部についての処分処理が不可能となっている。備品の一部について処分を可能とする等の仕組みが必要と考えられる。

## (5) 寄付受入

寄付を受け入れる場合、茨城県財務規則第 231 条により、寄付申込書を徴し、寄付承認申請書により教育委員会委員長に承認を受けることとされている。

### ○茨城県財務規則

(寄付受入れ)

第 231 条 課長等は、物品の寄付申込みを受けたときは、寄付申込書を徴し、寄付の受入れの可否についての意見を付した寄付承認申請書を作成し、知事、教育委員会又は警察本部長の承認を受けなければならない。この場合において、公所長又はか所長にあっては主管課長を、支所の長又は公所長の指定した支所の職員にあってはその所属に係る公所長及び主管課長を経なければならない。

2 前項の場合において、支所の長又は公所長の指定した支所の職員にあっては、あらかじめその所属に係る公所長に当該寄付申込書を送付してその指示を受けなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、1 件の評価額が 30 万円未満の物品(自動車を除く。)及び科学研究費補助金取扱規程(昭和 40 年文部省告示第 110 号)による補助金により購入した物品の寄付受入れの場合にあっては、同項の承認を受けることを要しない。

また、「県立学校における寄付受入れ等に係る取扱要項(平成 23 年 11 月 16 日)」によれば、土地、建物、工作物等については申込者から事前協議書の提出を受け、事前協議を行うことが求められている。

### ○県立学校における寄付受入れ等に係る取扱要項

県立学校における寄付受入れ等に係る取扱いについては、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)及び茨城県公有財産事務取扱規則(昭和 39 年茨城県規則第 21 号)に規定するもののほか、この要項の定めによるものとする。

(寄付受入れ等対象)

第 1 条 寄付受入れ等の対象は、次のとおりとする。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 工作物
- (4) 物品
- (5) 教育長が適当と認めたもの

(寄付受入れ等条件)

第 2 条 寄付受入れ等は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 自発的な発意に基づくものであること。
- (2) 教育財産として適しており、かつ、学校管理運営上支障がないこと。
- (3) 寄付受入れ等後の維持管理に過大な県費負担を伴わないこと。

(申込者適格)

第3条 申込者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 資力及び信用が十分であり、かつ、寄付等に対する条件を付さないこと。

(2) 企業又は個人の宣伝、売名行為につながらないこと。

(事前協議)

第4条 学校長は、申込者から事前協議書(様式1)の提出を受け、寄付受入れ等が適当と判断したときは、様式2により教育長へ事前協議を行うものとする。

ただし、物品については、事前協議を要しない。

(事前協議の時期)

第5条 事前協議は、資金の手当、具体的な測量・設計等を実施する以前に行うものとする。

付 則

この要項は、平成23年11月16日から施行する。

## (6) 美術品の取扱いについて

県立学校においては、同窓会、卒業生等から、美術品の寄贈を受けることがある。所管課においては、平成22年6月1日に教財第132号を発出し、県立学校における美術工芸品等の管理等に係る取扱方針を定め、今後の事務について適切に処理することを県立学校に求めた。

取扱方針は、次のとおりである。

### ○県立学校における美術工芸品等の管理等に係る取扱方針

平成22年6月1日

茨城県教育庁財務課

県立学校における美術工芸品等の管理等については、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、この方針の定めるところによるものとする。

#### 第1 美術工芸品等の区分

##### (1) 美術工芸品及び骨董品

美術工芸品等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、「茨城県財務規則の解釈及び運用について」第227条関係3(3)に基づき、備品として取り扱うこと。

ア 取得価格が判明しているもの

イ 取得価格は不明であるが、作者が美術年鑑に記載されており、かつ、作品が本物

と認められるもの

(2) 美術工芸品及び骨董品に準ずるもの

美術工芸品等のうち美術工芸品及び骨董品に該当しない、次のようなものをいう。

ア 取得価格は不明であるが、作者が美術年鑑に記載されており、かつ、作品の真贋が定かでないもの

イ 美術年鑑に記載されていない作者のもの（生徒からの寄贈作品等）

第2 美術工芸品及び骨董品の価格評価

第1 (1)イに該当する作品の価格評価は、次のとおりとする。

(1) 日本画，洋画，版画で作品の大きさが50号未満の場合

美術年鑑に定める配列評価額に対象作品の号数を乗じ、その10分の1として評価する。

(2) 日本画，洋画，版画で作品の大きさが50号以上の場合

美術年鑑に定める配列評価額に対象作品の号数を乗じ、その20分の1として評価する。

(3) 彫刻，工芸，書及び古美術等

対象作品の大きさが美術年鑑に定める評価基準と同等の場合は、配列評価額の10分の1として評価する。

なお、対象作品の大きさが評価基準と同等でない場合は、財務課長と協議すること。

第3 美術工芸品及び骨董品に準ずるものの管理

(1) 管理

作品の管理は、作品管理票（別紙様式）によるものとする。

なお、作品には、作品管理票に記載される管理番号を記した帳票（任意様式）を貼付し、適切に管理するものとする。

(2) 処分

学校長の判断により処分し、作品管理票に処分の理由及び処分日等を記載し抹消の手続をとることとする。

作品処分後の作品管理票の保存期間は、備品に準ずる。

【指摘7】（太田第一）

美術工芸品等に該当する寄贈された絵画等を保有しているが、価格評価が不明として受入処理を実施していない。取扱方針に基づき価格評価を実施し、備品としての登録、作品管理票に記載される管理番号を記した帳票を貼付し、適切に管理しなければならない。なお、価格評価が自校でできない場合には、所管課と調整すべきである。

【指摘8】（太田第一）

美術工芸品等については、備品として取扱うこととなっており、物品管理システムに登録する必要がある、また、現品確認の手続を所定の時期に実施しなければならない。



**【指摘9】（多賀）**

美術工芸品及び骨董品に準ずるものに該当する美術工芸品等については、確実に作品管理票を作成し、管理することが必要である。

### 3 リース取引について

茨城県においては、「地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定している。

県立学校においては、同条例に基づいてリース契約を締結している。

#### ○地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第六百六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

#### ○地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (茨城県条例第 26 号 平成 17 年 3 月 24 日)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の条例で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約であって、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

#### (1) 教育用コンピュータ整備事業に係るリース取引

県立学校では、各校に設置する教育用コンピュータについて、学校契約によりリース契約で更新を行っている。契約に係る手続は以下のとおりとなる。

- ①コンピュータ導入の購入価格について、仕様書、仕様変更理由書、参考見積書の写し(3 者分)を作成のうえ財務課に提出。
- ②決定した仕様に平均応札率とリース率を勘案した金額に基づき予定価格を決定し、地方自治法第 234 条第 1 項により、リース会社に対して一般競争入札を実施。

#### ○地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

なお、①の参考見積書については、メーカーが異なる販売店 3 者から参考見積を徴取すること及び 5 年間の保守料を含むことを求められている。

したがって、各県立学校においてリース契約を締結する場合には、所定の手続を実施する

ことが求められているのである。

### 【意見9】（共通）

リースにより調達した物品は、リース期間が長期であり、リース期間における総支払額が5万円以上のものであっても物品管理システムに登録されない。このため、現品確認の対象外となり、事実上管理がされていない状況となっている。リースにより調達した物品についても備品に準じた管理を行うべきである。

## （2）空調設備設置について

国においては、近年の猛暑に対応するための教育環境整備に対して、補助金による支援制度を実施している。

### 大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業

（学校施設環境改善交付金）

#### 1. 趣旨

児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋（理科室等の特別教室や屋内運動場を含む）を対象とし、その空調（冷暖房設備）の設置に要する経費の一部に国庫補助を行う。

#### 2. 算定割合

1/3

（財政力指数 1.00 超の地方公共団体・・・2/7）

※対象工事費 下限額 400 万円 上限額 2 億円（過去において児童生徒が急増した市町村にあっては3億円）

#### 3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

#### 4. 工事内容

空調（冷暖房設備）の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びその関連工事。

※ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外

全国空調設備の設置状況は、次のとおりである。

- ①普通教室に対しては、比較的寒冷とされている地域を除き概ね設置が完了しているが、そうした地域でも近年の猛暑を踏まえ、空調（冷房）設備の設置を計画している学校設置者もあることから、引き続き、教育環境改善に取り組むとしている。
- ②特別教室への設置については、多くの学校設置者において、児童・生徒が長い時間を過ごす普通教室を優先したという状況があり、普通教室に比べ設置が遅れている。
- ③体育館については、災害発生時において地域の避難所としても利用される既存体育館

への空調（冷房）設備の設置は、校舎の空調（冷房）設備の設置が進むにつれ、設置計画の検討がされているが、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪くことが課題となっている。

#### 【茨城県の現状】

県立学校（高等学校）における空調設備の状況（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

摘 要	保有室数	設置室数	設置率
普通教室	1,559室	1,599室	100%
特別教室	2,781室	1,108室	39.8%

また、体育館は、次のとおりである。

摘 要	保有室数	設置室数	設置率	断熱室数	断熱室率
体育館	303室	0室	0%	0室	0%

特別支援学校における空調設備の状況（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

摘 要	保有室数	設置室数	設置率
普通教室	728室	728室	100%
特別教室	326室	326室	100%

また、体育館は、次のとおりである。

摘 要	保有室数	設置室数	設置率	断熱室数	断熱室率
体育館	23室	0室	0%	0室	0%

県立高校の普通教室については、設置率100%を達成しているが、PTA等が自己の財源により使用許可を得て県立学校に設置した空調設備を含んでいる。

PTA等整備校普通教室契約状況一覧（令和3年4月1日時点での契約状況見込）は、次ページのとおりである。

なお、令和2年度中に更新が予定されている太田第一高等学校、水戸第一高等学校、水戸桜ノ牧高等学校、土浦第二高等学校及び土浦湖北高等学校は、含まれていない。

学校名	契約相手方	契約開始日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース開始日	契約終了日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース終了日	再リース関係 (無償譲渡含む)		導入機器の動力源 (電気又はガス)	契約終了後の対応 (再リース・無償譲渡・別途協議(〇〇年予定)・その他)
				契約開始日 (無償譲渡日)	契約終了日		
日立第一高等学校	日立キャピタル(株)	H25.9.1	R6.3.31	R6.4.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
日立北高等学校	芙蓉総合リース(株)	H26.3.24	R6.3.23	R6.3.24	無償譲渡	電気	無償譲渡
常陸大宮高等学校	日立キャピタル(株)	H28.4.1	R8.3.31	R8.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
水戸第二高等学校	テブコカスタマーサービス株式会社	H30.4.1	R9.3.31			電気	再リース
水戸第三高等学校	日立キャピタル(株)	H24.6.1	R7.5.31	R7.5.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
緑岡高等学校	テブコカスタマーサービス株式会社	H30.4.1	R10.3.31			電気	別途協議 (R9年予定)
水戸工業高等学校	東芝リース	H28.4.1	R11.3.31	R11.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
水戸商業高等学校	日立キャピタル(株)茨城法人支店	H26.9.1	R6.8.31	R6.8.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
勝田高等学校	日立キャピタル(株)茨城法人支店	H26.6.1	R6.5.31	R6.6.1	別途協議	電気	別途協議(令和5年予定)
佐和高等学校	日立キャピタル	H30.6.1	R10.5.31			電気	無償譲渡
笠間高等学校	日立キャピタル(株)茨城法人支店	H24.6.1	R7.5.31	R7.5.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
友部高等学校	日立キャピタル(株)	H25.6.1	R5.5.31	H35.5.31又は無償譲渡	R5.5.31	電気	無償譲渡
茨城東高等学校	三菱電機クレジット(株)	H27.4.1	R7.3.31	R7.4.1	R8.3.31	電気	再リース
那珂高等学校	日立キャピタル(株)	H29.6.1	R9.5.31			電気	無償譲渡
鉦田第一高等学校	日立キャピタル(株)茨城支店	H22.8.1	R2.7.31	R2.7.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
鉦田第一高等学校	日立空調関東(株)	H24.4.9	購入			電気	購入済み
鉦田第一高等学校	マツヤ電気	H26.6.30	購入			電気	購入済み
鉦田第二高等学校	JA三井リース(株)	H25.8.1	R8.7.31	R8.8.1	R9.7.31	電気	無償譲渡
麻生高等学校	日立キャピタル(株)	H23.6.1	R6.5.31			電気	無償譲渡
潮来高等学校	日立キャピタル(株)	H27.4.1	R7.3.31	R7.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡

学校名	契約相手方	契約開始日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース開始日	契約終了日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース終了日	再リース関係 (無償譲渡含む)		導入機器の動力源 (電気又はガス)	契約終了後の対応 (再リース・無償譲渡・別途協議(〇〇年予定)・その他)
				契約開始日 (無償譲渡日)	契約終了日		
波崎高等学校	日立キャピタル(株)茨城法人支店	H30.7.1	R13.6.30			電気	協議のうえ更新できる (令和13年度予定)
波崎柳川高等学校	日立キャピタル(株)	H23.6.1	R3.5.31	R3.5.31		電気	無償譲渡
土浦第一高等学校	日立キャピタル(株)	H19.6.1 H23.6.1 H24.6.1	H29.3.31	H29.4.1	R3.3.31	電気	再リース
土浦第三高等学校	日立キャピタル(株)	H25.4.1	R5.3.31			電気	無償譲渡
土浦第三高等学校	日立キャピタル(株)	H26.9.1	R5.3.31			電気	無償譲渡
土浦工業高等学校	三菱電機クレジット(株)	H26.3.1	R6.2.29	R6.3.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
石岡第一高等学校	三菱電機クレジット(株)	H26.7.1	R6.6.30	R6.7.1		電気	無償譲渡
石岡第二高等学校	日立キャピタル	H26.9.1	R6.8.31			電気	無償譲渡
石岡商業高等学校	みずほ東芝リース株式会社	H26.4.1	R6.3.31	R6.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
中央高等学校	-	-	-	R2.6.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
竜ヶ崎第一高等学校	テブ コカスタマーサービス(株)	H28.4.1	R8.3.31			電気	無償譲渡
竜ヶ崎第二高等学校	三菱電機クレジット	H24.6.1	R4.5.31			電気	無償譲渡
竜ヶ崎南高等学校	みずほ東芝リース(株)	H26.7.8	R6.7.7			電気	無償譲渡
江戸崎総合高等学校	日立キャピタル(株)	H26.3.1	R6.2.29	R6.2.29		電気	無償譲渡
取手第一高等学校	日立キャピタル(株)	H23.6.1	R3.5.31	R3.6.1		電気	無償譲渡
取手第二高等学校	(株) 中山電機	H26.4.1	R6.3.31			電気	別途協議 (R6年予定)
取手第二高等学校	(株) 中山電機	-	-	H28.4.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
取手松陽高等学校	三井住友ファイナンス&リース株式会社	H21.7.1	R1.6.30	R1.7.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
藤代高等学校	日立キャピタル(株) 茨城法人支店	H29.6.1	R9.3.31	R9.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡

学校名	契約相手方	契約開始日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース開始日	契約終了日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース終了日	再リース関係 (無償譲渡含む)		導入機器の動力源 (電気又はガス)	契約終了後の対応 (再リース・無償譲渡・別途協議(〇〇年予定)・その他)
				契約開始日 (無償譲渡日)	契約終了日		
藤代紫水高等学校	(株)イチネンリース	H23.7.1	R3.6.30	R3.6.30	無償譲渡	電気	無償譲渡
牛久高等学校	日立空調関東(株)	H20.6.1	購入			電気	購入済み
牛久栄進高等学校	日立キャピタル	R2.6.1	R12.5.31			電気	無償譲渡
牛久栄進高等学校	アポロ電器	H28.11.1	購入			電気	購入済み
竹園高等学校	日立キャピタル(株)	H28.6.1	R8.5.31			ガス	別途協議 (令和6年予定)
つくば工科高等学校	日立キャピタル(株)	H29.6.1	R9.5.31	R9.6.1		電気	無償譲渡
岩瀬高等学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H21.7.1	R1.6.30	令和7.1		電気	無償譲渡済
下館第一高等学校	三菱電機クレジット	H27.12.1	R7.11.30	R7.12.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
下館第一高等学校	東京センチュリーリース	H25.8.1	R5.7.31	R5.8.1	R6.7.31有償返還 (運搬費等負担)	電気	再リースか契約解除か 別途協議(R5)
下館第二高等学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H20.8.1	R1.7.31	R1.7.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
下館第二高等学校	関彰エンジニアリング(株)	H26.4.1	購入			電気	購入済み
下館工業高等学校	三井住友ファイナンス&リース	H30.5.26	R10.4.26			電気	再リースか撤去かの選 択(令和10年3月)
下妻第一高等学校	熊倉電気(株)	H29.6.1	R9.5.31			電気	別途協議 (令和8年度予定)
下妻第二高等学校	熊倉電気(株)	H29.4.1	R9.3.31			電気	別途協議 (令和8年予定)
結城第一高等学校	みずほ東芝リース(株)	H29.4.1	R9.3.31	R9.3.31	R10.3.31	電気	再リース
結城第二高等学校	日立キャピタル	H28.6.1	R8.5.31			電気	無償譲渡
鬼怒商業高等学校	三菱電機クレジット(株)	H23.6.1	R3.5.31	R3.5.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
水海道第一高等学校	三菱電機クレジット(株)	H25.1.1	R7.12.31	R7.12.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
水海道第二高等学校	日立キャピタル(株)	H23.6.1	R3.5.31	R3.5.31	無料譲渡	電気	無償譲渡
八千代高等学校	熊倉電気(株)	H23.6.1	R3.5.31	R3.6.1	無料譲渡	電気	無償譲渡

学校名	契約相手方	契約開始日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース開始日	契約終了日 ※再リース期間ではなく、現行機器導入時のリース終了日	再リース関係 (無償譲渡含む)		導入機器の動力源 (電気又はガス)	契約終了後の対応 (再リース・無償譲渡・別途協議(〇〇年予定)・その他)
				契約開始日 (無償譲渡日)	契約終了日		
古河第一高等学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H23.4.1	R3.3.31	R3.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡 (R3年予定)
古河第二高等学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H24.4.5	R4.4.4	R4.4.5	無償譲渡	電気	無償譲渡
古河第三高等学校	三井住友ファイナンスリース(株)	H28.4.1	R8.3.31	R8.4.1	R8.4.1 所有権譲渡	電気	所有権譲渡
総和工業高等学校	三菱電機クレジット(株)	H29.6.1	R9.5.31			電気	無償譲渡
三和高等学校	三井住友ファイナンス&リース株式会社	H29.4.1	R10.3.31	R10.3.31	無償譲渡	電気	無償譲渡
境高等学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H28.4.1	R8.3.31			電気	無償譲渡
岩井高等学校	日立キャピタル(株)	H22.9.1	R2.8.31	R2.9.1	R4.8.31	電気	再リース
守谷高等学校	(株)イチネンTDリース	H23.6.1	R3.5.31	R3.6.1	無償譲渡	電気	無償譲渡
伊奈高等学校	テブコカスタマーサービス(株)	H20.4.1	H30.3.31	H30.4.1	R3.3.31毎年度 再リース契約	電気	再リース
並木中等教育学校	東京ガスリース	H29.5.1	R9.4.30			ガス	再リース
並木中等教育学校	東京ガスリース	H21.8.1	R1.7.31	R1.8.1	R3.7.31	ガス	再リース
並木中等教育学校	東京ガスリース	H27.6.1	H7.5.31			ガス	再リース
古河中等教育学校	三井住友ファイナンス&リース(株)	H30.4.24	R10.3.31			電気	別途協議 (R9年度予定)

県の予算で設置した県立学校とのバランスを図るために、PTA等がリース契約により設置した普通教室の空調設備に係るリース料及び維持管理費を県費で負担することとした。

そして、普通教室空調設備設置費等補助金交付要項が制定され、該当する69校のPTA等に対して補助金を交付することとなった。

したがって、PTA等が設置した空調設備についても、県費で負担する所定の手続が実施されたことから、PTA等において正しい受入処理が実施されているかを確認することが必要である。

#### ○令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金交付要項(抜粋)

(趣旨)

第1条 茨城県教育委員会は、学習環境の向上を図り、生徒の健康対策に資するため、茨城県立高等学校PTA等(以下「PTA等」という。)に対し、普通教室の空調設備の設置及び維持管理に係る経費(以下「設置費等」という。)について、予算の範囲



内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 補助金の交付決定の通知は、令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により行うものとする。

（補助金の概算払）

第9条 教育長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の全額を概算払することができる。

2 PTA等は、前項に規定する概算払いを受けようとするときは、四半期毎に概算払を必要とする理由及び月別所要見込額を記載した令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金概算払申請書（様式7号）を教育長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 PTA等は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を教育長に提出しなければならない。

2 PTA等は、前条の規定により概算払を受けた場合は、前2項の実績報告書の提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは内容の審査を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度普通教室空調設備設置費等補助金交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 PTA等は、既に支払を受けた補助金の額が前項に規定する補助金の確定額を超えるときは、その超える額について、教育長の指示に従って返還するものとする。

なお、補助金の対象となるものは、①空調機器リース料、②空調機器保守管理費等、③電気工作物保守管理費等、④その他補助事業に必要な経費であり、補助率は10/10となっている。

PTA等の会計処理の担当者は、県立学校の職員であるが、PTA等の決算書を監査すると県からの補助金収入が不計上のケース、補助金と県へ報告した経費を相殺しているケース、

補助金収入を実際に入金された時点で計上するとして県に請求した経費を計上したケースなど処理の統一が図られていなかった。

#### 【意見 10】（共通）

県立学校の職員が、PTA 等における経理処理を担当して決算書を作成している現状を考慮すると、PTA 等においては、正しい決算処理（県補助金収入の未収入金計上、リース料及び維持管理費の計上）がなされていることを信じて依頼している。

したがって、所管課においては、例年と違う対応が必要な場合には、県立学校の担当者の処理の統一が図られるように指導すべきである。

県が設置した施設・設備の維持管理に要する費用は、一般的には県費負担となっているが、茨城県では、県費による負担ではなく、空調設備の電気料、保守料の一部として月額 200 円を徴収している。県の考え方は、次のとおりである。

#### ※リース料について

- ・普通教室のエアコンは県が整備し管理していく方針になった。

このため、普通教室に係るエアコンのリース料については県が全額負担している。

#### 【参 考】

- ・リース業者と PTA が締結したリース契約を県が引き継ぐことも検討したが、県、リース会社双方の会計手続上の問題があった。
- ・このため、PTA に対しリース契約料の全額を補助金として交付し、交付を受けた PTA が、それらを財源にリース会社に対し支払うことにした。

#### ※電気料金について

- ・保護者負担を求めているものは、電気料、保守料の一部の経費である。

#### ※保護者負担とした経緯

- ・県は、これまで、暑い時期が主に夏休みと重なる期間であることなどから、普通教室にエアコンを整備してこなかった。
- ・このため、夏季休業期間などに課外授業等を行う目的で、エアコンを整備する場合は、PTA の総意のもと費用を負担していただき、公有財産使用許可の手続を経て、設置を認めてきた。
- ・なお、電気料金は、条例の規定に基づき使用者負担となっているため実費を負担いただいていた。
- ・しかし、近年、夏季休業期間中以外にも猛暑日等があり、生徒の熱中症対策が喫緊の課題となった。
- ・このため、まず、学校生活の中心となる普通教室にエアコンを整備することにした。

・なお、エアコンの設置に伴い、これまでになかった新たな経費が発生するため、条例を改正し受益者に一部の負担を求めたものである。

また、県は教育の ICT 化の一貫から、タブレット等を個人負担で準備することを求めている。PTA 等の会費等の削減を県立学校に要請している。他方において、PTA 等の負担の下で空調整備を設置してきた県立学校の PTA 等においては、普通教室に対する負担がなくなったことから次は特別教室への空調設備の設置を進める動きがあり、PTA 等の会費として徴収する空調整備費用の負担額の大幅な減額は見込めない学校も存在する。

設備の利用料に対して、受益者負担の考え方を基準にすると、一定の説得力を有することになるのは事実であり、条例に基づく適正な処理である。

しかしながら、他方において、空調整備に係る電気料、保守料等を学校徴収金として徴収していない自治体もある。また、受益者負担の考え方を基準とすると、空調整備以外の施設・設備についても受益していることから、応分の負担を求めなくてはならないことになる。

また、高等学校等就学支援金制度が施行されており、対象となる生徒については、授業料の徴収は行われていない。このため、学校徴収金や個人徴収金の徴収がない月には空調設備使用料の月額 200 円のみを口座引落している状況であり、これは各校で年に数回発生している。口座引落が不能となった場合は、現金持参による集金となり、200 円の空調設備使用料のために、多くの事務負担を強いられている状況となっている。今後は、特別教室への空調整備の設置が進み、同様な問題の発生は必定と考える。

#### 【意見 11】（共通）

普通教室における空調設備についての対応が完了し、特別教室等への県費による空調設備を設置する場合には、現行の保護者へ負担を求める方式を再検討し、他の都道府県と同様に、教育環境の向上のために経常的に要する費用負担として、県費での負担を考えられたい。

なお、空調設備の負担額としての月額 200 円の根拠に対する所管課の回答は、次のとおりである。

・平成 30 年度に普通教室の空調設備整備の方針を決定した際に、新たに空調設備を整備した対象校の 1 教室の年間のランニングコスト（電気料、保守料）を 1 教室当りの定員（40 人）で除することにより、一人当たりの空調設備使用料を算出している。

#### 【参考】

空調設備使用料

・全日制課程の場合：月額 200 円（年額 2,400 円）

県の試算に基づき算出される 1 クラス（40 人）当たりランニングコストは 96,000 円となり、1 学年 6 クラスの県立学校の場合には、年間 1,728,000 円のランニングコストとなることから、PTA 等の決算書から判断して県の設定金額は適正な水準にあると考える。

#### 4 工事及び物品調達事務について

##### (1) 支出の帰属年度に関する証憑書類の整理・保存状況について

教育庁における工事には、県営体育施設の整備費、県立中高一貫校設置に伴う施設設備の整備費、県立高等学校再編計画に基づく施設設備の整備費、県立特別支援学校の施設整備・校地等整備費、県立図書館へのカフェスペースの整備など多岐にわたっている。

茨城県における令和元年度各部局別工事件数及び執行状況は、次のとおりである。

令和2年3月31日現在

部局名	工事件数 (件)	執行額 (千円)
総務部	13	476,540
政策企画部	8	1,744,125
県民生活環境部	6	305,744
防災・危機管理部	2	29,233
保健福祉部	21	909,186
営業戦略部	1	13,046
産業政策部	6	232,722
農林水産部	14	761,826
土木部	6	83,095
<b>教育庁</b>	<b>126</b>	<b>2,553,186</b>
病院局	1	13,981
議会事務局	1	57,750
<b>計</b>	<b>205</b>	<b>7,180,433</b>

教育庁においては、工事に伴う一連の諸手続を実施するには実務的負担が過重になることから、設計積算が必要な難易度が高い工事については、知事部局・土木部・営繕課に移管して事務執行を依頼し、完成引き渡しを受けたときに一連の手続関係書類一式を該当県立学校が受け取り、保管することとしている。

したがって、教育庁が直接執行している工事は、概ね1,000万円未満の営繕工事となっている。

また、物品の取得は、適正に行うことが求められており、一連の手続の下で執行されている。具体的には、物品調達に関する事務手続については、財務規則や通知により次のように定められている。

##### ○茨城県財務規則

(物品の取得、管理及び処分の原則)

第225条 物品の取得、管理及び処分は、適正に行い、かつ、その所有の目的に応じて

最も効率的に運用するとともに、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(物品の出納整理区分)

第 228 条 物品の出納は、次の各号に掲げる区分に従って整理するものとし、それぞれの内容は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 購 入 物品を購入すること。

以下省略

(購入)

第 230 条 課長等は、契約担当者が物品を購入した場合において検査が終了したときは、直ちにその決議書類を所属の物品出納職員に回付して物品の出納の通知するとともに物品の引渡しをしなければならない。

2 物品出納職員は、前項の規定により決議書類の回付及び物品の引渡しを受けたときは、決議書類及び物品を確認し、適正と認めたときは、当該決議書類に物品の受領年月日並びに自己の職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

3 前 2 項の場合において、物品出納職員が不在のときは、当該物品出納職員が行う事務は、当該物品出納職員があらかじめ経理員(物品の購入に係る検査員に命じられた者を除く。)のうちから指定した者(以下「指定物品出納職員」という。)が行うものとする。

4 物品出納職員は、前項の規定により指定物品出納職員を指定したときは、その旨を課長等に報告しなければならない。

(支出命令)

第 78 条 支出命令者は、歳出を支出しようとするときは、法令、契約、請求書(債権者が代理人に請求権又は領収権を委任している場合にあっては委任状、債権の譲渡又は承継があった場合にあってはその事実を証する書類を添付したものとする。以下同じ。)及び支出負担行為決議票等に基づいて、支出の根拠、年度、支出科目、金額及び債権者その他支払を受けるべき者(以下「債権者等」という。)を調査し、適正であると認めたときは、支出票を起票し、支出の決定をしなければならない。

○「物品調達における納入事業者からの納品書の徴取について (通知)」

会一第 130 号 平成 21 年 5 月 27 日 会計事務局長

1 納品書の徴取について

(1) 物品の調達にあたっては、納入事業者発行の納品書を徴取すること。

(2) 納入業者からの納品に際し、物品を受領した者は納品書と納品された物品を照合確認の上、納品書に受領年月日を記載し(受付印可)、受領印(私印)を押印すること。

2 納品書の添付について 納品書は、支出負担行為決議票に添付すること。
3 納入事業者への周知について 当分の間、発注機関において発注時に納入事業者に周知すること。
4 実施時期 平成 21 年 6 月 1 日発注分から実施する。

年度末の支出案件について、支出の帰属年度を確認できる証憑書類の整理・保管状況を確認したところ、少額工事をともなう支出案件については、完成引渡日を特定するための外部証拠がないケースが見受けられた。

業者の選定等を実施するためには、工事、物品調達が適切な管理下において執行されていることを担保するためにも、客観的な基準が必要である。

**【意見 12】（共通）**

業者選定等については、その設定金額・指定業者がどのように決定されているか明確となるよう、統一的な基準を設けることを検討されたい。

**（2）定期点検結果の修繕計画への反映について**

建築基準法では、公立学校についても 3 年ごとの定期点検の実施義務を定めている。また、建物の老朽化対策・長寿命化対策として、県では「施設類型別管理に関する基本的な方針（平成 29 年 7 月 茨城県）」を定めており、以下の取組をすることとしている。

○ 「施設類型別管理に関する基本的な方針（平成 29 年 7 月茨城県）」	
2 現状と課題 県立学校は、校舎や体育館、実習施設など様々な建物で構成されており、建築基準法の法定点検対象施設で築後 30 年以上の割合は 68%（延床面積ベース）と老朽化が進んでいる。	
しかしながら、改築や改修には多額の財政負担が伴うことから、「施設の安全性の確保」と「財政の健全化」の両立を図りながら、計画的に施設の維持管理及び機能向上を図る必要がある。	
3 取組方針 学校施設は児童生徒が 1 日の大半を過ごす場であることから、安全・安心な教育環境のもとに学校生活が送れるよう、適切な維持管理・修繕・更新等を実施する。	
①点検・診断等の実施方針	○ 建築基準法に基づく法定点検のほか、各種の法定点検の実施により、劣化や不具合の状況を把握する。 ○ 各種点検等の結果を適切に集積し、建物ごとの長期保全計画の作成に反映させる。

②維持管理・修繕・改修等の実施方針	○ 建物ごとの長期保全計画等を作成し、それらをまとめて個別施設計画を策定する。なお、個別施設計画の策定にあたっては、「⑤長寿命化の実施方針」等に基づく予防保全を講じ、建物等のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、修繕・改修時期を調整する。
③安全確保の実施方針	○ 危険性が高いと認められた箇所については、速やかに修繕を実施するとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、他の施設についても早急に点検や予防的措置を講じる。 ○ 用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全確保の観点から、原則として解体・撤去することに対応する。また、早急に解体・撤去が困難な場合は、防護柵の設置等による立入禁止措置等により、安全の確保に十分配慮する。
④耐震化の実施方針	○ 「茨城県耐震改修促進計画」の対象施設については、平成 27 年度までに耐震化を完了した。 ○ また、避難所となる屋内運動場等の天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化（落下防止対策）についても、平成 28 年度末までに完了した。
⑤長寿命化の実施方針	○ 「県有建築物長寿命化実施基準」に基づき、目標使用年数を設定するとともに、予防保全に優先的に取り組む建築物・部材（優先保全部材）を選定し、計画的な予防保全を講じることにより長寿命化を図り、今後の維持・修繕・更新等に係る費用の低減を図る。 ○ 建物ごとの長期保全計画を踏まえ策定する個別施設計画に基づき、庁内全体での改修等の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政支出の平準化を図る。 ○ また、維持・修繕・更新にあたっては、時代の進展に対応した学校づくりを推進するため、安全や教育環境をはじめ、時代に相応した機能の充実を図りながら、施設の長期使用に対応する。
⑥統合・廃止の実施方針	○ 学校・学科の在り方や学校の適正規模・適正配置を踏まえ、「県立高等学校再編整備計画」及び「県立特別支援学校整備計画」に基づいた資産総量の適正化を図る。

法定点検を実施した場合、その結果が、適切に修繕計画へ反映されていることが必要である。

定期点検の結果は、A判定からD判定に区分されており、その内容は、次のとおりである。

- A：概ね良好
- B：局所，部分的に劣化
- C：随所，広範囲に劣化
- D：急速に対応する必要がある

定期点検の結果のうち、D判定とされた箇所に関して、改修・補修計画一覧表を入手し、対応状況を確認した。

D判定とされたものの、予算の都合で実施時期が未確定のものがあった。また、長期保全計画への反映を把握しようとしたが、学校側においては長期保全計画への反映状況が把握されていなかった。

#### 【意見 13】（共通）

「施設類型別管理に関する基本方針」においては、取組方針①点検・診断等の実施方針の中で、「各種点検等の結果を適切に集積し、建物ごとの長期保全計画の作成に反映させる。」とある。定期点検結果が長期保全計画にどのように反映されたかについて、学校側と情報を共有する体制を検討されたい。

県立学校においては、建物を適切に維持管理する目的で整備計画が整備されている。

#### 【意見 14】（共通）

校舎内外の営繕箇所の点検と日常の維持管理の実施については、その都度、状況を把握している担当者が確認しているとのことであったが、学校として、全校的な管理計画の下で適切な日常管理を実施されたい。



## 5 薬品及び農薬等の管理について

県立学校においては、物理・化学・生物等の授業の実験で薬品を使用し、また、農業の授業等の実習で農薬を使用するため、薬品及び農薬を所有・保管している。

薬品及び農薬は、適正な管理状況にない場合には、人体や環境に対して有害な影響を及ぼすものもあることから、その使用・管理・廃棄方法等については細心の注意が必要である。

### (1) 薬品の取扱いについて

毒物及び劇物については、次のとおり毒物及び劇物取締法等により規制されている。

#### ○毒物及び劇物取締法

(目的)

第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

#### ○毒物及び劇物取締法

(毒物又は劇物の取扱)

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(廃棄)

第十五条の二 毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

(事故の際の措置)

第十七条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

また、昭和52年3月26日付けで「毒物及び劇物の保管管理について」(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)が発出されている。

#### ○毒物及び劇物の保管管理について

1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。

3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

神奈川県のように、「高等学校における薬品等の管理状況の改善について(通知)」(平成16年11月4日)が発出されている例もある。

また、岡山県総合教育センター(平成23年2月)では、中・高等学校理科指導資料として、「新学習指導要領対応・観察、実験の安全ガイド・薬品の管理、廃液処理、外来生物法など教師の心がけと基礎知識」が作成されている。

その抜粋は、次のとおりである。

#### ① 管理体制の整備

薬品類の管理体制を定めた薬品取扱要領等の規定を設定し、責任の所在を明確にして、定期的な薬品の保管状況の確認などを確実に実施しなければならない。

## ② 薬品管理簿による保管状況の把握

薬品管理簿を備え、常に在庫量を把握するとともに在庫量の適正化を図ってください。薬品管理簿に記載する項目としては、品名、化学式、取得年月日、使用年月日、使用者、使用目的、使用量、残量、毒物、劇物などの法令区分や保管場所等が判然とわかる様式であることが求められる。

個々の薬品びんに固有の整理番号を付し、薬品管理簿は、薬品の使用のたびに、使用年月日、使用者名、使用量、残量、使用目的等を記入しなければならない。

## ③ 薬品の購入

薬品によっては、貯蔵の方法にかかわらず、開封しなくても変質するものがあることから、薬品の性質、購入後の貯蔵能力等を考慮して、年間指導計画に基づいて適正量の購入をすべきである。

## ④ 薬品の分類と配置

薬品を保管する場合には、個々の薬品の特性を考慮して、混合により発火、爆発などの危険性を有する薬品は別の棚に配置し、毒物・劇物については他の薬品と分け、専用の保管庫に施錠して保管しなければならない。

また、薬品の分類及び戸棚内の配置には、安全と能率を考慮して薬品の純度が保持できるように、適切な方法で分類配置する。

## ⑤ 毒物、劇物の表示

毒物及び劇物取締法では、第二条では、「毒物」「劇物」に該当する薬品が物質名で記されており、第三条では、学校が購入した毒物、劇物を、他に販売したり、授与したりすることが禁止され、さらに第十二条では、毒物、劇物の容器や貯蔵場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示しなければならないとされている。

## ⑥ 薬品の保安と保護

- ・薬品（毒物、劇物）の紛失・盗難の防止のために、薬品保管庫や薬品棚の扉には必ず施錠し、薬品室には生徒を入室させない。
- ・薬品保管庫の安全、清潔、整理に留意し、周囲に不要な物は置かず、薬品室には換気扇を備え、近くに消火器を設置する。
- ・薬品棚は直射日光が当たる場所に設置しない。
- ・水、光、熱、振動等から薬品を保護する手だてを講じる。
- ・衝撃を与えたり、異物が混入したりすることのないように、薬品を適切に取扱う。
- ・分解したり、変質したりして危険を生じる可能性のある薬品には特に留意する。

- ・薬品保管庫が地震等により転倒しないように、上部と下部を壁などに固定する。
- ・重い薬品及び液体類は、収納する場所の下段に置く。
- ・間仕切りされた整理箱や緩衝材等を使用して、薬品容器の衝突を防止する。液体は、容器が倒れると漏れ出すこともあるので、特に留意する。

#### ⑦ 廃液処理の方法

「廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ廃棄してはならない」（毒物及び劇物取締法第十五条の二）とあるように、実験等で生じた実験廃液については、実験の後片付けの一環として、適切に分別して回収させることが重要である。

回収した廃液はすぐに処理することが望ましいが、処理するまでの間は、次のように一括処理可能な化合物ごとにそれぞれ別々の廃液タンクに貯留しておくことよい。各教育委員会単位で、定期的にあるいは不定期で処理を一括して業者に委託している場合もあるので、その場合はそれを利用する。

薬品の購入から、廃液処理に至る各段階で作業、留意点等がまとめられており、実務に役立つ内容となっている。

残念なことであるが、茨城県の教育委員会として、このような体系だったガイドラインは設けられていない。往査に際しては、同様な処理がなされているかを念頭に実態を検証した。

具体的には、県立学校における薬品の受払、薬品の棚卸、薬品の廃棄処理、薬品の施錠管理、薬品庫の転倒防止措置について統括責任者等への質問及び関連書類の閲覧を実施した。

薬品は、県立学校に配置された統括責任者により作成された受払簿等の記録に基づいて、適正な管理を実施することが必要である。また、薬品庫における薬品の保管に関しては、薬品が所定の場所に適切に保管されていることを確認するための定期的な点検棚卸の実施が不可欠であり、安全性の観点からも不要となった薬品は適切に廃棄処理することが求められている。さらに、薬品の盗難防止措置としての施錠管理及び災害等による薬品の飛散等防止策としての転倒防止措置も重要である。

#### 【指摘 10】（共通）

薬品の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書きの台帳では管理が困難になるのではないかと思われるケースが見受けられた。薬品の管理簿による継続受払記録が徹底されていない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、管理簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時に必要な数量を調達する適正数量での発注が徹底されていることも重要である。

薬品については、安全性の観点からも毒物及び劇物取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的に適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、各学校で定める薬品の取扱要領等の校内規程に則った薬品管理の徹底を図らなければならない。

**【指摘 11】**（石岡第一，鬼怒商業）

保管棚に保管されている薬品について，実際は開封済であるが在庫量の記載が未開封の在庫量と同等の扱いとなっている薬品が見受けられた。棚卸時に計量等を実施するなど，実態に合致した管理が必要である。

**【指摘 12】**（共通）

購入日が明確でない古い薬品については，担当者・管理者等の知識，裁量により取扱いに差が生ずる懸念があるため，適正かつ安全な管理体制の構築が必要である。

**【指摘 13】**（共通）

古く，また不用な薬品については，速やかに廃棄処理を進めることが必要である。薬品の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより，定期的な廃棄薬品の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し，効率的に実施すべきである。

**【指摘 14】**（日立工業，水戸商業，海洋，石岡第一，水戸聾）

薬品については，災害等の緊急事態に備えることを前提として，薬品の転倒による漏れや混合による発火，爆発を防ぐため，セパレート容器，間仕切り板などを利用して薬品の転倒防止措置をとるべきである。

**【意見 15】**（共通）

保管棚に保管されている薬品には，使用期限がないとの認識のものがある。生徒が使用するものであることを前提として，適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。

**【意見 16】**（下館第一）

酸素，水素，窒素，二酸化炭素のスプレー缶（箱入り）については，薬品ではないという認識のため，受払記録の対象外の在庫品となっており，ラックに入れられず，床に積まれている状態であった。保管場所には施錠がされているが，薬品と薬品以外の判断基準を明確にし，適正かつ安全に管理することが必要と考える。

## (2)農薬の取扱いについて

農薬は、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用し、使用基準を遵守することが求められている。

### ○農薬取締法

(目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。

4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

(農薬の使用の規制)

第二十五条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

各県立学校において、農薬の受払、農薬の棚卸、農薬の廃棄処理、農薬の施錠管理、農薬庫の転倒防止措置について統括責任者等への質問及び関連書類の閲覧を実施した。

農薬については、各県立学校に配置された統括責任者により作成された受払簿等の記録に基づいて適正な管理を実施することが必要である。農薬庫における農薬の保管については、農薬が所定の場所に適切に保管されていることを確認するための定期的な点検、棚卸の実施が不可欠であり、安全性の観点からも不要となった農薬は適切に廃棄処理することが求められている。また、農薬の盗難防止措置としての施錠管理及び災害等による農薬の飛散等防止策としての転倒防止措置も重要である。さらに、農薬の取り扱いに関しては、農薬登録番号及び農薬ラベル表示の確認が必須であり、散布作業及び作業後の処理についても十分に留意する必要がある。

#### 【指摘 15】（共通）

農薬の保管場所を視察すると、在庫数が多く、手書き台帳では管理が困難になるのではないと思われるケースが見受けられた。農薬の記録簿による継続受払記録が徹底されない場合には、あるべき残数量の把握ができなくなり、紛失してもその事実が発見できない。また、記録簿と実際在庫数量との定期的な照合の実施が重要であり、併せて、調達時には必要な数量を調達するという適正数量での発注が徹底されていることも重要である。

農薬については、安全性の観点からも農薬取締法等に準じた管理が必要であり、適正な在庫量及び網羅的かつ適時に記録された受払記録の管理方法を構築し、統一性のある規程・基準等を設けるべきである。

#### 【指摘 16】（銚田第二）

農薬の保管庫には農薬使用記録簿が備え付けられていたが、令和2年10月23日から記入を開始したものであった。これは、平成31年より適正農業規範【GAP(Good Agricultural Practice)】に取り組んだことにより、耕作単位ごとの農薬使用を重視して記録していたため、残量管理が不十分だったことが原因である。残量管理の徹底を図る必要がある。

#### 【指摘 17】（共通）

古く、また不用な農薬については、速やかに廃棄処理を進めることが必要である。農薬の管理及び廃棄等に関する基準等を遵守又は整備作成することにより、定期的な廃棄農薬の選定及び廃棄処理が可能となる。予算の優先順位を考慮し、効率的に実施すべきである。

**【指摘 18】** (石岡第一)

期限切れの農薬及び廃棄予定の農薬について、危険物を含めて棚の中に無造作に保管されている状況が見受けられた。危険物に対する取扱いの認識が希薄であり、適正な管理体制とは言い難い状態である。担当者・管理者等による現場判断という現状を見直し、適切な管理体制を構築すべきである。

**【指摘 19】** (石岡第一)

農薬については、災害等の緊急事態に備えることを前提として、農薬の転倒による漏れや混合による発火、爆発を防ぐため、セパレート容器、間仕切り板などを利用して農薬の転倒防止措置をとるべきである。

**【意見 17】** (共通)

保管棚に保管されている農薬には、使用期限がないという認識のものがある。使用等に際しては、生徒が使用するものであることを前提として、適正かつ安全な管理体制の構築を検討されたい。



## 6 図書の管理について

学校図書館の運営に当たって文部科学省は、「学校図書館の整備充実について（通知）（平成28年11月29日）」を発出し、「学校図書ガイドライン」において学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示している。

茨城県ではこれを受けて「学校図書館の整備充実について（事務連絡）（平成28年12月6日）」を発出し、「学校図書ガイドライン」を学校図書館の運営に活用することとしている。

### (1) 図書館資料の選定・提供

学校図書館における図書館資料の選定・提供については、「学校図書ガイドライン」において望ましい在り方を示しており、図書の選定について各学校において明文化した基準を設けるとともに基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましいとされている。

#### ○学校図書館ガイドライン

##### (5) 学校図書館における図書館資料

##### 1 図書館資料の種類

- ・ 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

##### 2 図書館資料の選定・提供

- ・ 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

## 【意見 18】（共通）

図書館資料の選定に関しては、生徒の希望等に基づいた選定を実施している県立学校が多い。また、選定の基準について明文化している県立学校もあるが、明文化していない県立学校もあり、図書選定を行うための校内組織の整備状況も学校によって異なっている。

図書館資料の選定を組織的・計画的に実施するために選定の基準を明文化すべきであり、また、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備すべきである。

## （２）図書館資料の整理・配架

学校図書館における図書館資料の整理・配架については、「学校図書館ガイドライン」において望ましい在り方を示しており、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましいとされている。

また、図書館資料は学校図書館における重要な資産であることから、定期的な現物確認が必要である。

### ○学校図書館ガイドライン

#### （５）学校図書館における図書館資料

#### ３ 図書館資料の整理・配架

- ・ 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- ・ 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- ・ 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

【意見 19】（共通）

図書館資料の定期的な現物確認については、①実施していない学校、②数年前に実施して以来実施していない学校、③毎年実施している学校があり、県立学校間において管理状況に大きな違いがあることが判明した。

図書館資料は、学校図書館の重要な資産であり、現物の有無の調査、紛失に伴う処理等を適時、適切に実施するため、図書館資料の現物確認を定期的に行うべきである。

（3）図書館資料の廃棄・更新

「学校図書館ガイドライン」においては、図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましいとされている。

○学校図書館ガイドライン

（5）学校図書館における図書館資料

4 図書館資料の廃棄・更新

学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

【意見 20】（共通）

図書館資料の廃棄の基準に関しては、①明文化している学校、②明文化していない学校がある。また、廃棄の基準を定めていても定期的な図書館資料の廃棄を実施していない学校もあり、図書館資料の廃棄の状況に関しては、県立学校間において大きな違いがあることが判明した。

図書館資料の廃棄の基準を明文化し、また、廃棄の基準には図書館資料の廃棄の頻度等を明文化することによって、図書館資料の廃棄を組織的・計画的に実施すべきである。また、図書館資料の廃棄の基準を明文化している県立学校にあっては、定期的な図書の廃棄を実施していない場合にはその運用を徹底すべきである。

## 7 生産物及び動物について

県立学校では、多くの物品を保有している。

物品に関しては、地方自治法第 239 条に規定されており、茨城県財務規則において「生産物」及び「動物」の定義が設けられている。

### ○地方自治法

(物品)

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

### ○茨城県財務規則

(物品の分類)

第 227 条 物品は、その適正な供用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。

- (4) 生産物 原材料を用いて労力又は機械力により新たに加工し、又は造成したものと及び産出物
- (5) 動物 獣類又は鳥類(にわとり及びきじ類に限る。)で繁殖、生産、試験研究等のため又は教材として飼育するもの

農業高校、工業高校及び特別支援学校では、教育の一環として生徒の実習等に際して、生産物や動物を扱うこととなる。生産物や動物については、教育に供されるとともに、売却等を通じて歳入となることから、茨城県財務規則に則り、適正に管理が行われることが求められる。

### (1) 生産について

茨城県財務規則第 228 条の物品の出納整理区分によると、生産を次のように定義している。

### ○茨城県財務規則

(物品の出納整理区分)

第 228 条 物品の出納は、次の各号に掲げる区分に従って整理するものとし、それぞれの内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (3) 生産 生産(製作及び漁獲を含む。)をすること。

また、同規則第 248 条では、生産物が生産されたときは直ちに、動物が出生、ふ化した時は出生又はふ化後 60 日以内に、生産物引継票又は動物引継票を起票し、引継ぐこととしている。

**○茨城県財務規則**

(生産物、動物の引継ぎ)

第 248 条 生産物が生産されたときは、生産を担当する職員(以下「生産担当職員」という。)は、直ちに生産物引継票を起票し、生産物を課長等に引き継がなければならない。

2 動物が出生し、又はふ化したときは、動物の飼育を担当する職員(以下「飼育担当職員」という。)は、出生又はふ化後 60 日以内に動物引継票を起票し、動物を課長等に引き継がなければならない。

これらによれば、生産物が生産等された時点で、引継票が起票されることが原則である。また、同規則第 249 条により、その出納の状況を生産物出納カードまたは動物出納カードにより記録することを求めている。

**○茨城県財務規則**

(生産物、動物の出納)

第 249 条 物品出納職員は、生産物の出納をしたときは生産物出納カードにより、動物の出納をしたときは動物出納カードによりその出納を記録しなければならない。

**【意見 21】(共通)**

生産物を保有する県立学校における生産物出納カードの記載は、生産と売却が同日、同数量となっていることから、売却の際に生産物引継票が起票されている可能性がある。生産物については、生産等の事実が発生した都度記録すべきである。

**(2) 生産物、動物の処分**

茨城県財務規則第 250 条により、生産物及び動物を売却又は棄却する場合は、生産物・動物処分決議票を起票することとなっている。ただし、同条第 3 項に該当する場合には、「(1) 生産について」の引継票の起票を省略することができるとされており、その場合においては、生産物・動物処分結果報告票を起票しなければならない。

**○茨城県財務規則**

(生産物、動物の処分)

第 250 条 知事等は、生産物又は動物で売払いを目的とするものを売却し、又は棄却することができる。ただし、売却することが不利又は不相当と認められるもののほか、これを棄却することができない。

2 知事等は、前項の規定により生産物又は動物を売却し、又は棄却しようとするときは、生産物・動物処分決議票を起票して行わなければならない。

- 3 生産担当職員又は飼育担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、第 248 条の規定にかかわらず、あらかじめ知事等の承認を得て生産物又は動物を直接売却し、又は棄却することができる。
- (1) 生産地又は飼育地が遠隔地である場合
  - (2) 緊急に売却しなければ変質する恐れがある場合
  - (3) その他特別の事情がある場合
- 4 生産担当職員又は飼育担当職員は、前項の規定により生産物又は動物を売却し、又は棄却したときは、生産物・動物処分結果報告票により知事等に報告しなければならない。

なお、平成 30 年 3 月 7 日付けの水戸農業高校事務室長発出の事務連絡によれば、上記第 3 項に該当する場合は、生産物の直接売却承認願の起票をもって「(1) 生産について」の手続に替えるとされている。

生産物及び動物の処分がされる場合は、いずれかの方法をもって記録されていることが必要である。

#### 【意見 22】(共通)

生産物の直接売却承認願により売却されている場合は、生産物出納カードの記載は生産と売却が同日、同数量で記載されることとなるが、それ以外の売却については生産日と売却日が異なることが通常である。また、年度末の残量も大半が 0 となっており、適切な管理ができていたとは考え難い。生産と処分は、あくまでも別の手続であり、滅失、盗難等の管理上も必要となるため、財務規則第 250 条第 3 項を拡大解釈することなく、厳密な手続がなされるべきである。

#### (3) 生産物の自家消費

生産物を自らの事務事業の執行に伴い使用することも考えられる(自家消費)。この場合においては、生産物引継票に自家消費の用に供する旨を記載しなければならない。また、生産物出納カードの払い出し欄に自家消費と判別できるよう記載することが必要である。

#### 【意見 23】(共通)

各校において、自家消費の計上は限定的である。生徒が実習に際して試食等したものについては、計上の必要はないと考えられるが、公金により生産されたものであり、売却が可能な生産物については公の財産となるため、その状況は厳密に記録されるべきである。

#### (4) 分類換え

茨城県財務規則第 238 条によると、物品の分類換えを行う場合には、物品出納管理通知票を記載することとされている。生産物及び動物については、備品又は消耗品等への分類換えが考えられる。分類換えを行った場合は、分類換え後の区分に従い、適正に管理されなければならない。

##### ○茨城県財務規則

(分類換え)

第 238 条 課長等は、物品を分類換えしようとするときは、物品出納管理通知票を起票して行わなければならない。ただし、生産物で種子若しくは飼料とするもの、研究、試食、贈答等の用に供するもの又は不用の決定をしたものを直ちに消費し、売却し、又は棄却する場合にあっては、この限りでない。

なお、生産物や動物を試食、贈答等の用に供した場合は、同条ただし書き以降に該当するものと考えられ、必要な事務手続は定められていない。

## 8 情報セキュリティについて

情報技術の進展に伴い、あらゆる業界で、手作業を中心とした仕事の進め方から、パソコンやネットワークを利用した ICT 化による仕事の進め方へと変化がみられている。仕事に携わる多くの人々が、必要な情報を共有しながら仕事を進めることが可能となる一方で、秘匿性のある重要な情報であっても、データを大量に移動させることが容易な職場環境となり、適切な対策が講じられていなければ情報漏洩のリスクが顕在化しやすい状況となっている。

県立学校の校務における ICT 化の現状と課題については、①必要にして十分な情報セキュリティ対策となっているか、②適切な USB メモリの現物管理が実施されているか、③適切なパソコンの現物管理が実施されているか、④専門性の高い ICT 化業務へ対応する人材配置がなされているかを検討することとした。

また、民間組織が実施した学校現場における情報漏洩事故の発生状況に関する調査結果では、発生原因として、「書類」の紛失・置忘れに次いで、USB メモリ、パソコンの紛失・置忘れが多いことが報告されている。

前回の包括外部監査結果でも、USB メモリの管理が不十分であることに対する指摘があることから、特に配慮して監査を実施した。

### (1) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策については、属人的な対応ではなく、組織的な対応が体系立てて行われていることが特に重要である。

組織的な情報セキュリティ対策への取組としては、以下のような体系的なルール整備が行われている。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 情報セキュリティのルール体系<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 茨城県全体に適用されるセキュリティ対策として以下が整備されている。<ol style="list-style-type: none"><li>①情報セキュリティ基本方針を定める規程</li><li>②情報セキュリティ対策基準</li></ol></li><li>(2) 上記の基本方針・対策基準に関して、学校別の情報資産に関する具体的なセキュリティ対策を定めるものとして、以下が整備されている。<ol style="list-style-type: none"><li>①情報セキュリティ実施手順を定める要項</li><li>②情報システムの利用に関する規定</li></ol></li></ol></li><br/><li>2. 個人情報保護については、「茨城県個人情報の保護に関する条例」及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに関するガイドライン」に基づいて、学校別に「児童生徒等に関する個人情報の取扱い規程」が整備されている。</li></ol> |
|--|



また、USB メモリの取扱いや情報機器の廃棄手続等について、所管部署からの通知により統一的な対応を図るよう取り組みされている。

また、情報セキュリティ対策の対象となる情報資産については、以下のように対象となる情報資産の洗い出しとその重要度の分類、重要度に応じた取扱いがルール化されている。

学校別の規程では、章立てが異なることがあるが、概ね以下の内容がルール化されている。

- ・学校で保有する情報を、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、重要度別に分類する。
- ・分類された情報資産について、アクセス権限や保存場所等の取扱いを定める。
- ・分類や取扱いについては、一覧表を作成して理解・周知を図る。

## (2) USB メモリの現物管理

教職員が作成したデータは、パソコン内には保存せず、教職員が利用するネットワーク（以下、「校内 LAN」）上の「校内ファイルサーバ」に保存することとされている。なお、学校内に構築されたネットワークである校内 LAN については、セキュリティ対策の観点から、生徒が利用できる「教育セグメント」と教職員が利用する「校務セグメント」に分離されており、「校内ファイルサーバ」は、教職員が利用する「校務セグメント」に接続した端末でのみアクセスできるように設定されている。

したがって、校内ファイルサーバに保存されたデータは「教育セグメント」の端末からアクセスすることはできない。つまり、生徒が利用可能な教室にある端末からはアクセスできないようになっている。また、外部ネットワークからもアクセスはできないよう設定されている。

「校内ファイルサーバ」に保存したデータについて、ルールに則ったアクセス制限が図られる一方で、以下のような状況では、当該データを利用するために USB メモリを使わざるを得ないケースが生じている。

- ・校務セグメントで作成したデータを、外部（研修や講演等）で利用する場合
- ・校務セグメントで作成したデータを、教育セグメントで利用する場合
- ・校務セグメントで作成したデータを、行政ネットワークで利用する場合

USB メモリに関するセキュリティ対策については、上述のルール体系の中で「外部記憶媒体」に関するルールとして定められている。

学校別の規程のため、学校毎に異なる部分があるが、概ね以下のルールが採用されている。

- ・USB メモリは学校が用意したものを貸与して、教職員が利用する。
- ・貸与する USB メモリの本数を限定する。

- ・貸出記録簿を作成して利用状況を管理する。
- ・外部に持ち出す際には、持ち出し記録簿により利用状況を管理する。

USB メモリについては、利便性が高い一方で、持ち運びが可能な記憶媒体であることから、置忘れや紛失にも留意しなければならない。慎重な対応が求められる USB メモリのセキュリティ対策について、ルールの周知や運用状況を確認することとした。

#### 【指摘 20】（共通）

貸与 USB メモリの利用状況については、その利用目的・利用ケースを具体的に把握できるような記録が必要である。利用目的・利用ケースを把握することにより、USB メモリを利用しなくてもすむ環境整備の検討材料とすることも必要である。

また、利用状況の記録・管理の徹底を図る観点からも、貸与 USB メモリの員数管理を厳格に行い、定期的な棚卸照合を行うことも必要である。

#### 【意見 24】（共通）

利用状況をヒアリングしたところ、USB メモリの利用がないケースや利用件数が少ないケースが見受けられた。

「校内ファイルサーバ」に保存されたデータへのアクセス制限が図られている状況下で、USB メモリを利用せざるを得ないケースは一定数あると想定される。

個人 USB メモリの利用を徹底的に排除する観点から、貸与 USB メモリが許可されるケースについては、利用申請や許可の判断を速やかに実行することが必要である。

#### 【指摘 21】（海洋）

USB メモリに関しては、貸出管理簿等を作成し、貸出し及び返却の管理をすべきである。

#### 【意見 25】（共通）

USB メモリについては、暗号化機能があるものの使用を検討されたい。

#### 【意見 26】（共通）

データの保存場所については、学校別規程の中で、情報資産の重要度に応じた取扱いや保存場所を定めており、明確にされている。

ただし、保存場所が複数あり、情報資産の重要度に応じてどこに保存すればよいかを正確に理解していなければならず、保存するデータの重要度分類を正しく理解したうえで、どのネットワーク上のどの保存場所であればデータ保存が許可されるのかを正しく判断する必要がある。データの重要度に応じて自動的に保存場所が指定されるわけではないため、データを扱う人の理解度や規範意識が重要となる。

「ルールの理解不足」、「重要性の理解不足」、「ルールが難解でわかりづらい」、「周知不足」

等によるルール不徹底が発生していないか、懸念される状況はないか再点検が必要と考える。

### (3) パソコンの現物管理

パソコンの現物管理において、次の状態にあるものは特に注意が必要である。

- ・リース契約終了後に返却されず利用を継続しているパソコン
- ・金額基準により、備品管理対象外となり備品台帳に記載されていないパソコン

これらはリース物品としても備品としても管理台帳の記載対象外となるため、意図して管理対象とする必要がある。

パソコンについて、あるべき現物の数量を把握し、定期的な棚卸により記録と現物の照合を行う管理対象としておかなければ、紛失しても気付くことができないおそれがある。また、パソコンを廃棄する場合には、記憶装置の物理的破壊を徹底する等の対策を講じているが、このような対策の穴となってしまう恐れもある。

取得する経緯によらず、すべてのパソコンについて管理台帳作成が徹底されているかについても留意して検討を実施した。

パソコンについては、備品台帳やネットワーク接続端末一覧表において、対象となる現物の管理が行われている。ただし、金額基準により備品となっていないパソコンや、リース契約終了後のパソコン、ネットワーク未接続のパソコン等、上述の管理台帳の記載対象とならないパソコンも存在している。パソコンについての網羅的な把握、一元的な管理ができる管理台帳を作成するルールについては明確にはなっていなかった。

なお、一部の学校では、一元的な管理を可能とする一覧表を作成し、棚卸も実施できるように管理しているケースがあった。

#### 【指摘 22】(共通)

リース契約終了後のパソコンや金額基準により備品とならないパソコン、廃棄予定によりネットワーク未接続のパソコンがある場合、ネットワークの接続の有無に関係なく、明確にその存在を把握し、管理対象とするための台帳を整備する必要がある。

また、台帳に基づいて定期的な棚卸を実施し、情報機器に関する廃棄手続の漏れが生じないよう留意する必要がある。

#### (4) 専門性の高い ICT 化業務へ対応する人材配置

人材配置の視点については、以下の報道でも紹介されているとおり、学校現場に限らず日本全体で IT 人材の偏在が指摘されている。校務における ICT 化対応のための人材配置について十分な専門人材が配置できているかに留意して監査を実施することとした。

### 官庁・学校は 1%未満 IT 人材、偏り著しく一経財白書

2020年11月07日07時22分

#### IT 人材が従事する産業の各国比較

	IT 産業	IT 産業以外
フランス	46.6%	53.4
ドイツ	38.6	61.4
英国	46.1	53.9
米国	35.5	64.5
日本	72.3	27.7

(経済財政白書から)

IT 人材が従事する産業の各国比較

政府が 6 日公表した 2020 年度の年次経済財政報告（経済財政白書）は、新型コロナウイルス感染拡大であらわになった日本のデジタル化の遅れの分析に力を入れた。この中で「IT 人材」と呼ばれる専門知識を持つ人のうち、官公庁や学校など公的部門で働くのは全体の 1% 未満にすぎないと指摘。IT 人材の不足や著しい偏りがもたらす問題点を浮き彫りにしている。

白書によると、日本ではシステム設計者らの 7 割が情報処理・サービス業など IT 産業に従事する。一方、欧米主要国でこの比率は 5 割以下で、IT 人材が卸売・小売業や金融・保険業など幅広い業種に分散しているのが特徴だ。例えば米国やドイツでは 60% 以上が非 IT 産業

で活躍している。

中でも、官公庁や学校など公的部門の従事者は日本では 1% 未満にとどまり、1 割以上を占める米国と比べて差が大きい。人材が IT 産業に集中すると、システム開発を発注する側に十分な知識を持ったスタッフがそろわず、効率的な投資ができなくなる弊害が生じるといふ。

実際、デジタル化の遅れがコロナ禍では給付金の支給遅延など大きな混乱を招いた。菅政権にとって行政の IT 化は待ったなしの課題だ。

民間部門でも IT 投資は不足している。17 年の民間のソフトウェア投資額は 1995 年の 2.4 倍に増加したが、米国は 5.1 倍、ドイツは 3.3 倍に上る。官民を挙げてデジタル化を加速しなければ、日本は効率化や生産性の向上で諸外国に大きく後れを取る恐れがある。

出典：時事通信社 JIJ.com 配信ニュース

また、IT 人材の配置については、課題認識をしたとしても、一朝一夕に対応できる状況ではなく、ICT 化の推進と併せて長期間を見据えた計画的な人材育成を行っていくことが必要である。以下、ICT 化の推進と併せた人材育成に関する考え方として、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2020 年（令和 2 年）11 月 27 日最終改定）」（情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の記述を引用する。

#### 第 5 章 人材の育成・確保

政府情報システムを整備するプロジェクトを適切に遂行し、かつ、運用管理ができる

IT 人材は高度かつ専門的な技能と経験を有すべきである。また、当該政府情報システムを効果的に活用して政策目的を達成するためには、広く職員の IT リテラシーの向上が不可欠である。この認識の下、各府省は、主体的にプロジェクトを推進し、また、政府情報システムを効果的に活用することができるよう、IT 人材の育成・確保及び一般職員に対する研修等に努めるものとする。

1. 人材の育成・確保の留意事項 各府省は、IT 人材の育成・確保等を行う場合には次の(1)から(5)までに掲げる点に留意するものとする。

(1)IT 人材の育成は、短期的かつ散発的な対策では解決困難である。このため、例えば、プロジェクトの核となる職員が、それらのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションの工夫を検討する等、中長期的な視点に立って、計画的に IT 人材の育成・確保を推進すること。

(2)政府情報システムを整備し、運用するに当たって、IT 人材の育成は、単に政府情報システムに関する専門的・技術的な知識・能力だけでなく、業務分析、サービス・業務改革の企画立案、プロジェクト管理等の能力の取得が重要であること。

(3)全ての分野において十分な技能や経験を持つ人材を育成・確保することは、現実的に極めて困難であることから、各人が不足する技能や経験をそれぞれで補い合いながら、個別の職務に当たらせるような工夫が必要であること。

(4)国際的な要請に対応する分野（例えば、条約の遵守や ISO 規格への準拠、国家間の相互運用）、国際的な情報共有や情報セキュリティ等の連携による対応の重要性が増している分野については、国際的な対応が可能な人材の育成・確保も視野に入れること。

(5)サービス・業務の実施には、行政のデジタル化の推進とともにさまざまな業務において、情報システムを活用してのデータ収集等のライフサイクル管理、データ分析等の活用ができることが不可欠であることや、情報セキュリティについて様々な問題が生じている現状からすれば、IT 人材に限らず、一般職員においても業務で取り扱う情報資産を理解した上で情報システムを安全かつ効果的に利用して業務の効率化を図るために IT リテラシーの向上にも努めることが重要であること。

校務への ICT 活用、教育への ICT 活用を推進する一方で、セキュリティ対策についても十分な対策を講じる必要もあり、その対策業務を分掌された組織・担当者に相当な業務負荷が発生していることが予想される。

学校現場だけの課題ではなく、社会全体でも専門性の高い ICT 化に対応できる人材が不足しており、その配置について IT 業界への偏りが見受けられるという現状認識がある中で、学校現場における ICT 化対応の人材配置の実状を把握できるように検討を実施した。

各学校では、「情報セキュリティ実施手順を定める要項」を整備し、当該要項で求めるセキュリティ対策業務を実行する組織として、「部」・「係」・「担当」を設置している。組織上の構成に違いはあるが、当該組織に所属して実務を担う担当者は、教員であり、教育業務と

セキュリティ対策業務とを兼務する状況となっている。

なお、上述の学校別に定められた規程の中で、情報セキュリティ対策として割り当てられている業務については以下のとおりである。相応の規模のある事業会社であれば、専門部署・専門人材で対応する業務の質・量であり、教員が兼務で対応することには相当の困難がともなうものと想定される。

学校別に対応する組織について、専門部署を設けるケースや、係を設けるケースなど、組織構成に違いはあるが、概ね以下の内容を検討し、業務として担当することとなっている。

<検討する事項>

- ・校内規程の作成・変更
- ・情報管理に関すること
- ・ICT 教育に関すること
- ・機器等の管理に関すること
- ・インターネット及び校内 LAN に関すること
- ・教育情報ネットワークの利用推進に関すること
- ・職員への研修に関すること
- ・情報セキュリティ・情報モラルに関すること
- ・関連部署との連携のコーディネート

<割り当てられる業務>

- ・校内の情報機器，視聴覚機器，放送機器及び関連機器の管理
- ・ソフトウェアの管理
- ・情報の管理
- ・情報教育，視聴覚教育についての指導・研修
- ・校内 LAN の管理
- ・教育情報ネットワーク内コンテンツの管理
- ・インターネットの接続
- ・電子メールの管理
- ・学校ホームページの編集・管理
- ・関係部署との連携

【意見 27】（共通）

教員の ICT スキルの向上を促す研修を実施して、一部の教員に業務負担が偏らないようにしている。しかしながら、往査を実施した県立学校における情報管理者の理解度には大きなギャップがあることから、すべての教員間では更なるギャップがあると考えられる。

教職員に対して ICT スキルを向上させるためには、現在の研修会の開催のみでは不十分であり、研修会受講後の個々人の理解度を的確に把握しなければならない。

継続的な研修の実施とそれによる習熟度の確認方法を検討するとともに、費用対効果を考慮し、必要がある場合には外部の専門人材の活用も検討されたい。

**【意見 28】（共通）**

教員が ICT 化対応を兼務しているが、本来の教育業務に支障をきたすことのないように配慮し、教員以外でも担当可能な業務については、学校職員の活用を検討されたい。

データのバックアップについては、「情報セキュリティ実施手順を定める要項」のなかで、「バックアップ・リカバリ手順」を定めて対応することが求められている。

**【指摘 23】（共通）**

情報資産の重要度、業務継続の確保の観点等を踏まえて、バックアップの取得頻度、バックアップ媒体の保管方法、リカバリの訓練等も含めた具体的なバックアップ手順を定め、事故・災害等に対応できる体制を整える必要がある。

また、サーバの設置場所について、保存するデータの重要度や業務継続の確保の観点から、施錠できる場所での設置や、耐震性のある専用ラック内に保管すること等も含めて検討する必要がある。

**【指摘 24】（牛久栄進，鹿島特別支援）**

iPad、ルーター等に関しては、貸出数量が多いケースもあり、また、持ち運びが容易で、紛失の可能性がある情報機器である。現物管理を徹底するために、管理簿の作成や定期的な棚卸の実施が必要である。

また、現物の保管についても、施錠できる場所での保管、鍵の管理の徹底が必要である。

## 9 勤怠及び給与について

茨城県では職員の給与に関する条例において職員の給与について定めている。教職員の給与の範囲については、茨城県教育庁総務企画部総務課発行の「給与事務の手引」には以下のとおり記載されている。

### ○職員の給与に関する条例

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」と総称する。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### ○給与事務の手引

給与とは、給料、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当等で労働の対価として支払われるものをいう。

(旅費、児童手当等は給与に含まれない。)

特殊勤務手当とは、教員特殊業務手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、有害薬剤等取扱手当、水上作業手当、特殊現場作業等手当、潜水作業手当、夜間学級担当手当等をいう。

教職員の給料、諸手当、共済負担金等の算定は教育庁総務課で、支給手続は総務事務センターで実施していることから、県立学校においては教員特殊業務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当等の算定の基礎となる勤怠の管理についての監査を実施した。

### (1) 教員特殊業務手当

教員特殊業務手当は、学校の管理下で行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等の引率指導業務、対外運動競技等の引率指導業務、部活動の指導業務等に従事した場合で、その業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときに、その業務に応じ、日額で一定額を支給しようとするものである。

教員特殊業務に従事する職員は、「教員特殊業務従事簿」にその従事する業務を記入し、事前に管理者へ届け出ることとなる。具体的には業務に従事する前に「教員特殊業務従事簿」を作成し承認者へ提出し、校長及び副校長・教頭による業務内容の承認を行う。業務に従事した後、校長及び副校長・教頭による業務内容の確認、事務担当者による支給要件の確認を



行い業務従事の翌月に支給される。

教員特殊業務手当については、週休日等に行う部活動指導業務において、指導を行っていないにもかかわらず行ったものとして虚偽の申請を行い、3年にわたって教員特殊業務手当を不正に受給するという非違行為も発生していることから、茨城県教育委員会教育長より「教職員の非違行為の根絶と信頼回復に向けて（通知）」（令和元年10月10日付け文第1626号）を発出して、教員特殊勤務従事簿等（部活動の指導業務）の適正な運用について県立学校長に以下の対応の実施を指示した。

**○教職員の非違行為の根絶と信頼回復に向けて（通知）（令和元年10月10日付け高教第1626号）**

**2 教員特殊業務従事簿（部活動の指導業務）等の適正な運用について**

- ① 部活動については、「部活動の運営方針（令和元年7月）」（令和元年7月18日付け文第1221号）に基づき、年間の活動計画・活動実績を適切に策定・公表すること。
- ② 部活動の指導業務については、①を踏まえ、教員特殊業務従事簿により、業務従事前（計画）及び業務従事後（実績）における確認を徹底すること。

なお確認にあたっては、週休日等における各部活動顧問の動静表の掲示や同一部活動内における他顧問との従事状況等の比較など、それぞれの学校において工夫し対応すること。

**【意見29】（共通）**

各県立学校においては、教員特殊業務従事簿における業務従事前（計画）、業務従事後（実績）は実施されている。また、併せて部活動の活動計画を利用した確認（職員室への掲示等含む）、同じ部活の顧問相互間での確認及び管理職による実績の確認など、各県立学校において工夫をしながら対応している状況も見られる。

しかしながら、教員特殊業務における部活動の指導等が休日に行われ、必ずしも出張を伴うものではないことから、特殊業務従事の実績の確認についてはその実効性が確実には担保されていないのが現状である。

特殊業務の実績時間を含め、教職員の時間外及び休日の勤務時間等をより確実に把握、管理できる方法を検討すべきである。

**（2）時間外勤務手当及び休日勤務手当**

時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象となるのは職員のみであり、教員についてはこれに代わり教職調整額及び教員特殊業務手当が支給されている。

**○職員の給与に関する条例**

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に

勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(休日勤務手当)

第17条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定(教職員勤務時間条例第2条において準用する場合を含む。))に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

#### ○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第三条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額を百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

時間外勤務手当及び休日勤務手当の算定の基礎になる時間外勤務時間及び休日勤務時間は「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」によりその承認及び確認が行われる。

具体的には勤務者が「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に勤務予定時間を記載、押印し、直接監督責任者に提出する。直接監督責任者は、勤務者から提出された勤務の内容及び勤務予定時間について、当該勤務者から聴取をし、必要があると認める場合には押印し、命令権者に回議する。命令権者は、回議を受けた勤務の内容及び勤務予定時間を確認し、必要があると認める場合には勤務命令時間を記載、押印し、勤務者に命令する。

時間外勤務等を行った翌日には直接監督責任者が勤務時間の確認を行い、命令権者に報告する。勤務時間が命令時間と異なった場合には、勤務者が勤務時間を変更した理由を記載し、直接監督責任者が勤務の内容及び勤務時間を確認の上、命令権者に回議、承認を受ける。

### (3) 出勤管理

教職員の出勤管理に関しては「出勤表」に押印することによって行われており、また、年次有給休暇、振替休日等の休日等も記載されている。「出勤表」の出勤日数に関しては、管理職員特別勤務手当等の勤務が支給基準になる手当の算定基礎となることから、「出勤表」の管理状況に関しても確認した。

#### 【指摘 25】(水戸商業)

教職員が出勤しているにもかかわらず、「出勤表」に押印していない事例が発見された。「出勤表」は、教職員の出勤管理上重要な書類であり、また、勤務を基準とする手当の算定基礎となる書類であることから、「出勤表」の押印管理を徹底すべきである。

## 10 旅費（修学旅行，国際交流事業を含む。）の取扱いについて

旅費は，公務のために出張する職員に対し，出張に要する費用として支給される。県立学校では旅費の根拠法令である「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」，条例についての詳細を定めた「職員の旅費に関する規則」，条例の運用面に関する通知である「職員の旅費に関する条例の運用方針等について」，定式的な旅費の調整方法について規定している「教職員の旅費の調整基準に関する訓令」等に基づき旅費の支給が行われるため，旅費の支給額の算定及び手続について，以下の観点により監査を行った。

### ○職員の旅費及び費用弁償に関する条例

（旅費の支給）

第3条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)を除く。以下この章及び付則第4項において同じ。))が出張し，又は赴任した場合には，当該職員に対し，旅費を支給する。ただし，赴任に係る旅費については，当該赴任が職員(同条第1項第2号に掲げる職員を除く。)の住所又は居所の移転を伴うものである場合に限り，支給する。

### (1) 旅行命令

県立学校における旅行命令は，「出張伺」の承認によって行われる。具体的には，出張者は「出張伺」に出張期間，発着地，目的地，用務内容等を記載し，事務(室)長が内容を確認し，校長，副校長及び教頭の承認を受ける。

### ○職員の旅費及び費用弁償に関する条例

（旅行命令）

第4条 前条第1項の規定に相当する旅行は，旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

### (2) 出張報告

出張後の出張内容の報告は，「出張復命書」によって行われる。出張後に出張者は「出張復命書」に出張期間，発着地，目的地，用務内容等を記載し，事務(室)長が内容を確認し，校長，副校長及び教頭の承認を受ける。

### 【指摘26】（鬼怒商業）

出張予定のキャンセルについては，出張復命書の欄に「雨天中止による日程変更のため出張なし」との記載をして書面保存している場合と書面作成は出張伺の段階までで教員自身が破棄している場合がある。出張伺のみの書面を確認することはできなかった。出張の取り止めについて統一性のある手続及び書類の保存方法を検討すべきである。

### 【意見 30】（共通）

出張内容変更の場合は、変更項目を出張復命書に上書きして印刷保存している場合と、赤字等を出張復命書自体に訂正を記載している場合がある。変更訂正方法について統一性のある管理体制の構築を検討すべきである。

### 【意見 31】（日立工業，海洋，水戸聾）

出張復命書について出張後数か月後に提出されている事例が見受けられた。また、これに伴い旅費の精算時期も遅れていた。出張復命書は、内容等の報告及び旅費精算の基礎となることから出張後速やかに提出し、事務（室）長の確認、校長及び教頭等の承認を受けるべきである。

## （3）旅費の計算及び支給手続

職員の旅費及び費用弁償に関する条例によれば、旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされている。「最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法」とは、単に鉄道賃等の比較だけでなく、旅行日数の多少による旅行雑費、宿泊料等を含めた旅行全体の所要額の多寡のほか、時間的な合理性等も含めて総合的に判断した経路及び方法のことである。

県立学校の教員に対しては、行政端末機が配布されていないので、旅費の申請については、事務室において出張伺及び出張復命書に基づき代理入力を行い、申請に基づいて出張者に旅費が支給されている。

### ○職員の旅費及び費用弁償に関する条例

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、赴任に係る旅費は、旧居住地から新居住地までの路程に応じ、最も経済的な通常の経路及び公共交通機関の利用により旅行した場合の旅費により計算する。

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法(赴任の場合にあっては、最も経済的な通常の経路及び公共交通機関の利用)によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(平 22 条例 4 ・全改)

## （4）修学旅行の旅費

修学旅行の引率に伴い、出張した教職員の旅費に関しても上述した旅費の支給手続と同様の手続により支給される。また、修学旅行において、生徒等を引率して宿泊する場合は、学校の計画により宿泊施設等が指定され、その宿泊料が明確であることから、宿泊料の定額

を上限に実費弁償の原則に基づき調整している。これらの調整に関しては「教職員の旅費の調整基準に関する訓令」（平成2年茨城県教育委員会訓令第1号）に基づき行っている。

また、修学旅行に際しては目的地、修学旅行の内容、旅行代理店の選定等も実施され、生徒等の旅費の精算も行われるため、これらの一連の過程及び手続についても確認した。

#### 【指摘 27】（共通）

修学旅行の費用に関して生徒が負担する旅行代金と引率の教職員が負担する旅行代金に差異が見受けられた。引率の教職員に関しては、入場料が免除される施設があるなど合理的な理由による旅行代金の差異もあるが、宿泊料、企画料及びその他諸費用など合理的な理由が確認できない旅行代金の差異もあった。修学旅行の旅行代金に関しては、生徒と教職員の公平な負担の観点から、合理的な理由なく旅行代金に差異を設けるべきではない。また、合理的な理由によって生徒と教職員の旅行代金に差異を設ける場合であっても、修学旅行の旅行代金の透明性を確保する観点から、旅行代金の差異についてその理由を明確にした説明資料等を保存しておくべきである。

#### 【指摘 28】（多賀）

茨城県の基準では、修学旅行の旅行代金は一人当たり 110,000 円までとされているが、生徒の負担する旅行代金は 112,394 円と茨城県の基準を超過していた。県立学校としては、茨城県の基準の範囲内で修学旅行の旅行代金を設定すべきである。

#### 【指摘 29】（共通）

修学旅行の引率の教職員に関する修学旅行の旅行代金については、学年主任が引率の教職員から旅行代金を徴収し、事務室より旅行会社に支払いを行っている。引率の教職員に関する旅行代金と生徒が負担する旅行代金を比較すると、宿泊費等の教職員への請求額が県の旅費規程の上限額まで減額されるなど不適切な事例が見受けられており、是正が必要である。

### （5）国際交流事業の旅費

#### 【指摘 30】（鉾田第二）

参加した教職員の旅費算定に誤りがあったものと、参加した教職員の旅費について、旅費支給を受けたにもかかわらず、実費徴収もれとなっているものがあつた。実費徴収後に旅費を支給するよう統一すべきである。

また、このような誤りが発生した原因としては、規定に基づく検査及び会計報告が行われていないことが一因とも考えられ、団体費の取り扱いに準じて適正に会計処理を行うことが必要である。

## 11 学校評価について

### (1) 学校評価の経緯と概要

学校評価については、平成 14 年 4 月に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされ、また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。また、高等学校においては、高等学校設置基準を一部改正し、学校が自己点検・自己評価を行い、その結果を公表することを努力義務とした。

これを踏まえ、県教育委員会では「学校評価のリーフレット」を作成して学校評価の円滑な実施に資するとともに、平成 16 年 2 月に「茨城県県立学校管理規則」を一部改正し、校長が、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを義務付けた。そして、平成 16 年度からは、全県立学校において、目指す学校像、中期的目標や重点目標を明らかにした「学校経営計画表」を策定するとともに、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価する「学校評価」を行うことにより、組織的・継続的に教育活動及び学校運営の改善を進めてきた。

文部科学省においては、さらなる学校評価の推進を図るため、平成 19 年 6 月に学校教育法、同年 10 月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

茨城県においては、平成 20 年 4 月から全県立高等学校において「学校関係者評価」(保護者、学校評議員、地域住民などにより構成された委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本に評価を行う評価。外部評価の一種)を実施し、保護者や地域住民の意見を積極的にくみ取り、反映させていくとともに、家庭・地域との相互連携を深め、信頼関係の促進を図ることとした。

また、平成 20 年には、従前のガイドラインについて、新たな法令の規定及び文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、記述の全面的な見直しを実施され、従前は含まれていなかった高等学校を対象に加えた「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が作成され、平成 27 年 6 月の学校教育法等の改正により小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたこと等を受け、有識者からの意見聴取等を踏まえ、小中一貫教育の実施に当たっての学校評価の在り方に関する記述が追加されることとなった。

#### ○学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕文部科学省平成 28 年 3 月 22 日

#### 4. 高等学校、特別支援学校の特性

##### ①高等学校の特性

- 高等学校は、その学校運営の骨格は、義務教育諸学校である小学校及び中学校等と共通する面が多く、学校評価や情報提供の進め方についてもこれまでの記述が基本的に妥当する。

学校教育法及び学校教育法施行規則においても、特に学校種を区別することなく、学

校評価や情報提供の基本的な進め方について同様に規定しているところである。

- ただし高等学校は、例えば全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など、様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方などの特性が存在する。また、公立の義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、生徒の募集・選抜や広報活動等も重要な事務となっている。

このため、これらに留意した学校評価や情報提供の取組が必要であり、その際、例えば以下のように、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定については、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

- 専門高校については、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育を行うことが重要であり、学校評価を行うに際しては、その特性を十分踏まえて実施することが必要である。

また、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等については専門高校に特有の内容が考えられる。それについて検討する際の視点となる例については、【参考2-1】に併せて掲載する。

- 高等学校の定時制・通信制課程については、様々な生徒を対象に多様な履修形態による教育機会を提供していることなどから、学校評価を行うに際しては、その特性を十分踏まえて実施することが必要である。
- なお、高等学校の特性を踏まえた第三者評価の在り方などについて、今後さらに検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。

## ② 特別支援学校の特性

- 特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行うこととされており、学校運営の基本的な事項についても、法令上、小・中学校等の規定が準用されていることなどから、学校評価や情報提供の進め方についても、これまでの記述が基本的に妥当する。

- ただし、児童生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具、施設・設備、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言や援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。

このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

- なお、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方などについて、今後さらに検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。



## (2) 学校評価の種類

学校評価の種類は、次のとおりである。

自己評価	自己評価	校長のリーダーシップのもとに教育目標の達成状況やその他の学校運営の状況について、各学校の教職員が自ら点検・評価を行うことを指す。
	外部アンケート等	<p>児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することにより、自己評価の適切さについて評価するための資料とするために実施する。</p> <p>これまで外部評価ととらえてきた例も見られたが、「外部アンケート等」と呼び外部評価と区別する。</p>
学校関係者評価（外部評価）		保護者、学校評議員、地域住民などにより構成された委員会等が、自己評価の評価結果について評価することを基本に評価を行うこと。
第三者評価		<p>第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。</p> <p>第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。</p>

※茨城県においては、第三者評価は実施していない。

### (3) 学校評価の流れ

学校評価の流れは、次のとおりである。

#### ① 重点化された具体的な目標の設定

↓ ・重点化された目標設定が自己評価の始まりであり、重点目標は学校の課題に即した具体的で明確なものとする。総花的な設定を避けて精選することが重要とされている。

#### ② 重点目標の達成を目指した具体的な取組の推進

↓ ・目標の達成状況を把握するための（成果に着目する）ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための（取組に着目する）評価項目・指標等について、目標達成を目指す過程（プロセス）にも着目しながら推進する。

#### ③ 継続的な学校運営に関する様々な情報・資料の収集・整理

↓ ・情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己評価の実施や保護者等に対する情報提供等に適切に活用する。

#### ④ 外部アンケート等の実施

↓ ・外部アンケート等の実施を含め、学校運営に関する様々な情報・資料を、継続的に収集・整理。

#### ⑤ 自己評価の実施

↓ ・全教職員の参加により、組織的に自己評価を行う。

#### ⑥ 自己評価の結果の報告書の作成

↓ ・自己評価の結果及び今後の改善方策について報告書にとりまとめる。

#### ⑦ 学校関係者評価の実施

↓ ・自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行う。

#### ⑧ 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表、報告書の設置者への提出

↓ ・自己評価の結果、それを踏まえた今後の改善方策を広く保護者や地域住民等に公表する。また、各学校は、自己評価の結果及び今後の改善方策をとりとまとめた報告書を設置者に提出する。

#### ⑨ 評価の結果と改善方策の公表

・自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させる。

#### (4) 茨城県における実施状況

県立高等学校・県立中等教育学校・県立中学校では、各学校の教育活動を点検・評価して「評価結果」としてまとめるとともに、評価結果から明らかになった課題や保護者、地域住民の方々の評価、要望等を基にして翌年の「学校経営計画表」を策定し、それぞれを各学校の Web ページにおいて、「経営計画表」、「自己評価表」を公開している。

##### 【意見 32】(共通)

教育委員会では、毎年度、すべての県立学校から「学校経営計画表」及び「自己評価表」のデータを収集し、過去3年間分のデータを教育委員会の Web ページで公開している。

しかし、これらデータを必要とする者は、必要とする学校の Web ページからこれらデータの入手を検討する可能性が高い。

また、各学校の Web ページで公表されている「学校経営計画表」・「自己評価表」は、複数年度を公表している学校、単年度のみ公表の学校もある。利用者の利便性を高めるためにも、統一することが望ましい。

##### 【意見 33】(共通)

学校によっては、「自己評価」のみ公表している学校と「学校関係者評価」も合わせて公表している学校があり、統一性がない状況となっている。

「学校関係者評価」については、その実施と公表は努力義務となっている。しかしながら、「学校経営計画」、「自己評価」、「学校関係者評価」は、セットとして活用することにより、さらに情報価値が増すものである。「学校関係者評価」を実施している学校にあっては、その活用度、充実度を高め、公表に努められたい。

##### 【意見 34】(共通)

各学校の Web ページは、各学校において管理されているが、利用者の利便性を考慮することが必要であり、教育委員会として最低限 Web ページに掲載する事項を決めて公開すべき情報を統一することが必要と考える。

##### 【意見 35】(共通)

「学校関係者評価」のメンバーについては、保護者、学校評議員、地域住民などにより構成されていることを確認した。しかしながら、「学校関係者評価」の内容を検討すると、一部に必ずしも十分な資料、十分な時間等がない不十分な状況のもとで実施されたと推測される内容の事例があった。「学校評価」の目的に沿った「学校関係者評価」となるように、その実施方法について検討されたい。

## 12 私費会計について

学校教育に必要な経費は、設置者負担の原則（学校教育法第5条）に基づき、原則として「公費」により賄われる。他方において、受益者負担の原則から、生徒あるいは保護者が負担することが適当と考えられる「学校徴収金」やPTA等団体の活動経費などの「団体徴収金」については、生徒・保護者側との合意に基づいて、学校が徴収し、管理する経費である「私費」がある。

「私費」は、教育活動と密接に関連した経費であり、公費に準じた性格を有している。

### ○学校教育法

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

茨城県においては、「県立学校における学校徴収金の取扱いについて(通知)」が、平成14年3月18日付けで教育委員会教育長より発出され、それまで各県立学校でその対応が異なっている学校徴収金の取扱い方法について「県立学校における学校徴収金の取扱いについて」により、統一的に取り扱うこととなった。

### ○県立学校における学校徴収金の取扱いについて

#### 1 定義

学校徴収金とは、県立学校の生徒が、入学から卒業までに学校(学校関係の諸団体を含む。)に納めるすべての経費をいう。

#### 2 内訳

##### 学校徴収金

##### 県の会計に属する経費(県費)

- ①入学料(入学時に徴収)
- ②授業料(毎月徴収)
- ③受講料(年度当初に一括徴収)
- ④聴講料(年度当初に一括徴収)

##### 県の会計に属さない経費(県費以外の経費)

- ①学校関係の諸団体に係る経費(団体費)
  - ・PTA会費、後援会費、生徒会費、同窓会費等(毎月又は入学時・卒業時に徴収)
- ②学校活動において、生徒個人に還元するために徴収する経費(個人徴収金)
  - ・修学旅行積立金、副教材費、部活動費等(毎月又は必要に応じて徴収)

#### 3 徴収・執行方法(現況)

- (1)県費(入学料, 授業料)

(徴収)現金又は口座振替により徴収している。

(執行)県の財務会計オンラインシステムで処理を行っている。

## (2) 県費以外の経費

### ① 団体費

(徴収)現金又は口座振替により徴収し、会計担当者が各団体の口座へ入金している。

(執行)会計担当者(通常は事務(室)長)が必要に応じ執行している。(校長等が確認している。)

※徴収は各団体の会則等で規定しているが、執行は会計担当者に関する規定のみ。

### ② 個人徴収金

(徴収)現金又は口座振替により徴収し、会計担当者が指定口座へ入金している。

(執行)各担当職員が関係者(学年担当、教科担当等)と協議し、執行している。

※徴収・執行ともに明確な規定なし

## 4 取扱いについて(今後の対応方法)

(1) 県費…従来どおりの取扱いとする。

(留意点)

① 関係条例、規則等を順守すること。

② 現金で徴収したものについては、その取扱いに十分注意すること。

(2) 県費以外の経費…「団体費の取扱いに係る留意事項について」のとおり取り扱うこととする。

※個人徴収金についても、団体費に準じて取り扱うこととする。

## 5 その他留意事項

(1) 県費以外の経費に係る支出関係書類については、茨城県教育庁文書整理保存規程(昭和60年茨城県教育委員会訓令第2号)第8条を準用し、予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書(契約書等)については5年間、そのうち比較的軽易なものは3年間保存すること。

(2) この取扱いに記載した徴収金の内訳は例示にすぎず、実際の徴収・執行においては、県教育委員会が実施している「父母負担軽減事業」の主旨により、その軽減に努めること。

## ○団体費の取扱いに係る留意事項について

### 1 制定の目的

県立学校における団体費の適正な取り扱いを図るために、団体費の具体的な取扱方法を参考として提示するものである。

## 2 団体費の定義

団体費とは、各県立学校に係る諸団体に係る経費をいう。

(例)PTA 会費、後援会費、生徒会費、同窓会費等

## 3 具体的な取扱方法

実際の団体費の会計事務に当たり、必要となる具体的な手続、取扱方法等については、次のとおりとする。(「団体費取扱いの流れ(フロー図)」を参考にすること。)

### (1)徴収関係

徴収内容の明確化及び保護者等への周知

経費徴収の内容(団体費を徴収する目的、徴収額、主な用途等)を、書面等により明確にし、当該内容について、生徒及び保護者に対して確実な方法により周知を図る。

(対応例)各団体の会則等に経費の徴収内容を明記する。

各団体が会則や会報等を作成し、配付する。

### (2)執行関係

#### ①担当者等の決定及び明確化

団体費の執行における各業務の担当者等を、書面等で明確にする。

(対応例)業務の担当者の職名等を、各団体の会則等又は学校内規で規定する。

(※規定すべき業務担当者の例)

##### ・実務担当者(担当教職員)

各団体との連絡・調整を図り、経費執行の要求等を行う。

##### ・会計担当者(事務職員)

実務担当者からの要求を受け、支出書類の作成、業者への発注、支払等を行う。

##### ・審査担当者(事務(室)長)

支出書類の内容審査及び執行状況全体の確認、審査等を行う。

##### ・決定権者(学校長)

支出をはじめとする業務執行全体の最終決定を行う。

##### ・検査担当者(教頭)

業務実施後の成果(物品・業務等)を確認し、関係書類との整合性等を検査する。

(注) 事務職員の人数、業務量等により、規定どおりの業務の実施が困難な場合は、適宜業務担当者を変更して実施するものとする。ただし、決定権者の変更については行わないものとする。

#### ②執行要求書類の作成(執行依頼内容の明確化)

実務担当者は、業務を執行するために経費の支出が必要な場合には、業務執行・物品購入等の依頼内容を明記した執行要求書類を作成し、会計担当者に提出する。

(記載内容の例)業務の目的及び必要性、概算経費、特定する必要がある品目の提示等

③支出関係書類の作成及び決裁

会計担当者は、執行要求書類の内容を確認し、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)を参考として、必要な根拠資料を添付した上で支出関係書類を作成し、審査担当者及び決定権者に支出負担行為の決裁を受ける。

(支出関係書類は、支出負担行為決議票(財務規則様式第71号)を参考にして様式を作成し、使用すること。)

④契約関係手続の実施

会計担当者は、支出負担行為の決裁後、業者の見積書を適正に徴するなど、財務規則に準じて契約の手続を進め、その結果について関係者の決裁を受けた上で、業者との契約等の手続を行う。

⑤業務の履行確認

審査担当者及び決定権者は、契約等による業務の終了後、契約等の内容が正しく履行されているか確認し、関係書類へ押印する。

⑥支払関係手続の実施

会計担当者は、上記⑤の履行確認終了後、関係者の決裁を受けた上で、業者等に対する支払の手続を行う。

(3)検査関係(新規業務)

①執行状況の再検査(定期検査の実施)

検査担当者は、毎年度3から4回程度を目安として、会計担当者の立会いのもと、通帳を含めた関係書類と履行結果の突合確認(現物確認を含む。)を行い、その結果を明確にし、決定権者に報告する。

②年間執行状況の検査

検査担当者は、各団体の会計年度終了後速やかに、年度内の執行状況全体について、上記①の定期検査と同様の検査を行い、その結果を明確にし、決定権者に報告する。

(注)この検査は、各団体の担当者が実施する「会計監査」とは別に学校として実施すること。

(4)通帳及び銀行印の管理

各団体の通帳及び銀行印については、必ず複数の担当者で分離して管理すること。

4 関係書類の保存期間

団体費の徴収、執行及び検査に係る書類については、茨城県教育庁文書整理保存規程(昭和60年茨城県教育委員会訓令第2号)第8条を準用し、予算、決算、出納その

他の財務会計に関する文書(契約書等)については5年間, そのうち比較的軽易なものは3年間保存すること。

#### 5 その他

各学校又は各団体において, 上記3で記載した具体的な取扱方法による経費の執行が困難な状況等が発生した場合は, 財務規則の規定を参考として, 適宜内容を変更して業務を実施すること。

#### 6 取扱いの準用

この取扱い内容は, 団体費を除く県費以外の学校徴収金(修学旅行積立金, 副教材費, 部活動費等)について準用するものとする。

#### 7 施行時期

本留意事項は, 平成14年4月1日から適用する。

また, 平成18年6月5日付けで教育委員会教育長より発出された「学校徴収金の適正な事務処理について(通知)」において, 平成14年3月18日付けで発出された「県立学校における学校徴収金の取扱いについて(通知)」の一部を改正し, 管理体制の強化を図っている。

### 改正

#### ○団体費の取扱いに係る留意事項について

##### (3) 検査関係

検査担当者(教頭)は, 年3回(6月, 10月及び2月)の定期検査及び年1回(3月又は4月)の全体検査を会計担当者の立会いのもと, 各会計ごとに預金通帳と関係書類の突合確認を行い, 団体費等会計に係る検査報告書(別紙)を作成し, 決定権者(校長)に報告するものとする。

##### 定期検査のポイント

定期検査は, 預金通帳をもとに, チェックすること。

①通帳から支出されている金額と, 支出伺いの金額が一致しているか。

収支一覧を記載した出納簿(以下「帳簿」という。)との突合も併せて行うこと。

②支出伺いに領収書(銀行振込で支払った場合は, 振込依頼書(控))が添付されているか。また, 現金を教員などに支払った場合は, 受領印が押印されているか。

③支出伺いに校長等の決裁がされているか。

④業者と契約を結んでいる場合は, 契約書があるか。

⑤購入伺いや帳簿に, 収入及び支出の内容が明確に記載されているか。

⑥購入した物品について, 現物が適正に管理されているか。

##### 検査の対象となる会計

①学校関係の諸団体に係る経費(団体費)



PTA 会費(慶弔費を含む。), 後援会費, 生徒会費, 同窓会費等

②学校活動において, 生徒個人に還元するために徴収する経費(個人徴収金)  
修学旅行積立金, 副教材費, 部活動費等

③その他, 生徒個人に還元する経費  
部活動の父母会・後援会等が徴収し, 教職員が支出を担当する経費等

(4)通帳及び銀行印の管理

各団体の通帳及び銀行印については, 必ず複数の担当者で分離して管理すること。  
また, 各学校における団体費等について, 会計ごとに通帳及び印鑑の保管者を明記した一覧表を作成すること。

なお, 校長は, すべての団体費等会計を指導監督する立場にあることから, 一覧表を保管し, 異動の際に引継ぐものとする。

さらに, 「学校徴収金の取扱いに係る規程(案)等の作成について(通知)」が, 平成 18 年 7 月 18 日付けで茨城県高等学校長協会長・茨城県県立学校事務長会長より発出され, 学校徴収金の適正な執行を行うために, その取扱いに係る新たな標準的な規程(案), 出納簿及び購入伺いを作成し, 学校徴収金の検査及び管理体制についての整備を図ることとなった。

平成 26 年 11 月 10 日付けで財務課長より発出された「茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針の策定について(通知)」による茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針においては,

**○茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針**

2 学校における会計

(2)私費会計

ア 団体費会計

団体費会計とは, 以下に掲げる会計をいう。

- ・PTA, 後援会, 同窓会等の団体の会計
- ・生徒に運営を委ねているが実質的に教職員の指導を受け, 学校の管理下にある生徒会会計

イ 個人徴収金会計

個人徴収金会計とは, 学校, 学年, 学級, 教科又は部活動の徴収金で生徒に直接還元する経費に係る会計(公平かつ透明な事務処理が求められる学校指定物品に係る事務を含む。)をいう。

なお, 部活動費については, 校長名で徴収し, 教職員が管理するもののみを対象とする。

(主な個人徴収金)

学校行事経費, 学校給食費, 学年諸経費, 修学旅行経費, 卒業アルバム代, 学級費, 副教材費, 部活動費, 制服・体操服・実習服・通学鞆・上履き等の指定物品等

ウ その他の会計

その他の会計とは、団体費会計及び個人徴収金会計ではないが、同様に取扱うことが求められる経費に係る会計をいう。

(主なその他の会計)

創立記念事業経費，卒業記念事業会計，購買会計等

とされ、各県立学校における公費である運営経費と、私費である学校関係団体等の会計に対する区分が明確化された。

学校徴収金の取扱いについては、「執行に際しては、購入伺いから支払いまでの一連の流れを公費に準じて取扱い、収入と支出の状況を保護者等に報告する。」と記載されており、公費に準じた取扱いが求められている。

第9-6 学校徴収金の取扱い

徴収金の徴収・管理については、効率的かつ適正・適切に行う必要がある。

経費を徴収する際には、徴収の目的・徴収額・主な用途等を書面により明確にし、会長または校長及び担当者(顧問等)連名のうえ生徒及び保護者に対し、確実な方法により周知を図る。

また、各会計団体ごとに会則等を定め、事業内容・経費の徴収方法等を明確にし、会報等を作成、配付し事業内容の広報に努める。

執行に際しては、購入伺いから支払いまでの一連の流れを公費に準じて取扱い、収入と支出の状況を保護者等に報告する。

徴収、執行及び検査に関する書類は、公費に準じた期間保存し、要請があればいつでも提出できるようにしておく。

(出典：事務長のためのガイドブック 平成29年11月 茨城県県立学校事務長会)

公費・私費の区分を明確化することは、私費会計の適正な処理・予算編成・保護者負担の軽減等の観点からも重要なことである。

以上をまとめると次のとおりである。

私 費 会 計	個人徴収金会計	学年費会計	
	※学校、学年、学級、教科又は部活動の徴収金で生徒に直接還元する経費に係る会計(公平かつ透明な事務処理が求められる学校指定物品に係る事務を含む。)	生徒会会計	
		その他上記に類する会計	学校行事経費、学校給食費、学年諸経費、修学旅行経費、卒業アルバム代、学級費、副教材費、部活動費、制服・体操服・実習服・通学鞆・上履き等の指定物品等
	団体費会計	P T A 会計	
		後援会会計	

		空調設備会計		
		生徒会会計	生徒に運営を委ねているが実質的に教職員の指導を受け、学校の管理下にあるもの	
		同窓会会計		
		その他上記に類する会計		
	その他の会計	創立記念事業経費	団体費会計及び個人徴収金会計ではないが、同様に扱うことが求められる経費に係る会計をいう。	
		卒業記念事業会計		
		購買会計		

県立学校を往査する中で、公費・私費の区分に対する判断が、学校により、あるいは担当者により異なっていることが判明した。

茨城県においては、私費を①個人徴収金、②団体費及び③その他の3区分となっているところであるが、他の都道府県での取り扱いを調べることにした。ここでは、その一部を記載することとする。

都道府県名	定義等
岩手県	<p>(1)徴収金 公費とは別に、学校が扱う私費会計としての学校徴収金及び団体徴収金をいう。</p> <p>(2)学校徴収金 個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金等、児童・生徒に直接還元される性質の会計をいい、次の会計が含まれる。</p> <p>ア 学年会費（生徒手帳、クラス写真、学年行事費等）</p> <p>イ 学年積立金（卒業アルバム代、卒業記念品等）</p> <p>ウ 生徒会費（生徒会誌、体育祭・文化祭費用等）</p> <p>エ 教材費等（生徒が使用する副教材、模試費用等）</p> <p>(3)団体徴収金</p> <p>PTA等の学校関係団体の会計をいい、次の会計が含まれる。</p> <p>ア PTA会費（PTA活動に要する経費）</p> <p>イ 同窓会費（同窓会活動に要する経費）</p> <p>ウ 教育振興会費等（各種大会出場生徒旅費補助、行事補助、記念事業積立等）</p> <p>※岩手県行政監査「県が所管する学校における徴収金について」 平成28年3月4日</p> <p>※岩手県教育委員会「県立高校における私費会計ガイドライン」（平成25年4月1日）</p>

<p>神奈川県</p>	<p>①「学校徴収金」とは、生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長が生徒又は保護者から徴収する経費をいう。</p> <p>②「団体徴収金」とは、校長が当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体の長から書面により会計事務の委任を受けた当該団体の運営及び活動経費をいう。</p> <p><b>【上記の定義についての手引きでの説明】</b></p> <p>学校徴収金</p> <p>生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられ、あらかじめ校長が学校関係者及び保護者の代表者からなる学校徴収金運営協議会の承認を得た額を、学校活動を円滑に行うために生徒・保護者から徴収する経費をいいます。</p> <p>団体徴収金</p> <p>PTA など、学校運営と密接に関係する団体がその運営費や活動経費などとして徴収しているものをいいます。なお、学校が PTA 等に代わって各種事務手続きを行うには、校長は当該団体の長から書面により徴収や執行などの事務の委任を受けていることが必要です。</p> <p><b>※財務課財務指導グループ「私費会計処理」平成 30 年 3 月改訂</b></p> <p><b>「私費会計事務処理の手引（改訂版）」</b></p>
<p>岐阜県</p>	<p>1 私費（学校諸費）の定義</p> <p>①学校預り金</p> <p>学校預り金とは、本来生徒や保護者（以下「保護者等」という。）が個々に購入等準備すべき教材等の経費削減や調達の利便性を図ったり、修学旅行積立金など一度に集金するには保護者等の負担が大きいものなどについて、学校においてまとめて支払いを行ったりするために、一時お預りするものであり、当該会計事務は公務として携わるものである。</p> <p>②団体徴収金</p> <p>団体徴収金とは、より質の高い教育展開やより学校特性を向上させるためなどに、保護者や教職員等会員により構成される、学校の運営支援等を行う関係団体の会計である。活動は会員総意によって決定され、学校長はその会計事務についてのみ関係団体から負託を受けて担うものであり、携わる職員は職務専念義務の免除を受けて従事するものである。</p> <p><b>※岐阜県教育委員会「～県立学校の運営にかかる経費～その適正執行と使途区分&lt;公費・私費負担区分等ガイドライン&gt;」平成 25 年 3 月</b></p>

<p>北海道</p>	<p>1 私費会計</p> <p>各学校においては、日常の教育活動を展開するための経費として、公費（道費）のほか、私費（道費外）を取り扱っています。</p> <p>私費会計には、学校の教育活動の支援を行うために設立された団体（PTA等）の委任を受けて事務を行う「団体会計」と、私費負担を基本とするものについて、契約や支払いを学校がとりまとめる必要があるため経費を保護者等から徴収する「学校徴収金」があります。</p> <p>なお、「私費負担を基本とするもの」については、「道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準」（平成25年3月北海道教育庁学校教育局）の中で、次のとおり示されています。</p> <p>(1) 教育活動の結果として生じる成果物が生徒に還元される場合、その作製に要する経費</p> <p>(2) 修学旅行の交通費や宿泊料、見学科など、教育活動に必要な経費そのものが生徒個人に還元される経費</p> <p>(3) 課外講習、適性検査など、その性質上、希望する生徒を対象として実施するものの経費</p> <p>(4) 部活動のほか、生徒会活動などで生徒が自主的に行う活動に要する経費</p> <p>(5) 学校で使用するもののうち、生徒個人の所有に係るものの購入経費</p> <p>(6) PTA等が主体となって行う行事や活動に要する経費</p> <p><b>※北海道教育庁総務政策局総務課「道立学校私費会計事務処理マニュアル」平成31年3月</b></p> <p>①私費会計</p> <p>学校教育活動に要する経費のうち公費以外のもので、道立学校において会計事務を取り扱う団体会計及び学校徴収金会計をいう。</p> <p>②団体会計</p> <p>保護者等が児童・生徒の教育振興等のため設立された団体の会員として会費等を負担し、事務処理を団体が学校に委任しているもので、PTA会計、体育文化後援会会計、振興会会計などがある。</p> <p>③学校徴収金会計</p> <p>教育活動の結果としての利益が直接的に個人に還元するものなど、受益者負担とすべき経費について、学校がまとめて契約・支払等をするために保護者等から徴収するもので、生徒会会計（体育祭・文化祭費用など）、進路指導会計（生徒が使用する副教材の費用など）、学年会計（学年行事費な</p>
------------	--

	<p>ど) などがある。</p> <p><b>※北海道監査委員「道立学校における私費会計について」平成 30 年 8 月</b></p>													
秋田県	<p>①私 費 公費（県費）以外の全ての経費をいう。</p> <p>②学校徴収金 私費のうち，生徒に直接関わり受益者負担が適当と考えられる経費で，校長が生徒又は保護者から徴収するものをいう。</p> <p>③団体徴収金 私費のうち，当該学校の運営及び教育活動に密接に係る団体の経費で，学校が徴収に関するものをいう。</p> <p><b>※秋田県教育委員会「県立学校私費会計事務処理基準」平成 29 年 11 月改訂</b></p>													
和歌山県	<p>学校には，公費とは別に学校が扱う会計として，個人用の教材や修学旅行，卒業アルバム代金積立金など，児童生徒に直接還元される性質の会計（学校預り金会計）と PTA 等学校関係団体の会計とがあり，これらを合わせて学校徴収金と定義する。</p> <p>これらは，教育上必要となる教材等を一括して購入するなど児童生徒及び保護者の利便性を図ったり，より質の高い教育活動を展開したりする上で，学校運営に寄与してきた。</p> <table border="1" data-bbox="392 1081 1353 1424"> <tr> <td rowspan="3">学 校 徴 収 金</td> <td rowspan="3">学校預り 金会計</td> <td>学年（学級）費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td>修学旅行・卒業アルバム代金積立金など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>部活動費，給食費，実習費など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PTA 等 学校関係 団体会計</td> <td>PTA(育友会)会費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者・教職員等 からなる団体会費</td> <td>体育・文化振興会，クラブ振興会など</td> </tr> </table> <p><b>※和歌山県教育委員会「学校徴収金の使途等について」</b></p>	学 校 徴 収 金	学校預り 金会計	学年（学級）費		積立金	修学旅行・卒業アルバム代金積立金など	その他	部活動費，給食費，実習費など	PTA 等 学校関係 団体会計	PTA(育友会)会費		保護者・教職員等 からなる団体会費	体育・文化振興会，クラブ振興会など
学 校 徴 収 金	学校預り 金会計			学年（学級）費										
				積立金	修学旅行・卒業アルバム代金積立金など									
		その他	部活動費，給食費，実習費など											
PTA 等 学校関係 団体会計	PTA(育友会)会費													
	保護者・教職員等 からなる団体会費	体育・文化振興会，クラブ振興会など												
岡山県	<p>学校徴収金とは，県費及び国費以外の経費で，学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である。</p> <p>学校には他の行政官庁には見られない，児童生徒の個人負担の経費が存在し，公費と共に学校教育活動を支えている。これは，学校が児童生徒の生活の場でもあり，生活習慣の指導を通して，教育活動を展開するため家庭生活の延長としての側面があること，又，教育指導を進める上での技術的特性があり，児童生徒の個人としての学習等は，その具体的な展開の場面で集団活動が多く，教材・教具や方法に制限が及ぶことが多いことなどから，学校において徴収せざるを得ない経費が存在するものである。</p>													

こうした学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が包括的に校長に信託している経費であることから、校長は公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

また、児童生徒の利便性を確保するために教材等を販売する目的で、学校に設置されている購買についても学校徴収金同様、適正な会計処理が必要である。

私 費	学校徴収金	個人負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行費等</li> <li>・教材費</li> <li>・実験実習費</li> <li>・学年費・学級費</li> <li>・業者テスト代、検定代等</li> <li>・部活動費</li> <li>・その他</li> </ul>
		管理受託経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 会費等</li> <li>・同窓会費</li> <li>・生徒会費</li> <li>・その他の現金</li> </ul>
	学校指定物品		・制服、体操服、カバン等
	購買		

**※岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」令和2年3月改訂版**

教育委員会においても、公費・私費負担区分については、内容の充実が図られてきているところである。しかしながら、前回の包括外部監査でも公費・私費負担区分についての指摘がなされており、教育委員会としてもしかるべき措置をとってきたところではあるが、今回の包括外部監査においても県立学校間での取り扱いに違いがあり、また、措置についても不十分であることが確認された。

**【意見 36】（共通）**

教育委員会として、「私費会計」のより体系的、実務的な基準、ガイドライン、マニュアル等を作成すべきである。

**【意見 37】（共通）**

PTA 会計、後援会会計等の団体費会計において、公費での負担は難しいと思われるが、少なくとも PTA 会計、後援会会計等の団体費会計にその負担を求めるに相当な理由がない

と思われる支出が含まれている。

全ての県立学校の実態を教育委員会として把握し、かつ、内容を検討し、処理の統一を図ることを強く要望するものである。

#### 【意見 38】（共通）

他県においては、PTA 会計、後援会会計等の団体費会計の事務に従事するに際して、職務専念義務免除の手続を実施しているが、茨城県においては校務として位置付けており職務専念義務の免除手続は不要としている。

教育公務員特例法第 17 条（兼職及び他の事業等の従事）第 3 項を根拠とするものと思料するが、その場合には兼業又は兼職に係る手続の実施が必要と考える。他の都道府県では、「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程」の制定、通知の発出等により明確にしている例もある。茨城県においてもこれら規則等の制定による PTA 会計、後援会会計等の団体費会計の事務への従事を検討されたい。

#### ○教育公務員特例法

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

私費会計については、監査委員監査の実施可能な範囲外であり、監査を実施することができないとされている。

しかしながら、PTA 会計、後援会会計等の団体費会計の実質的な事務は、県職員が担当しており、その中において PTA 会計、後援会会計等の団体費会計で負担することが、その構成員からの同意が得られない、あるいは難しいと思われる支出等が含まれているのが現状である。

その場合、学校と PTA、後援会等の団体の双方と利害関係を有する者が、学校側あるいは教職員側の立場に立って、業務を遂行したとの外観を呈することになる。このような状況が抜本的に改善されないのは、前例踏襲主義もその原因の一つとなっていると考える。

他県において、私費会計におけるずさんな管理により、刑事事件に発展している事例があ



り、茨城県においても例外ではない。

**【意見 39】（共通，所管課）**

預り金的性質を有する個人徴収金については、金額的が多額になること、内部統制が機能しにくい中で執務が行われていること等を考慮すると、極めて管理上のリスクが高い業務を校務として教職員に従事させていることになる。

そのような観点から、各学校においては、その適正性を担保する手法を検討するとともに、所管課においては、適時的確に検査や指導ができる仕組みを構築すべきである。

**【意見 40】（共通，所管課）**

過去5年間で団体費関係の不適正処理1件（平成30年度）、学校徴収金の不適正流用1件（令和元年度）、学校徴収金の横領1件（令和元年度）が発生しており、所管課においては、その都度必要な指導を実施している。しかしながら、不祥事の未然防止の観点からは、事後的指導が実施されていても、その後も不祥事が発生していることから、その指導の効果が担保されていない状態となっている。

各学校においては、不祥事は常に発生する可能性があるとの認識の下で、内部統制が機能するように組織体制を見直すとともに、所管課にあっては定期的な検査の実施を検討されたい。

なお、「私費会計」ではないが、一般会計においても、教育委員会の財務事務関係の不祥事は、会計等不適正処理1件（平成28年度）、給与不適正受給1件（令和元年度）が発生していることから、所管課にあっては、公費・私費にかかわらず、これまで以上に指導の徹底を図られたい。

**（1）学校指定用品について**

茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針によると、学校指定用品は、個人徴収金に区分され、教育活動上の必要性から、学校が仕様・企画等を指定する制服・体操服・実習服・通学靴、上履き等が該当し、生徒・保護者が販売業者から直接購入するものである。

県立学校における学校指定用品について、業者選定の競争性・透明性・公平性及び保護者負担の軽減等の観点から検討を実施した。

**①業者選定について**

業者選定に際しては、業者選定委員会等を設置し、審議の上、業者を決定することが必要である。保護者等への説明責任の観点からも、複数の業者による競争原理を確保することで、契約の透明性・明瞭性が高まるといえる。

また、保護者負担の軽減及び保護者等への情報提供の観点からも、取扱業者の実績・価格・

場所等を熟慮し、最適な商品を選択できる体制の構築が求められる。

県立学校における業者選定は、一度決定された以降は、業者の取扱い廃止、業者の廃業等の何らかの変動的要因が発生しなければ、定期的な見直しは実施されていない。

したがって、制服・体操服等の学校指定用品について、その決定過程を質問しても、明確な回答は得られなかった。

#### 【意見 41】（共通）

制服・体操服等の学校指定用品については、指定業者について定期的な見直しを実施すべきである。

なお、新たに中学校を併設することとなった土浦第一高等学校においては、これを機会として捉え、高等学校の制服も一緒に変更することとした。在校生に対しては、現行の制服へのアンケートを実施し、複数の制服メーカー等からの提案を受けて、保護者等を交えて制服・業者を選定する過程を往査時に確認することができ、学校に求められる水準を満たす選定が実施されていることを確認することができた。

#### 【意見 42】（共通）

学校指定用品については、消費税率のアップに呼応して価格の改定が実施されている。しかし、価格の妥当性については何らの検討も実施されていない状況にあることから、このような機会を利用して、業者の選定、価格の見直し等を実施することを検討されたい。

### ②文書管理について

学校指定用品については、業者選定の経緯や決定過程についての透明性の観点からも、販売業者との価格及び契約期間等を記載した契約書等の書面作成及び保存が必要である。

#### 【指摘 31】（共通）

学校指定用品である制服・体操服等について、販売業者・製造業者との契約書等が作成されていない状況が見受けられている。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任という観点等からも選定過程資料及び契約書等の書面を保存することにより透明性を担保すべきである。

### （2）学年費について

茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針によると、学年費は、個人徴収金に区分され、学校の教育活動において、生徒個人に還元するために徴収する経費である。

県立学校における学年費について、生徒個人に直接還元されるものであることに着目し、保護者等への説明責任及び会計処理等の透明性の観点から検討を実施した。

#### ①学年費会計の現状

第1年次、第2年次、第3年次（卒業年度）の各会計年度において、適正な決算手続を実施することが必要である。

決算書作成については、現金と現物の残高照合及び預金と通帳の残高照合を実施するとともに、用途を特定して徴収する経費であることから、各経費項目等の内容検討や帰属する決算期間等の確認が必要である。

また、残金が発生した場合の精算については、決算書に支出項目として記載することにより、各会計年度の決算書の明瞭性が担保される。

学年費は、生徒に対しての必要な実費を購入前に預かっている「預り金」の性質を持つ徴収金であり、保護者等への説明責任が求められ、透明性の確保が重要である。

第1年次、第2年次における学年費の保護者への報告は、3月中旬頃に実施されている。その報告後に、転校生が発生した場合には、学年費残金についての返金処理がなされることになる。しかし、3年次の学年費の保護者の報告時には、転校生への返金後の繰越額を利用しているケースがあった。したがって、第2年次の翌年度繰越額と第3年次の前年度繰越額が相違している。

#### 【指摘 32】（共通）

前年度の学年費精算書における「翌年度繰越額」と当年度の学年費精算書の「前年度繰越額」に差額が生じている場合には、その差異が生じた理由を明示することが必要である。

#### 【意見 43】（共通）

各会計の決算書において、経費等の帰属年度が適正となっていない事例がある。現金主義に基づく会計処理による取引、出納閉鎖期間等の概念を引用した取引等があることによるものであるが、必要な基準を設定するなどにより適正な決算手続を実施できるように努められたい。

#### 【指摘 33】（牛久栄進）

会計監査報告について、監査委員の署名押印がないケースが見受けられた。監査委員により会計監査が実施された証左となるものであり、適時の押印が必要である。

また、決算報告においては、会計監査報告年月日だけではなく、監査対象となった決算期間も記載されたい。

#### 【意見 44】（共通）

学年費については、個人別の決算書を作成しているケースが多く、一方で、支出に関する記帳は全体の金額で行われている。この場合、個人別に報告された金額の合計金額と全体の合計金額が一致していることを確認することが必要となる。なお、個人別の決算書を作成するのは、履修する授業により教材費の金額が異なるため等の要因によるものである。

進級すると前年度の繰越金が引き継がれることになるが、学年費の担当者も、学年ごとに代わることもあるため、引継が適切に行われているか、また、卒業年度での精算は適切に行われているかを確認する必要がある。

個人別の決算が必要であるとすれば、集計が適切に行えるような集計様式やソフトウェア等の支援による管理体制の構築を検討されたい。

#### 【指摘 34】(水戸農業、銚田第二)

生徒会費に繰入れられた学年費の端数残金については、不正防止の観点から、担当教員が長期間現金保管せずに速やかに生徒会通帳に入金すべきである。

### ②会計書類の管理等

会計書類については、帳簿を完備して、会計年度及び会計名等を記載し、整理保管することが重要である。学年費の徴収及び管理においては、徴収する目的、徴収額、主な用途等を書面等により明確にすべきである。また、必要以上に徴収した分(過大な残金となっているもの)等については、事故及び不正等の発生リスク回避の観点からも、徴収額についての検討を行うとともに、適正な会計処理及び管理体制の構築が必要である。

#### 【指摘 35】(牛久栄進)

各生徒の収入支出管理表及び会計帳簿について照合を実施したところ、金額や形式が異なる収入支出管理表及び会計帳簿が複数存在していた。収入支出管理表及び会計帳簿が複数存在している状況は、適正な管理体制とは言い難く、保護者への説明責任や透明性の観点からは是正が必要である。

#### 【指摘 36】(鬼怒商業)

転学者への返金について、交付する書面を手書きで作成している場合であっても、学校における書面の保存が必要である。

#### 【指摘 37】(鹿島特別支援)

学年費について、年度末に残高を0円にするために、残金を教材費等の購入に充当する方法等に対応しているとのことであったが、書面等を確認することができなかった。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任の観点からも透明性のある明瞭で適正な処理が必要である。

### (3) 修学旅行について

修学旅行は、学校の教育活動の一環で行われる事業であり、茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針によると、修学旅行積立金は、個人徴収金に区分される。

「修学旅行」という用語が一般的に使用されているが、県立学校においては「研修旅行」という用語も同義語として使用していることから、その局面において使用頻度が高い用語を使用することとする。

修学旅行に係る一連の事務作業の概要は、次のとおりである。

- ア 入学時に修学旅行に関し、研修方面、日数等に関するアンケートを実施
- イ アンケート結果に基づき、研修方面、時期、日数、費用総額、研修内容等の基本計画を立案
  - ※茨城県では、修学旅行費用の上限を原則として110,000円としている。
- ウ 基本計画に対する研修プログラム、費用総額等を業者に打診し、旅行業者大手3社、中堅1社に企画書の提出、研修内容のプレゼンテーションを依頼
- エ 保護者代表を含む委員会において、旅行業者のプレゼンを受け、修学旅行指名業者の企画評価を実施して旅行会社を決定
- オ 修学旅行取扱業者決定書の作成・提出
- カ 教育旅行積立金申込書を保護者に提出・回収
- キ 受注型企画旅行申込書の提出
- ク 保護者は、旅行業者との間で教育旅行積立金の積み立てを開始
- ケ 研修旅行の実施
- コ 保護者と旅行業者との間で教育旅行積立金の精算処理を実施
- サ 学校宛に提出された旅行業者からの請求額について、県の旅費規程に基づく旅費の支給及び研修旅行参加教職員の過不足額の精算を実施

#### ①研修旅行のプロセス

修学旅行を実施している県立学校においては、上記の修学旅行実施のプロセスに準じて一連の事務手続が実施されていることを確認した。

従前は、学校と保護者との間において修学旅行積立金の精算事務を実施していたが、現在では保護者と旅行業者との間での事務処理となったことから、教職員の事務負担は大幅に軽減されている。

他方において、修学旅行の金銭的事務作業から解放された結果、保護者と旅行業者との間でどのように修学旅行積立金の精算がされたかについて、全く知らなかった学校が多く見受けられた。

### 【指摘 38】（共通）

修学旅行は、学校行事の一環として実施される研修旅行であり、当然のことであるが、旅行業者主催の旅行に生徒を参加させているのではない。

修学旅行の見積書は学校が保管しており、保護者と旅行業者との間でなされる精算が、適正であるかの確認作業を実施する責務は学校側にある。

旅行業者と保護者との間の精算状況を確認・検討していない学校においては、是正が必要である。

### ②学校（修学旅行参加教員）と旅行業者との修学旅行費の精算

他方において、保護者と旅行業者との間で実施された精算手続の検証を実施している学校も存在する。

旅行業者から学校宛に提出された引率者に係る修学旅行費用の請求書と生徒の修学旅行費用精算書を比較したところ、①宿泊費について引率者への請求額が生徒よりも低額となっているもの、②実際に便益を受けたサービスに対する請求が引率者にされていないものが検出された。

宿泊費については、県の旅費規程の上限額が9,800円となっていることから、その上限額での請求の頻度が高く、一部においては生徒への請求額よりも若干ではあるが高い9,800円での精算書も確認できた。

旅行雑費的なものとしては、入場料について引率者無料とする施設もあり、引率者と生徒との負担額に差異が生ずる要因は存在する。

しかし、保険料、荷物の送料などは、引率者と生徒との間で差異が生ずる余地はない。

一部において、旅行業者の自助努力の結果であると説明する学校関係者がいたことも事実であるが、第三者的には、修学旅行を発注する強い立場を利用したことをうかがわせるものと言わざるを得ない。

ちなみに、「教職員の旅費の調整基準に関する訓令」を適用し、学校長が、教育委員会（教育長）と協議して宿泊料を調整できるとのことであった。

#### ○教職員の旅費の調整基準に関する訓令

（宿泊料の調整）

第5条 職員が、生徒等の社会見学等のため生徒等を引率して旅行しその宿泊に伴い特定の施設を利用した場合においては、条例に定める宿泊料の定額を限度として、その宿泊に要した実費額を支給する。

2 前項に掲げる場合以外で、次の各号に掲げる施設に宿泊することが定められ、又はこれらの施設を利用する便宜が与えられている場合（職員が自己の便宜により、これを利用しない場合を含む。）の宿泊料は、あらかじめ又はその都度旅行命令権者が茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と協議して宿泊料を調整するものとする。

- (1) 県の機関に付設されている宿泊施設
  - (2) 国，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人又は地方独立行政法人の機関に付設されている宿泊施設(前号に掲げる施設を除く。)
  - (3) 前2号に掲げる宿泊施設のほか，条例第20条第1項に規定する宿泊料の額に満たない宿泊料の額により宿泊することが定められ又は宿泊する便宜が与えられている宿泊施設(当該宿泊施設に係る宿泊料に食卓料が含まれていない場合にあつては，当該宿泊料の額と条例第21条第1項に規定する食卓料の額との合計額が条例第20条第1項に規定する宿泊料の額に満たない場合に限る。)
- 3 前項の施設について宿泊料，食事料その他の料金が定められている場合又は宿泊料その他の食事料以外の料金が定められている場合は，同項の規定による教育長との協議を要しない。この場合において，旅行命令権者は，宿泊料，食事料その他の料金が定められている場合は当該宿泊料，食事料その他の料金の金額を基準として，宿泊料その他の食事料以外の料金が定められている場合は当該宿泊料その他の食事料以外の料金及び食卓料の金額を基準として宿泊料を調整しなければならない。

**【指摘 39】** (共通)

引率者の宿泊先は，修学旅行の場合には選択の余地がなく，生徒に対する指導・監督が可能な生徒と同じ宿泊先でなければならない。参加した引率者が負担する宿泊費用等について旅行業者を関与させて調整している場合は，是正しなければならない。

**【意見 45】** (共通)

県の旅費規程の取扱いに対する習熟度を高められたい。

**【意見 46】** (共通)

修学旅行の宿泊代に関する県の旅費規程について，規定の見直しを含めて検討することが必要と考える。

#### (4) 国際交流事業について

県立学校では、特色ある教育を実現する目的で、交換留学や言語研修等の国際交流事業を行っている。この事業については、希望する生徒のみが参加するものであり、事業の執行にあたっての原資は参加者からの徴収金によるものと、団体費等からの補填によるもので構成されている。

私費会計に該当するものであるが、団体費とも個人徴収金とも異なる性格を持つものと考えられる。また、教職員も参加し、公費により旅費支給を受けており、学校における事業として実施されているものであることから、その執行にあたっては団体費等に準じて厳密に取り扱われなければならない。

国際交流事業の会計についても、これらに則り適正に処理されることが必要である。

#### 【指摘 40】(大子清流, 鉾田第二)

国際交流事業の会計については、保護者への会計報告が行われていないケースが確認された。国際交流事業の会計については、団体費の取り扱いに準じて処理されることが求められるだけでなく、実施にあたって、参加する生徒分の費用について、団体費等を通じて全保護者が負担していることとなるため、全保護者に対する会計報告は必ず行うべきである。



### 13 往査の対象となった県立学校の概要

#### (1)日立工業高等学校

学 校 名	茨城県立日立工業高等学校		
所 在 地	住 所	日立市城南町 2-12-1	
	郵 便 番 号	317-0077	
	電 話 番 号	0294(22)1049	
校 長 名	川 嶋 正 人	創 立 年 月 日	昭和 17 年 10 月 30 日
学 科	工業（機械・電気・情報電子・工業化学）		
生 徒 数 等	【全日制】（単位：人）		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	577	579
	教 員 数	48	49
	職 員 数	20	19
	【定時制】（単位：人）		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	38	36
	教 員 数	12	12
	職 員 数	1	1
目 指 す 学 校 像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工業技術の基礎・基本を重視するとともに、ものづくり等の体験的な学習や資格取得等を推進して、技術者としての感性と確かな力を育む学校</li> <li>●教職員が一致協力して、心身両面調和のとれた教育に努め、社会人としてのマナーや態度を身につけた健康的で人間性豊かな人材を育む学校</li> <li>●保護者や地域との連携・協力を努め信頼と期待に応えうる開かれた学校</li> </ul>		
歳入・歳出決算 状 況	（単位：円）		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	74,572,782	73,954,309
	支 出 済 額	132,637,180	148,261,284

公有財産の状況	令和元年度				
	項目	使用区分	面積	評価額	
	土地	学校敷地	42,554.00 m <sup>2</sup>	610,692,300 円	
	建物		15,260.49 m <sup>2</sup>	875,161,500 円	
	工作物			84,701,387 円	
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	1 件		5,440 円
		建物	件		円
	貸 付	土地	2 件		2,346,429 円
		建物	1 件		44,599 円
	使用許可	土地	4 件	○	円
			5 件		97,698 円
		建物	2 件		72,155 円

(2)多賀高等学校

学 校 名	茨城県立多賀高等学校			
所 在 地	住 所	日立市鮎川町 3-9-1		
	郵 便 番 号	316-0036		
	電 話 番 号	0294(33)0044		
校 長 名	岡 部 和 也	創 立 年 月 日	昭 和 28 年 4 月 1 日	
学 科	普通（普通）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	715	715	
	教 員 数	45	44	
	職 員 数	5	6	
目指す学校像	<p>(1)校訓「最善を尽くして颯爽たれ」及び校是「師弟同行・文武不岐」の精神に則り、「知・徳・体」の調和のとれたたくましい「人間力」を育む学校</p> <p>(2)授業を中心に、生徒一人一人の可能性の開発に努め、進路希望の着実な実現をサポートする学校</p> <p>(3)特別活動を中心に、よりよい社会づくりに貢献しようとする「市民性」を培うことにより、地域や保護者から信頼される学校</p>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	87,533,024	88,230,739	
	支 出 済 額	144,891,035	155,391,106	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	57,128.00 m <sup>2</sup>	1,249,960,400 円
	建 物		14,335.35 m <sup>2</sup>	729,655,200 円
	工 作 物			112,999,000 円

借受, 貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	1 件		373,985 円
		建物	2 件		70,405 円
	使用許可	土地	3 件	○	円
			6 件		108,567 円
		建物	1 件	○	円
			3 件		33,073 円

(3)大子清流高等学校

学 校 名	茨城県立大子清流高等学校			
所 在 地	住 所	久慈郡大子町大子 224		
	郵 便 番 号	318-0001		
	電 話 番 号	0295-72-0079		
校 長 名	大 高 淳	創 立 年 月 日	平成 15 年 10 月 1 日	
学 科	農業（農林科学）・総合学科（総合学科）			
生 徒 数 等	【全日制】（単位：人）			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	200	188	
	教 員 数	40	39	
	職 員 数	15	14	
目指す学校像	<p>人間尊重の精神を基盤に、社会の変化に主体的に対応できる、個性的で創造性や国際性に富む、心豊かな人間を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの生徒を大切にし、対話を基本としたきめ細かな指導を行う学校</li> <li>●自分の将来を深く考え、自分で進路実現ができる能力を育む学校</li> <li>●地域と共生し、地域に根ざした教育を行う学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算状況	（単位：円）			
	項目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	32,020,000	30,520,793	
	支 出 済 額	128,954,825	113,457,915	
公有財産の状況	令和元年度			
	項目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	301,927.55 m <sup>2</sup>	1,881,005,600 円
	建 物		17,036.71 m <sup>2</sup>	676,866,100 円
	工 作 物			89,100,100 円

借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	7 件	○	円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	3 件		2,989,894 円
	使用許可	土地	2 件	○	円
			4 件		85,899 円
		建物	3 件		14,343 円

(4)水戸農業高等学校

学 校 名	茨城県立水戸農業高等学校		
所 在 地	住 所	那珂市東木倉 983	
	郵 便 番 号	311-0114	
	電 話 番 号	029(298)6266	
校 長 名	羽 生 昭 男	創 立 年 月 日	明治 28 年 4 月 1 日
学 科	農業（農業・園芸・畜産・食品化学・農業土木・生活科学・農業経済）		
生 徒 数 等	【全日制】（単位：人）		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	790	780
	教 員 数	67	68
	職 員 数	40	40
	【定時制】（単位：人）		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	82	87
	教 員 数	8	7
	職 員 数	0	0
目指す学校像	<p>【全日制】【定時制】</p> <p>知・徳・体を身に付けた社会に有為な人材を育成する学校。生徒一人一人の進路希望の実現を支援する学校。魅力ある農業教育を実践し、将来の農業経営者・関連産業技術者を育成する学校。体験学習・国際交流等を通してコミュニケーション能力を磨くことができる学校。地域社会の関係機関・団体・住民等と連携するとともにそれらに開かれた学校。</p>		
歳入・歳出決算 状 況	（単位：円）		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	125,349,593	123,886,917
	支 出 済 額	290,506,204	268,697,107

公有財産の状況	令和元年度				
	<b>項目</b>	<b>使用区分</b>	<b>面積</b>	<b>評価額</b>	
	土地	学校敷地	484,336.44 m <sup>2</sup>	4,165,293,100 円	
	建物		31,391.90 m <sup>2</sup>	2,631,549,700 円	
工作物			222,886,500 円		
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	<b>区分</b>		<b>件数</b>	<b>無償</b>	<b>有償</b>
	借受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸付	土地	件		円
		建物	3件		3,787,939 円
	使用許可	土地	7件	○	円
			4件		117,013 円
建物		2件		105,774 円	



(5)水戸工業高等学校

学 校 名	茨城県立水戸工業高等学校			
所 在 地	住 所	水戸市元吉田町 1101		
	郵 便 番 号	310-0836		
	電 話 番 号	029(247)5711		
校 長 名	宇 佐 美 浩	創 立 年 月 日	明治 42 年 4 月 1 日	
学 科	工業（工業化学・機械・電気・情報技術・土木・建築）			
生 徒 数 等	【全日制】（単位：人）			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	949	950	
	教 員 数	68	68	
	職 員 数	24	23	
目指す学校像	歴史と伝統とともに築き上げてきたものづくり教育の原点と誇りを守り、充実したキャリア教育・職業教育を実践し、自ら考え、行動できる力を育む教育を目指すとともに、時代の流れを掴み、対応できる能力を備えた科学技術者・技能者を育成する模範校を目指す。			
歳入・歳出決算 状 況	（単位：円）			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	117,366,380	118,884,989	
	支 出 済 額	213,753,958	191,537,426	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	83,357.16 m <sup>2</sup>	2,008,490,700 円
	建 物		22,289.12 m <sup>2</sup>	1,370,171,684 円
	工 作 物			72,996,665 円

借受, 貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	2 件		2,039,771 円
	使用許可	土地	4 件	○	円
			4 件		20,309 円
		建物	件		円
			2 件		194,418 円

(6)水戸商業高等学校

学 校 名	茨城県立水戸商業高等学校			
所 在 地	住 所	水戸市新荘 3-7-2		
	郵便番号	310-0036		
	電話番号	029(224)4402		
校 長 名	武 石 仁	創 立 年 月 日	明治 35 年 3 月 12 日	
学 科	商業（商業・情報ビジネス・国際ビジネス）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	841	837	
	教 員 数	75	75	
	職 員 数	9	9	
目指す学校像	文武両道の精神を重んじ、知・徳・体の調和のとれた教育を実践し、情報豊かで創造性に富み、地域社会やビジネス界が求める幅広い知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する学校。			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	104,145,013	104,631,872	
	支 出 済 額	181,555,801	162,925,807	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	39,180.00 m <sup>2</sup>	943,023,200 円
	建 物		13,441.36 m <sup>2</sup>	897,712,200 円
	工 作 物			21,551,900 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	1 件		213,063 円
		建物	4 件		2,013,550 円
	使 用 許 可	土地	2 件	○	円
			2 件		24,000 円
		建物	2 件		53,362 円

(7)海洋高等学校

学 校 名	茨城県立海洋高等学校			
所 在 地	住 所	ひたちなか市和田町 3-1-26		
	郵 便 番 号	311-1214		
	電 話 番 号	029(262)2525		
校 長 名	勝 村 周 司	創 立 年 月 日	昭和9年1月15日	
学 科	水産（海洋技術・海洋食品・海洋産業）			
生 徒 数 等	【全日制】（単位：人）			
	区 分	平成30年度	令和元年度	
	生 徒 数	268	280	
	教 員 数	33	34	
	職 員 数	37	37	
目指す学校像	教育基本法及び本県教育の目標の示すところにより、豊かな人間性と人格の完成を目指し、社会の発展に貢献し得る、心身ともに健全な海洋技術者を育成する。			
歳入・歳出決算 状 況	（単位：円）			
	項 目	平成30年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	37,319,924	37,874,108	
	支 出 済 額	243,904,111	209,793,753	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	2,879.36 m <sup>2</sup>	34,013,600 円
	建 物		11,700.83 m <sup>2</sup>	537,601,500 円
	工 作 物			38,871,000 円
	船 舶		3 艘	1,311,258,200 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	1 件		3,272,722 円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	3 件		1,571,055 円
	使用許可	土地	1 件		11,803 円
		建物	4 件		10,987 円

(8) 鉾田第二高等学校

学 校 名	茨城県立鉾田第二高等学校			
所 在 地	住 所	鉾田市鉾田 1158		
	郵 便 番 号	311-1517		
	電 話 番 号	0291(33)2171		
校 長 名	井 坂 孝	創 立 年 月 日	大正 13 年 2 月 23 日	
学 科	農業（農業・食品技術）・総合学科（総合学科）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	312	581	
	教 員 数	43	51	
	職 員 数	9	4	
目指す学校像	課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びと、将来を見据えた系統的なキャリア教育を充実させ、一人一人の進路希望の実現を図ると共に、地域社会との連携を推進し、地域振興に貢献するリーダーとなる人材を育成する、地域に信頼される学校。			
歳入・歳出決算 状 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	40,227,158	103,743,313	
	支 出 済 額	131,840,667	186,518,369	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	58,933.77 m <sup>2</sup>	353,602,500 円
	建 物		14,206.17 m <sup>2</sup>	1,804,380,200 円
	工 作 物			60,594,796 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	4 件		2,229,809 円
	使用許可	土地	3 件	○	円
			3 件		86,700 円
		建物	5 件		206,274 円



(9)石岡第一高等学校

学 校 名	茨城県立石岡第一高等学校		
所 在 地	住 所	石岡市石岡 1-9	
	郵 便 番 号	315-0001	
	電 話 番 号	0299(22)4135	
校 長 名	大 和 田 俊 一	創 立 年 月 日	明 治 43 年 3 月 15 日
学 科	【全日制】 普通（普通）・農業（園芸・造園） 【定時制】 普通（普通）		
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	947	946
	教 員 数	64	62
	職 員 数	16	17
	【定時制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	52	43
	教 員 数	8	8
	職 員 数	1	1
目指す学校像	<p>●創立 110 年を超える歴史と伝統を受け継ぎ、学科の特色を生かし、地域における教育の中核として「魅力ある学校」「信頼される学校」となる。</p> <p>●生徒一人一人が個性を伸ばし、将来の夢を実現するための知識・技能を身に付け、自信と誇りを持てる学校となる。</p> <p>●あらゆる教育活動の場面で、一人一人が輝く活力ある学校となる。</p>		
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	122,266,187	123,157,591
	支 出 済 額	216,941,025	206,310,001

公有財産の状況	令和元年度				
	項目	使用区分	面積	評価額	
	土地	学校敷地	142,132.00 m <sup>2</sup>	3,167,837,800 円	
	建物		20,103.95 m <sup>2</sup>	1,637,249,400 円	
工 作 物			158,132,800 円		
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	1 件		330,536 円
		建物	2 件		2,951,788 円
	使用許可	土地	6 件	○	円
			3 件		75,700 円
		建物	4 件		325,292 円

(10)牛久栄進高等学校

学 校 名	茨城県立牛久栄進高等学校			
所 在 地	住 所	牛久市東獺穴町 876		
	郵 便 番 号	300-1201		
	電 話 番 号	029(843)3110		
校 長 名	菅 原 佐 知 子	創 立 年 月 日	昭 和 61 年 10 月 6 日	
学 科	普通（普通）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	960	950	
	教 員 数	68	68	
	職 員 数	6	6	
目 指 す 学 校 像	●情報通信技術や科学技術の劇的な進歩，国際化・経済のグローバル化，更には超高齢化等急速に変化する社会にあって，それらに柔軟に対応できる力を育むと同時に，豊かな人間的資質を培い，自主自律の態度を養い，進取の気概あふれる創造性豊かな青年を育成する。			
歳入・歳出決算 状 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	121,301,538	119,560,878	
	支 出 済 額	146,417,218	149,862,498	
公 有 財 産 の 状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	58,211.74 m <sup>2</sup>	926,029,000 円
	建 物		14,551.98 m <sup>2</sup>	1,332,706,700 円
	工 作 物			60,479,220 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	4 件		2,940,002 円
		建物	件		円
	使 用 許 可	土地	2 件	○	円
			1 件		10,500 円
		建物	1 件	○	円
			4 件		226,072 円

## (11)竹園高等学校

学 校 名	茨城県立竹園高等学校		
所 在 地	住 所	つくば市竹園 3-9-1	
	郵便番号	305-0032	
	電話番号	029(851)7515	
校 長 名	柏 正 則	創 立 年 月 日	昭和 54 年 4 月 1 日
学 科	普通（普通）・国際（国際）		
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	949	953
	教 員 数	58	59
	職 員 数	6	6
目指す学校像	<p>個性と創造性の伸長を図り，社会の要請に応え得る広い視野と，磨かれた知性・たくましい体力・気力を合わせ持つ人材の育成を図るため，以下の項目を重点とした学校づくりを行う。</p> <p>○生徒の実態を踏まえた幅広い教科指導と個に応じた適切な進路指導のもとに，確かな学力を育み，生徒の自己実現を図る学校</p> <p>○学習と教科外活動との調和のとれた実践を通して，社会の一員としての自覚を高め，人間尊重，敬愛の精神を育み，豊かでたくましい人間性の育成を図る学校</p> <p>○国際的な研究学園都市に立地する環境を活かし，大学・研究機関との連携を通して，学術的文化的資源を積極的に活用し，国際社会をリードする人材の育成を図る学校</p>		
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	117,000,059	118,577,508
	支 出 済 額	140,127,603	148,009,920

公有財産の状況	令和元年度				
	<b>項目</b>	<b>使用区分</b>	<b>面積</b>	<b>評価額</b>	
	土地	学校敷地	48,930.59 m <sup>2</sup>	3,781,796,300 円	
	建物		13,207.55 m <sup>2</sup>	867,741,000 円	
工作物			87,920,250 円		
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	<b>区分</b>		<b>件数</b>	<b>無償</b>	<b>有償</b>
	借受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸付	土地	6 件		2,117,378 円
		建物	件		円
	使用許可	土地	8 件		172,196 円
		建物	1 件	○	円
2 件				138,760 円	

## (12)下館第一高等学校

学 校 名	茨城県立下館第一高等学校		
所 在 地	住 所	筑西市下中山 590	
	郵 便 番 号	308-0825	
	電 話 番 号	0296(24)6344	
校 長 名	川 松 秀 夫	創 立 年 月 日	大正 12 年 4 月 14 日
学 科	普通 (普通)		
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	833	826
	教 員 数	51	54
	職 員 数	7	7
目指す学校像	<p>校訓に掲げる校規五章及び綱領三徳目を踏まえ、地域社会の要請や生徒の実態に基づき、123 年の歴史と伝統を継承しつつ、新たな校風を確立し、社会に貢献できる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人材の育成を目指す。</p> <p>(1)高い理想と旺盛な探求心を持って学習に精励する生徒を育成する。</p> <p>(2)集団の規則を遵守し、確固たる責任感をもって自律的に行動する生徒を育成する。</p> <p>(3)心身を鍛練し、強靱不屈の精神をもって、不断に前進する生徒を育成する。</p> <p>(4)本校の伝統的精神を生かし、愛校心を持った全人的な生徒を育成する。</p>		
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	103,385,805	103,238,294
	支 出 済 額	144,525,878	196,720,929

公有財産の状況	令和元年度				
	<b>項目</b>	<b>使用区分</b>	<b>面積</b>	<b>評価額</b>	
	土地	学校敷地	42,059.29 m <sup>2</sup>	797,862,000 円	
	建物		13,369.03 m <sup>2</sup>	628,501,300 円	
	工作物			61,418,420 円	
借受, 貸付及び使用許可	令和元年度				
	<b>区分</b>	<b>件数</b>	<b>無償</b>	<b>有償</b>	
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	5 件		2,100,311 円
	使用許可	土地	6 件	○	円
			4 件		156,686 円
		建物	1 件		5,951 円



## (13)鬼怒商業高等学校

学 校 名	茨城県立鬼怒商業高等学校			
所 在 地	住 所	結城市小森 1513-2		
	郵便番号	307-0011		
	電話番号	0296(32)3322		
校 長 名	蒔 田 巧	創 立 年 月 日	昭和 47 年 4 月 1 日	
学 科	商業（商業・情報ビジネス）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	585	588	
	教 員 数	44	45	
	職 員 数	8	8	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者や地域の期待と信頼に応え、地域のリーダーとなる「人財」を育成する学校</li> <li>●生徒が自ら考え学ぶことをとおして、一人一人の資質・能力や個性を伸ばす学校</li> <li>●安心・安全な学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	73,701,666	74,912,784	
	支 出 済 額	132,941,024	153,503,190	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	68,767.00 m <sup>2</sup>	409,712,500 円
	建 物		10,980.72 m <sup>2</sup>	517,856,200 円
	工 作 物			67,525,000 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	3 件	○	円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	3 件		1,582,958 円
	使用許可	土地	3 件	○	円
		建物	3 件		131,149 円

## (14)古河第二高等学校

学 校 名	茨城県立古河第二高等学校			
所 在 地	住 所	古河市幸町 19-18		
	郵 便 番 号	306-0024		
	電 話 番 号	0280(32)0444		
校 長 名	高 橋 淳	創 立 年 月 日	大正 3 年 10 月 12 日	
学 科	普通 (普通)			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	695	682	
	教 員 数	49	50	
	職 員 数	6	6	
目指す学校像	生徒一人一人が自らの夢の実現のため、いきいきと安心安全に学ぶことのできる学校づくりを力強く推進するとともに、社会性や公共心を備えた地域社会に貢献できる有為の人材を育成する。			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	87,601,492	86,169,589	
	支 出 済 額	149,431,611	175,751,720	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	32,560.00 m <sup>2</sup>	822,758,600 円
	建 物		15,031.51 m <sup>2</sup>	1,170,525,500 円
	工 作 物			66,929,448 円

借受,貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	2件		3,224,976円
	使用許可	土地	8件	○	円
			4件		88,999円
		建物	1件	○	円
			5件		160,422円

## (15)境高等学校

学 校 名	茨城県立境高等学校		
所 在 地	住 所	猿島郡境町 175	
	郵便番号	306-0433	
	電話番号	0280(87)0123	
校 長 名	清 田 聡	創 立 年 月	昭和 3 年 4 月 12 日
学 科	普通（普通）		
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	716	714
	教 員 数	47	48
	職 員 数	6	6
目指す学校像	<p>●本校伝統の文武不岐の教育方針の下、豊かな人間性を培い、深い知性と逞しい心身を養うとともに、自主自立を涵養し、グローバル人材〔地球規模で考え、地域に貢献できる人材〕を育成する学校づくりを行う。</p> <p>(1)「生きる力」を身につけ、生涯にわたって学び続けるための基礎基本を身に付けさせる学校</p> <p>(2)進路指導を充実し未来を切り拓く力を育成しながら、幅広い希望進路を実現させる学校</p> <p>(3)規律を遵守する精神と望ましい生活習慣を確立させる学校</p> <p>(4)保護者・同窓会・地域と連携して生徒の健全育成に努める学校</p> <p>(5)グローバル人材の素地となるスキルと感性を培う学校</p>		
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)		
	項 目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	94,644,875	93,588,516
	支 出 済 額	137,276,441	147,115,057

公有財産の状況	令和元年度				
	<b>項目</b>	<b>使用区分</b>	<b>面積</b>	<b>評価額</b>	
	土地	学校敷地	47,784.00 m <sup>2</sup>	715,755,900 円	
	建物		13,085.32 m <sup>2</sup>	615,685,672 円	
	工作物			117,652,862 円	
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	<b>区分</b>		<b>件数</b>	<b>無償</b>	<b>有償</b>
	借受	土地	2件	○	円
		建物	件		円
	貸付	土地	2件		5,065,015 円
		建物	1件		1,196,769 円
	使用許可	土地	5件	○	円
			3件		30,000 円
		建物	7件		236,305 円

## (16)守谷高等学校

学 校 名	茨城県立守谷高等学校			
所 在 地	住 所	守谷市大木 70		
	郵 便 番 号	302-0107		
	電 話 番 号	0297(48)6409		
校 長 名	宮 田 俊 晴	創 立 年 月 日	昭和 58 年 4 月 1 日	
学 科	普通 (普通)			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	695	687	
	教 員 数	44	43	
	職 員 数	5	5	
目指す学校像	<p>(1)知 (確かな学力), 徳 (豊かな心), 体 (健やかな体) のバランスのとれた「生きる力」を育み, 心身共に健康で, 地域や社会に貢献しようとする人間を育成できる学校</p> <p>(2)キャリア教育の充実を図り, 生徒一人一人の興味・関心や特性に応じた進路実現ができる学校</p> <p>(3)保護者や地域社会との連携を深め, 生徒・保護者・地域社会に広く信頼される魅力ある学校</p>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	85,583,307	85,301,055	
	支 出 済 額	134,479,180	134,895,621	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	66,134.14 m <sup>2</sup>	467,435,900 円
	建 物		15,647.07 m <sup>2</sup>	1,084,603,100 円
	工 作 物			113,817,492 円

借受,貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	7 件		1,881,605 円
	使用許可	土地	3 件	○	円
			4 件		40,208 円
		建物	2 件		165,585 円



## (17)水戸聾学校

学 校 名	茨城県立水戸聾学校			
所 在 地	住 所	水戸市千波町 2863-1		
	郵 便 番 号	310-0851		
	電 話 番 号	029(241)1018		
校 長 名	岡 村 正 洋	創 立 年 月 日	明 治 41 年 2 月 11 日	
学 科	幼稚園部・小学部・中学部・高等部本科			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	79	80	
	教 員 数	61	64	
	職 員 数	32	30	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心であたたかな学校</li> <li>●一人一人のよさや可能性を大切にする学校</li> <li>●互いに学び合い、高め合う学校</li> <li>●家庭・地域社会と連携し、信頼される学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	302,467	96,276	
	支 出 済 額	105,547,270	84,588,788	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	31,946.55 m <sup>2</sup>	841,536,000 円
	建 物		9,079.54 m <sup>2</sup>	783,878,500 円
	工 作 物			121,097,000 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	3 件	○	円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	件		円
	使用許可	土地	2 件	○	円
			2 件		27,000 円
		建物	2 件		4,106 円

## (18)水戸高等特別支援学校

学 校 名	茨城県立水戸高等特別支援学校（知的障害）			
所 在 地	住 所	水戸市下大野町 6212		
	郵 便 番 号	311-1131		
	電 話 番 号	029(269)6212		
校 長 名	白 土 良 子	創 立 年 月 日	平成 11 年 4 月 1 日	
学 科	高等部本科			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	143	143	
	教 員 数	57	58	
	職 員 数	28	28	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労を目指し、自己実現のできる学校</li> <li>●挑戦し続け、成長の喜びと感動のある学校</li> <li>●地域や企業と共に、よりよい社会創りに貢献できる学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	1,130,990	986,218	
	支 出 済 額	95,521,318	101,059,418	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	51,815.00 m <sup>2</sup>	157,206,600 円
	建 物		11,680.88 m <sup>2</sup>	1,862,879,000 円
	工 作 物			139,560,020 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	3件	○	円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	件		円
	使用許可	土地	件		円
		建物	件		円

## (19)鹿島特別支援学校

学 校 名	茨城県立鹿島特別支援学校（知的障害）			
所 在 地	住 所	鹿嶋市沼尾 1195		
	郵 便 番 号	314-0041		
	電 話 番 号	0299(82)7700		
校 長 名	平 野 あ け み	創 立 年 月 日	昭 和 54 年 4 月 1 日	
学 科	小学部・中学部・高等部本科			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	319	314	
	教 員 数	132	140	
	職 員 数	8	9	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心安全な教育環境のもと、元気に楽しく学べる学校</li> <li>●保護者、地域、関係機関から信頼される開かれた学校</li> <li>●児童生徒一人一人の自立と社会参加を支援する学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	184,690	114,057	
	支 出 済 額	97,838,622	97,366,210	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	30,543.78 m <sup>2</sup>	193,524,900 円
	建 物		6,938.54 m <sup>2</sup>	675,398,200 円
	工 作 物			138,191,720 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	3 件		15,000 円
		建物	件		円
	使用許可	土地	件		円
		建物	件		円

(20)伊奈特別支援学校

学 校 名	茨城県立伊奈特別支援学校（知的障害）			
所 在 地	住 所	つくばみらい市青古新田 300		
	郵便番号	300-2348		
	電話番号	0297(58)8727		
校 長 名	大 森 保 徳	創 立 年 月 日	昭和 57 年 4 月 1 日	
学 科	小学部・中学部・高等部本科			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	271	287	
	教 員 数	131	142	
	職 員 数	7	7	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生き生きと楽しく学べる学校</li> <li>●安全・安心に生活できる学校</li> <li>●信頼され開かれた学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	20,445	240,630	
	支 出 済 額	99,640,052	77,247,339	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	34,705.00 m <sup>2</sup>	248,106,000 円
	建 物		10,327.97 m <sup>2</sup>	1,427,317,060 円
	工 作 物			173,466,020 円

借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	1 件	○	円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	件		円
	使用許可	土地	3 件	○	円
			2 件		13,500 円
		建物	件		円



**【往査日等】**

監査対象となった県立学校への往査日及び担当者は、次のとおりである。

No.	学校名	往査日	担当者
1	茨城県立日立工業高等学校	R2.10.8-9	小川
2	茨城県立多賀高等学校	R2.10.7-8	水庭, 坂本(和)は8日のみ
3	茨城県立大子清流高等学校	R2.10.20-21	水庭
4	茨城県立水戸農業高等学校	R2.10.1-2	小川
5	茨城県立水戸工業高等学校	R2.10.12-13	水庭
6	茨城県立水戸商業高等学校	R2.10.5-6	小川, 坂本(和)は6日のみ
7	茨城県立海洋高等学校	R2.10.12-13	小川, 坂本(和)は13日のみ
8	茨城県立鉾田第二高等学校	R2.10.27-28	水庭
9	茨城県立石岡第一高等学校	R2.10.12-13	山口
10	茨城県立牛久栄進高等学校	R2.10.22-23	山口
11	茨城県立竹園高等学校	R2.9.30-10.1	坂本(祐)
12	茨城県立下館第一高等学校	R2.10.21-22	坂本(祐)
13	茨城県立鬼怒商業高等学校	R2.10.15-16	山口, 坂本(和)は15日のみ
14	茨城県立古河第二高等学校	R2.9.23-24	坂本(祐), 坂本(和)は1.5日
15	茨城県立境高等学校	R2.9.28-29	山口, 坂本(和)は29日のみ
16	茨城県立守谷高等学校	R2.10.7-8	坂本(祐)
17	茨城県立水戸聾学校	R2.10.15-16	小川
18	茨城県立水戸高等特別支援学校	R2.10.15-16	水庭
19	茨城県立鹿島特別支援学校	R2.10.6-7	山口
20	茨城県立伊奈特別支援学校	R2.10.28-29	坂本(祐)

**【本報告書における「(共通)」について】**

「(共通)」は、内容に程度の差は認められるが、前回及び今回の包括外部監査対象校で共通的に該当するものである。

また、県立学校の担当者は、定期的に異動しており、前の勤務先においても同様な処理を行っている可能性がある。したがって、「(共通)」に該当する項目は、包括外部監査の対象外となった県立学校においても同様な「指摘」・「意見」が発生する可能性があることに留意されたい。

## 第2 前回の包括外部監査対象校に対する監査の結果

平成21年度において「県立学校に係る財務事務及び事務の執行について」をテーマとして、包括外部監査が実施された。

県立学校20校及び所管課（教育庁総務課・教育庁財務課・教育庁高校教育課・教育庁特別支援教育課）に対して、平成22年度以降において実施された措置状況が、現在どのようになっているかについての質問を実施した。

また、前回の包括外部監査実施校の中から、令和2年度において実地の監査委員監査が実施予定である学校を除外し、地域性、学校の種別等を考慮して、5校を往査対象校として抽出した。

前回の包括外部監査対象校及び今回の往査対象校は、下記のとおりである。

学校名	今回往査校	学校名	今回往査校
日立第一高等学校		太田第一高等学校	○
水戸第一高等学校		勝田工業高等学校	○
友部高等学校		鉾田第一高等学校	
潮来高等学校		土浦第一高等学校	○
竜ヶ崎第一高等学校		江戸崎総合高等学校	
真壁高等学校		下妻第二高等学校	
水海道第一高等学校	○	古河第一高等学校	
総和工業高等学校		並木高等学校	
水戸特別支援学校		勝田特別支援学校	
つくば特別支援学校	○	結城特別支援学校	

また、質問に対する回答と現状との分析を実施するとともに令和2年度の包括外部監査対象校で実施している監査内容での監査を実施した。ただし、前回の包括外部監査の結果に対する措置状況の検討を主目的としていることから、通常2日間かけて実施する監査を1日で実施している。

なお、上記5校に対する「指摘事項」及び「意見」は、令和2年度の包括外部監査対象校20校と一緒に「第1 今回の包括外部監査対象校に対する監査結果」の該当箇所に記載している。

以下、所管課から回答を得た「令和2年度時点での現状」について、その回答内容を検討し、監査人としての「所見」（現状に対する見解）を述べることとする。

また、令和2年度の包括外部監査で対象となった全25校に対する監査の結果を加味して、所管課の指導・監督の状況に対する監査結果も記載している。

## 1 措置状況の現状に対する所管課の回答

### (1) 教育庁総務課

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第5. 現預金管理及び給与支払い事務について</p> <p>2. 給与等支払い事務</p> <p>(2)出張旅費について</p> <p>②事務処理合理化のため、県から統一した最新の計算ソフトを全校に配布すべきである。</p>	<p>平成23年4月1日に、知事部局と共通の「総務事務支援システム」を導入し、現在も使用している。</p>

#### 【所見】

「総務事務支援システム」を利用していることを確認した。

### (2) 教育庁財務課

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第4. 学校別コストについて</p> <p>1. 学校別コスト計算の重要性</p> <p>県は「学校別コスト計算書」を毎年作成し、コスト削減につなげる手段とすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校別のコスト計算書については、平成21～25年度まで5年間作成した。(別紙のとおり)</li> <li>・結果として、(コスト計算書の仕組みの問題もあるが)算出された1人当たりのコストや年度ごとの増減理由は、高校の種類、教職員人事異動に伴う給与の増減、当該年度の計画的な大規模工事や修繕の有無であると分析ができる。</li> <li>・なお、教職員のコスト意識の向上や限られた財源の有効かつ効果的な活用等を図ることについては、高校長協会財政委員会、予算事務説明会で財務課職員から周知するほか、行政考査や現地調査においても意識付けを実施している。</li> </ul>

	<p>・また、県監査委員事務局が実施している監査においても、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査となっている。</p> <p><b>【参考】</b>          関東近県（東京都を除く）学校別コスト計算書作成状況：未実施</p>
<p>第5．現預金管理及び給与等支払い事務について</p> <p>1．現預金管理</p> <p>(2) 監査の結果</p> <p>少額物品の購入に際しては、一定期間まとめて承認手続きをとる等事務処理コストの削減を図るべき。</p>	<p>「茨城県財務規則」に則り、事務処理を行っている。(会計管理課主管)</p>
<p>第7．物品管理について</p> <p>物品は財務規則に則り管理番号を貼付し、現物確認できるようにすべき。また、定期的な現物確認（棚卸）を実施し、備品台帳と照合すべき。</p>	<p>「茨城県財務規則」「備品の現品確認実施要項」に則り、事務処理を行っている。(会計管理課主管)</p>
<p>工業高校等では、刃物を多用するマシンングセンタを導入しているが、事故が起こらないよう施錠と起動電源の管理は厳密に行うべき。</p>	<p>施錠・電源の管理を徹底し、使用している。</p>
<p>PTA や後援会等から現物寄付を受け入れた場合には、確実に受入手続きを実施し、絵画等は美術年鑑等を参考に評価し台帳に記載すべき。</p>	<p>「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」に則り、事務処理を行っている。</p>

**【所見】**

- ① 学校別コスト計算書については、変動要因が多く、それらを適切に分析することは困難を伴うことから、中止されたことはやむを得ないと考える。しかしながら、「教育」であっても、限られた予算の適正執行を意識することは必要である。
- ② 「茨城県財務規則」に則って事務処理を遂行することは当然のことであるが、コスト意識をもって事務処理を行うことは必要である。

【意見 47】（教育庁財務課）

定期的な現物確認が実施されていることは確認されているが、管理番号については一部において貼付の遅れも確認できることから、所管課から適時的確な貼付について毎年度アウンスするなど適切な指導をすべきである。

【意見 48】（教育庁財務課）

「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」は設定されているが、事務処理の遅れも見受けられることから、定期的に所管課から注意喚起を実施すべきである。

（3）教育庁高校教育課・教育庁特別支援教育課

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第4. 学校別コストについて</p> <p>2. 学校別コストの解析</p> <p>(3)各学校の傾向</p> <p>学校統廃合の判断基準として、生徒1人当たりコストの推移を活用すべき。</p>	<p>・県立高校の適正規模については、県内すべての地域に一律で適用する基準は設けないこととしたが、統合や分校化について検討するにあたっては、入学状況の推移を踏まえることとしており、コスト削減の視点を取り入れている。</p> <p>・なお、統合等の検討に際しては、上記の他、地域の実情や意見、地域における高等学校の役割に十分配慮することとしている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>適正規模（1学年4～8学級）未満の高校は統合の検討対象となり、適正規模の考え方には、生徒数の少ない学校の統合を進めるというコスト削減の視点が含まれていることから、今後とも、統合の判断基準は「学校規模」及び「生徒数」とする。</p>
<p>教職員全員にパソコンによる業務日報作成を義務づけ、校長が所属教職員の業務実態を把握し、業務の効率化と教職員の負担軽減を図るべき。</p>	<p>・前回の回答どおり、業務日報作成については、コストや負担軽減の観点から困難である。</p>

	<p>・そのため、ICTを活用した客観的な方法で勤務時間を把握し、超過勤務が多い教職員に対しては、管理職により業務内容の聴取を行うことで、業務の平準化や効率化などの必要な措置を講じている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>・業務日報作成の趣旨は理解するが、全県立学校への統一的な日報システム導入には、パソコンの整備等に莫大なコストを要することや、教員一人ひとりの報告作業と管理職の分析作業に負担が生じることから困難である。</p> <p>・そのため、それに代えて勤務実態調査・面談を通じた業務実態の把握による教職員の負担軽減を図ることとした。</p>
<p>第5．現預金管理及び給与等支払い事務について</p> <p>1．現預金管理</p> <p>(2)監査の結果</p> <p>①団体費については、現預金出納帳を作成し、決算報告をするよう指導すべき。</p>	<p>前回の回答どおり、監査権限が及ばない部分であると考えているが、指摘事項については、その趣旨に添った対応をするよう、行政考査等の際に引き続き助言している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>PTA等の任意団体の経理については、現行制度上、監査権限が及ばない部分であると考えているが、指摘事項については、その趣旨に添った対応をするよう助言することとした。</p>
<p>②県は、本来県が負担すべき支出については団体負担を避けるべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をするよう助言している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>緊急的に必要が生じた校舎修繕等の本来県が負担すべき経費については、関係課と協議し、予算確保に努めるよう助言することとした。</p>

<p>③講師等に支払う謝金については、源泉徴収を行うべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をするよう助言している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 源泉徴収するよう助言することとした。</p>
<p>第5. 現預金管理及び給与等支払い事務について</p> <p>2. 給与等支払い事務について</p> <p>(2)出張旅費について</p> <p>①「出張復命書」の提出は遅滞なく行うよう指導徹底を図るべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をするよう助言している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 学校長会議など機会を捉え出張復命書の遅滞のない提出の徹底を指導することとした。</p>
<p>第6. 個人情報保護対策について</p> <p>個人情報保護対策は、特定の人に依存するのではなく、組織で行うべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 校内研修で利用できる教材等を提供し、組織として対応できる体制作りを支援することとした。</p>
<p>リスク分析を行ってシステムを構築すべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしている。県教委として統一したセキュリティ対策を施したシステムの導入を進め、リスク分析に考慮している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン（平成17年4月茨城県教育委員会）」は制定から5年が経過しており、内容について見直すことを検討している。それに伴い各校で利用しているシステムを把握し、システムのあり方についても検討する。</p>

<p>定期的に第三者がそのシステムを検証し、その妥当性を検証する仕組みを構築すべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン（平成17年4月茨城県教育委員会）」の見直しに伴い、システムの妥当性を検証する仕組みについても検討する。</p>
<p>個人情報保護に関する定期的な研修を行うべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしており、毎年県立学校情報セキュリティ担当者研修会を開催し、研修を行っている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 個人情報保護に関する校内研修を支援する教材を提供し、各校の研修実施状況について報告を求めるプログラムを作成した。</p>

**【所見】**

県の統廃合の判断基準は、適切であると考え。また、業務日報の作成は理想的であるが、現状としての県の考え方はやむを得ないと考え。

**【所見】**

- ①「出張復命書」の提出については、適切に実施されていると考え。
- ②個人情報保護については、適切に実施されていると考え。



(4) 教育庁高校教育課

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第6. 個人情報保護対策について</p> <p>①重要なデータや個人情報は、アクセス制限を図るべき。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしている。</p> <p>【前回監査の措置】</p> <p>「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン（平成17年4月茨城県教育委員会）」の見直しに伴い、個人情報保護に配慮した校内ネットワークのあり方を検討し、校内ネットワーク及びICT機器整備の標準仕様を提示する。</p>
<p>②USBメモリ等外部に持ち出せるものは、パスワードの保護により、情報漏洩のリスクを減少させるべき。</p>	<p>指摘事項の趣旨に添った対応をするよう校長面談等の際に助言している。</p> <p>【前回監査の措置】</p> <p>個人情報保護に関する教員研修を通し、情報を外部へ持ち出す際の留意点を徹底することとした。</p>
<p>第7. 物品管理について</p> <p>薬品の定期的な棚卸が行われていないために数量が把握できない。薬品庫の鍵管理が十分でない。実験使用後の廃液の保管が不十分な例もあった。</p>	<p>前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をするよう助言し、調査を行っている。</p> <p>【前回監査の措置】</p> <p>各学校に対し、薬品の保有量を年度内に把握し、管理簿に記載するよう指示する。薬品庫の鍵については、事務室のキーボックス等に保管することを徹底する。廃液を入れたポリタンクについては、実験終了後に必ず薬品庫などに格納することを徹底する。</p>
<p>第8. 給与制度及び教職員評価制度について</p> <p>2. 教職員評価制度</p> <p>(5)所見</p> <p>①茨城県では、「新しい教員評価の手引き」を作成しているが、さらに「評価結果</p>	<p>教員評価の目的である「教員一人ひとりの資質の向上」と「学校全体の活性化」を図</p>

<p>の活用手引き」を作成し、次年度以降の改善につなげる方法を示すべき。</p>	<p>るべく、評価結果を次年度の目標へ反映させることができるよう、平成 28 年、令和元年にマニュアルの充実が図られている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>教員評価の目的である「教員一人ひとりの資質の向上」と「学校全体の活性化」を図るためには、評価結果を次年度の目標へ反映させることが重要であると考えている。そのため、各学校において、評価結果を分析し、課題や改善点を明らかにした上で次年度の目標設定と行動につなげられるよう、マニュアルの充実を図ることとした。</p>
<p>第 8. 給与制度及び教職員評価制度について</p> <p>2. 教職員評価制度</p> <p>(5)所見</p> <p>②県は、「新しい教員評価制度」を試行して 3 年が経過するが、現場の事務負担軽減及び将来への不安払拭のため、可及的速やかに従来の「勤務評定」との併用を止めるべき。</p>	<p>平成 27 年に「茨城県県立学校並びに市町村立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則」が施行され、平成 28 年度から人事評価の結果が活用されることになり、従来の勤務評定は廃止されている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p> <p>地方公務員については、法律上勤務評定が義務付けられている。</p> <p>また、評定結果に応じた措置を行うために実施する従来の「勤務評定」と、学校の活性化と教員等の資質向上をねらいとする本県の「新しい教員評価」は、それぞれ別の制度として行っているものであり、ともに職務の状況を観察して行うものとして、作業が重なる部分もあるが、それゆえに相互を兼ね、より適正な評価を行い、目的の達成につながると考えている。</p>

<p>③そのためには、県は現場の意見を聞きながら、この3ヵ年の試行を総括して「新しい教員評価制度」を整備し、本格的導入を急ぐべき。</p>	<p>平成28年、令和元年に教員評価が見直し・整備されており、本格的導入がなされている。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 「新しい教員評価制度」については、平成18年度からの3年間の試行を踏まえ、平成21年度から実施に移行した。</p>
<p>第9. 学校評価制度について</p> <p>2. 茨城県の状況</p> <p>(1)監査の結果</p> <p>学校評価では、生徒、保護者、地域住民など外部評価を積極的に活用すべき。</p>	<p>前回の回答どおり対応している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b> 学校評価の自己評価にかかわる生徒、保護者または地域住民などへのアンケート等は全ての学校で実施されているが、有効に活用されていない例もある。学校教育基本方針説明会および教務主任会議や学校訪問などの機会に、</p> <p>①生徒、保護者、地域住民などへのアンケートの適切な実施</p> <p>②アンケートの結果を分析するとともに、課題等について職員間で共通理解を図ること</p> <p>③それらを自己評価・学校関係者評価において適切に活用することについて指導・助言していく。</p>
<p>第9. 学校評価制度について</p> <p>3. 学校評価に関する所見</p> <p>学校評価は、結果報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」に陥ることなく今後の改善につなげる取り組みが重要である。いわゆるPDCAサイクルを回していけるよう、県が学校に対して適切な指導・助言をすべき。</p>	<p>学校評価を単なる形式的な作業に陥らせることがないように、学校のグランドデザイン及び学校経営計画表に基づきPDCAサイクルを適切に機能させることについて、学校教育指導方針説明会や学校訪問において指導・助言している。</p> <p><b>【前回監査の措置】</b></p>

	<p>学校評価を、単なる形式的な作業に陥らせることがないように、評価項目の重点化等を行い、PDCA サイクルを適切に機能させることについて、学校訪問や学校教育指導方針説明会において指導する。</p> <p>教務主任会議等で、評価項目の重点化を行っている先進的学校の事例を紹介するなどして実効性のある学校評価の実施について指導・助言していく。</p>
--	--

**【所見】**

- ① 新しい人事評価基準の下で、人事管理が実施されていることを確認した。
- ② また、学校評価については、各県立学校で実施されていることを確認した。

**【意見 49】（教育庁高校教育課）**

USB メモリの管理については、前回の包括外部監査実施時よりも改善が図られていると考えられるが、適正な管理がなされている県立学校は一部である。所管課は、定期的に適切な指導を実施すべきである。

**【意見 50】（教育庁高校教育課）**

薬品の保管については、各県立学校において適切に実施されているが、一部については震災時等の対応が必ずしも十分といえない。所管課は、定期的に適切な指導を実施する必要がある。

**【意見 51】（教育庁高校教育課）**

保管されている薬品については、最近の使用実績が皆無の薬品、大量な在庫となっている薬品がある。これは、標準的に用意すべき薬品の指定がなく、教員の判断に任せていることに起因する。所管課は、指定薬品以外の薬品購入時のチェックの強化、不必要に大量の発注をできない体制を構築させることが必要である。

**【意見 52】（教育庁高校教育課）**

各学校において廃棄希望の薬品があり、放置されている状態にある。薬品処分の予算（処分費が元来高額なこと、ビンの内容物が判断できない場合には、更に高額な検査費用を要することなど処分費が多額となる。）が確保できないことに起因している。所管課においては、計画的に廃棄処分ができるように予算確保に努めるべきである。

## 2 前回の包括外部監査の対象校から抽出した往査対象校の状況について

### (1) 太田第一高等学校

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第10-III-1 バックアップ媒体は事務室の耐火金庫に保管すべき。</p>	<p>各担当の重要なデータは NAS を利用した共有フォルダに保存すると共に、ミラーリングでバックアップを取っている。また、USB メモリにバックアップし、事務室の耐火金庫で保存をしている。</p>
<p>第10-III-2 USBメモリ等保存データの持出は原則不可とし、やむを得ない場合は貸出簿で管理すべき。</p>	<p>USBメモリの管理については、学校情報セキュリティ実施手順を定める要項（平成25年4月1日施行）に基づき行っている。</p>
<p>第10-IV-4 使用不能と見られる古い薬品は、速やかに廃棄すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理し不要と思われる薬品は、管理簿を作成し別に保管・管理をしている。</li> <li>・専門業者による廃棄については、平成23年7月以降未実施のため不要薬品の数も増えている。</li> <li>・今後、計画的に専門業者による廃棄を行う。</li> </ul>
<p>第10-IV-1 年に一度（夏休み等）備品一欄表と現物の突合を行うべき。寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に掲載すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「備品の現品確認実施要項」に則り、事務処理を行っている。（会計管理課主管）</li> <li>・「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」に則り、事務処理を行っている。</li> </ul>
<p>第10-III-3 学校長は、個人情報扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。</p>	<p>【前回の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」（平成17年3月24日茨城県条例第1号）及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」（平成17年4月茨城県教育委員会）で定められており、念書を取り交わす必要</li> </ul>

	<p>はないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱について周知しているが、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱について周知徹底することとした。</li> </ul> <p><b>【所管課の現対応】</b></p> <p>指摘事項の趣旨に添った対応をするよう、校長面談等の際に助言している。</p>
--	--

**【所見】**

前回の包括外部監査における指摘事項については、残念であるが一部に改善がなされていない項目が確認された。引き続き改善に努められたい。

**【意見 53】（教育庁高校教育課）**

薬品の廃棄処分は、前回の包括外部監査の指摘を受けて1回実施されているが、廃棄処分希望の薬品の一部に過ぎず、現在も購入時点が不明な廃棄希望薬品が多数残っていることから、所管課においては適切な廃棄計画の下で予算措置を講じることが必要である。

**【指摘 41】（教育庁財務課）**

美術品等で過去において寄付を受けたと思われるものについての登録処理が、現在も未実施である。所管課においては、学校長にすべてを転嫁するのではなく、適切な指導・監督を実施することが必要である。

(2) 土浦第一高等学校

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第10-I-1 精算にかかる資料，使用していた通帳については，説明責任の履行のためにも学校は一定期間保管しておくべき。</p>	<p>学年会計に関する通帳は，第3学年会計を締めた後，新第1学年へ引き継ぎ，継続使用としている。支出伺等の書類も併せて新1学年へ引き継ぎ，卒業後3年間保管している。</p>
<p>第10-I-2 缶詰や調味料も最低3ヶ月に一度は棚卸を行い必要分だけ在庫とすべき。</p>	<p>在庫が過剰にならないよう随時棚卸を実施している。</p>
<p>第10-III-1 個人情報の取扱について現場運営に則した取扱マニュアルの作成をすべき。</p>	<p>「生徒等に関する個人情報の取扱規程」について，平成28年3月1日から定め，これに基づき取扱いをしている。</p>
<p>第10-III-4 学校長は，校内で作られる全ての個人情報について把握すべき。</p>	<p>現在は，校内規定である「生徒等に関する個人情報の取得規程」に基づいて，「文書等管理票」を作成して適切に管理している。</p>
<p>第10-III-6 ID・パスワードの設定及び変更管理は学校の管理下に置くべき。</p>	<p>ID，パスワードの管理は，管理職の指導の下，校務分掌の情報室担当職員が行っている。</p>
<p>第10-III-9 ①パソコンは，財務規則及び個人情報その他の情報保護の観点から適切に廃棄処分すべき。</p>	<p>財務規則に従い，適切な廃棄処分を実施し，個人情報漏洩のないよう注意を払っている。</p>
<p>②パソコンの廃棄については廃棄業者の証明書を保管すべき。</p>	<p>廃棄業者から「引き取り及びデータ消去に関する証明書」を受領して保管している。</p>
<p>第10-III-10 USBメモリの管理を徹底すべき。</p>	<p>管理簿を作成することにより，管理を徹底している。個人所有のものは使用を禁止している。</p>

<p>第 10-III-11</p> <p>禁帯出文書と帯出可能文書の範囲又は記載内容を見直すべき。</p>	<p>禁帯出文書については、施錠できる収納庫で保管し、鍵は管理職が管理している。帯出可能文書については、記録簿に整理して適切に管理している。</p>
<p>第 10-IV-2</p> <p>①財務規則に従い現物の廃棄処分も確実に実施すべき。</p>	<p>財務規則に従い年に数回機会を設けて廃棄処分を確実にやっている。</p>
<p>②実在し使用されている物品は、勝手に消去せず管理台帳にもれなく記載すべき。</p>	<p>「茨城県財務規則」「備品の現品確認実施要項」に則り、事務処理を行っている。(会計管理課主管)</p>
<p>第 10-IV-6</p> <p>薬品リスト(在庫量も含めて)や、薬品庫の入退出記録を作成し、管理すべきである。また、実験室の使用許可の記録も作成すべき。</p>	<p>薬品リスト(在庫量も含めて)は作成している。薬品庫の入退出、実験室の使用については、出入り口の扉の鍵を管理職が管理することで対応している。</p>
<p>第 10-IV-5</p> <p>美術工芸品の評価額の決定については曖昧な点がある。過去に寄付を受けたものであっても、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。</p>	<p>「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」に則り、事務処理を行っている。</p>
<p>第 10-III-3</p> <p>学校長は、個人情報を取扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。</p>	<p><b>【前回の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」(平成 17 年 3 月 24 日茨城県条例第 1 号)及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」(平成 17 年 4 月茨城県教育委員会)で定められており、念書を取り交わす必要はないと考える。</li> <li>・学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱いについて周知しているが、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱いについて周知徹底することとした。</li> </ul>



	<b>【所管課の現対応】</b> 指摘事項の趣旨に添った対応をするよう、 校長面談等の際に助言している。
--	--

**【所見】**

前回の包括外部監査においては指摘事項が多数あったが、高いレベルで必要な改善が図られていることが確認できた。なお、USBメモリの管理状況には、軽微ではあるが改善の余地があることから必要な措置を講じられたい。

(3) 勝田工業高等学校

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第10-I-4</p> <p>①ユニフォーム積立についても生徒会会計と合わせて決算報告すべき。</p>	<p>引き続き、生徒総会で決算報告を行い、PTA等関係者へ周知している。</p>
<p>②振興費及び入学寄付金については毎期決算しPTAなど関係者への報告を行うべき。</p>	<p>振興費については、同窓会やPTAの役員に対して、教育活動支援費(旧称:入学寄付金)については、PTA総会でそれぞれ決算報告をしている。</p>
<p>第10-II-2</p> <p>①「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。</p> <p>③「出勤簿」の押印、チェックは正確に行うべき。</p>	<p>出張復命は遅滞なく提出するよう指導しており、徹底されている。</p> <p>出勤簿の正確な押印は徹底されており、管理職による日常的なチェックを実施している。</p>
<p>第10-III-4</p> <p>個人情報の取扱に関して外部業者との契約を徹底すべき。</p> <p>②部活動等で作られる名簿は学校として全てを把握し管理すべき。</p>	<p>個人情報の取り扱いについては、外部業者との契約が徹底されている。</p> <p>部活動等で作られた名簿は把握し、鍵付き保管庫で管理できている。</p>
<p>第10-III-6</p> <p>学校としてID・パスワードの変更を一元管理すべき。</p>	<p>定期的に校内セキュリティ研修を実施している。</p>
<p>第10-III-7</p> <p>私物パソコンの管理を徹底すべき。</p>	<p>私物パソコンの持込禁止は徹底されている。</p>
<p>第10-III-8</p> <p>①指導要録の管理をロッカーから耐火金庫へ変えるべき。重要書類の持出リストを作成し、紛失や滅失防止に努めるべき。</p>	<p>指導要録は耐火金庫に保管され、重要書類持出リストにより、管理している。</p>
<p>②パソコンからの印刷物の管理を徹底すべき。データの持出記録がとれるようパソコンの設定を行うべき。</p>	<p>セキュリティ実施手順などを周知徹底し、対策を行っている。</p>
<p>第10-III-9</p> <p>USBメモリの管理を徹底すべき。</p>	<p>原則として校内での個人USBメモリ使用</p>

	禁止。校務で必要な教職員は、管理職へ手続きの上、利用内容、利用場所を限定して、学校の USB メモリを貸出している。
第 10-III-10 文書ごとの帯出者リストを作成し管理すべき。『帯出可能文書』と「実際に帯出している文書」にある食い違いを一致させるべき。	「帯出可能文書」について帯出記録簿を作成し、管理している。
第 10-IV-2 マシニングセンタ本体の施錠をすべき。更に起動の電源も別部屋とすべき。	機器本体、電源盤、部屋を施錠し、それぞれの鍵は総合工学科管理室で管理している。
第 10-IV-2 アルミの作業屑の記録簿を作成し管理を徹底すべき。再利用の記録簿も不可欠である。	鉄屑などの不用物品については、管理記録簿を基に、必要に応じて業者に売却している。
第 10-IV-3 備品は管理番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。	「茨城県財務規則」「備品の現品確認実施要項」に則り、事務処理を行っている。(会計管理課主管)
第 10-IV-5 早急に実地棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべき。	定期的に棚卸を管理職とともに実施し、在庫と帳簿の記載内容は一致している。
第 10-II-2 県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを、県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべきである。	平成 23 年 4 月 1 日に、知事部局と共通の「総務事務支援システム」を導入し、現在も使用している。
第 10-IV-4 寄付受入を財務規定に則し適正に行うべき。	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」に則り、事務処理を行っている。
第 10-II-2 ②旅費については、「出張復命書」の提出後翌月までに精算して支給するよう努めるべき。	主管課において、速やかな予算令達に努めることとした。
第 10-III-1 個人情報の取扱いに関する現場レベルに対応したマニュアルが必要である。	<b>【前回の措置】</b> 「学校における生徒等に関する個人情報の

	<p>取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」に基づいて現場レベルに対応したマニュアルを作成することとした。</p> <p><b>【所管課の現状】</b>      前回の回答どおり、指摘事項の趣旨に添った対応をしている。</p>
<p>第10-III-3          学校長は、個人情報扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。</p>	<p><b>【前回の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」(平成17年3月24日茨城県条例第1号)及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」(平成17年4月茨城県教育委員会)で定められており、念書を取り交わす必要はないと考える。</li> <li>・学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱について周知しているが、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱について周知徹底することとした。</li> </ul> <p><b>【所管課の現対応】</b>          指摘事項の趣旨に添った対応をするよう、校長面談等の際に助言している。</p>

**【所見】**

前回の包括外部監査においては指摘事項が多数あったが、全般的に改善が図られていることが確認できた。ただし、若干の改善の余地がある項目もあるため、引き続き改善に努められたい。

(4) 水海道第一高等学校

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第10-III-1 バックアップ媒体は事務室の耐火金庫等に保管すべき。</p>	<p>平成24年度校舎新築の際、校内ネットワーク環境の整備に伴い、サーバを設置したため、バックアップ媒体自体存在しない。</p>
<p>第10-III-2 USBメモリ等の保存データの持出については原則不可とし、やむを得ず持ち出す場合は、持出管理表により管理すべき。</p>	<p>持ち出しは原則不可であるが、やむをえず持ち出す場合は、貸出簿で管理している。</p>
<p>第10-IV-2 ①薬品庫の鍵は、管理を徹底すべき。</p>	<p>事務室のキーボックスで保管している。</p>
<p>②薬品の点検実施の際は、薬品管理台帳の残量の記録を更新させるべき。</p>	<p>薬品点検において、残量を薬品管理台帳に記載している。</p>
<p>第10-II-2 県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを、県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべきである。</p>	<p>平成23年4月1日に、知事部局と共通の「総務事務支援システム」を導入し、現在も使用している。</p>
<p>第10-IV-1 寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に掲載すべき。</p>	<p>・「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」に則り、事務処理を行っている。</p>
<p>作者やタイトルを記載した名札等で当校にゆかりのある人々から寄付であることを在校生に紹介すべき。</p>	<p>・寄付者の意向を踏まえた上で、学校長判断により紹介している。</p>
<p>第10-III-3 学校長は、個人情報扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。</p>	<p>【前回の措置】 教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」(平成17年3月24日茨城県条例第1号)及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」(平成17年4月茨城県教育委員会)で定められており、念書を取り交わす必要はないと考える。</p>

	<p>学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱について周知しているが、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱について周知徹底することとした。</p> <p><b>【所管課の現対応】</b> 指摘事項の趣旨に添った対応をするよう、校長面談等の際に助言している。</p>
--	---

**【所見】**

前回の包括外部監査においては指摘事項が多数あったが、全般的に改善が図られていることが確認できた。ただし、若干の改善の余地がある項目もあるため、引き続き改善に努められたい。

(5) つくば特別支援学校

前回包括外部監査の指摘事項等	令和2年度時点での現状
<p>第10-I-1 団体費の出納も新たに現金出納帳を作成し適時に記載し現金残高の確認をすべき。</p>	<p>会計はすべて通帳を作成し、口座で管理している。現金残高がある場合は現金残高出納簿を作成することとしている。</p>
<p>第10-I-1 団体費会計についても学校の運営上で得た収入であることから適正に経理処理すべき。</p>	<p>寄付を受ける場合は、寄付受入手続きを行っている。</p>
<p>第10-I-3 講師謝金は、源泉徴収し納税しなければならない。</p>	<p>源泉徴収を行っている。</p>
<p>第10-I-3 給食費会計は適正範囲の繰越残高があつてしかるべきであり、無理して収支差額0にする必要はない。年度末に在庫表を作成すべき。</p>	<p>無理に収支差額を0としていない。在庫表については、毎年度末に作成している。</p>
<p>第10-II-2 ①旅費の支給をすべきか、自己負担か、については、その都度規定に沿って速やかに判断すべきことであり、予算残高によって後日判断すべき問題ではない。</p>	<p>出張前に判断している。</p>
<p>②「出張復命書」の提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。</p>	<p>翌月精算している。</p>
<p>③「出勤簿」と「出張復命書」とのチェックは正確に行う必要がある。</p>	<p>教職員へは正確な記入を促すとともに、管理職等によるチェックを適切に行っている。</p>
<p>第10-III-1 早急に文書情報を鍵つき書棚に保管すべき。職員室への部外者入退出記録を取るべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室で保管する個人情報の入った文書書棚には鍵を付け、鍵は各部主事が管理している。</li> <li>・部外者の職員室への入室は原則禁止しており、業者等は管理職等が個別に対応している。</li> </ul>

<p>第 10-IV-3 廃液も使用前薬品同様に鍵の付いた戸棚に保管する等厳重に管理すべき。</p>	<p>廃液も使用前薬品同様に鍵付きの棚に保管し、理科担当教員が厳重に管理している。</p>
<p>第 10-V-2 学校評価に関して、アンケート結果に対する検討と今後の対策について十分協議し、その過程や結論を議事録として明確に残して後日の確認資料とすること。改善策の実施は、常に進捗状況を把握して計画の実現に努めるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、学校評価の結果については、校内の経営企画会においてその成果と課題を十分に検証し、改善策について協議を行っている。</li> <li>・協議内容については、全職員で共有し、また、改善策については、進捗状況を把握し修正をしながら対応している。</li> </ul>
<p>I 経理処理 3 学校会計と団体会計との関係 ①教職員からの徴収が生徒（中・高）と同額であるのは、改善の余地がある。特に指導教員以外の教職員負担額は高くなってしかるべきである。</p>	<p>指摘を受けて以降は、教職員の徴収金額を増額し対応している。</p>
<p>第 10-II-2 県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを、県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべきである。</p>	<p>平成 23 年 4 月 1 日に、知事部局と共通の「総務事務支援システム」を導入し、現在も使用している。</p>
<p>第 10-IV-1 県は建物内にある備品の明細書を学校に提示し、管理を徹底するよう指導すべき。</p>	<p>建物取得時の建物内にある備品等について適切に管理するよう指導している。</p>
<p>第 10-III-3 学校長は、個人情報を取扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。</p>	<p><b>【前回の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は、「茨城県個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 3 月 24 日茨城県条例第 1 号）及び「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」（平成 17 年 4 月茨城県教育委員会）で定められており、念書を取り交わす必要はないと考える。</li> <li>・学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱いについて周知している</li> </ul>



	<p>が、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱について周知徹底することとした。</p> <p><b>【所管課の現対応】</b> 指摘事項の趣旨に添った対応をするよう、校長面談等の際に助言している。</p>
<p>第 10-I-3</p> <p>①教職員からの（給与食費の）徴収が生徒（中・高）と同額であるのは改善の余地がある。</p>	<p>現在、県立つくば特別支援学校の給食費は小学部 290 円，中学部・高等部 300 円，教職員 330 円となっている。</p>
<p>②民間業者に外注・市立の給食センターの利用・指定管理者制度の導入等をコスト削減のため検討すべき。</p>	<p>県立つくば特別支援学校の学校給食の実施にあたっては、児童生徒の食の安全確保を最優先し、障害の状態に応じた個別的な対応をとる必要があることから、市立給食センター等の利用については難しいと考えている。</p>

**【所見】**

前回の包括外部監査においては指摘事項が多数あったが、全般的に改善が図られていることが確認できた。ただし、若干の改善の余地がある項目もあるため、引き続き改善に努められたい。

### 3 前回の包括外部監査対象校から抽出した往査対象校の概要

#### (1)太田第一高等学校

学 校 名	茨城県立太田第一高等学校		
所 在 地	住 所	常陸太田市栄町 58 番地	
	郵 便 番 号	〒313-0005	
	電 話 番 号	0294-72-2115	
校 長 名	森 田 一 洋	創 立 年 月 日	明治 33 年 4 月 1 日
学 科	普通 (普通)		
生 徒 数 等	<b>【全日制】</b> (単位：人)		
	<b>区 分</b>	<b>平成 30 年度</b>	<b>令和元年度</b>
	生 徒 数	716	664
	教 員 数	57	59
	職 員 数	6	6
	<b>【定時制】</b> (単位：人)		
	<b>区 分</b>	<b>平成 30 年度</b>	<b>令和元年度</b>
	生 徒 数	18	16
	教 員 数	9	8
	職 員 数	1	1
目 指 す 学 校 像	<b>【全日制】</b> 自主的精神に満ちた、心身共に健康で、社会や国家に貢献し得る有為な人材の育成に努める。		
	<b>【定時制】</b> 自主的精神に満ちた、心身共に健康で、社会や国家に貢献し得る有為な人材の育成に努める。		
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)		
	<b>項目</b>	<b>平成 30 年度</b>	<b>令和元年度</b>
	歳 入 済 額	87,829,516	82,328,134
	支 出 済 額	158,041,940	148,889,572

公有財産の状況	令和元年度				
	項目	使用区分	面積	評価額	
	土地	学校敷地	60,682.00 m <sup>2</sup>	773,268,500 円	
	建物		14,625.14 m <sup>2</sup>	839,110,600 円	
	工作物			80,847,200 円	
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
		区分	件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	2 件		574,400 円
	使用許可	土地	7 件	○	円
			2 件		61,500 円
		建物	1 件	○	円
			2 件		77,004 円

(2)土浦第一高等学校

学 校 名	茨城県立土浦第一高等学校		
所 在 地	住 所	土浦市真鍋 4 丁目 4-2	
	郵 便 番 号	〒300-0051	
	電 話 番 号	029-822-0137	
校 長 名	植 木 邦 夫	創 立 年 月 日	全日制：明治 30 年 4 月 7 日 定時制：昭和 23 年 4 月 1 日
学 科	普通（普通）		
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	962	952
	教 員 数	59	59
	職 員 数	9	9
	【定時制】 (単位：人)		
	区 分	平成 30 年度	令和元年度
	生 徒 数	96	89
	教 員 数	10	10
	職 員 数	1	1
目指す学校像	<p>・豊かな人間性の涵養と人格の形成を図り，次代をリードする高い知性とたくましい心身を有し，社会の発展に貢献できる人材の育成を目指す。</p> <p>・教職員の共通理解の下，生徒一人一人のより高いレベルでの進路実現を目指し，地域社会の期待に応える進路指導を実践する。</p>		
歳入・歳出決算状況	(単位：円)		
	項目	平成 30 年度	令和元年度
	歳 入 済 額	124,410,897	124,098,511
	支 出 済 額	205,622,434	164,355,466

公有財産の状況	令和元年度				
	<b>項目</b>	<b>使用区分</b>	<b>面積</b>	<b>評価額</b>	
	土地	学校敷地	49,689.24 m <sup>2</sup>	1,023,597,900 円	
	建物		16,184.36 m <sup>2</sup>	1,787,041,658 円	
	工作物			120,181,656 円	
借受、貸付及び使用許可	令和元年度				
	<b>区分</b>		<b>件数</b>	<b>無償</b>	<b>有償</b>
	借受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸付	土地	4 件		3,802,645 円
		建物	件		円
	使用許可	土地	4 件	○	
			2 件		51,000 円
		建物	1 件	○	円
			3 件		433,302 円

(3)勝田工業高等学校

学 校 名	茨城県立勝田工業高等学校			
所 在 地	住 所	ひたちなか市松戸町 3-10-1		
	郵 便 番 号	〒312-0016		
	電 話 番 号	029-272-4351		
校 長 名	深 谷 靖	創 立 年 月 日	昭和 37 年 4 月 1 日	
学 科	工業（総合工学）			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	705	708	
	教 員 数	57	58	
	職 員 数	13	13	
目指す学校像	教育活動全体を通して、心身ともに健康で豊かな人間性を備えた生徒の育成を図る。また、ものづくり教育を通して、グローバルな視点を持ち対応できる創造力を備え、地域や産業社会に誇りと愛着を持ち貢献できる生徒、自らの将来像を明確にイメージし、その実現のために具体的に行動できる生徒の育成を目指す。			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	86,469,885	87,989,883	
	支 出 済 額	160,283,051	155,952,076	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	65,411.56 m <sup>2</sup>	1,216,567,200 円
	建 物		18,584.00 m <sup>2</sup>	1,340,737,108 円
	工 作 物			87,530,200 円

借受, 貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	3 件		1,134,004 円
		建物	件		円
	使用許可	土地	2 件	○	円
			1 件		11,795 円
		建物	2 件		41,395 円

(4)水海道第一高等学校

学 校 名	茨城県立水海道第一高等学校			
所 在 地	住 所	常総市水海道亀岡町 2543		
	郵 便 番 号	〒303-0025		
	電 話 番 号	0297-22-0029		
校 長 名	海老沼 洋	創 立 年 月 日	明治 33 年 4 月 1 日	
学 科	普通 (普通)			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	827	827	
	教 員 数	62	61	
	職 員 数	5	5	
目指す学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を担う人材を育成する学校</li> <li>・地域に貢献する学校</li> </ul>			
歳入・歳出決算 状 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	104,755,168	105,379,126	
	支 出 済 額	155,170,587	154,452,435	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	39,285.00 m <sup>2</sup>	573,010,900 円
	建 物		14,480.79 m <sup>2</sup>	1,773,762,300 円
	工 作 物			133,182,000 円



借受、貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	1 件	○	
			5 件		3,395,386 円
	使 用 許 可	土地	1 件	○	
			2 件		16,500 円
		建物	5 件		564,884 円

(5)つくば特別支援学校

学 校 名	茨城県立つくば特別支援学校			
所 在 地	住 所	つくば市玉取 2100		
	郵 便 番 号	〒300-3255		
	電 話 番 号	029-877-0220		
校 長 名	十 河 克 次	創 立 年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	
学 科	小学部・中学部・高等部本科			
生 徒 数 等	【全日制】 (単位：人)			
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	
	生 徒 数	399	356	
	教 員 数	216	203	
	職 員 数	12	11	
目指す学校像	<p>○子どもが笑顔 教職員が笑顔 笑顔輝く学校</p> <p>○登校すること 学習することが楽しい学校</p> <p>○安心して生活できる安全意識の高い学校</p>			
歳入・歳出決算 状 況	(単位：円)			
	項 目	平成 30 年度	令和元年度	
	歳 入 済 額	494,702	226,575	
	支 出 済 額	117,261,387	102,432,500	
公有財産の状 況	令和元年度			
	項 目	使用区分	面積	評価額
	土 地	学校敷地	35,157.43 m <sup>2</sup>	278,724,600 円
	建 物		11,673.17 m <sup>2</sup>	2,130,635,100 円
	工 作 物			116,121,036 円

借受, 貸付及び 使用許可	令和元年度				
	区分		件数	無償	有償
	借 受	土地	件		円
		建物	件		円
	貸 付	土地	件		円
		建物	件		円
	使用許可	土地	2件		86,372円
		建物	件		円

【往査日等】

監査対象となった県立学校への往査日及び担当者は、次のとおりである。

No.	学校名	往査日	担当者
1	茨城県立太田第一高等学校	R2.11.9	坂本(和)
2	茨城県立土浦第一高等学校	R2.11.11	
3	茨城県立勝田工業高等学校	R2.11.13	
4	茨城県立水海道第一高等学校	R2.11.10	
5	茨城県つくば特別支援学校	R2.11.12	